

那霸市公報

第1810号 その2

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那霸市泉崎1丁目1番1号

那霸市総務部総務課

目 次

◇監査委員公表◇

○令和3年度包括外部監査の結果について（公表）…………… 378

監査委員公表

那監公表第1号
令和4年4月15日
掲示済

那覇市監査委員	渡口勇人
同	宮城哲
同	城間貞
同	奥間亮

令和3年度包括外部監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告書の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 表示数値
報告書の表の合計（または差額）は、単位未満の端数の関係で、総数と内訳の合計（または差額）とが一致しない場合がある。

2. 省略用語
本文中に使用している略語は次のとおりである。

解説	正式名称
総合戦略	第2期那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略
総合計画	第5次那覇市総合計画

3. 語句の説明（指摘と意見）
本報告書においては、監査人の発見事項を「指摘」と「意見」に区分して記載している。「指摘」及び「意見」の内容は次のとおりである。

指摘	合規性に違反する事項（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）、あるいは社会通念に著しく適切性を有していないと判断される事項
意見	「指摘」以外で、有効性・経済性・効率性・正確性の観点から、監査人が改善を要望する事項

令和3年度
包括外部監査結果報告書

「人口減少・少子高齢化関連事業に係る
財務事務の執行について」

那覇市包括外部監査人
公認会計士 木戸秀徳

目次

第4. 関連するその他の計画	32
第5. 開通指標に基づく現状の把握	33
第5章 監査の結果及び意見（総論）	36
第1. 全般的意見及び提言	36
全般的意見1. 総合戦略の作成方法について	36
全般的意見2. 適切な事業の評価に向けて	43
全般的意見3. 那覇市觀光協会のあり方について	49
全般的意見4. コロナ禍における施設が変な対応	56
全般的意見5. 補助事業における検査について	58
全般的意見6. 全行业的に検討すべき事項について	61
全般的意見7. 保育士確保の施策について	67
第2章 個別事業の監査結果まとめ	74
1. 成果指標に関する問題点	74
2. PDCAサイクルの実施にあたっての問題点	76
3. 予算の積算及び執行に関する問題点	79
4. 補助金事業に関する問題点	79
5. 委託事業に関する問題点	84
6. 令和元年度の包括外部監査における発見事項への対応状況	87
7. その他	87
8. 発見事項の総数	88
第6章 監査の結果及び意見（個別事業）	89
第1. 総合戦略における事業	89
1. 待機児童解消等加速化事業	89
2. 老朽化保育所改築等事業	93
3. 潜在保育士復職支援事業	97
4. 保育士確保対策事業（離職抑制分）	101
5. 保育士転職受験者支援事業	106
第1章 監査の概要	1
第1. 監査の概要	1
第2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
第3. 監査対象期間	2
第4. 監査実施期間	2
第5. 監査対象部局	2
第6. 監査從事者	3
第7. 利害関係	3
第2章 監査の方針	4
第1. 監査の要点	4
第2. 監査の視点（個別事業の監査）	4
第3. 監査手続	5
第3章 監査の対象となる事業	7
第1. 監査対象事業の選定	9
1. 総合戦略からの選定	9
2. 総合計画からの選定	11
第4章 人口減少・少子高齢化関連施策の概要	13
第1. まち・ひと・しごと創生総合戦略	13
1. まち・ひと・しごと創生総合戦略の経緯	13
2. まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要	13
第2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要	15
1. 総合戦略の概要	15
2. 那覇市総合計画の概要	24
1. 那覇市総合計画の概要	24
2. 総合計画における人口減少対策関連の記載	28

6. 認可外保育施設等保育の質向上事業	112
7. 認可外保育施設等の環境整備事業	116
8. 認可外保育施設支援事業	123
9. ナノホイク案内人（ナビィ）設置事業	128
10. 利用保育事業	133
11. 一時預かり事業（認可）	137
12. 教育職員充実事業	144
13. 認可外保育施設・絵本読み聞かせ実施事業	149
14. 幼児教育無償化実施日済化事業	155
15. 施設等利用料付費（特定子ども・子育て支援施設）	159
16. 妊婦健診事業	163
17. 不妊に悩むへの特定治療支援事業	168
18. 女性センター管理運営事業	173
19. 子育て世代包括支援センター（基本型）運営事業	177
20. 地域子育て支援拠点事業（公認）	181
21. 地域子育て支援拠点事業（認可）	185
22. 男童クラブ運営補助金	188
23. 地域学校協働活動推進事業	217
24. 基礎学力向上のための学習支援事業	221
25. 子供の貧困緊急対策事業	226
26. 子ども者添支援員（スクールソーシャルワーカー）配置事業	240
27. 独立支援教室（ほぎほ学校）事業	244
28. こどものみらい応援プロジェクト行内施設事業	248
29. プロ野球等キャンプ支援事業	252
30. プロ野球キャンプにぎわい創出事業	258
31. 外国人観光客受入整備事業	263
32. 国際通りランジットマイル推進事業	270
33. マグワーラン合案内所事業	277
34. 地域未来投資事業	283
35. 企業立地促進奨励助成事業	296
36. なはし劇場・読職サポートセンター運営事業	302
37. 中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業	310
38. 那霸市農業次世代人材投資事業	316
第2. 総合戦略以外の事業	321
39. 延長保育事業	321
40. 児童クラブ賃借料補助金	331
41. 待機児童対策特別事業（認可外）	336
42. 宇栄原小区児童クラブ活動拠点整備事業	342
43. 一時預かり事業（幼稚園型）	348
44. 発達支援保育事業（こども園分）	355
45. 神原小区児童クラブ活動拠点整備事業	359
46. 放課後児童クラブ利用料懸念事業	365
47. 保育士正規雇用化促進事業	369
48. 放課後児童支援員等の処遇改善事業	373
49. 大道こども園構造改築事業	382
50. 保育士終給式授給付事業	387
51. 観光協会運営補助金	391
52. 那霸大綱祭保存補助金	397
53. 観光まちづくり整備補助事業	401
54. 観光案内所運営補助金	408
55. 小口資金融資事業	418

(参考資料)
那霸市の補助金に関するガイドライン

第1章 監査の概要

第1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

人口減少・少子高齢化関連事業に係る財務事務の執行について
 テーマの選定理由
 我が国は人口急減・少子高齢化及び東京圏への人口集中という大きな課題に直面している。人口減少・少子高齢化の進行は、国内需要の減少による経済成長の縮小、労働力不足、現役世代への社会保障費負担増、財政への悪影響等、様々な問題点を生じさせることになるため、その進行をくい止める必要がある。
 このような状況を踏まえ、以下の3点の理由から人口減少・少子高齢化関連事業を監査テーマとして選定したものである。

(1) 那覇市において人口減少・少子高齢化が進行している
 市における人口に関する状況であるが、総合戦略によれば、2020年をピークに人口は減少に転じると推定されており、また、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は既に減少局面に入っているため、市においても人口減少・少子高齢化が進行しており、そのため対策が必要な状況であると考えられる。

(2) 市民の要請が高い
 市のウェブサイトで公表されている「平成30年度（第23回）那覇市民意識調査報告書」によれば、市民へのアンケートによる各政策の重要度調査の結果、市民が最も重要なと考える政策が『子育てが楽しくなるまちづくり』とされており、人口減少・少子高齢化関連事業の主要な一つに含まれる子育て支援事業については、市民の要請が非常に高いと考えられる。

(3) 市長の重要な施設である
 市のウェブサイトで公表されている「令和2年度施政方針」によれば、市長の重要な施設として、人口減少・少子高齢化関連事業の主要な一つに含まれる子ども政策が挙げられている。
 【令和2年施政方針 振跡】
 <子どもたちの笑顔を求めて>
 這えば立て 立てば歩め の親心
 この言葉には、子どもの成長を楽しみに待ちかねている親の娘子が見てとれます。我が

子に向けられるその温かな眼差しを、私たち大人は、未来を生きるすべての子どもたちに注いでいかなければなりません。

子どもの貧困対策の推進については、法改正により、「子ども「将来」だけではなく現在」に目を向けるなど、目的及び基本理念の充実が図られました。子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう取り組むなければなりません。

また、好調な県経済などを背景に、女性の就業機会が増えたことなどにより、保育需要が高まりました。保育施設の整備により、着実に保育定数の拡大を図っております。児童教育・保育の無償化により、経済的な支障の範囲が広がりました。また、本市はすべての公立幼稚園が認定こども園へと移行し、幼保の分け隔てなく、教育・保育を一体的に行っております。さらに、利用が広がってきたら・ら・ら・ステーションを通して、小さな声も拾い上げてきました。

子どもの貧困対策を総合的に推進するとともに、待機児童解消に向けて、引き継ぎ、保育施設及び保育士の確保対策に全力を擲げ取らんでまいります。また、妊娠期から保育・児童教育にわたる切れ目のない支援の継続と、さらなる質の向上、充実を図ります。

私の重要な一つである子ども政策については、従前にも増して全力を傾け、子ども

の笑顔があふれるまちづくりを進めてまいります。

（※下線は監査人が記載）

第3. 監査対象期間

原則として、令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

第4. 監査実施期間

令和3年4月1日～令和4年3月1日

第5. 監査対象部局

1. こどもみらい部、学校教育部、経済福光部、生涯学習部、福祉部、健康部、総務部
 証査対象として選定した事業を所管する部局である。

第6. 企画財務部企画調整課

総合戦略及び総合計画の概要把握のために監査対象とした。
 また、「那覇市の補助金に関するガイドライン」の概要及び運用方法を把握するために、運用所管部局である当課を監査対象とした。

3. 一般社団法人那覇市観光協会
 証査対象事業のうち複数事業において、那覇市観光協会に対して補助金及び委託費が交付されていたため、監査人が直接往査する必要性があると判断した。

第6. 監査從事者

包括外部監査人	公認会計士	木戸 索穂
監査補助者	公認会計士・税理士	友利 勉太
	公認会計士・税理士	原田 泰人
弁護士		高畠 千恵子

第7. 利害関係
包括外部監査人及び監査人補助者は、外部監査の対象とした事件に関して、地方自治法第252条の29の規定により利益すべき利害関係はない。

第2章 監査の方針

第1. 監査の要点

包括外部監査の趣旨が、「自治体が最少の経費で最大の効果を挙げるべく事務処理をしているか」(地方自治法第2条14項)を検証することである点を踏まえ、主に、以下の事項を監査要点に設定した。

(1) 合規性

- ・補助事業の事務手続は、法令、規則、補助金交付要綱及び市が定める補助金の運用ルール等に準拠しているか。
- ・委託事業等の契約事務手続は、法令、規則、契約及び仕様書等に準拠しているか。
- ・予算の執行に係る基盤、検査確認は、正しく行われているか。
- ・国や県への報告事務に限りはないか。
- ・その他、事務の執行は周延する法令等に準拠しているか。

(2) 有効性

- ・事業内容が総合戦略や総合計画に整合し、また、両者の関連性が明確か。
- ・事業の目的を達成するために、適切な成果指標が設定されているか。
- ・事業の実施内容が、目的を達成するために適切な内容となっているか。
- ・事業が事業計画にそつて実施されているか。
- ・事業実施後に、効果の測定を適切に実施しているか。
- ・事業の実施により把握された課題について、次年度以降の事業計画に適切に反映しているか。
- ・コロナウイルスの流行等、事業環境の変化に対応して適切に事業内容を修正しているか。
- ・他部署や県との連携は適切に実施されているか。

(3) 經済性・効率性

- ・事業予算の見直りは適切かつ、効率的な金額となっているか。
- ・事業費について費用対効果を分析しているか。
- ・費用対効果の分析結果について、次年度以降の事業計画や事業予算に適切に反映しているか。
- ・成果が見込まれない事業が继续していないか。
- ・他事業との重複や、合理的でない細分化はないか。
- ・予算執行率に異常点はないか。

(4) 正確性

- ・資料は事実に基づき正確に作成されているか。

第2. 監査の想点（個別事業の監査）

第1.に記載した監査要點や「地方公共団体包括外部監査に関する監査手続例（公会計委員会研究報告第11号 日本国際会計士協会）等を参考として、個別事業の監査における主な想点を以下のとおりに整理した。

(1) 事業内容の把握

- ・事業の内容、目的及び必要性について把握する。
- ・事業の成果及び今後の課題を把握する。
- ・類似事業の有無を確認する。

(2) 成果指標

- ・成果指標を把握する。
- ・成果指標の目標値は合理的に設定されているか。
- ・成果指標の実績値は適切に集計されているか。

(3) PDCAサイクル

- ・成果指標に基づき事業の効果を測定しているか。
- ・成果指標について目標値と実績値の差異理由を分析しているか。
- ・効果測定結果を次年度以降の事業計画に反映しているか。

(4) 予算の策定・執行

- ・予算額算定方法及び予算額算定期は、事業を効果的・効率的に実施するという観点から適切か。
- ・予算執行率に異常点は無いか。

(5) 补助金

- ・補助対象が要綱等に定める交付目的に合致しているか。
- ・補助金の申請、決定、交付等の手順は定められた手順によっているか。
- ・補助金に係る事務は「那覇市の補助金に関するガイドライン」に準拠しているか。（※）
- ・補助金の算定期方式及び交付時期について、要綱等を遵守しているか。
- ・補助事業実施後に遅延に実施報告がなされているか。また、市が実施報告を適切に検査しているか。
- ・補助事業の効果測定を行っているか。また、効果測定結果を次年度以降の事業計画に適切に反映しているか。

（※）那覇市の補助金に関するガイドラインの概要

（なお、本ガイドラインは参考資料として監査報告書に添付する。）

1. ガイドライン設定の基準	補助金については、その主要な財源が市民の税金であり、市における厳しい財政状況の中、全市的な事務事業の見直しを進める中においても、「選択と集中」の視点から、これまで以上に徹底した見直しを進める必要がある。そのため、ガイドラインを策定し、補助とは、あくまで自主的に公益的な事業を行うことに対する行政からの「支援」であるという考え方を明確にして、補助金の適正化を強く推し進めていくこととした。						
2. 補助金交付における見直し基準	次の視点でゼロベースから検証を行い、補助金の適正化を図る。						
(1) 基本的な視点	<ul style="list-style-type: none"> ① 必要性 ② 公益性 ③ 有効性 ④ 公平性 						
(2) 財政的な視点	<ul style="list-style-type: none"> ① 会計処理 ② 补助金の対象 ③ 补助率等 ④ 补助の統制 ⑤ 补助の削減 ⑥ 补助金の交付・返還 ⑦ 补助の透明性 						
3. 補助金の適正化	補助金の適正化に向けて、全ての補助金について、ガイドラインの交付基準を遵守しているか検証を行う。補助事業を個別に精査した上で、廃止・削減・統合・改善の4つの方向性により見直しを図ることとする。						
4. 补助金適正化チェックシートの位置付け	<p>本ガイドラインに規定している補助金の見直し基準等が反映された「補助金適正化チェックシート」がNo.1とNo.2の2種類存在する。</p> <p>本ガイドラインの運用担当責任部署である企画財務部企画調整課において毎年作成し、補助金適正化チェックシート（No.1）は事業の実施計画策定期に事業担当部署において毎年作成し、補助金適正化チェックシート（No.2）は、補助事業の織網の適否をゼロベースで検証するために3年</p>						

年に企画調査課で作成する運用としている、とのことであった。

(6) 委託契約

- ・ 委托理由に合理性があるか。(市が目前で実施する場合のコストや効果と比較分析した上で委託しているか。)
- ・ 委託者選定が適法、かつ、妥当であるか。(指名競争入札や随意要約の場合、その理由が妥当であるか。また、一般競争入札ではない、契約であっても、相見積もりを取る等、効率的な予算執行の努力を講じているか。)
- ・ 委託料の予算概算額は適切な水準になっているか。
- ・ 契約にあたって必要な手続が全て実施され、作成が必要な書類が全て作成されているか。
- ・ 契約変更が生じている場合、変更内容が妥当か。
- ・ 目的に沿った契約内容となるよう、仕様書が作成されているか。(実施報告書の検査を適切に実施しているか。)

(7) コロナ禍への対応

- ・ コロナ禍において面機会が変な対応ができるか。

(8) 令和元年度包括外部監査における発見事項への対応状況

- ・ 今回の監査対象となつた事業の中に令和元年度包括外部監査の対象となつていた事業(一括交付金事業)があるため、令和元年度の包括外部監査における発見事項への対応状況を確認する。

第3. 監査手続

実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- (1) 監査対象事業の選定
- ・ 総合職務や総合計画をはじめとした監査テーマに関連する市の計画を入手し、概要を把握した。
- ・ 総合職務及び総合計画に含まれる事業の一覧表を入手し、監査テーマに関連する事業を抽出し、監査対象事業として選定した。
- ・ 総合職務や総合計画と監査の事業との関連性が適切であるかどうかについて、資料の閲覧や関連部署への質問により確認した。

第3章 監査の対象となる事業

第1. 監査対象事業の選定

1. 総合戦略からの選定

市では、人口減少・少子高齢化に対応するための計画として総合戦略が策定されている。
そして、総合戦略では基本目標として「①こども・子育て世代の定着促進」「②希望と活力あふれる雇用の維持・創出」「③健康で次世代を支えるシニアの増加」の3つの目標を定めた上で、それぞれの基本目標に対して施策を設定している。(総合戦略の詳細は、第4章 第2. で後述。)

ここで、人口減少・少子高齢化に対応するための施策として、監査人が最も重要だと考えるのが「妊娠・出産・子育てに關注する施策」と「産業活性化に關注する施策」の2つである。その理由は次のとおりである。

- ・ 人口減少・少子高齢化に対応するには、まずは出生率を上昇させなければならないと考えるが、妊娠・出産関連の施策は出生率の増加に直結すると考えられる。
- ・ 子育てしやすい環境を整備することで、出生率の増加や子育て世代人口の流入増加・定着率上昇に繋がるものと考えられる。
- ・ 産業が活性化することにより、市内の経営者や従業員者が増加し、また、市民の所得が増加するため、子育て世代人口の流入増加・定着率上昇に繋がるものと考えられる。

以上の考え方に基づき、総合戦略のうち、次の施策に含まれる事業で、令和2年度の予算実額が1百万円以上ものものを監査対象とした。

- ・ 「施策の方向性1 子育てが楽しくなるまち『なは』」に含まれる事業
- ・ 「施策の方向性2 希望と活力あふれる暮らし続けるまち『なは』」のうち、施策体系1. 産業創造に含まれる事業

抽出された事業は以下のとおりである。(事業数38)

(単位：百万円)

No.	事業名	担当部署	総合計画 の施設	予算額 実額	予算額 行額	絏済観光部・都市基盤課	絏済観光部・都市基盤課	絏済観光部・都市基盤課	絏済観光部・都市基盤課	絏済観光部・都市基盤課	絏済観光部・都市基盤課
施策の方向性1 子育てが楽しくなるまち『なは』											
1	待機児童解消等加速化事業	こどもみらい部・こども政策課	施策21	362	281						
2	老朽化保育施設改築等事業	こどもみらい部・こども政策課	施策21	46	0						
3	看保育士待遇改善事業	こどもみらい部・こども政策課	施策21	1	0						
4	保育士補助扶助事業(離職抑制割)	こどもみらい部・こども政策課	施策21	86	81						
5	保育士試験受験者支援事業	こどもみらい部・こども政策課	施策21	2	2						
施策の方向性2 希望と活力あふれる暮らし続けるまち『なは』											
1. 商業創造											
29	プロ野球キャンプ等支援事業	絏済観光部・觀光課	施策31	71	69						
30	プロ野球キャンプにぎわい創出事業	絏済観光部・觀光課	施策31	19	9						
31	外国人観光客受入整備事業	絏済観光部・觀光課	施策31	26	24						

32	国際通りトランジットマイル制度金事業	経済観光部・なはまち振興課	施設39	2	2	50 保管士継続応援給付事業 51 観光協会運営補助金 52 那覇大綱挽保存会補助金 53 観光まちづくり整備補助金 54 観光案内所運営補助金 55 小口資金拠資事業	こどもみらい部・こどもみらい課 経済観光部・観光課 経済観光部・観光課 経済観光部・観光課 経済観光部・高一鹿水課 経済観光部・高一鹿水課	施設21 19 33 18 14 30 24
33	マテグー総合案内所事業	経済観光部・なはまち振興課	施設39	7	6			
34	地塊未来投資事業	経済観光部・商工農水課	施設33	23	20			
35	企画立地促進奨励扶助事業	経済観光部・商工農水課	施設32	1	1			
36	なは1・創業・就職サポ・トセントー運営事業	経済観光部・商工農水課	施設33	10	10			
37	中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業	経済観光部・商工農水課	施設33	3	1			
38	那覇市農業次世代人材投資事業	経済観光部・商工農水課	施設34	15	15			

2. 総合計画からの選定
総合計画に含まれる事業一覧を入手して閲覧したところ、総合戦略には含まれていないものの、「妊娠・出産・子育てに賛同する施策」又は「産業活性化に関連する施策」に該当すると考えられる事業が存在したため、このうち令和2年度の予算執行額が5百万円以上の事業を監査対象とした。

抽出された事業は以下のとおりである。(事業数17)

(単位:百万円)						
事業No.	事業名	担当部課	総合計画の施設	予算実績額	予算執行額	
39	延長保育事業	こどもみらい部・こどもみらい課	施設21	117	71	
40	児童クラブ賃借料補助金	こどもみらい部・こどもみらい課	施設21	54	54	
41	特機児童対策特別措置法(認可外)	こどもみらい部・こどもみらい課	施設21	72	52	
42	宇突原小区児童クラブ活動拠点整備事業	こどもみらい部・こどもみらい課	施設21	58	58	
43	一時預かり事業(幼稚園型)	こどもみらい部・こどもみらい課	施設21	8	6	
44	育達支援保育事業(園分)	こどもみらい部・こどもみらい課	施設21	28	25	
45	神原小区児童クラブ活動拠点整備事業	こどもみらい部・こどもみらい課	施設21	52	51	
46	放課後児童クラブ利用料減免事業	こどもみらい部・こどもみらい課	施設21	24	21	
47	保育士配置用化粧室事業	こどもみらい部・こどもみらい課	施設21	24	22	
48	放課後児童支援員等の派遣改善等事業	こどもみらい部・こどもみらい課	施設21	225	210	
49	大連こども園障がい者事業	こどもみらい部・こどもみらい課	施設21	210	81	

第4章 人口減少・少子高齢化対応施策の概要

第1. まち・ひと・しごと創生総合戦略

1. まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の経緯

※ 内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」ウェブサイトより

総務省の国勢調査結果によれば、我が国の最終人口は平成20年の1億2,808万人をピークに減少に転じ、今後加速度的に進むことが予想されている。特に、地方では若い世代が大都市圏へ流出する傾向にあるため、人口減少は地方から進んでいく。人口減少に伴う高齢化の結果、経済規模が縮小し経済社会にも影響を与えるため、地方における経済社会への影響が懸念されるところである。

また、東京圏への人口が過度に集中しているが、東京は地方に比べて出生率が低いこともあり、東京圏への人口一極集中が日本全体の人口減少に繋がっている。

このような状況を打破するため、平成26年12月に、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及びこれを実現するため、今後5か年の目標や施策を基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」がとりまとめられ、閣議決定された。

2. まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

※ 内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」ウェブサイトより

(1) まち・ひと・しごと創生長期ビジョンの概要

1. に記載した現状の課題（人口減少、東京一極集中）を踏まえ、①東京一極集中の中止、②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、③地域の活性化に即した地域課題の解決、の3つの基本的視点から課題に対応することとする。

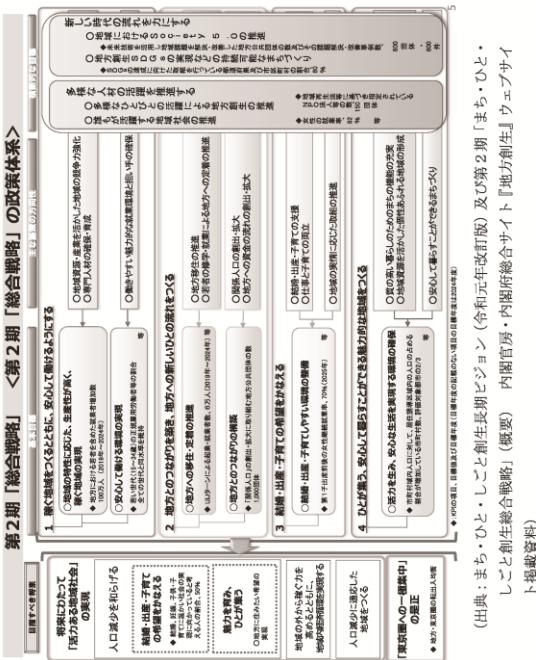
(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、「長期ビジョン」を踏まえ、5ヵ年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものである。第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略は平成27年度～令和元年度の期間で策定されており、現在は第2期の計画期間に入っている。(第2期の計画期間は令和2年度～令和6年度)

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要は以下のとおりであり、地方活性化や出

産・子育ての環境整備等が基本目標として設定されている。

第2期「総合戦略」<第2期「総合戦略」の政策体系>



(出典：まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）及び第2期『地方創生』ウェブサイト
ト掲載資料)

第2. 那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

1. 総合戦略の概要

まち・ひと・しごと創生法第10条によれば、市町村は国や県のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地域の実情に応じた『市町村版まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定する努力義務が課せられている。

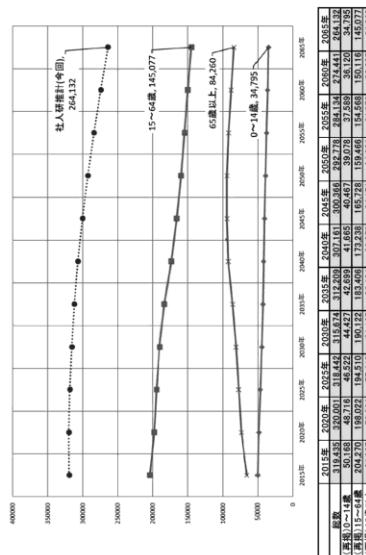
これを踏まえ、市では『第2期那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略』(以下、総合戦略と言う)が策定されており、市のウェブサイトにも掲載されている。

以下、総合戦略の概要を記載する。

(1) 人口ビジョン

- ・ 市の総人口は、2030年頃をピークに減少に転じると推計される。年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は既に減少局面に入り、65歳以上の人口も2050年頃には減少に転じると推計される。

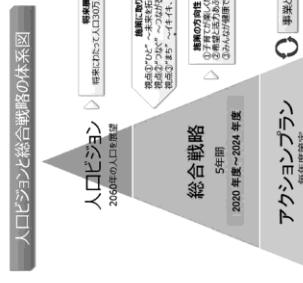
図表1 那霸市の将来人口の推計



(出典：第2期那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

(2) 総合戦略

- ・ 第2期総合戦略の計画期間は令和2年度～令和9年度までの8年間とし、目標値の達成年度は令和6年度としている。
- 進行管理は、「施策の方向性」に達成目標、施策の中項目に「重要業績評価指標（KPI）」を設定することで実施する。また、総合戦略の施策を具体化する事業を取りまとめた那霸市版総合戦略アクションプランを毎年度策定し、効果検証を行うPDCAサイクルを確立する。



(出典：第2期那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

- ・ 出生数の減少傾向が続き、死亡数が増加していることから、人口の自然増は縮小している。

次に、日本人の市外への転出数があまり変わらない一方で転入数が減少し続けているた

め、社会城が大きくなっている。

那霸市人口ビジョンにおいて掲げた長期目標及び3つの基本目標を達成するため、総合戦略の計画期間中の取り組みの方向性として、3つの「施策の方向性」を定め、総合戦略の基本目標とする。また、その施策の方向性がめざしている将来の姿はつきりと示すため「達成指標」及び「めざそう値」を設定する。

また、施策の方向性ごとに、具体的な施策体系を策定し、施策体系には重要業績評価指標（KPI）を設定することで、進捗管理を行う。

① 施策の方向性 1 子育てが楽しくなるまち「なは」

達成指標	現状値 (H30年)	めざそう値 (R6年)
本市における子育て支援の取り組みについて満足している市民の割合	56.3%	76.0%
0～9歳の純移動数	転出超過224人	移動均衡

【施策体系】

1. 経済・家庭・出産・子育てから就学に至るまでの支援
 - (1) 保育サービスの需要に対応した供給確保
 - (2) 就学前児の教育・保育の質の確保
 - (3) 多様な保育サービスの充実
 - (4) 妊娠・出産等に対する支援

重要業績評価指標(KPI)	現状値 (H31.4)	目標値 (R6年)
待機児童数	250人	76.0%

2. 子育てに希望が持てる環境の醸成

- (1) 働き方を見直し社会全体で支える子育て環境の整備
- (2) NPOや地域の子育て人材等との連携による子育て支援策の推進
- (3) 子育てに希望がもてる情報の発信
- (4) 中心市街地への子育て世帯の誘導
- (5) 子どもの貧困対策の推進

重要業績評価指標(KPI)	現状値 (R1.9)	目標値 (R6年)
多子世帯及びひとり親世帯の市営住宅への新規入居世帯数	143世帯	161世帯

② 施策の方向性 2 希望と活力あふれ暮らしづけるまち「なは」

達成指標	達成指標	現状値	めざそう値 (R6年)
住み心地が「住みよい」と感じる市民の割合		65.2%	70.0%
従業員数		157,391人	164,000人
転入者数（日本人）		14,670人	H30年の水準以上

【施策体系】

1. 産業創造
 - (1) 那霸市の特色に応じた成長産業分野のさらなる成長促進
 - (2) 創業支援、企業移転等による新たな雇用の創出
 - (3) 地元企業の競争力の維持・向上

重要業績評価指標(KPI)	現状値	目標値 (R6年)
新規事業新規設立数	1,159事業所	1,200事業所
付加価値額	637,394百万円	872,300百万円

2. 人材育成の推進

- (1) 教育プログラムを通じた“グローカル”な人材育成の推進
- (2) 幅広い世代のキャリア形成や就労支援の推進
- (3) 生活者となる外国人の支援

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値 (R6年)
沖縄県学力到達度調査	県平均値を上回る値	H30

小中学校とも沖縄県平均を1.5～4.0点又はそれよりも上回ること

3. 安心安全快適なまちづくり
 - (1) 誰もが移動しやすいまちをつくる
 - (2) 家族の介護を抱えている方が安心して暮らせるまちをつくる

(3) 高齢者が安心して暮らせるまちをつくる

重要業績評価指標(KPI)	現状値 (H28年)	目標値 (H6年)
公共交通機関(市内線バスとモノレール)利用者数	2,262万人	3,134万人

4. まちの魅力の向上
(1) まちの魅力をPRする
(2) まちの魅力を磨く

重要業績評価指標(KPI)	現状値	目標値 (H6年)
高度利用を可能とする都市計画法や建築基準法の活用件数(面積)	—	令和元年度を軸点として増加させる

(3) 施策の方針性 3 みんなが健健康で協働するまち「なは」

達成指標	現状値	めざすうら (H6年)
健康寿命の延伸	健康寿命 (H28年) 男性 71.98 年 女性 75.46 年 平均寿命 (H27年) 男性 80.27 年 女性 87.44 年	健康寿命の增加 年数→平均寿命 の增加年数
まちづくり活動に参加している市民の割合	31.7% (H30年)	38.1%

【施策体系】

1. 健康・長寿おきなわの復活

(1) 生涯を通じた健健康づくりの推進

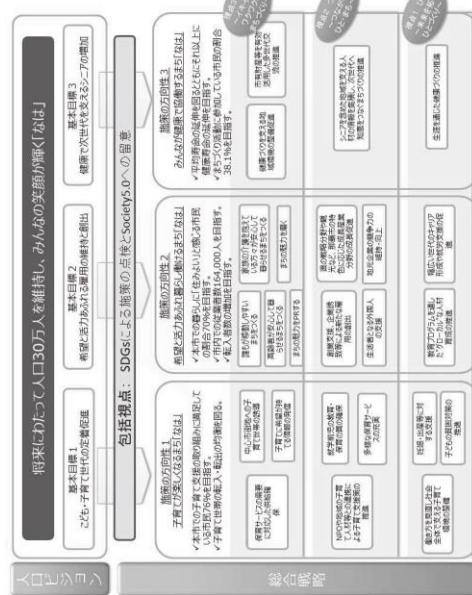
重要業績評価指標(KPI)	現状値 (H30.9)	目標値 (H6年)
シニアボランティア登録者数	119人	500人

(出典：第2期那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略)

2. 協働によるまちづくり
(1) 市有財産等を有効活用した多世代交流の推進
(2) シニアを含めた地域を支える人材の情報を集積し、次世代へ知恵をつなぐまちつくりの推進

重要業績評価指標(KPI)	現状値 (H31.2)	目標値 (H6年)
協働大使委嘱者数	1,036人	1,427人

※ 総合戦略の施策の体系と「起点」のイメージ図



(3) 施策毎の具体的な事業内容

総合戦略において、施策毎の主な事業を具体的に記載している。概要は以下のとおり。

① 施策の方向性1 子育てが楽しくなるまち「なは」

1. 結婚・妊娠・出産・子育てから就労に至るまでの支援

施策体系 (中項目)		事業名
(1) 保育サービスの充実		認可外保育施設設立事業 認可外保育施設支援事業 保育内容充実支援事業 子育て支援員研修事業 幼児教育無償化への対応 妊娠健診検査事業 不妊に悩む方への特定治療支援事業
(2) 就学前児の教育・保育の質の確保		認可外保育施設設立事業 認可外保育施設支援事業 保育員研修に向けた保管士資格養成 認可外保育施設運営事業の質向上事業 認可外保育施設支援事業 子育て支援員研修事業 妊娠健診検査事業 不妊に悩む方への特定治療支援事業
(3) 多様な保育サービスの充実		
(4) 妊娠・出産等に対する支援		

2. 子育てに希望が持てる環境の醸成

施策体系 (中項目)		事業名
(1) 働き方を見直し社会全体で支える子育て環境の整備		男女平等社会・男女共同参画社会啓発講座 男性の育児参加の具体的な方法の啓発事業 地域子育て支援拠点事業 放課後児童クラブ運営補助事業 児童クラブ環境整備事業 放課後子ども教室推進事業 学習ボランティア支援事業 基礎学力向上のための学習支援事業 「恩恵期の心と体」のための意識啓発事業
(2) NPO や地域の子育て人材等との連携による子育て支援策の推進		子育ての声を伝える情報の収集事業 地域児童資源活性化事業 子どもの貧困対策の推進 子どもの居場所の運営事業 生活困難世帯の子どもの学習支援事業 子育て世帯(多子世帯・ひとり親世帯)の居住支援
(3) 子育てに希望がもてる情報の発信		
(4) 中心市街地への子育て世帯の誘導		
(5) 子どもの貧困対策の推進		

② 施策の方向性2 希望と活力あふれ暮らしうけるまち「なは」

施策体系 (中項目)		事業名
(1) 那覇市の特色に応じた成長産業分野のさらなる成長促進		那覇市宣伝活動強化事業 プロ野球キャンプ等支援事業 外国人観光客受入整備事業 国際会議等支援事業 Society5.0への移行と産業間連携の促進 行政におけるIT化の推進
(2) 創業支援、企業誘致等による新たな雇用の創出		企業立地促進奨励事業 那覇市創業相談事業 那覇市産業支援センター育成支援事業 非正規労働者等の正規雇用の促進
(3) 地元企業の競争力の維持・向上		中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業 事業承継支援事業
2. 人材育成の推進		
施策体系 (中項目)		事業名
(1) 教育プログラムを通じた「グローバル」な人材育成の推進		地域教育支援を総合的に活用したキャラクター育成事業 小中学校英語指導員配置事業 自然教育・其教育事業 島クトゥベ織手・普及小冊子製作事業 那覇市の教育のPR事業
(2) 幅広い世代のキャラクタ形成や就労支援の推進		市内企業経営基盤強化事業 母子及び父・家庭自立支援給付金事業 青少年向けの体験・研修機会の実施
(3) 生活者となる外国人への支援		外国人向け市民講座の充実
3. 安全安心なまちづくり		
施策体系 (中項目)		事業名
(1) 雇もが移動しやすいまちをつくる		総合公共交通の推進事業

(2) 家族の介護を抱えている方々が安心して暮らせるまちをつくる	地域密着型サービスの充実促進事業
(3) 高齢者が安心して暮らせるまちをつくる	市営住宅における高齢者向けサービスの充実

4. まちの魅力の向上

施策体系（中項目）	事業名
(1) まちの魅力をPRする	住む魅力のPR事業
(2) まちの魅力を磨く	施策のPR事業 地域の特性を活かした土地の高度利用 公有地の有効活用、PPP/PFIによる公私協調の整備

③ 施策の方針性 3 みんなが健健康で協働するまち「なは」

1. 健康・長寿おきなわの復活

施策体系（中項目）	事業名
(1) 生涯を通じた健康づくりの復活	那覇市健康新ターキング推進事業
(2) 健康づくりを支える地域環境の整備促進	高齢者公共交通割引制度 市民の健健康づくり推進体制 リハビリ.ImageAlign

2. 協働によるまちづくり

施策体系（中項目）	事業名
(1) 市町村等を有効活用した多世代交流の推進	公共施設における民間の参画
(2) シニアを含めた地域を支える人材の情報収集と、次世代へ知恵をつなぐまちづくりの推進	人材データバンク事業 協働によるまちづくり推進事業 校区まちづくり協議会支援事業 自主防災組織防災資源機材交付事業 安心生活創造推進事業 シニア保育パートナー事業（仮）の検討

第3. 那覇市総合計画の概要

1. 那覇市総合計画の概要

※那覇市ウェブサイトより
市は、将来における自治体のあるべき姿と進むべき方向性を示し、総合的かつ計画的な行政運営を進めための第5次那覇市総合計画（以下、「総合計画」と言う。）を市の最上位の計画として策定している。総合計画策定の根拠は「那覇市総合計画策定条例」である。

- （1）構成
総合計画の構成は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されている。



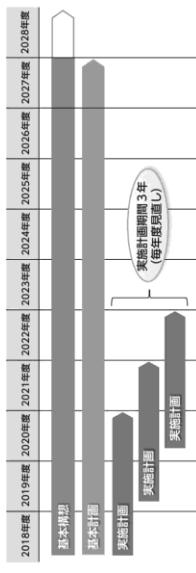
（出典：第5次那覇市総合計画より）

（2）計画の期間

計画の期間は次のとおりである。

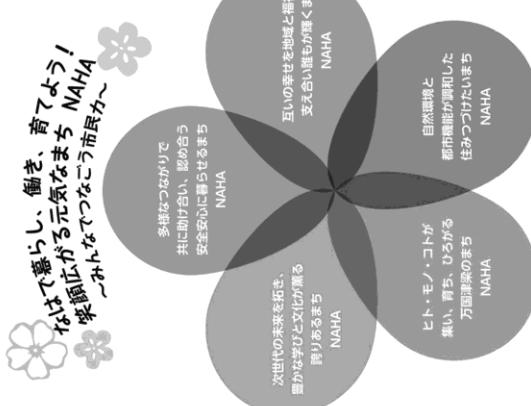
- ① 基本計画は、2018年度から30年度を初年度とし、計画期間を10年間とします。
なお、社会情勢の変化に応じるため、5年毎見直す時期で、市民・団体の参画のもと検証し、必要に応じて計画の見直しを行いうのとします。

- ② 実施計画は、別途策定することとしており、計画期間を3年間とし、毎年度見直します。



（出典：第5次那覇市総合計画より）

- (3) 基本構想
- まちづくりの将来像として「なはで暮らし、働き、育てよう！笑顔広がる元気なまちNAHA～みんなでつなごう市民力～」を掲げており、目指すまちの姿を5つ設定する基本構想としている。



- (出典：第5次那霸市総合計画より)
- また、まちにさらなる輝きと風格を生み、次世代へ引き継ぐために、「つながる力を広げる視点」強く力を高める視点、「ひきつける力が働く視点」の3つの視点を意識して施策を行なることとしている。

(4) 基本計画施策体系

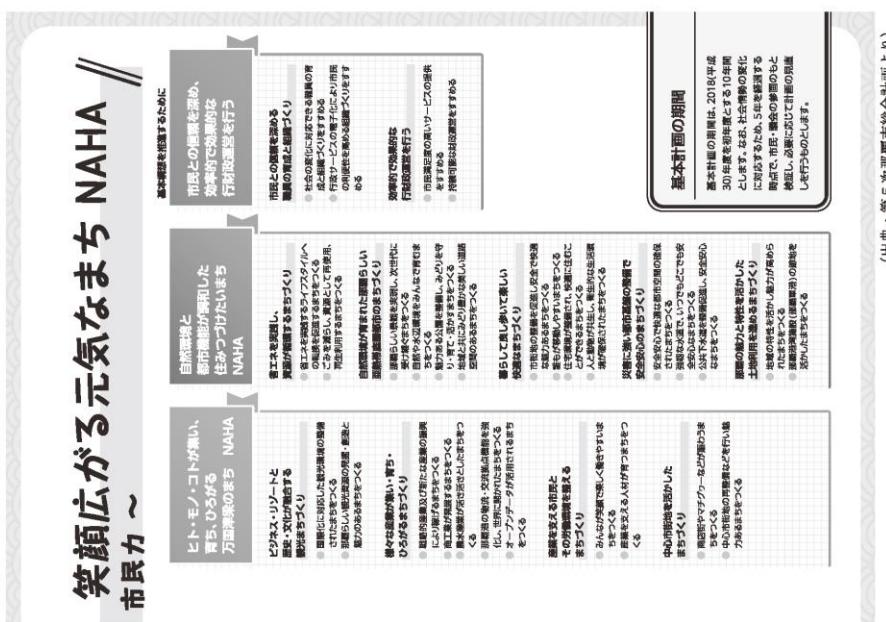
5つの「目指すまちの姿」に紐づける形で59の施策を設定している。



2. 総合計画における人口減少対策関連の記載
総合計画は市の行政運営を進めるための総合的な計画であるため、様々な視点や施設が記載されているが、その中には、以下のとおり人口減少対策関連の記載も含まれている。

(1) 市を取り巻く情勢 総合計画において、計画を策定するにあたって市を取り巻く情勢を分析しているが、その中で少子高齢化や出生率低下が指摘されている。

【総合計画の「那霸市を取り巻く情勢」より抜粋】	
1. 社会背景	日本の人口は、2008(平成20)年をピークに減少局面に入っています。2015(平成27)年国勢調査によると、我が国の総人口は1億2709万4745人であり、2010(平成22)年の前回国勢調査に比べ96万2807人減少(2010年から0.8%減、年平均0.15%減)しています。国勢調査においては、1920(大正9)年の開始以来、初めての減少を記録しています。合計特殊出生率(以下「出生率」という。)は2014(平成26)年に1.42となり9年ぶりの低下を記録しましたが、2015(平成27)年に1.45となり、若干、持ち直しました。2015(平成27)年の年間出生数は100万73677人となり、2014(平成26)年の100万3559人 gegenüber增加しましたので、将来的に、大幅な増加は望めません。
	人口は少子・高齢化により、減少傾向にあります。その人口構成は年少人口(14歳以下人口)、生産年齢人口(15~64歳人口)が減少する一方で、老年人口(65歳以上人口)が大幅に増加しています。
2. 本市の人口の推移	本市の人口は、戦後、人口が急増し、1985(昭和60)年には30万人を超えていました。その後、1990年代前半に人口減少局面を迎えたましたが、再度増加傾向となり2016(平成28)年においても30万人台を維持し、2015(平成27)年国勢調査においては319,435人(2010年比3,481人増)となっています。
	また、他の市町村から多くの住民が本市を從業地、通学地としており、昼夜間人口比率も109.1と膠着したままです。
	本市の将来推計人口は、2015(平成27)年から2020年にかけて人口のピークを迎え、その後は減少に転じ、2040年に288,000人、2060年には、254,000人に減少することが推計されています。
	人口構成においては、年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあり、老人人口は増加傾向にあり、2010(平成22)年には少年人口を上回っています。



(出典：第5次那霸市総合計画より)

(2) 基本構想

基本構想において、人口減少に歯止めをかける必要性を明言し、総合計画最終年度経過後(2028年)の人口及び生産年齢人口(15~64歳人口)の総人口に対する割合について目標値を設定している。

【総合計画の「基本構想 6.将来人口」より抜粋】

<将来人口>

本市の人口は、2015年の国勢調査では319,435人となっています。那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンにおいては、2015年から2020年の間に人口のピークを迎える、その後、減少を続ける傾向には、約254,000人まで減少し、働き手である生産年齢人口の総人口に対する割合は、63.9%から53.6%にまで減少し、人口構成も大きく変化するこ推計しています。2030年の総人口は、311,000人、生産年齢人口の総人口に対する割合は59.9%と推計しています。

子育て環境や雇用環境を充実させ、施設長寿の復活に取り組み、笑顔が広がる元気なまちを築くためには、人口減少に歯止めをかけなければなりません。本計画においても人口と生産年齢人口の総人口に対する割合において明確な目標を設定し、人口減少問題の克服に向けた施策を踏み出すこととします。2028年の人口の目標は315,000人とし、生産年齢人口の総人口に対する割合の目標は61%程度とします。

(下線は監査人が記載)

(3) 施策

総合計画に記載されている59の施策の中には、人口減少対策に寄与すると考えられる施策が含まれている。人口減少対策に寄与すると考えられる施策のうち、妊娠・出産・子育てに関連する主な施策及び産業活性化に関連する主な施策は、監査人の意見では以下の通りとなる。

【妊娠・出産・子育てに関連する主な施策】

(施策 15) 親と子が地域の中でつながり舎やかに暮らせるまちをつくる

- 全ての妊娠がこれから迎える出産子育てに、安心感とわくわく感を持つことができるよう、妊娠期からのサービスの充実を図る。
- 全ての親と子が、地域とのつながりを感じ、安心して出産子育てに取り組めるよう、乳幼児の健診支援から子育て支援サービスへつながる包括的な支援サービスの充実を図る。
- 乳幼児の健やかな成長のために、すべての乳幼児が乳幼児健診を受診することで、親が子どもの発育・発達を確認できる体制整備を図る。

(施策 21) すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる

- 子育て世帯の状況や保護者の希望に応じ、教育・保育のサービスの量・質、ともに充

(2) 基本構想、認定こども園等の施設の充実

- 放課後児童クラブ、放課後子ども、教室の充実を図るとともに、児童館や自治公民政など地域の施設において、児童が安全安心に過ごせる環境の整備を推進する。
- こども園、保育所等における子育て支援事業の充実を図るとともに、子育て支援センターなどにおける相談・支援の拡充を進めます。また、妊娠期から乳幼児期間まで切れ目のない支援をおこなうための「子育て世代包括支援センター」(仮称)の導入を目指す。

(施策 22) 支援が必要なこどもや保護者に必要な支援を届くまちをつくる

- こどもの医療費の助成により、こどもの疾患の早期発見と治療を促し、こどもの健全な育成を応援する。
- 就学援助制度により、公立小中学校へ通う児童生徒の保護者へ、給食費、学用品費、修学旅行費、むし歯の治療費などを要援する。
- 児童とその保護者が抱える問題に寄り添い、支援を行なながら、児童虐待の発生予防と発生時の適切な対応に取り組む。
- 児童がい等により支援を要する児童には、就学前の教育・保育施設や学校、地域等でこどもを受け入れたための相談体制の充実等、環境整備を図る。
- ひとり親家庭へ、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援等経済的に自立した生活が出来るよう支援の充実を図る。
- こどもの貧困対策として、こどものみんなを応援する取組み、環境づくりを進める。

(施策 23) 自ら学ぶ心豊かに成長するまちをつくる

- 児童生徒が安心して豊かな学校生活を送れるよう小中一貫教育の取り組みを柱とした継続的計画的な学習指導、生徒指導を行なう、学力の向上や判断行動等への取り組みを行う。また、学校全体として学校の課題を共有し全職員と保護者、地域の方々や学校評議員などが連携し「チーム学校」として子ども達を支援する。
- 教師が高い資質や能力を持ち教育実践が行えるよう、学習指導方法の研究、研修等の充実を図る。

【商業活性化に関連する主な施策】

- 多様な歴史的文化財や伝統芸能、及び自然などの觀光資源を信じて、そこには暮らし人々や関係機関との協働により地盤活性化に取り組み、国内外のみならず海外の觀光客にも魅力的な世界水準の観光リゾート地となることを目標に掲げ、觀光振興を進めていく。

第4. 関連するその他の計画
人口減少・少子高齢化に関連する計画は、前述の総合戦略及び総合計画以外にも多数存在する。関連する主な計画については以下のとおりである。

- 【奨励・出産・子育てに関連する主な計画】
・ 第2期那霸市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）
・ 第2次那霸市教育長期基本計画（平成28年度～令和2年度）
・ 那霸市母子保健計画（平成27年度～令和6年度）

【産業活性化に関連する主な計画】

- ・ 那霸市觀光基本計画（平成27年度～令和6年度）
・ 那霸市企業立地雇用施設基本指針（平成28年度～令和2年度）

※ 市の計画一覧は、市のウェブサイトの以下URLに掲載されています。
<https://www.city.naha.okinawa.jp/admin/administration/sikeikaku/sikeikaku.html>

- ・ 首里城を筆頭とした琉球王国の歴史の学び・体験メニューの充実を図る。
・ 伝統的な文化の継承・発信と新たな若者文化の発信、交流を図る。
・ 那覇ならではの地場産品、物産の継承・発掘と能力向上を図ります。

【施策32】戦略的産業及び新たな産業の振興により稼げるまちをつくる

- ・ 全ての市民が働きやすい社会を目指すために産業を通じて経済の拡大に向けた各種取組みを推進する。
- ・ 戰略的産業（観光産業、情報通信産業、物流）の企業誘致を推進し、振興を通して地域経済を活性化し、城が收入の向上を目指す。
- ・ インキュベーション施設の強化と企業支援の施策を促進する。
- ・ 那覇空港及び那覇港は沖縄県の物流・交流拠点となり、その地理的位置を活かし、本市本県のみならず、日本全体及びアジアの発展に貢献する21世紀の万国商業を目指す。

【施策33】商工業が発展するまちをつくる

- ・ 本市の独自産業の育成、地場産業の振興、伝統的工芸産業のブランド化と経営基盤強化を支援する。
- ・ 市内中小企業の経営基盤を強化するため、販路の拡大を支援し、商談の機会につなげる支援を行う。
- ・ 資金調達能力や担保力の乏しい小規模企業者の資金調達を支援する。
- ・ 放職の相談の充実により就業者数の増加を目指す。
- ・ 創業後、維持発展するための支援を行う。
- ・ 商工団体等との連携強化を目指す。

第5. 関連指標に基づく現状の把握
本章の最後に、人口減少・少子高齢化に関する各種指標に基づき、市又は県の現状を把握する。

(1) 人口（那覇市、沖縄県、全国）

	(単位：人)	H29.12	H30.12	R1.12	R2.12	R3.12
那覇市	323,290	322,624	322,011	320,467	318,339	
沖縄県	1,471,536	1,476,178	1,481,547	1,485,484	—	
全国	127,707,259	127,443,563	127,138,033	126,654,244	—	

* 那覇市市分は「那覇市統計情報－人口統計」（那覇市）より。
沖縄県及び全国は「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（総務省）より。

(3) 高齢化率（那覇市、全国）

	H29	R1	R2
那覇市	21.8%	22.5%	23.0%
沖縄県	20.7%	21.3%	21.8%
全国	27.2%	27.6%	27.9%

* 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（総務省）より、総人口と老年人口（65歳以上）を抽出し、老年人口÷総人口の算式で監査人が算定。

【監査人私見】

- ・ 高齢化率は上昇しているが、全国平均よりは低い水準を維持している。

(4) 合計特殊出生率（沖縄県、全国）

	(単位：人)	H28	H29	H30	R1
沖縄県		1.95	1.94	1.89	1.82
全国		1.44	1.43	1.42	1.36

* 「人口動態統計（推定数）の概況」（厚生労働省）より。

(2) 人口増減

	(単位：人)	H29.12	H30.12	R1.12	R2.12	R3.12
人口		323,290	322,624	322,011	320,467	318,339
自然増減		367	207	50	23	—
社会増減		△1,234	△573	△663	△1,567	—

* 人口は「那覇市統計情報－人口統計」（那覇市）より。
自然増減及び社会増減は「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（総務省）より。

【監査人私見】

- ・ 社会増減はマイナスの状況が続いている。
- ・ 自然増減が年々減少しており、近い将来マイナスに転じる可能性がある。

(5) 待機児童数（那覇市）

	(単位：人)	H29	R1	R2	R3
各年度 4月 1日現在		200	138	250	153
各年度 10月 1日現在		520	499	557	295

* 那覇市ウェブサイト「令和3年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について」（令和3年5月12日）配布資料より。

【監査人私見】

- ・ 待機児童数は順調に減少しているようである。
- ・ 待機児童数はマイナスに転じる可能性がある。

(6) 所得

① 1人当たり平均所得（那霸市、沖縄県）

	H26	H27	H28	H29	H30
那霸市	2,276	2,475	2,642	2,662	2,744
沖縄県	2,057	2,191	2,313	2,347	2,391

※ 沖縄県統計資料 WEB サイト「沖縄県市民所得」より。

② 1世帯当たり年間収入（沖縄県、全国）

令和元年の沖縄県の1世帯当たり年間収入は4,233千円で全国最下位。なお、全国平均は5,584千円。

（※「2019年国家計算構造調査資料」（総務省）より。）

【監査人私見】

- ・市の1人当たり所得額は増加しているものの、全国平均と比較すると低い水準であると考えられる。

(7) 闇業率・税率（沖縄県、全国）

① 闇業率

	H30	R1
沖縄県	6.5%	6.0%

（闇業率は全国で最も高い。）

② 税率

	H30	R1
沖縄県	3.9%	3.7%

※ 「小規模企業白書」（中小企業庁）より。

【監査人私見】

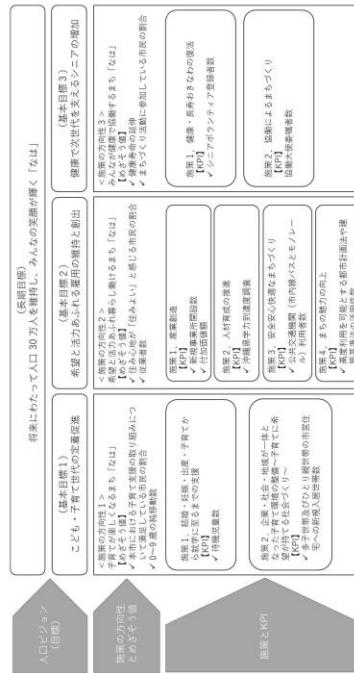
- ・沖縄県の開業率は全国で最も高い。しかしながら、開業率は高いものの1世帯当たり年間収入は全国最下位であり、企業の新陳代謝の良さが県民所得の増加に直結していない状況である。

第5章 監査の結果及び意見（総論）

第1. 全般的意見及び提言

全般的意見1. 総合戦略の作成方法について
人口減少・少子高齢化という我が国が直面する大きな課題に対応するために、市は、総合戦略を策定し、前述の課題に対する市の方針、具体的な施策、具体的な成長指標（めざそぐ）及びRPI）を明記している。

具体的には、まず、人口ビジョン（目標）を定めて、その目標を達成するための施策の方向性を明確にし、さらには施策の方向性ごとに具体的な施策を決定している。そして、施策の方向性及び施策については、それぞれ成果目標として、「めざそぐ」及び「RPI」を設定している。（総合戦略の概要は第4章 第2. を参照のこと）



【問題点】

次に、監査人が発見した総合戦略における問題点を記載する。
なお、下記の問題点はあくまで監査人個人の私見であるが、一方で、現状の第2期総合戦略は「那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略会」を構成する各分野の専門家による審議を踏まえて正式に決定されたものであり、市として尊重すべき内容であることは言うまでもない。

したがって、監査人の私見として以下のとおり問題点及び提言を記載するが、現状の第2

期総合戦略の内容を尊重すべきであることを踏まえると、第2期総合戦略の修正が必要とまで考へている段ではなく、第3期総合戦略策定において本指言を念頭に置いて作成いただければ幸いである。

① 総合戦略に含めるべき事業が経繩的に含まれていない
総合戦略の作成趣旨を踏まると、人口減少・少子高齢化に関連する事業は、綴繩的に総合戦略に含めるべきであると考えられる。しかしながら、人口減少・少子高齢化に関する事業であるにもかかわらず、総合戦略に含まれていない事業が散見された。

現状と監査人の意見は次のとおりである。

【監査人が監査結果に含めるべきとする事業】		監査の方針性		監査の方針性	
事業名	監査の方針性	監査の方針性	監査の方針性	監査の方針性	監査の方針性
39.那覇市保健事業	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1
40.那覇市アプローチ料金制度会員会員登録料金	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1
41.那覇市対象的扶助事業（交付料）	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1
42.那覇市ハローワーク那覇市就業調整費	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1
43.那覇市介護保険（介護報酬）	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1
44.那覇市医療費控除（こども税分）	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1
45.那覇市小児虫歯予防事業	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1
46.那覇市訪問看護事業	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1
47.那覇市上原町文化施設事業	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1
48.那覇市立園芸農業振興事業	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1
49.那覇市も壁まる事業	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1
50.那覇市土木施設会員登録料金	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1	監査の方針性1 監査の方針性1
51.那覇市渋滞対策料金	監査の方針性2 監査の方針性2	監査の方針性2 監査の方針性2	監査の方針性2 監査の方針性2	監査の方針性2 監査の方針性2	監査の方針性2 監査の方針性2
52.那覇市人材教育会員登録料金	監査の方針性2 監査の方針性2	監査の方針性2 監査の方針性2	監査の方針性2 監査の方針性2	監査の方針性2 監査の方針性2	監査の方針性2 監査の方針性2
53.那覇市マイブリッジ料金	監査の方針性2 監査の方針性2	監査の方針性2 監査の方針性2	監査の方針性2 監査の方針性2	監査の方針性2 監査の方針性2	監査の方針性2 監査の方針性2
54.那覇市介護保険料金	監査の方針性2 監査の方針性2	監査の方針性2 監査の方針性2	監査の方針性2 監査の方針性2	監査の方針性2 監査の方針性2	監査の方針性2 監査の方針性2

このように、本来総合戦略に含めるべき事業が継繩的に含まれていない場合、総合戦略全体の評価を行いうにあたって、総合戦略における成果指標（めざす目標及びKP1）が達成され、た原因又は達成されなかった原因が適切に把握できなくなる可能性が生じ、問題である。

- ② KP1の設定が適切ではない
現状、「施策の方向性1」及び「施策2」に関するKP1は、それぞれ1つずつとなつてあるが、「施策」に含まれる事業の内容が多岐に渡っているにもかかわらず、閑

といった理由で実施すべきものではなく、目標を達成するために実施するものであるが、ブレークダウン方式により事業を決定することにより、上記概念の目標と関連付けて実施事業を選定できるようになり、その結果、事業の適切な改修の意思決定にも繋がり、目標を達成するために必要な事業のみが実施される、という効果も期待できる。

さらに、このようなブレークダウン方式による計画の作成方法は、総合戦略のみならず、総合計画やその他の計画（子ども・子育て支援事業計画など）を作成する際も導入されたい。そうすることで、各事業との関連性が明確化が策定されることが期待できる。

いる。

例えば、「施策の方向性1」のめざす値が『本市における子育て支援の取り組みについて満足している市民の割合』と『0～9歳の純移動数』とされているのに対し、関連するKPIは『特機児童数』と『多子世帯及びひとり親世帯の市営住宅への新規入居世帯数』とされているが、この2つのKPIのみを向上させたとしても、必ずしも子育て支援の取り組みの満足度が向上するとは言えない。必ずしも子どもの純移動数が増えるとも言えない。言い方を変えると、子育て支援の取り組みの満足度を向上させるために必要と考えられる要素や、子どもの純移動数を相やすためには必要と考えられる要素は、現状の2つのKPIの内容に留まらず、もっと多岐に渡るはずである。

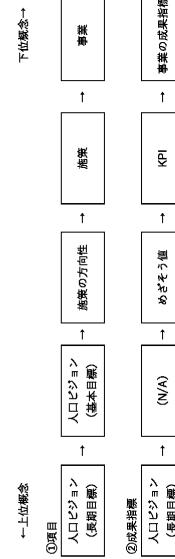
④ 総合戦略と各事業との関連性が不明確

①～③で記載した内容から読み取れるように、総合戦略と各事業の関連性が不明確になってしまっている。総合戦略に含まれる各事業で成果が上がったとしても、KPIやめざす値が達成されるかどうかが不明瞭になってしまっているのである。

【提言】

前述の現状における問題点を見る限り、上位概念からのブレークダウン方式による項目の決定が、適切に行われていないものと考えられる。

総合戦略における項目及び成果指標について、上位概念順に記載すると次のとおりとなる。



このように、総合戦略における項目及び成果指標には上位概念と下位概念という関係性があることから、下位概念の項目や成果指標を決定する際には、上位概念の目標を達成するためには必要な項目や成果指標は何であるかを念頭に置きながら、ブレークダウン方式で決定することを推奨したい。

ブレークダウン方式により総合戦略を策定することにより、総合戦略を構築しつつ、また、上位概念との関連性を意識しながら項目の決定を行うことができるため、前述の問題点が解消されることが期待される。

また、自治体の事業は「從来から実施しているから」や「他の自治体も実施しているから」

全般的意見2、適切な事業の評価に向けて
資源(財源や人員、等)に対してどれだけの成果が生じたのか、客観的かつ適切に測定し評価する必要がある。

【総合戦略 2、計画期間と目標設定年度、進行管理 より抜粋】
進行管理は、「施策の方向性」に達成指標、施策の中項目に「重要業績評価指標 (KP1)」を設定します。

また、総合戦略の施策を具現化する事業を取りまとめた那覇市版総合戦略アクションプランを毎年度策定し、効果検証を行なうPCAサイクルを確立します。効果検証は緊して有識者による審議会等の活用を図るものとします。

(下線は監査人にによる。)

また、総合計画では、閣連する実施計画を毎年度見直すことが明記されている。
【総合計画 “はじめに” 3、総合計画の構成と期間 より抜粋】

2. 計画の期間

計画の期間は、次のとおりとします。

① 基本計画は、2018(平成30)年度を初年度とし、計画期間を10年間とします。
なお、社会情勢の変化に対応するため、5年を経過する時点で、市民・議会の参画のもと検証し、必要なばくにて計画の見直しを行うものとします。

② 美術計画は、別途策定することとしており、計画期間を3年間とし、毎年度見直します。

(下線は監査人にによる。)

ここで、「総合戦略におけるPCA」や「総合計画における計画の見直し」を実施するには、総合戦略や総合計画を構成する各事業の評価を適切に実施することが重要である。
しかしながら、「第2章 第2.個別事業の監査結果まとめ 1.成果指標に関する問題点」に記載のとおり、個別事業の監査において、成果指標が適切に設定されていない事業や成果指標の内容に改善の余地がある事業が数見された。このような状況に起因して、事業の評価が適切に実施されていない事業や改善の余地がある事業が多数発見されているところである。

【問題点】

事業の評価が適切に実施されていないことにより、例えば以下の問題点が生じる。

① 最少の経費で最大の効果を上げているかが判定できない。

地方自治法第2条14項において「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、生民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならぬ。」と規定されている。

最少の経費で最大の効果を挙げているかどうかを判定するには、事業に投入した行政資

源(財源や人員、等)に対するどれだけの成果が生じたのか、客観的かつ適切に測定し評価する必要がある。

しかしながら、事業の評価基準となる成果指標が定性的な内容のみとなつていたり、また、内容が適切でなかったりする場合、客觀的かつ適切に事業を評価することは困難である。

② 市民への説明責任が果たせない。

事業の評価を実施する目的の一つとして、納税者たる市民への説明責任を果たすことが挙げられる。市民は、納めた税金がどのような事業に投人され、その事業がどのような成果をあげたのか知る権利があり、市は市民に対して説明責任を負っているものと考えられる。したがって、市民への説明責任を果たすために、市は実施した事業を適切に評価しなければならない。

この点、今回監査が象となった事業のうち、総合戦略に含まれる事業の評価結果については、「令和2年度那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン(仮証)」として、市のウェブサイト上で市民に公開されている。

しかしながら、前述のとおり、一部の事業において、成果指標が適切に設定されていない、または、成果指標の内容に改善の余地があるという理由により、事業の評価が適切に実施されていない事例が散見されており、市民への説明責任の観点からも問題である。

③ 事業改廃の判断が適切に実施できない

事業というものは、単に「前年度も実施しているから」や「他の自治体も実施しているから」といった理由で実施の判断を行うべきではなく、成果が見込めるかどうかや判断すべきであり、成果が見込めるかどうかについては、当該事業の前年度の成績実績を参考にして決定すべきである。

しかしながら、事業の成果が適切に評価できない場合、次年度以降の事業の実施に係る判断(事業継続の可否、予算額増減の必要性、等)が適切に実施されず、結果として、「前年度も実施しているから」や「他の自治体も実施しているから」といった理由により、事業継続の判断が行われるリスクが生じる。

④ 事業の継続的な改善が実施されない

PCAの観点から言えば、事業は実施して終わるとするのではなく、実施後に「想定していた成績目標の達成度を検証」成績目標が未達だった場合、未達原因を分析し事業基盤中に判明した、課題や要改善点を抽出し、等を実行し、翌事業年度以降の事業計画に反映させるべきである。

しかしながら、事業の評価が適切に実施されない場合、成績目標の達成度検証や、事業実施上の課題や要改善点の抽出が適切に実施できため、事業の継続的な改善が実行されない。

【発言】
事業の成果指標を適切に設定し、成果指標に基づき成績を評価するために、以下の趣旨を行なう。

- ① ブレークダウン方式による事業の決定
市が実施する事業は、市が定める基本的かつ大局的な目標を達成するために実施するものである。したがって、各事業の実施内容や成果指標は、市の総合的な計画である、総合戦略や総合計画に開運付けて決定する必要がある。
- 全般的意見1. で記載したことおり、ブレークダウン方式により事業内容ごとに成果指標が決定することで、総合戦略や総合計画と開運付ければ事業内容ごとに成果指標が決定されるとが期待される。

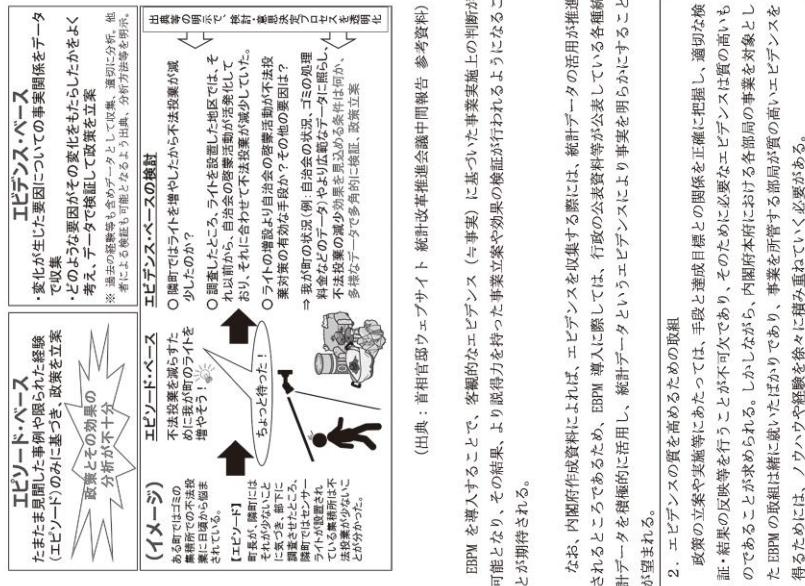
- ② EBMの導入
EBM (Evidence-Based Policy Making) とは、利害するところに「問題にに基づく政策立案」とされ、内閣官房行政改革推進本部作成資料によれば、次のように定義されている。

- EBM とは、
(1) 政策目的を明確化させ、
(2) その目的のため本当に効果が上がる行政手段は何かなど、当該政策の趣つて立つ論理を明確にし、これに即してデータ等の正確さを可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組である。

(出典: 第4回 EBM 推進委員会 資料1 「EBMの推進について」(内閣官房行政改革推進本部事務局))

簡単に言えば、事業の立案時や効果検証時において、明確な授業（エビデンス）に基づき判断するということであり、その裏側のエビソードに基づく判断は除外するという取り組みである。エビデンスに基づく事業立案とエビソードに基づく事業立案の対比については、首相官邸ウェブサイト上の統計改革本部会議資料を引用するため参考にされたい。

(参考) 「エビソード・ベース」と「エビデンス・ベース」



EBM を導入することで、客観的なエビデンス (※事実) に基づいた事業実施上の判断が可能となり、その結果、より説得力をもつた事業立案や効果の検証が行われるようになることが期待される。

2. エビデンスの質を高めるための取組
なほ、内閣官房作成資料によれば、エビデンスを収集する際には、統計データの活用が推進されるところであるため、EBM 導入に際しては、行政の公表資料等が公表している各種統計データを積極的に活用し、統計データというエビデンスにより事業を明らかにすることが望まれる。

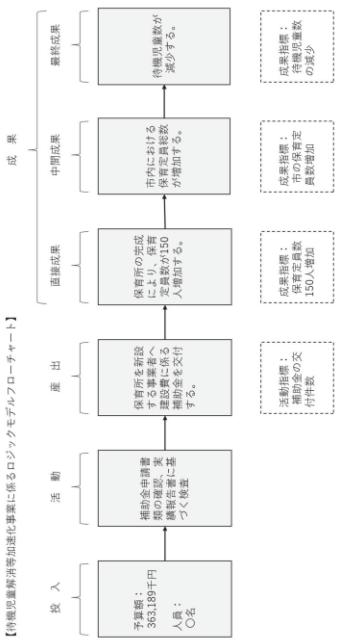
このため、平成30年度においては、1.の取組にはほぼ並行し、今後の各部局における取組の参考事例となるよう、一定の政策領域において、外部の有識者の知見も活用しながら、利用可能な統計データを用いてより正確な因果関係等の分析を試み、より質の高いエビデンスに基づいた事例の創出を目指す。

(出典：内閣府ウェブサイト 「平成30年度内閣府本府 EPPM 取組方針」)

③ ロジックモデルの導入
EPPM の推進には、事業の前段となる事実と事業課題を的確に把握するとともに、具体的な事業の内容とその効果をつなぐ論理や政策効果とそのコストの関係を明示することが必要である。

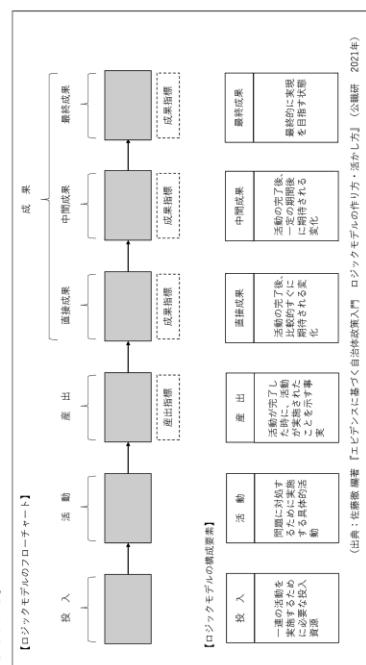
ここで、事業内容とその効果をつなぐ論理や政策効果とそのコストの関係を明示するために優れたツールとして、「ロジックモデル」が存在する。

ロジックモデルとは、「ある施策がその目的を達成するに至るまでの論理的な因果関係を明示したもの」と定義される。(文部科学省ウェブサイトより)
ロジックモデルを実行する際は、下記のようなフローチャートを利用することが多いと考えられる。



このように、ロジックモデルに基づき事業を実施することにより、次のような効果が期待される。

- ・事業立案にあたって、行政資源の投入及び事業活動が、どのような効果をあげるのかについて、論理的に構築することが可能なことになる。
- ・最終成果を達成するために必要な事が、論理的に選定できるようになる。
- ・最終成果は総合戦略や総合計画による成績指標となることが多いため、全般的的意見1.で記載したブレーカーダウン方式による事業の設定において、論理的裏付けを持つ設定が可能になる。
- ・産出内容や想定される成果の内容が明確になるため、合理的な活動指標や成績指標が設定ができる。
- ・合理的な成績指標が設定され、また、行政資源の投入や活動がどれだけの成果を生み出したのかについて、エビデンスに基づき論理的に明確になるため、IF内に基づいた適切な事業評価が可能となる。



例えば、今回監査の対象となった事業のうち、「1.待機児童解消等加速化事業」について、監査人がロジックモデルを行ってみたところ、次のようないきなりフローチャートになってしまった。

全般的意見 3. 那霸市観光協会のあり方について

【市と那霸市観光協会との関係性】

令和2年度における一般社団法人那霸市観光協会（以下、観光協会と言う。）に明確する事業は、以下のとおり、合計8事業で予算執行額合計は139,729千円にのぼる。

事業名	補助／委託	令和2年度 予算執行額 (単位：千円)	監査対象 の箇所
観光協会運営補助金	補助	33,000	○
観光協会事業補助金	補助	2,067	×
観光まちづくり整備補助金	補助	13,404	○
観光案別促進皆勤補助金	補助	30,000	○
外国人観光客誘客促進事業 (クルーズ船他事業)	委託	2,233	×
外国人観光客受入整備事業	委託	24,291	○
市内宿泊・飲食等消費促進クーポン事業	委託	33,265	×
うちなーんちゅ応援プロジェクト等申請サポート事業	委託	1,467	×
市内宿泊・飲食等消費促進クーポン事業 (新型コロナ関連)	計	139,729	

観光協会の令和2年度経常収益213,567千円のうち、65.4%（=139,729千円÷213,567千円）が那霸市からの予算投入によって賄われている。

また、令和2年度の経常収益に占める補助金の割合は56.2%（=78,471千円÷213,567千円）と50%を超えており、観光協会は財務上、市への依存度が高い組織であると言える。

次に、市の観光政策における観光協会の位置づけ述べる。

市は観光産業を重要なリーディング産業の一つに位置づけており、市は「那霸市観光基本計画」を策定し、観光政策の方向性や具体的な取組等を記載している。
そして、「那霸市観光基本計画」において、観光協会に関する次のような記載がなされている。

【那霸市観光基本計画より抜粋】

(才) 観光協会の機能充実
那霸市の観光振興を行政、市民、民間事業者が一体となって推し進めるにあたり、地域の観光プラットフォーム機能が不可欠であり、この役割を観光協会が担うことが必要となります。観光行政や観光関連事業者との密な連携と観光振興に資する様々な事業の実施を通じて財務基盤強化を図るとともに、観光客や市場に対するプロモーション窓口機

能の充実に取り組みます。

【取組の内容】

- ・広報活動や、市内の観光関連事業者との連携事業の実施を通じて那霸市観光協会の会員増加に繋げ、観光協会の横断的ネットワーク強化に取り組む。
- ・沖縄県並びに他市町村、観光協会の横断的ネットワーク強化に取り組む。
- ・地域で活動する農業や商工業などの各種団体や、観光に関わる多様な人材との相互連携を図る。
- ・観光の専門的ノウハウを持った職員の登用と育成を図る。
- ・着地型観光商品や物産の開発・販売を強化し、自立的な財務基盤形成に取り組む。

このように、市は、観光振興を市民一体となって進めるにあたり、その土台となる観光プラットフォーム機能を担う不可欠な組織として観光協会を位置づけているのである。

【課題】

前述のとおり、観光協会は市の觀光政策において重要な組織として位置づけられているが、観光協会に開催する事業の監査を通じて幾つか課題が発見されている。発見された課題のうち、ここでは全般的な意見として監査人が特に記載すべきと判断した事項のみを記載し、その他の事業別別の問題点については、各事業の個別監査意見の箇所を参照されたい。

- ① 成果指標について改善の余地がある
詳細は個別の監査意見で記載するが、観光協会関連事業のうち、成果指標に開して差見事項があつた事業は以下のとおりであった。

事業名	差見事項	成果指標が設定されていない	成果指標が設定されていない が、監査人が特に記載すべきと判断した事項のみを記載し、その他の事業別別の問題点については、各事業の個別監査意見の箇所を参照されたい。
観光協会運営補助金	成果指標が設定されていない	51. 観光協会運営補助金 52. 観光案内所運営補助金	
観光まちづくり整備補助金	成果指標の内容に改善の余地がある	31. 外国人観光客受入整備事業 32. 観光まちづくり整備補助事業	
観光案別促進皆勤補助金	成果指標の目標値または実績値について、合理的に算定されていない	33. 観光案内所運営補助金 34. 観光まちづくり整備補助金	

成果指標の設定に課題が生じている場合、事業の評価が適切に行われないことに繋がるが、事業の評価が適切に実施されないにもかかわらず、補助金や事業委託により市の予算を

多額に観光協会に多額に投入し続けることは問題があると言わざるを得ない。

② 那覇市観光基本計画における取り組みについて、進歩管理が十分ではない

前述のとおり、市は観光協会について観光プラットフォーム機能を担う不可欠な組織として位置づけており、那覇市観光基本計画において観光協会に関する5つの取り組みで位置づけており、那覇市観光基本計画において観光協会に関する取り組みを記載している。

しかしながら、市や観光協会へのヒアリング等で取り組みの進歩状況を確認した結果、監査人の私見では進歩が十分ではないと考えられる項目がいくつか存在した。具体的な監査人の私見は以下のとおりである。

- イ) 『沖縄県並びに他市町村、観光連携団体等と連携し、国内外の観光市場に対して観光情報の集約、発信などプロモーション活動に取り組む』という方針に対し、観光協会に現状をヒアリングしたところ、「沖縄県やOCBと連携して県外に対するプロモーションを実施している」とのことであった。県やOCBと連携してプロモーションを実施すること自体に問題はないが、市の観光プラットフォーム機能を担う組織であるならば、プロモーション戦略自体は観光協会が立案することが望ましい。つまり、観光協会において、市を訪れる観光客を国別・男別・年齢別・性別等で区分し、重点的にプロモーションする区分を明確にした上で、当該重点区分の層に対し経営資源を重点投入してプロモーションを行なうべきである。
- ロ) 『観光の専門的ノウハウを持つ了職員の登用と育成を図る』という方針に対し、観光協会に現状をヒアリングしたところ、「旅行商品の開発と販売を強化するため資格者の登用を進めたり、国内旅行業販売第3種資格取得者が3名在籍している」とのことであった。しかしながら、専門要員の育成に関しては、旅行商品の開発及び販売分野に留まらず、観光基本戦略、リサーチ・マーケティング、観光プロモーション戦略、土産物店の運営、等、観光協会が開発する他の分野においても専門要員を育成し、観光協会の職員一人一人が観光分野のプロフェッショナルとなる集団を目指すべきである。

- ハ) 『着地型観光商品や物産の開発・販売を強化し、自立的な財務基盤形成に取り組む』という方針に対し、観光協会に現状をヒアリングしたところ、既存の那覇まちまい商品の書き上げや、インバウンド向けの新たな取り組み商品の開発を行っているとのことであった。このように、自立的な財務基盤形成に取り組んではいるものの、前述の通り、現状では観光協会は市への財務依存度が依然として高い組織であり、自立的な財務基盤が形成されている状態とは言えない。

次に、那覇市観光基本計画における5つの取り組みの現状の進歩状況を、市がどのように評価しているかについて担当課（経済観光部観光課）にヒアリングしたところ、「那覇市観光基本計画の進歩管理については、外部の専門委員から構成される那覇市観光協議会において毎年進歩評価を行っているが、令和2年度はコロナ禍の影響で審議会が開催できてい

事業名	補助金交付要綱における補助率上限
51. 観光協会運営補助金	9/10
54. 観光案内所運営補助金	8/10
53. 観光まちづくり整備補助事業	6/10

- ③ 補助金削減に関する努力が必要
- 「那覇市」の補助金に関するガイドラインには、市の補助金に関する方針や適正化に向けた判断基準等が記載されている。そして、補助金の補助率に関する限りは、当該ガイドラインにおいて、「補助はあくまで支援であるという考え方から、補助率は、原則として補助対象経費の1/2を上限とする」と規定されているところである。
- 一方、令和2年度における観光協会関連の補助金は、以下のとおりいずれも1/2を超えている状況であった。
- ④ コロナ禍における臨機変化への対応
- 令和2年度はコロナ禍による影響により、観光業界に特に大きな影響を与えた。コロナ禍のように事業に大きな影響を与える事象が発生した場合、市は單に当初予定どおりの事業を実施すればよいのではなく、必要に応じて臨機変化に迅速に対応する必要があるが、コロナ禍における対応について課題があるはずの「補助率1/2超」という状況を継続し多額の予算を投入し続けることは、問題であると言わざるを得ない。
- 市及び観光協会は、現状の補助率が例外的な取扱いであり、補助金の削減について更なる努力が必要であることを十分に認識し、補助金減の施策を講じる必要がある。

べき状況であるにもかかわらず市が十分に指導していない、というものである。

【提言】

前述した観光協会に関する課題を踏まえ、市及び観光協会に対し、次のとおり提言を行う。

① 観光協会開運事業の評価

前述のとおり、現状、成果指標の設定に改善の余地がある状況のため、観光協会開運事業について適切に評価されない状態である。そこで、市は、観光協会開運事業を適切に評価し、投入した予算に見合う効果があげられているか確認する必要がある。

② 観光協会における基本的な方針・取り組みの推進

前述のとおり、那覇市観光基本計画における観光協会に関する5つの取り組みの進捗状況は十分とは言えず、市における進捗管理も十分に実施できているとはい難い。また、那覇市観光基本計画における5つの取り組み以外にも、観光協会においては、観光庁が推進する観光地域づくり法人（DMO）への登録を目指す等、組織としての方向性が設定されているところである。市が観光プロトフォーム機能を担う不可欠な組織として那覇協会を位置づけているのであれば、市は観光協会における基本的な方針や取り組みについて、進捗管理を十分に行うとともに、必要な助言を行う体制を構築されたい。

③ 補助金削減の施策

市及び観光協会は、市から観光協会に交付されている補助金を削減する施策を講じる必要がある。

現状、観光協会はインバウンド向け街歩き商品の開発等により自主財源の増加を目指しているが、それに加えて、例えば以下のようないくつかの取り組みも考えられる。

イ) 赤字が継続しているショップなど（土産物店）について、抜本的な改革に取り組み、期限を設けて黒字化を目指す。（詳細は、54、観光案内所運営補助金く意見⑦へ参照のこと）

ロ) 市内の観光施設や公共交通機関の利用が受けられるクーポン券を販売する。

ハ) 会員向け有料サービスとして、会員企業に対する会議運営サービスや通訳サービスを行う。

ホ) 会議やイベントを説明し、当該期間中、提携ホテルから負担金を徴収する。

※ 上記の記載の中には、『持続可能な観光振興に向けた地域独自財源の在り方—財源のベストミックスを—』（日本総研調査部）に記載されている、ハシセロナ観光局における

取り扱いを参考にしている箇所がある。同資料における記載内容は以下のとおりであった。

B. 事業内容

観光局の事業内容は商品の売り上げ、会員向け有料事業、会議誘致に伴うホテル負担金、コンサルタント料に大別される。

具体的な活動内容は以下の通りである。まず、商品の売り上げには観光局所有の観光施設の入場料や交通事業者とのバッケージ共同運航のほか、旅行会社が企画するツアーカード料の販売手数料等が含まれる。商品のなかには、主要観光施設と公共交通機関の割引が受けられる「ハシセロナ・カード」のような人気商品もある。次に、会員向け有料事業は旅行会社やホテル、飲食店といった会員企業に対する会議運営サービスや通訳サービスである。会議運営に伴うホテル料金とは、観光局が誘致した会議の期間中、提携ホテルの宿泊部門の売り上げの2%を説明活動の経費として徴収するものである。最後にコンサルタント料はハシセロナへの拠点の受け入れ事業およびスペイン内外の自治体から受託した観光振興のためのコンサルタントファームからなる。

観光局はこれらの収入を活用して、客室のためのプロモーション活動、旧市街地の町並みやビーチの整備・修復、人気スポットの混雑対策などのオーバーフィールズム対応に取り組んでいる。とくに MICE には力を入れており、大規模な日本市民や国際会議、学会等を誘致するため、長期計画を立てて関係者とのネットワークを構築したり、知名度の高い会議を対象とした奨励金の支給等を行っている。

（出典：『持続可能な観光振興に向けた地域独自財源の在り方—財源のベストミックスを—』（日本総研調査部））

また、自主財源確保の取り組みとともに、費用削減や無駄な支出を抑えるという意識も必要である。例えば、令和2年度の緊急事態宣言期間中等において、観光協会は観光案内所を基本的に閉鎖していたが、結果論ではあるが、観光案内所を開設し職員を休業させた上で、雇用調整助成金を受け取っていれば、補助金の交付額が圧縮されたと考えられる。（詳細は、54、観光案内所運営補助金く意見④へ参照のこと。）

④ 観光分野の専門組織～

自主財源確保のために③に記載したような施策を成功させるためには、観光協会の職員は観光産業の専門的知識や業界の最新情報に基づき、魅力的な商品やサービスを開発する必要がある。

また、市が、観光協会について観光プラットフォーム機能を担う不可欠な組織として位置づけているという観点から言っても、観光協会は専門組織として、市の観光産業全体を引っ張っていく組織であることが期待される。

したがって、観光協会においては、現在実施している旅行商品の開発及び販売に留まらず、観光基本戦略、リサーチ・マーケティング、観光プロモーション戦略、土産物店の運営、等、観光産業の各分野における専門要員を育成し、観光協会の職員一人一人が観光分野のプロフェッショナルとなる集団を目指すことが期待される。

⑤ 具やOCVBとの連携、役割分担

観光協会によれば、ブランチ強化のための情報の発信やプロモーションについては、OCVBと連携して行っていることのことである。
また、64. 観光案内所運営補助金くじ販売による県運営の導入に記載したとおり、観光協会が運営する観光案内所と競合する県運営の導入に記載したとおり、観光協会は、県を含めた3者で、2つの観光案内所の役割分担を検討することとともに、2つの観光案内所における業務の一元化や窓口業務担当者の相互交換等、費用削減に繋がる施策の有無を検討すべきであると考える。

このように、観光協会が実施する事業の中には、県やOCVBとの連携や役割分担が必要不可欠な事業が存在するため、県やOCVBと連携し、また、役割分担を検討することで、市と観光協会は最小の経費で最大の効果をあげる努力を続ける必要がある。

金般的意見4. コロナ禍における臨機応変な対応
令和2年度は、コロナウイルスの流行に伴い緊急事態宣言が発令される等、市民生活に著しい影響が生じた。
また、市が実施する事業においても、コロナウイルスの流行により様々な形で影響を受けたことが、監査を実施する中で明らかとなっている。

コロナウイルスのように、事業に大きな影響を与える事象が発生した場合、市は、単に当初予定どおりの事業を実施すればよいのではなく、事業環境に応じて「事業実施の可否」「子規類修正の必要性」「事業内容の一部修正の必要性」等について検討した上で、必要に応じて臨機応変に事業内容の修正を行う必要がある。事業環境に応じた内容で事業を実施しなければ、最小の経費で最大の効果をあげることができないためである。

ここで、令和2年度の市の対応について、適切であったと考えられるものを例示する。
イ) コロナウイルス感染防止の観点から、事業の実施を中止した。(観光宣伝費強化事業、沖縄国際映画祭関連事業、等)
ロ) コロナ禍における事業者支援のための事業を実施した。(市内宿泊・飲食等消費促進クーポン事業、等)
ハ) コロナウイルスの流行により、予算執行額の増加又は減少が見込まれる状況となつたため、補正予算を組み予算を修正した。(事業多額)

このように、適切に対応できている事業がある一方で、対応に課題がある事業も発見された。

【課題】

- ① 事業内容の変更が生じたにもかかわらず、必要な事務手続を行っていない
・補助事業において、事業者から事業計画変更が認証書を受領していない。(32. 國際通りトランシットマーハル助成金事業、34. 地域未来投資事業)
・委託事業において、仕様書の内容を修正し、事業者との再合意を行っていない。(21. 地域子育て支援拠点事業 (認可))
- ② 事業環境が大きく変化したにもかかわらず、事業計画を修正することなく当初計画どおりに事業を遂行しようとしてしまっている
・緊急事態宣言期間中は、当初計画していた業務を中止し、別な業務を実施するか、あるいは、従業員を休業させて雇用調整助成金を受領するべきであった。(21. 地域子育て支援拠点事業認可)、33. マーガー総合案内所事業、53. 観光まちづくり整備補助金、54. 観光施設内原運営補助金)
・予算をいかに消費するかに注力しており、事業内容や成果指標が適切に修正されていない。(36. なはし創業・就農サポートセンター運営事業)

- 緊急事態宣言中の施設閉鎖期間における業務内容が、事業者任せになってしまった結果、業務内容が十分ではない事業者が生じた。(21. 地域子育支援拠点事業 (認可))
- 上記の課題が生じているのは、市が直接事業を実施するのではなく、民間団体等が実施する事業に対し、補助金や委託料を交付している事業である。
- 補助事業や委託事業は、市が直接事業を実施する場合と比較して市の開発度合いが相対的に低いことに起因して、コロナサブルスのような事業内容に大きな影響を与える事業が生じたにもかかわらず、その対応が事業者任せとなってしまい、結果として監査が変な対応が十分に実施できていなかったものと考えられる。

【追言】

民間団体等が実施する事業に対し、補助金や委託料を交付している事業において、事業内容に大きな影響を与える可能性のある事業が生じた場合の市に対する方法について、以下のとおり提言したい。

- どのような方向で事業内容を変更することが適切なのかについて、民間の事例等も含めて情報収集し、適時に検討した上で、事業者へ適切に指導する。
- 補助事業における事業実施計画や委託事業における仕様書の内容に修正が生じることが見込まれる場合には、適切に修正の事務手続を行う。
- 事業内容に修正が見込まれる場合、成果指標の目標値について修正の必要性を検討し、必要と判断される場合には修正する。
- 事業内容の検査や事業の効果測定においては、事業内容に大きな影響を与える事業が生じたことを前提とする、ある程度系統的な判断が評価されるものと考えられる。一方で、公金のムダな支出は避けが必要があるため、事業経験の中にムダな支出が含まれていないかどうかについては、慎重に判断する必要がある。
- コロナ禍における事業者への財政支援としてやむを得ず補助上限の引き下げを行った場合、コロナ収束後は上限を元通りに引き下げるなどを検討する。(53. 翡光まちづくり整備補助金 参照)

なお、本監査報告書を作成している令和4年2月現在においてもコロナ禍の収束時期は見通せず、今後もコロナ禍に対応した事業内容の修正が生じる可能性があるが、コロナ禍への対応は既に経済済みであるため、過去の経験を踏まえ、より適切に対応することが期待される。

金額的意見 5. 補助事業における検査について
民間団体等の実施する業務に対して市が補助金を交付する事業の場合、事業者が計上している補助対象経費が補助金交付要綱等に照らして妥当であるかどうかを確かめるために、検査を実施することが必要不可欠である。(那霸市補助金等交付規則第13条参照)

【那霸市補助金等交付規則第13条 技幹】

第13条

市長は、前条の報告を受けたときは、当該報告書等の書類の弊否及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実績が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(下線は監査人が記載)

事業名	補助金交付額 (百万円)	該当する指摘又は意見
21. 地域子育て支援拠点事業 (認可)	40	指摘①、意見⑥、意見⑦、指摘②
22. 児童クラブ運営補助金	1,165	指摘②、指摘④、指摘⑤
34. 地域未来投資事業	13	指摘②、意見③、指摘④、指摘⑤
39. 席長保育事業	70	意見②、意見③、指摘④、指摘⑤
48. 放課後児童支援員等の処遇改善等事業	209	意見②、指摘①、意見③、指摘②、指摘③

【検査が不十分となった原因】

前述の事業において検査内容が不十分となってしまった原因について、監査人の私見では、次のように分析している。

- 担当職及び事業者が、関連する法令、省庁からの通知及び補助金交付要綱等を十分に理解していない場合がある。
- 質の高い深度ある検査を実施する実務が構築されていない。
- 補助対象事業者数が多い場合、人リソース及び時間的制約を踏まえると、深度ある検査を実施することが難しい場合がある。

上記の事業の中には、補助金交付額が多額に上る事業も含まれるが、多額な補助金交付額が生じる事業であるにもかかわらず、検査が十分に実施されないことが多いことは、税金納付者た

る市民の一人として不安であると言わざるを得ない。

【提言】

上記を踏まえ、補助事業の検査を効果的かつ効率的に実行するための方法について提言する。

イ) 人件リソース不足の解消

以下のロ～ニ) の施策を実行するには、人的リソースを確保することが前提となる。現状の人的リソースが既に不足している場合には、担当人員の増加や、一部業務（検査業務、深度ある検査体制の構築業務、等）の外注等を検討し、担当課の過剰な負担を避けながら、以下のロ～ニ) の施策を検討されたい。

ロ) 相当課及び事業者が、関連する法令、省庁からの通知及び補助金交付要綱等を十分に理解する
事業によっては、関連する法令等の数が多い事業や、法令や交付要綱等の内容が複雑である事業もあるため、事業者が自主的にこれら的内容を理解することを期待するのは現実的ではない。
したがって、まずは市の事業担当者及びその上長は、関連する法令、省庁からの通知及び補助金交付要綱等を改めて十分に理解する必要がある。市の事業担当者及びその上長は、単に前年度と同様の事務手続を踏襲すれば良いという意識を持て、関連する法令等を確認しながら事業を実施する癖を付けるべきである。
その上で、事業者に対して、関連する法令等に基づき事業が適切に実施されるよう十分に指導する必要がある。

ハ) 慎疑心を持ち、事実を追求する姿勢で検査を実施する

前述した5つの事業においては、本来検査で発見されるべき様々な問題点が解消されないまま検査が終了されていたが、このような検査状況では、補助金交付額が適切であったとの心証を得ることは難しく、市の検査義務を規定している那覇市補助金等交付規則第13条に反している可能性がある。

検査とは、補助金交付先が実施した事業実態の事実を確認した上で、その事実に基づき補助金交付額を確定させることであると考える。したがって、検査担当者は事実を追求するためには必要な資料は何であるかを考えた上で、必要となる資料は全て収集し、事実確認を行うべきである。

また、事業者から提出された一つの資料に記載された内容を正しいと思いたいのではなく、「資料が誤っているかもしれない」「資料が改ざんされているかもしない」という懷疑心を持つて検査を実施すべきである。懷疑心を持つて検査を実施することで、資料に記載されている内容を確認するために、他の資料との整合性の有無を確認したり、事業者に追加の

質問を実施することが可能になり、より事業を追求した深度ある検査が実施できることを考えられる。

二) 効果的かつ効率的な検査方法の確立

前述のとおり、今後はより質の高い深度ある検査の実施が必要であると考えるが、一方で、補助対象者数が多い事業においては、担当課の人的リソース及び時間的制約の関係上、全ての事業者に対して一齊に深度ある検査を実施することは難しい可能性があると考えられる。その場合、以下のようない方法を取ることも考えられる。市の人民リソースは限られるが、検査の方法は工夫することにより、効果的かつ効率的に検査を実施されたい。

- ・ 深度ある検査については、複数年掛けて全ての事業者が一巡するようなローテーションによる検査計画を立案し、深度ある検査を実施しない年度の事業者についてでは効率的な検査を検討する。
- ・ 補助金交付額が多額な事業者、補助金交付額が前半比で増加している事業者、補助金交付初年度の事業者等、潜在的なリスクが比較的高いと考えられる事業者を選別し、リスクの高い事業者を中心にして深度ある検査を実施する。
- ・ 一定期間終了時点（例えば、9月末時点）で中間検査を実施しておくことで、事業終了後の確定検査の負担を減らす。
- ・ 「実施すべき検査手順」「検査時に確認すべき資料」「検査時に留意すべきポイント」等を、記載したマニュアルを作成し、誰が検査を実施しても一定の質を保つことができる状態にしておく。

全般的意見6. 全行业的に検討すべき事項について
個別事業の監査において発見された事項で、全行业的又は節算統一的に検討すべき課題が
発見されているため全般的意見として記載しておきたい。

1. 極助金事業

(1) 極助金に係る消費税等の仕入税額控除
補助金交付要綱等において、「事業完了後に消費税等の申告により、補助金に係る消費税
等仕入税額控除額が確定した場合、事業者は市長に報告しなければならない」と規定し、仕
入税額控除分だけ補助金の還付を請求するケースが多い。
これは、事業者にとっての補助金収入が消費税等による一方、補助対象経
費の中に課税販賣によっての補助金収入が消費税控除算定上不取扱いとなる場合、事業者には仕入税額控除分
だけ消費税等が還付されることにより、補助金の過大交付となることを防ぐ措置である。

【例】

<前提>
補助金収入：110
補助対象経費：税抜き額100（全額課税引）+消費税等 10=110

<消費税等の算定>
課税売上分：0 - 課税仕入分：10 = △10
(消費税等は10の還付となる)

<事業者の収支>

補助金収入：110 - 経費支出：110 + 消費税等の還付：10 = 10
※ このように、消費税等の還付が生じる場合、還付分を返還しなければ、10だけ補助金
が過大交付となってしまう。

しかしながら、事業者からの仕入税額控除の報告受領事務を実施していないかった事業が
複数あった。(21. 地域子育て支援拠点事業 (認可)、22. 児童クラブ運営補助金、39. 延長保
育事業)
なお、補助対象事業者の多くが社会福利法人等の非常制団体となっている事業もあるが、
公益法人等で補助金収入を含む特定収入は、特定収入に係る課税仕入
の消費税額については仕入税額控除に含まれないため補助金還付の必要はないという取り扱
いが存在するものの、「事業者が公益法人等に該当するか」や「事業者の特定収入割合は5%
を超えるか」については、事業者から誕生を受けてないと判定できないため、補助金交付
先事業者の多くが公益法人等となる事業であったとしても、事業者への事業確認が必要に

なる。
したがって、事業者における消費税等の仕入税額控除の発生の有無について、漏れなく正
確に把握するためには、補助金に係る消費税等の仕入税額控除が0円となつた法人も含め
て、報告書の提出を求ることを検討されたい。

なお、他の自治体のウェブサイト上で、本取扱いの参考になると考えられるマニュアル等

が公表されているため、参考までに紹介したい。

・『補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入税額控除（返還額）の報告事務について』
(沖縄県保健福祉部医療推進課)

※判定フローチャートが記載されており、分かり易い。

・『補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入税額控除額の報告について（事業者向け手
引き）』(鹿児島県保健福祉部地域医療課)

(2) 子会社の委託費

34. 地域未来投資事業において、補助対象経費の中に子会社における委託費が含まれてお
り、補助対象経費の根拠資料として、委託事業務にかかる子会社からの輸品書き及て請求書が添
付されているものの、子会社への委託費の中に子会社の利益相当分が含まれているかどう
かについて、市が検証している事例が発見された。

ここで、子会社への委託費の中に子会社の利益相当分が含まれている場合には、当該利益
相当分は補助対象経費から除くべきであると考える。補助金の目的は事業者における補助
対象経費を補填することであるが、仮に当該利益相当分を補助対象経費から除外がなかつた
場合、事業者の連結グループ全体で考えると、補助金収入を扣減とする利益が発生してしま
い、経費の補填という補助金の趣旨にそぐわなかったのである。
また、委託事業において業務の一部を子会社に再委託している場合も、同様の理由により、
子会社への再委託費のうち、子会社の利益相当分は事業費から除くべきである。
今後、補助事業及び委託事業において、子会社に対する委託費用が経費に含まれる場
合に子会社の利益相当分を控除する取り扱いについて全庁的又は部署統一的に検討されたい。

なお、経済産業省大臣官房企画課の『委託事業事務処理マニュアル』において、参考とな
る限り我が国が記載されていたため紹介したい。
【委託事業における利益等排除の考え方】
委託事業において、委託対象経費の中に受託者の自社製品の調達又は関係会社からの
調達分（工事は含む。）がある場合、委託事業の実績額の中に受託者の利益等相当分が含
まれることは、委託費の性質上ふさわしくないと考えられます。このため、利益等排除
の方法を原則以下のとおり取り扱うこととします。

<p>1. 利益等排除の対象となる調達先</p> <p>以下の（1）～（3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象となります。</p> <p>（1）受託者自身</p> <p>（2）100%同一の資本に属するグループ企業</p> <p>（3）受託者の関係会社（上記（2）を除く）</p>	<p>2. 利益等排除の方法</p> <p>（1）受託者の自社調達の場合</p> <p>受託者をもって委託対象経費とします。この場合の原価とは、当該製造品の製造原価をいいます。</p> <p>（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合</p> <p>取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもつて委託対象経費とします。これによりがたれ場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益率（以下「売上総利益率」とい、売上総利益率がマイナスの場合には0とする。）をもつて取り価格から利益相当額の掛けを行います。この場合の売上総利益率は小数点第2位切り上げで計算します。</p> <p>（3）受託者の関係会社（上記（2）を除く。）からの調達の場合</p> <p>取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計内であると証明できる場合、取引価格をもつて委託対象経費とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」とい、営業利益率がマイナスの場合には0とする。）をもつて取引価格から利益相当額の掛除を行います。</p>	<p>〔委託事業事務処理マニュアル〕（経済産業省大臣官房会計課）より抜粋）</p>
---	---	---

一般管理費の算定方法については、他省庁などが施行する資料を参考にしているケースが見られたが、委託費の算算においては、市の要求水準を充たすために必要な金額を計上すべきであり、根拠が曖昧な項目は極力削除することが求められる。したがって、現状のように市における一般管理費のルールが存在せず、他省庁のマニュアルを参考にするという対応では、一般管理費の算定根拠として十分ではない。

そのため、一般管理費については、多額かつ合理的な算算を可能とする新たなルール（積算根拠）を、全般的又は部署統一的に明確にされたい。

具体的には、経済産業省の「委託事業事務処理マニュアル」（以下、経産省マニュアルと言う。）が参考によると考えられる。経産省マニュアルでは以下の説明がなされている。

事業を行うためには必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費をいいます。

具体的には、事業を行うために必要な家賃、光熱水料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具等の況用品等に要する経費のうち当該事業に要した経費として抽出・特定が困難なもの（抽出可能なものは、その他諸経費）に計上。ただし当該事業において計上不可能の場合に限る。）が考えられます。

（※下線は監査人による。）

また、経産省マニュアルにおいて一般管理費率の目安として10%を用いているが、單に10%と定めるだけでなく、「10%もしくは委託先法人の一般管理費率のいずれか低い率とする」と定めており、委託先法人の形態に応じて実績に基づく一般管理費率の算定式を例示している。かかる算定式は事務に基づく数量であり、一定の客觀性・合理性があることから那覇市においても検討に値する。

（2）一般管理費算定における再委託費の定義

34. 地域未収投資事業において、一般管理費の算定において、事業費から再委託費は除くこととしているが、本委託事業における修繕実施業務の外注費用については再委託費には含めず、事業費としたままで一般管理費率の算定をしていた。

この点、担当課からは、このような取扱いとした明確な理由が得られず、また、再委託費の定義も不明確であった。

委託業務における再委託費の定義が曖昧なままで、一般管理費算定上問題があるので、再委託費の範囲を明確に定義付ける必要がある。

（1）と同様、一般管理費について客觀的かつ合理的な算算を可能とする新たなルール（積算根拠）を、全般的又は部署統一的に明確化されたい。

(3) 工事監理業務について随意契約で設計者へ委託することの是非

工事監理業務を委託するにあたって、“円滑な工事監理のためには、設計内容を熟知している実施設計業務委託先に監理業務を委託する必要がある”との理由により、実施設計業務委託先と隨意契約している事業が存在した。(42.宇采原小区域児童クラブ活動拠点整備事業、45.神原小区域児童クラブ活動拠点整備事業、49.大通こども園増改築事業)

しかしながら、実施設計者と工事監理を致えて別にする方法（第三者監理方式）が存在するにもかかわらず、第三者監理方式の選択肢を「分」に検討することなく、設計者を工事監理者として選定してしまっており、地方自治法施行令 167 条の 2 で定める隨意契約可能な要件を満たしていない可能性がある。

設計者と工事監理者を同一とする方法と区分する方法では、それぞれメリット・デメリット（※）が存在するため、必ずしも第三者監理方式を原則的な方法とする必要は無いかもしれないが、少なくとも第三者監理方式の選択肢を「分」に検討せずに、随意契約により設計者を工事監理者として選定すべきではない。

(※) 両者のメリット・デメリットは、監査人の私見では以下のとおりである。

① 設計者と工事監理者を同一とする方法
＜メリット＞

- ・ 実施設計の内容を熟知している者が工事監理を実施でき、工事監理業務の品質維持や工費削減に繋がる可能性がある。

＜デメリット＞

- ・ 実施設計の内容を熟知しているが故に、工事監理業務において、緊張感の欠如や客観的視点の欠如が生じる可能性がある。

② 設計者と工事監理者を区分する方法（第三者監理）
＜メリット＞

- ・ 現場内に緊張感が生まれ、客観的な視点で工事監理が実施されるため、質の向上・維持につながる可能性がある。

＜デメリット＞

- ・ 工数が相対的に多くなる可能性がある。
- ・ 設計内容が特殊である場合、工事監理が円滑に進まない可能性がある。

第三者監理方式を原則的な方法としている省庁（国土交通省）や自治体（那覇市、北秋田市）が存在するため、これらの事例や、設計者と工事監理者を同一とする方法と区分する方法のそれぞれのメリット・デメリット等を勘案の上、全局的に工事監理を委託する場合の抜きを検討されたい。

(4) 2段階での契約締結

33.マチグワー総合窓口事業の業務委託において、令和2年4月1日から4月30日までの1か月間は令和元年度受託業者と1者随意契約を締結し、その間に、プロポーザルを実施し、5月1日～3月31日までの業者を決定していた。

このような方式を採用している理由について担当者に確認したこところ、「入札の執行は支出担当行為の一連の手続であり（予算の執行に含まれる）、予算の執行は年度開始前に行うことはできないという会計年度独立の原則（地方自治法 208 条第 1 項）に反しないよう、2 限階で契約を締結している。また、一括交付金は新年度に交付決定されたため、交付決定前に入れを執行することは認めないと判断している」との回答であった。

この点は、平成 28 年度の包括外部監査においても言及されている。平成 28 年度の外部監査報告書では、「年度開始前の入札の可否についても、可能という見解と不可という見解があり、現時点において法令上の解釈が定まっていないが、今後制度の見直し等に注目し適切に対応されたい」とコメントされている。

所管課においては後者の見解を取り入れて事務手続きを執行しております、既った手続とまでは言えないが、他方で前者の見解を取り入れて事務手続きを執行している課も存在している。

今後、全局的に取扱いを検討されたい。

全般的意見7. 保育士確保の施策について

【保育士確保の必要性】

人口減少・少子高齢化に対応するための施策のうち、重要な施策の1つとして「在職・出産・子育てに關注する施策が挙げられる。そして、子育てに關注する施策において解消すべき重要な課題の1つとして待機児童の解消が挙げられる。これは、総合戦略及び総合計画において、待機児童数が施策における成果指標に設定されていることからも明確であると考えられる。

<総合戦略>

「施策の方向性1－施策体系1・結婚・妊娠・出産・子育てから就学に至るまでの支援」の成長指標として、2024年までに待機児童数をゼロとすることを目標としている。
<総合計画>

「施策21.すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる」の成果指標として、2022年度までに待機児童数をゼロとすることを目標としている。
次に、待機児童解消に向けた市の施策についてであるが、「1.待機児童解消等加速化事業」においても記載しているとおり、保育所新設というハード面の整備については「いったん事業実施を先送りすること」とし、令和3年度の待機児童解消等加速化事業では、新たな保育所の新設に対する補助金交付決定は行わないとしている。
一方、ソフト面の施策についてであるが、市は、令和2年4月1日時点の保育士不足を因とする定員割の人数は281人、不足する保育士数は69人と把握しており、引き続き保育士確保の施策が必要な状況であると考えられる。また、11.一時預かり事業（認可）や「[3.一時預かり事業（幼稚園型）]においては、保育士確保ができずにつ輔助金交付要件に合致せず自主事業として一時預りを実施している保育施設が多い」という事象も認識されており、この事実からも引き続き保育士確保が必要であると考えられる。

【課題】

市は保育士確保を目的とする事業を複数実施しており、今回の監査においても「3.潜在保育士復職支援事業」、「4.保育士確保対策事業（離職抑制分）」、「5.保育士継続就労援助事業」、「7.保育士正規雇用化促進事業」、「50.保育士継続就労援助事業」の5事業が監査対象となつた。

ただし、これらの事業を監査した結果、国や県が掲示する補助メニューありきの事業立案を推奨する方針が受けられ、保育士の新規確保及び離職防止ができない原因（課題・二二八）を分析・把握した上で、その課題を解消し、ニーズを満たすための事業内容は何であるか、という観点からの事業立案が十分に実施されていないと思われる事業が存在した。

【提言】

「保育士の新規確保及び離職防止」の支撑となつている主な原因（課題）を分析・把握し、た上で事業立案及び事業推進方法の一例として、以下のとおり提言する。

「保育士の新規確保及び離職防止」の支撑となつている主な原因（課題）については、現場担当レベル（にじめらい）においても以下の3点であることを認識している。これは、沖縄県保育士・保育所総合支援センターが離職した保育士等に対して実施した調査結果や、他の事業で実施したアンケート結果、及びこれまで様々な取組みを通しての認識である。

第1位 「働き方・休み方（休みが取り辛い）」

第2位 「職場風土（園の雰囲気・人間関係）」

第3位 「給与・水準」

このような課題を認識しているものの、保育士確保関連事業の多くが、これらの課題を根本的に解消するよう設計されておらずが症候法的である。とは言え、那覇市が行政の立場で「職場風土（園の雰囲気・人間関係）」の改善に關注することが望ましい形なのか、また、効果的な関与が実施できるかどうかは園側の余地がある。しかし、「働き方・休み方（休みが取り辛い）」と「給与・水準」の改善においては行政としての対応が効果的とも考えられ、ひいては「職場風土（園の雰囲気・人間関係）」の改善にも寄与しうると考えられる。
そこで、指導監査や県との連携を前提として以下の施策を検討されたい。

イ) 「業務シフトモデル」の提示

保育士と受け入れ園それぞれの人数をもとに、取得させるべき有給休暇や休憩に加えて質の向上を図るために研修受講等の時間も組み込んだ「業務シフトモデル」を作成したうえで、指導監査項目として実態がどの程度離職しているかを確認し改善を図ることが考えられる。なお、「業務シフトモデル」の作成にあたっては、指導監査担当とも連携し、休暇や研修機会を合理的に組み込んだシフトが構築されている施設の事例を参考にするとともに、広く告知された。

県内の老人介護施設の事例ではあるが、全職員の年休が適切に消化されるような年休日数、出差・育児休暇の期間などをあらかじめ組み込んだシフトを定期的（1ヶ月単位など）に作成している取組みがある。このようにシフトを管理することで効率的な休暇（病休、家族の看護、法事など）にも対応する余地ができるため、職場風土の改善にも寄与すると考えられる。

ロ) 保育士の処遇に関する那覇市独自の対応

「4.保育士正規雇用化促進事業（離職抑制分）」の取組みは、国の運営費算定基準（配置基準）に基づく定数による運営では、「保育士の新規確保及び離職防止」を図ることが困難な部分

なお、これまでの国の処遇改善事業により給与水準が上がっていることも事実であることに鑑みると、保育士の離職要因としての「給与水準」は給与の多寡だけではなく別の要因、例えば、「職場内に感じた終身支払いが必ずしも行われておらず、キャリアバスが見通せない状況があることも考えられる。

政府の「公的価格評価検討委員会」が令和3年12月21日に公表した「中間整理」において、「今後は、異なる財政状況を講じる前に、医療や介護、保育・幼児教育などの分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようにつながっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要である。」と指摘しており、実際に、「賃上げ実績報告」が補助金交付の条件とする予定であることにについて報道されている（日本経済新聞2022年1月6日）。

この点に関して監査人は、那覇市内の保育所・こども園を運営する法人について「常勤理事1人あたり報酬額」と「職員1人あたり人件費」を比較し、傾向が見られるかどうかを確認するため、独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト（WANET）の社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムで公表されている財務データに基づき、以下の情報を収集・分析した。

【WANET財務データ集計方法】

- 「那覇市在いかつ・提供サービスで「保育所・小規模」・「認定こども園」に該当する社会福祉法セリストアップ
 - 提供サービスにより「保育所のみ」、「保育所とこども園」、「保育所＆その他（放課後デイサービス、介護、障がいなど）」の3つに分類
 - 財務諸表（事業活動計算書）から人件費高（A）を抽出
 - 現況報告書から以下のデータを抽出
 - 理事の報酬等の総額（前会計年度実績）（※）
 - 常勤専従者の人数
 - 常勤専従者の定数（常勤業務者及び非常勤者の常勤換算数を含む）
 - 1~4のデータを以下の方針を算出
 - 「職員1人あたり人件費」 = (A) / (B) / (D)
 - 「常勤理事1人あたり報酬」 = (B) / (C)
- (注意点)
 ※(B)理事の報酬等の総額(前会計年度実績)について
 常勤理事には、施設の管理者（園長、主任等）を兼務している者がいる。現況報告書の(B)理事の報酬等の総額(前会計年度実績)については、各施設で「理事としての報酬」と「職員としての給与」が区別されているか、合算されているか不明である。そのため、両社が区別されている場合は、「理事としての報酬」が「職員としての給与」に比してより偏重している可能性がある。

を補う性質を有している。しかし、十分な保育士の確保に至っていないことに鑑み、那覇市内の施設の運営実態に即して離保すべき保育士の数（及び離職と連携）で独自の定数として設定し、国の運営費に不足する分について、補助事業ではなく予算化することを検討されたい。

なお、名古屋市では市独自で加配保育士を配置する取組みを行っており参考に値する。

市独自の加配保育士で塗った保育環境

〈配達距離比較〉	
区分	例(6人(うち童床あり3人)、1歳12人、2歳18人)
0歳	保育士2人(1:3)
1歳	保育士2人(1:6)
2歳	保育士3人(1:6)
加配	-
計	保育士7人(1:5)



(出典：名古屋市子ども青少年局保育企画室 web サイト「なごやつなぎ保育士」)

ハ) 給与体系の適切な運用

名古屋市では加配保育士のほかにも、民間と公の保育所等の保育士の給与水準が同じになるよう経験年数に応じた給与体系を構築する取組みを市独自で行っており参考に値する。

市独自の上乗せ補助で最も安心して働ける給与体系

民間保育所等の保育士と同じ年齢・経験年数の保育士であれば、公立保育所の保育士と同程度の給与が支給されるよう補助金を民間保育施設に支給しています。



(出典：名古屋市子ども青少年局保育企画室 web サイト「なごやつなぎ保育士」)

- ・ (B)理事の報酬等の総額(前会計年度実績)には、非常勤理事に対する報酬が含まれているが、WANNETで公表されている役員に対する「報酬等の支給の基準」によれば非常勤理事に対する報酬額は數千円～数万円程度と見込まれるため、「常勤理事1人あたり報酬」の推算上の影響は極微と判断し、控除していない。

集計の結果、常勤理事1人あたり報酬と職員1人あたり人件費の割合が1倍を超える法人は以下のとおりであった。なお、E法人は職員1人あたり人件費がマイナスとなっているため公表データが誤っている可能性がある。

全30法人のうち11法人						
項目	法人	A法人	B法人	C法人	D法人	E法人
(A) 人件費		74,413	54,925	99,785	203,966	76,606
(B) 理事の報酬等の総額		7,186	10,699	11,017	13,902	82,241
(C) 常勤理事の人数		2人	2人	2人	2人	1人
(D) 常勤専従者の実数		20.5人	19.5人	27.9人	59.0人	19.0人
(1) 「職員1人あたり人件費」 (B)/(D)		3,279	2,260	3,180	3,220	-301
(2) 「常勤理事1人あたり報酬」 (B)/(C)		5,933	5,350	5,509	6,951	41,121
常勤理事1人あたり人件費の割合 (2)/(1)		1.1倍	2.4倍	1.8倍	2.2倍	3.7倍

項目	法人	G法人	H法人	I法人	J法人	K法人
(A) 人件費		342,885	104,996	67,307	79,760	203,789
(B) 理事の報酬等の総額		20,165	10,822	10,228	8,631	8,269
(C) 常勤理事の人数		1人	2人	2人	2人	4人
(D) 常勤専従者の実数		93.1人	24.1人	20.4人	21.0人	109.0人
(1) 「職員1人あたり人件費」 (A)-(B)/(D)		3,465	3,906	2,795	3,387	1,794
(2) 「常勤理事1人あたり報酬」 (B)/(C)		20,165	5,401	5,114	4,316	2,067
常勤理事1人あたり人件費の割合 (2)/(1)		6.90倍	1.4倍	1.9倍	1.3倍	1.2倍

係首所とごども園 法人		全6法人のうち10法人	
項目		I法人	N法人
(A) 人件費		198,980	290,595
(B) 理事の報酬等の総額		15,147	15,184
(C) 常勤理事の人数		3人	1人
(D) 常勤専従者の実数		105.3人	72.0人
(1) 「職員1人あたり人件費」 (A)-(B)/(D)		1,745	3,824
(2) 「常勤理事1人あたり報酬」 (B)/(C)		5,049	15,184
常勤理事1人あたり人件費と職員1人あたり人件費の割合 (2)/(1)		2.9倍	4倍

係首所とごども園 法人		全25法人のうち10法人	
項目		N法人	R法人
(A) 人件費		1,815,256	263,606
(B) 理事の報酬等の総額		15,272	15,898
(C) 常勤理事の人数		4人	2人
(D) 常勤専従者の実数		504.6人	67.0人
(1) 「職員1人あたり人件費」 (A)-(B)/(D)		3,567	3,696
(2) 「常勤理事1人あたり報酬」 (B)/(C)		3,818	7,949
常勤理事1人あたり人件費と職員1人あたり人件費の割合 (2)/(1)		1.1倍	2.2倍

係首所とごども園 法人		全25法人のうちS法人	
項目		S法人	S法人
(A) 人件費		1,550,044	184,322
(B) 理事の報酬等の総額		12,952	12,946
(C) 常勤理事の人数		3人	3人
(D) 常勤専従者の実数		231.0人	42.0人
(1) 「職員1人あたり人件費」 (A)-(B)/(D)		3,073	3,656
(2) 「常勤理事1人あたり報酬」 (B)/(C)		6,649	4,123
常勤理事1人あたり人件費と職員1人あたり人件費の割合 (2)/(1)		1.4倍	1.4倍

このようない一部の機関や事業者（理事者）に対する給与・報酬の偏重が見られる場合は、市内の保育施設に対する指導監査項目として、当該職員及び事業者の勤務状況に見合う範

第2. 個別事業の監査結果まとめ

1. 成果指標に関する問題点

「第5章 第1. 全般的意見及び提言 全般的意見2.」に記載のとおり、総合職務や総合計画の PICA を実施するためには、構成する各事業の評価を適切に実施する必要があるが、成果指標が設定されていないばかりでなく、成果指標は設定されているものの改善の余地がある事業が多數登場された。55 の監査対象事業数のうち、78%に相当する 43 事業で成果指標に関する問題点が発見されたり、いま一度、全般的に成果指標の重要性を認識していただきたい。

1. 保育士確保は、那覇市のみならず県内市町村の多くが課題としている。したがって、保育士に対するアンケートは沖縄県と連携して共同実施することが効率的かつ効率的な実施により、保育士のアンケート回答の手間が省力化されることとともに、効果的なデータ収集に寄与すること考えられる。また、回答者の負担感をより削減するために、スマートフォンなど ICT を活用した回答方法を取り入れるなど、回答率アップに取り組まねばならない。

2. 遠慮なく本音で回答してもららうため、保育士幹部会などで、所風する施設を介さず保育士から直接回答可能な方法で実施されたい。そのため個人情報の特定や悪用されないよう施策を講じて取り扱うべきであることは言うまでもない。

3. アンケートは、「現役保育士」、「潜在保育士」、「准在保育士」、「准在保育士格別希望者（学生など）」も対象にされたい。より持続的かつ効果的な事業実現のヒントが得られると考えられる。

（ホ）保育士業務負担低減のための施策

「保育士の新規確保及び離職防止を図る」ためにには、保育施設における保育士の業務負担を低減させることも重要な要素であると考えられる。保育施設は、保育士との業務負担のためのガイドライン等を参考にして、必要に応じて業務改善に取り組むことを指導されたい。

なお、「保育分野の業務負担低減・業務の再構築のためのガイドライン」で記載されている業務改善のポイントは以下のとおりであるため、参考にされたい。

- ・ 保護者や他の保護者との情報共有、業務日誌の作成等にあたって ICT を活用する。
- ・ 保育補助者を活用する。
- ・ 作成書類を見直し、効率化できる書類があれば効率化する。
- ・ 保育士の働き方を見直す。

与・継続水準となっているかを詳細に確認し、合理性に異議はある場合は、キャラアバストと連動した合理的な給与体系を構築するよう指導すべきである。

（二）事業成果を向上させるための効果的なアンケート方法

「保育士の新規確保及び離職防止」の成果を測るには、保育士の声を直接聞くことがベストであり、PICA に資する情報をも得るために、その手段としてのアンケートをいかに実施するかが重要である。ガイドラインとされる下記3点を検討しておきたい。

1. 保育士に対するアンケートは沖縄県と連携して共同実施することが効率的かつ効率的な実施により、保育士のアンケート回答の手間が省力化されることとともに、効果的なデータ収集に寄与すること考えられる。また、回答者の負担感をより削減するために、スマートフォンなど ICT を活用した回答方法を取り入れるなど、回答率アップに取り組まねばならない。

2. 遠慮なく本音で回答してもららうため、保育士幹部会などで、所風する施設を介さず保育士から直接回答可能な方法で実施されたい。そのため個人情報の特定や悪用されないよう施策を講じて取り扱うべきであることは言うまでもない。

3. アンケートは、「現役保育士」、「潜在保育士」、「准在保育士」、「准在保育士格別希望者（学生など）」も対象にされたい。より持続的かつ効果的な事業実現のヒントが得られると考えられる。

（ホ）保育士業務負担低減のための施策

「保育士の新規確保及び離職防止を図る」ためにには、保育施設における保育士の業務負担を低減させることも重要な要素であると考えられる。保育施設は、保育士との業務負担のためのガイドライン等を参考にして、必要に応じて業務改善に取り組むことを指導されたい。

なお、「保育分野の業務負担低減・業務の再構築のためのガイドライン」で記載されている業務改善のポイントは以下のとおりであるため、参考にされたい。

- ・ 保護者や他の保護者との情報共有、業務日誌の作成等にあたって ICT を活用する。
- ・ 保育補助者を活用する。
- ・ 作成書類を見直し、効率化できる書類があれば効率化する。
- ・ 保育士の働き方を見直す。

監査の結果、成果指標の設定について、指摘又は意見とした事項は以下のとおりである。

No.	事業名	指摘意見	概要
3	潜在保育士復職支援事業	意見①	成果指標が設定されていない
4	保育士確保対策事業（離職抑制制分）	意見①	成果指標に改善の余地がある
5	保育士試験受験者支援事業	意見①	成果指標に改善の余地がある
6	認可外保育施設等保育の質	意見①	成果指標が設定されていない
7	認可外保育施設等の環境整備事業	意見①	成果指標の目標値に合理性が無い、成果指標の実績値集計方法に改善の余地がある
8	認可外保育施設支援事業	意見①	成果指標が設定されていない
9	ナノノホイク案内人（ナビイ）設置事業	意見①	成果指標に改善の余地がある
11	一時預かり事業（認可）	意見① 意見②	ニーズ調査の方法に改善の余地がある
12	教育課程充実事業	意見①	成果指標に改善の余地がある
13	認可外保育施設・绘本読み聞かせ実施事業	意見① 意見②	成果指標の目標値に合理性が無い、成果指標に改善の余地がある
16	妊娠検査診査事業	意見①	成果指標に改善の余地がある
17	不妊に悩むむへの特定治療支援事業	意見①	成果指標に改善の余地がある
18	女性センター管理運営	意見③	成果指標が設定されていない

19 子育て世代包括支援センター（基本型）運営事業	意見②	成果指標に改善の余地がある				ニーズ調査の方法に改善の余地がある
20 地域子育て支援拠点事業（公設立）	意見①	成果指標に改善の余地がある				成果指標に改善の余地がある
21 地域子育て支援拠点事業（認可）	意見①	成果指標に改善の余地がある				成果指標が設定されていない
22 少童クラブ運営補助金	意見①	成果指標に改善の余地がある				成果指標が設定されていない
23 地域学校協働活動推進事業	意見②	成果指標が設定されていない				成果指標が設定されていない
25 子供の貧困緊急対策事業	意見①	成果指標に改善の余地がある				成果指標に改善の余地がある
26 子ども寄添支援員（ペイケル・ソーシャルワーカー）配置事業	意見①	満足度測定に繋がる利用者情報のデータベース化の検討				成果指標に改善の余地がある
27 自立支援教室（けいぎほ学校）事業	意見①	成果指標に改善の余地がある				成果指標に改善の余地がある
28 こどものみらい応援プロジェクト府内推進事業	意見①	成果指標が設定されていない				成果指標が設定されていない
31 外国人観光客受入整備事業	意見①	成果指標に改善の余地がある				成果指標に改善の余地がある
32 國際通りトランジットマイル助成金事業	意見①	成果指標に改善の余地がある				成果指標が設定されていない
33 マチグー総合業務センター事業	意見①	成果指標に改善の余地がある				成果指標に改善の余地がある
34 地域未采投資事業	意見①	成果指標の目標値に合理性が無い				成果指標について
36 なはし創業・就職サポートセンター運営事業	意見①	成果指標に改善の余地がある				（1）成果指標について
37 中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業	意見①	成果指標に改善の余地がある				PPCA サイクルの実施にあたっては、事業目的や事業内容を考慮した適切な成果指標を設定する必要がある。しかしながら、1、2、3と記載したとおり、成果指標に関する問題点が多数見されている。
38 那覇市農業次世代人材投資事業	意見①	成果指標に改善の余地がある				（2）効果測定について
40 児童クラブ賃借料補助金	意見①	成果指標の目標値に合理性が無い				事業の効果を測定するにあたっては、エビデンスに基づき成果指標の実績値を集計し、実績値が成果指標の目標値を達成しているかどうかにより測定すべきであるが、効果測定における問題点が以下のとおり発見された。
41 待機児童対策特別事業（認可外）	意見①	成果指標が設定されていない				No. 事業名 指摘意見 感想
42 宇栄原小児童クラブ活動拠点整備事業	意見①	成果指標が設定されていない				34 地域未来投資事業 意見② 成果指標の実績値が適切に集計されしていない
43 一時預かり事業（幼稚園型）	意見①	成果指標に改善の余地がある				意見③ 単年度ではなく複数年での効果測定の実施
						36 なはし創業・就職サポートセ 意見② 成果指標と紐づけた効果検証が十分

19 子育て世代包括支援センター（基本型）運営事業	意見②	成果指標に改善の余地がある				ニーズ調査の方法に改善の余地がある
20 地域子育て支援拠点事業（公設立）	意見①	成果指標に改善の余地がある				成果指標に改善の余地がある
21 地域子育て支援拠点事業（認可）	意見①	成果指標に改善の余地がある				成果指標が設定されていない
22 少童クラブ運営補助金	意見①	成果指標に改善の余地がある				成果指標が設定されていない
23 地域学校協働活動推進事業	意見②	成果指標が設定されていない				成果指標が設定されていない
25 子供の貧困緊急対策事業	意見①	成果指標に改善の余地がある				成果指標に改善の余地がある
26 子ども寄添支援員（ペイケル・ソーシャルワーカー）配置事業	意見①	満足度測定に繋がる利用者情報のデータベース化の検討				成果指標に改善の余地がある
27 自立支援教室（けいぎほ学校）事業	意見①	成果指標に改善の余地がある				成果指標に改善の余地がある
28 こどものみらい応援プロジェクト府内推進事業	意見①	成果指標が設定されていない				成果指標が設定されていない
31 外国人観光客受入整備事業	意見①	成果指標に改善の余地がある				成果指標に改善の余地がある
32 國際通りトランジットマイル助成金事業	意見①	成果指標に改善の余地がある				成果指標が設定されていない
33 マチグー総合業務センター事業	意見①	成果指標に改善の余地がある				成果指標に改善の余地がある
34 地域未采投資事業	意見①	成果指標の目標値に合理性が無い				（1）成果指標について
36 なはし創業・就職サポートセンター運営事業	意見①	成果指標に改善の余地がある				PPCA サイクルの実施にあたっては、事業目的や事業内容を考慮した適切な成果指標を設定する必要がある。しかししながら、1、2、3と記載したとおり、成果指標に関する問題点が多数見されている。
37 中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業	意見①	成果指標に改善の余地がある				
38 那覇市農業次世代人材投資事業	意見①	成果指標に改善の余地がある				
40 児童クラブ賃借料補助金	意見①	成果指標の目標値に合理性が無い				
41 待機児童対策特別事業（認可外）	意見①	成果指標が設定されていない				No. 事業名 指摘意見 感想
42 宇栄原小児童クラブ活動拠点整備事業	意見①	成果指標が設定されていない				34 地域未来投資事業 意見② 成果指標の実績値が適切に集計されしていない
43 一時預かり事業（幼稚園型）	意見①	成果指標に改善の余地がある				意見③ 単年度ではなく複数年での効果測定の実施

10	病児保育事業	意見①	さらなる周知活動が必要
11	一時預かり事業（認可）	意見④	さらなる周知活動が必要
	保育士以外の多様な専門家の活用を 検討	意見⑤	保育士以外の多様な専門家の活用を 検討
12	教育課程充実事業	意見②	ノウハウを蓄積する体制の構築
16	妊娠検査事業	意見②	さらなる周知活動が必要
19	子育て世代包括支援センター （基本型）運営事業	意見②	情報共有のためのシステム導入の検討
26	子ども医療支援員（スクール ソーシャルワーカー）配置事業	意見②	ノウハウ共有のためのシステム導入 の検討
28	こどものみらい応援プロジェクト エクトボ内進進事業	意見③	子供の貧困対策を根本的に解消する 施設の検討
38	那覇市農業次世代人材投資 事業	意見①	就農後の状況調査が不十分
39	延長保育事業	意見①	市民のニーズを踏まえた改善活動の 実施が必要
43	一時預かり事業（幼稚園型）	意見④	さらなる周知活動が必要
	保育士離職応援給付事業	意見⑤	保育士以外の多様な専門家の活用を 検討
50	保育士資金融資事業	意見③	事業内容の合理性を裏付けるエビデ ンスの入手
55	小口資金融資事業	意見①	低迷する利用実績への対応

(4) その他

(1)～(3)以外に差見された問題点は、次のとおりである。

No.	事業名	指摘・意見	摘要
7	認可外保育施設等の環境整備事業	意見③	PDA 検証シート上の記載数値に誤りがある
9	ナノホイク案内人（ナビ イ）設置事業	意見②	事業終了後のフォローアップが必要
11	一時預かり事業（認可）	意見③	PDAが実施されていない、
13	認可外保育施設・绘本読み聞かせ実施事業	意見③	PDA 検証シート上の記載数値に誤りがある
23	地域学校協働活動推進事業	意見③	PDA の理解が浸透していない、

44	児童支援保育事業（こども園 部分）	意見②	に実施できていない、 一步踏み込んだ成果測定の必要性が ある。
50	保育士継続応援継続事業	意見②	保育士からのアンケートを活用する 必要がある

(3) 改善活動について
事業の評価結果や評価過程において差見された課題等を踏まえ、翌年度以降の事業内容を改善し事業目的を達成しようとしているところが、PDAにおける改善活動である。
しかしながら、改善活動における問題点は以下のとおり発見されている。

① 事業目的に照らして改善活動が不十分
保育士確保や離職防止を目的に保育士や保育施設に対する補助金を交付する等の施策を講じている事業があるが、尚に公的資金を交付しているだけで、そもそもその保育士の離職や復職しない根本原因を十分に踏まし、根本原因を解消するような施策内容になっていないかつた。(No. 3, 4, 5)

また、改善施策の方向性が効果検証内容に則したものにならない事業 (No. 7) や、市民のニーズを踏まえた改善活動の実施が十分でないと考えられる事業 (No. 39) があつた。さらに、市民の利用実績が低迷している状況が複数年継続している事業 (No. 55) があつたが、このような事業については現状を打開する施策を講じる必要がある。

② 事業の周知活動
事業の利用度を向上させ、事業目的を達成するために、市民に対して從来以上に周知活動を行うべきと考えられる事業があつた。(No. 10, 11, 16, 43)
③ ノウハウの蓄積・共有
継続的な改善活動に資するために、事業実施上で得たノウハウ等について、部署内で蓄積・共有される仕組みの構築を検討すべきと考えられる事業があつた。(No. 12, 19, 26)

No.	事業名	指摘・意見	概要
3	潜在保育士復職支援事業	意見②	事業立線にあたって、保育士離職の原因を十分に把握していない、
4	保育士離職対策事業（離職抑 制分）	意見②	事業立線にあたって、保育士離職の原因を根本的に解消するような施策が十分に検討されていない、
5	保育士扶助受験者支援事業	意見②	事業立線にあたって、市民のニーズを十分に調査していない、
7	認可外保育施設等の環境整 備事業	意見④	改善施策の方向性が効果検証内容に則した内容になっていない、

28	こどものみらい応援プロジェクト府内推進事業	意見②	PDCAの理解が浸透していない
31	外国人観光客受入整備事業	意見②	実効性のあるPDCAが実施されていない
43	一時預かり事業(幼稚園型)	意見③	PDCAが実施されていない

3. 予算の概算及び執行に関する問題点
予算の概算及び執行に関する問題点は次のとおりである。なお、補助金に関する事項は4.で、委託に関する事項は5. でそれぞれ記載する。

(1) 予算概算に関する問題点

No.	事業名	指摘/意見	概要
1	待機児童解消等加速化事業	意見①	別事業の人口数予算が含まれている
37	中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業	意見④	予算概算方法が合理的でない
46	放課後児童クラブ利用料减免事業	意見②	予算概算方法が合理的でない

(2) 予算執行に関する問題点

No.	事業名	指摘/意見	概要
41	待機児童対策特別事業(認可外)	意見②	予算執行率を高める工夫をするべき

4. 補助金事業に関する問題点

No.	事業名	指摘/意見	概要
21	地域子育て支援拠点事業(認可)	意見①	類似事業と比較して補助金交付額が割高である
51	観光協会運営補助金	意見①	補助金交付額が前年度支給額よりも増加している

54	観光祭内所運営補助金	意見⑤	補助金交付額が前年度支給額よりも増加している
----	------------	-----	------------------------

(2) 補助金交付要綱に関する問題点

No.	事業名	指摘/意見	概要
51	観光協会運営補助金	意見② 意見③	交付要綱に定める文言の定義が不明確

(3) 補助金交付申請時ににおける問題点

No.	事業名	指摘/意見	概要
2	老朽化保育所改築等事業	意見①	補助金交付申請書に記載されている補助対象経費に、合理的な根拠の無い金額が含まれていた。
7	認可外保育施設等の環境整備事業	指摘①	補助金交付先選定方法が公平性に欠ける
34	地域未来投資事業	意見⑤	事業計画書の妥当性について検討が不十分
		意見⑥	事業内容が交付要綱に合致しているか疑問

(4) 補助金実績報告における問題点

No.	事業名	指摘/意見	概要
21	地域子育て支援拠点事業(認可)	指摘① 意見⑤	公的資金が二重に交付されてしまっている 補助対象経費が二重計上されている 補助対象経費の金額が報酬資本と一致していない
22	児童クラブ運営補助金	指摘①	補助金に係る消費税等の仕入税控除の有無を確認していない 交付要綱に定める期限までに実績報告書が提出されていない

					意見③ 補助対象経費（資金改善額）の算定根 據が不明確
		指摘② 児童クラブの施設開所時間が厚労省 の通知従つて報告されているか疑問			指摘② 補助対象経費に該当すべき取引であ るかどうかの確認を行っていない
		指摘③ 市の検査内容が不十分			指摘③ 事業者からの入手した情報が誤って いることに気付かず、結果として補助 対象経費に該当すべき取引であるか どうかの確認が行われていない
		指摘④ 補助金交付額が誤っている可能性が ある			指摘④ 適切な検査手及び検査体制の確立 が必要
		意見③ 支援員の長時間労働の懸念がある			意見⑤ 補助金交付確定額が交付通知額あり が必要
		指摘⑤ 補助金に係る消費税等の仕入税額控 除の有無を確認していない、			意見⑥ 補助金交付確定額が交付通知額あり きで算定されている
		意見④ 適切な検査手法及び検査体制の確立 が必要			意見⑦ 交付額に定める補助率上限を超え て補助金を交付してしまっている
32	国際通りトランジットマイ ル助成金事業	指摘② ニーズ調査が実施されていない	51	観光協会運営補助金	意見⑧ 補助金交付確定額が交付通知額あり が必要
34	地域未来投資事業	意見⑦ 補助事業者に対する複数見渡りの入手 を十分に指導していない、	54	観光客内所運営補助金	指摘① 交付額に定める補助率上限を超え て補助金を交付してしまっている
39	延長保育事業	指摘② 補助対象経費の人件費が実績値にな っていない 指摘④ 指標④ 意見⑨ 補助対象経費の内容が、交付要綱に定 める内容に合致しているか異問	(5)	補助事業の効果測定に関する問題点 1. に記載したとおり、成果指標が適切に設定されていない場合、事業の効果を適切に測 定することができない。成果指標が適切に設定されていないことにより、効果が適切に測定 されないという問題点が生じている補助事業は、24事業であった。(No. 3、4、7、8、11、 17、21、22、25、32、34、37、38、41、43、44、46、47、48、50、51、52、53、54)	
41	待機児童対策特別事業(認可 外)	指摘① 事業実施要綱の要件を満たしている かどうか確認していない、 意見② 事業実施要綱の要件を満たしていない かどうかの確認が不十分 意見③ 事業実施時間数について、確認が不十 分			また、補助金の交付が長期に渡っているが、効果発現の目途が立っていない事業があつた (No. 53、54)。効果の発現可能性が低い事業に補助金を投入し続けるわけにはいかないため、 期限を設けて状況改善に取り組むべきである。
48	放課後児童支援員等の処遇 改善等事業	指摘② 検査内容が不十分 意見④ 補助対象経費の算定根拠が不明確 指摘③ 補助金に係る消費税等の仕入税額控 除の有無を確認していない、 意見③ 補助対象経費に係る領収書の日付が 空欄になっている 意見④ 補助対象経費に関する根拠資料の保 管体制が不十分 意見② 資料の入手漏れがある 指摘① 検査における資料内容の確認が不十 分	53	観光まちづくり整備補助金	意見① 自立化までの目標年数を定める必要 がある
21	地域子育て支援観点事業	認 意見④ 施設閉鎖期間中の業務内容について、	54	観光客内所運営補助金	意見⑦ 補助対象となる正在土産物店の赤 字解消について、期限を設けて取り組 むべき

(6) コロナ禍における旅機感染に対する
詳細は「第1. 全般的意見及び提言 全般的意見4.」で記載しているが、コロナ禍にお
ける対応に課題が生じた補助事業があつた。

No.	事業名	指摘意見	概要
21	地域子育て支援観点事業	認 意見④	施設閉鎖期間中の業務内容について、

可)			十分な指導をしていない、
32	国際通りトランシットマイル助成金事業	指摘①	事業者から事業計画変更承認書を受領していない、
34	地域未来投資事業	指摘①	事業者から事業計画変更承認書を受領していない、
51	観光協会運営補助金	意見④	コロナ収束後に補助対象経費の範囲縮小を再検討すべき
53	観光まちづくり整備補助金	意見③	コロナ禍における事業者の業務内容について、十分な指導をしていない、
		意見④	コロナ収束後に補助率引下げを再検討すべき
54	観光案内所運営補助金	意見④	コロナ禍における事業者の業務内容について、十分な指導をしていない、

(7) その他

(1)～(6)以外に発見された問題点は、例えば次のような事項である。
『那覇市の補助金に関するガイドライン』の運用担当責任部署である企画財務部企画調整課によれば、補助金適正化チェックシート(No.1)は事業に係る実施計画策定時に作成する運用としているとのことであったが、作成されていない事業があつた。(No.7, 8, 21, 44)

No.	事業名	指摘/意見	概要
7	認可外保育施設等の環境整備事業	意見⑤	補助金適正化チェックシートが作成されていない、
8	認可外保育施設支援事業	意見②	補助金適正化チェックシートが作成されていない、
21	地域子育て支援拠点事業(認可)	意見③	補助金適正化チェックシートが作成されていない、
22	児童クラブ運営補助金	意見②	補助金交付額確定にあたっての起案書において、交付額の記載が誤っていた
34	地域未来投資事業	意見⑤	児童人口数の適正化に向けた指導
		意見⑧	補助対象経費のうち、子会社の委託費から利益相当分を除外する方針の検討
44	児童支援事業(こども園)	指摘③	資産取得明細書を入手していない、
		意見③	補助金適正化チェックシートが作成

No.	事業名	指摘/意見	概要
5	保育士試験受験者支援事業	意見④	仕様書における人札参加資格の見直し
21	地域子育て支援拠点事業(認可)	指摘③	随意契約の理由が不十分
25	子供の貧困緊急対策事業	意見③	随意契約期間が長期に渡ることを防ぐ仕組みが必要
30	プロ野球キャンプにさわい	意見①	公募期間が遵守されていない
31	外国人観光客入整備事業	意見③	プロボーザル方式の検討
33	マチワード総合案内所事業	意見③	2段階に分けて委託契約を締結することの是非
36	なはし劇場・就職サポートセ	意見⑥	随意契約期間が長期に渡っている
41	待機児童対策特別事業(認可外)	意見⑤	随意契約の理由書の記載内容が不十分
42	宇栄原小区児童クラブ活動	指摘①	随意契約の理由が不十分
45	试点整備事業		
49	神原小区児童クラブ活動拠点整備事業	指摘①	随意契約の理由が不十分
	大道ごども園増改築事業	指摘①	随意契約の理由が不十分

(2) 委託費の算算時における問題点
 委託費の内訳に一般管理費を含めているが、一般管理費の算定方法についてマニュアルが存在しない事業が散見された。(No.5、7、21、25、34、36)
 現状では、一般管理費算定の根拠が曖昧であるため、マニュアルの整備を検討すべきである。(詳細は「第1. 全般的意見及び提言 全般的意見 6. 2.」参照)

No.	事業名	指摘/意見	概要
5	保育士試験受験者支援事業	意見⑤	一般管理費、算定額について合理的な根拠が無い
6	認可外保育施設等保育の質向上事業	意見②	見積書が簡素過ぎる
7	認可外保育施設等の環境整備事業	意見⑥	一般管理費算定額について合理的な根拠が無い

21	地域子育て支援拠点事業(認可)	意見⑦	一般管理費算定額について合理的な根拠が無い
25	子供の貧困緊急対策事業	意見⑧	委託費の積算方法が不明瞭
34	地域未来投資事業	意見⑩	一般管理費算定額について合理的な根拠が無い
36	なはし創業・就職サポートセンター運営事業	意見⑪	一般管理費算定額において合理的な定義が不明確

No.	事業名	指摘/意見	概要
21	地域子育て支援拠点事業(認可)	指摘④	仕様書が変更されていない
33	マチガーゼ総合案内所事業	意見②	コロナ禍における事業者の業務内容について、十分な指導をしていない
36	なはし創業・就職サポートセンター運営事業	意見④	コロナ禍における事業者の業務内容について、十分な指導をしていない、非常ににおける機動的な対応について課題として認識すべき

(4) 委託事業の効果測定に関する問題点
1. に記載したとおり、成果指標が適切に設定されていない場合、事業の効果を適切に測定することができない。成果指標が適切に設定されていないことにより、効果が適切に測定されないという問題点が生じている委託事業は、16事業であった。(No.5、6、7、8、9、13、16、21、25、31、33、34、41、42、45)
(5) コロナ禍における施策は変化に対応
詳細は「第1. 全般的意見及び提言 全般的意見 4.」で記載しているが、コロナ禍における対応に課題が生じた委託事業があつた。
(6) その他
委託の必要について、「市が目前で実施する場合」と「委託する場合」のコストや効果を比較すると、といった傾向が行われていない事業があつた。(No.5、31、36)
No. 事業名 指摘/意見 概要
5 保育土財融受給者支援事業 意見③ 委託の必要性が不十分

No.	事業名	指摘/意見	概要
10 病児保育事業	指摘①	事業完了報告書が提出されていない	
13 認可外保育施設・給水施設開設実施事業	意見④	実績報告書の記載内容に改善の余地がある	

31	外国人観光客受入整備事業	意見⑤	委託の必要性が不十分	
36	なし創業・就職サポートセンター運営事業	意見⑤	委託の必要性が不十分	
23	地域学校協働活動推進事業	意見①	国の補助金メニュー活用について検討	
25	子供の貧困緊急対策事業	意見④	ノウハウを有する人材が長期間事業に関与できる仕組みの構築	
27	自立支援教室（むぎは学級）事業	意見②	ノウハウを有する人材が長期間事業に関与できる仕組みの構築	
35	企業立地促進奨励助成事業	意見①	助成金支給予定者の事業計画や資金繰り計画を確認	
54	観光案内所運営補助金	意見③	県が運営する観光案内所との協業契約書の文言変更の検討	
55	小口資金融資事業	意見②	契約書の文言変更の検討	
		意見③	継続的な賃借損失の把握	

6. 令和元年度の包括外部監査における発見事項への対応状況
 今回監査対象とした事業の中に一括交付金を財源とする事業が含まれるが、一括交付金事業は令和元年度の包括外部監査対象となっている。そのため、令和元年度の包括外部監査における発見事項の改善状況を検証したことと、未だ改善状況が十分とは言えない事業が以下のとおり存在している。（1.～5.で記載済みの事項は除く）
 市は、令和元年度の包括外部監査における発見事項について、引き続き真摯に対応すべきである。

No.	事業名	指摘箇所	概要
13	認可外保育施設・給本部み闇かせ実施事業	意見⑥	十分な読み聞かせができるていない理由について調査が必要
36	なし創業・就職サポートセンター運営事業	意見⑦	一括交付金検証シートに施設契約である旨の記載が無い、
37	中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業	意見⑥	助成金交付額に最大四倍除外条件が記載されていない、
52	那覇大綱税保会会員金	意見②	自主財源確保の努力が必要

7. その他
 1.～6. 以外に発見された問題点は、以下のとおりである。

No.	事業名	指摘/意見	概要
13	認可外保育施設・給本部み闇かせ実施事業	意見⑦	事業実施の根拠が不明確
14	幼児教育無償化実施円滑化事業	意見①	効率的な方法である現物給付方式の利用率増加を目指すべき
15	施設等利用料付費（保育料・子育て支援施設）	意見①	効率的な方法である現物給付方式の利用率増加を目指すべき
18	女性センター管理運営	意見①	事業の名称が内容と一致しない
21	地域子育て支援拠点事業（認可）	意見②	一般財源以外の検討
		意見②	区分経理の指導が必要
		意見③	拠点間の情報交換

第6章 監査の結果及び意見（個別事業）

第1. 総合戦略における事業

1. 特機児童解消等加速化事業

1. 事業の概要

(1) 相当部課
こどもみらい部 こども政策課

(2) 事業の目的

待機児童解消の実現に向けて、保育所の設立等に係る経費を補助することにより、必要な保育定員を確保することが目的である。

(3) 事業の内容

保育所等を設立しようとする事業者に対し、建設費等を補助するための補助金を交付する事業である。令和2年度は、二つの事業者に対して補助金の交付を行い、結果として合計150名の保育定員数を確保した。

2. 那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
『施設方向性1 子育てが楽くなるまち「なは」1. 結婚・妊娠・出産・子育てからの就学に至るまでの支援』における事業位置付けられている。3. 那霸市総合計画上の位置付け
『施設21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。4. 関連する主な事業計画
(那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那霸市総合計画を除く)
那霸市子ども・子育て支援事業計画5. 事業実施期間
平成26年度からの継続事業6. 事業の実施形態
本事業は、保育所等を設立しようとする事業者に対し、建設費等を補助するための補助金を交付する事業である。

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
施設整備による保育定員数の確保	150人	150人

財源は、主に、国庫支出金（保育所等整備交付金）、県支出金（沖縄県待機児童解消支援交付金）及び市の一般財源である。

施設費の負担割合は、国：3/4、市町村：1/8、事業者：1/8となる。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	218,346	363,189	48,004
国庫支出金	169,757	305,379	42,666
県支出金	21,217	38,209	3,998
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	25,372	11,901	1,340
その他	2,000	7,400	—
予算執行額	170,212	261,468	—
予算執行率	78.0%	72.2%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節(予算科目)	金額	主な内容
報酬	3,738	事業専任職員に係る人件費
職員手当等	607	事業専任職員に係る人件費
共済費	702	事業専任職員に係る人件費
旅費	100	—
使用料及び賃借料	12	—
負担金、補助金及び交付金	256,307	補助金の交付

適切に集計する必要があるが、現状、本事業の予算積算額及び予算執行額のうち、一部の人

卷之三

(1) 成果指標

(2) PDCA モデル

卷之三

(1) 事業概要 (a) 改善 令和2年度において、当初予定通り2箇の本体工事を完了させることで、計画どおり、令和2年度において、当初予定通り2箇の本体工事を実現した。この結果を受けて、市は保育所新設というハード面の整備についていったん事業実施を一旦先送りすることとし、令和3年度の特需児童増加等考慮事業では、新たな保育所の新設を含む。このように、過年度実施の成果を受け、次年度以降の事業内容や予算額を決定した。

(b) 改善 令和2年度まで本事業を実施した結果、平成28年度時点での行機児童数は、令和2年度の予算執行率が72.2%に留まった理由であるが、設備中の2箇とともに、工事請負業者への支払が遅れたことが要因であり、やむを得ないとしている。

今井送りするシンドル

卷之三

（3）予算の算定・執行

）予算の算定

本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を査閲したところ、事業者に対する補助金の支拂額については「保育所等整備交付金交付要綱（厚生労働省）」、「社團法人児童福祉基金交付金交付要綱」、「新規開設保育所等整備事業補助金交付要綱」に基づき適切に算定されており、適切な改善活動が実施されていた。

（高麗町）→別事業の費用が混入されている。
次に、人件費についてであるが、予算計算資料（提出予算内示書）においては本事業専任員員2名分の人件費が予算上されていた。
しかしながら、当該職員が令和2年度に実施した業務内容について質問したところ、本事業専任員の業務も実施しているとのことであった。

92

2. 老朽化保育所増改築等事業
建築費の負担割合は、国：3/4、市町村：1/8、事業者：1/8となる。

1. 事業の概要
(1) 相当部課
こどもみらい部 こども政策課

(2) 事業の目的
老朽化した保育園の整備をすることにより、施設を利用する児童の安全確保並びに保育の質の向上を図る。

(3) 事業の内容

主に旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）で建築され、老朽化している私立保育園を建替えるため、私立認可保育園を選定する事業者（社会福祉法人等）に補助金を交付する。
令和2年度は2園に対する補助金の交付を決定している。また、令和元年度から工期が延長していた1園について、令和2年度に工事が完了した。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
『施策の方向性1 子育てが楽しくなるまち「なほ」 1. 結婚・妊娠・出産・子育てからの就学に至るまでの支援』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策21 サービスのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)
那覇市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

不明

6. 事業の実施形態

本事業は、老朽化している私立保育園を建替えようとする事業者に対し、建設費等を補助するための補助金を交付する事業である。
財源は国庫支出金（保育所等整備交付金）、県支出金（社会福祉施設整備事業費）及び市の一般財源である。

7. 事業費の予算額及び執行額
(1) 予算額及び執行額
(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	344,450	45,444	38,738
国庫支出金	304,462	38,947	369,197
県支出金	376	78	792
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	39,612	6,419	11,649
その他	—	—	49,100
予算執行額	305,054	5	—
予算執行率	88.6%	0.0%	—

	令和2年度予算執行額の内訳 (単位：千円)
節(千円科目)	金額
使用料及び賃借料	5

	令和2年度予算執行額の内訳 (単位：千円)
節(千円科目)	金額
使用料及び賃借料	5

8. 事業の成果指標
(目標)
令和元年度から工期が延長した1園について、建替えを完了させ、定員133人の安全を確保する。
(実績)
予定していた1園の整備が完了し、定員133人の安全確保ができた。

※令和2年度那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランより
監査結果及び意見

(1) 成果指標
本事業の成果指標は8.に記載のとおり、建替え施設数となっている。本事業の目的は、老朽化施設の建替えにより児童の安全確保並びに保育の質の向上を図ることであるため、成果指標の内容は合理性が認められる。

(2) PICAサイクル
得ない理由による建設工事の遅れが原因である。特段指摘すべき点は発見されなかつた。

① 効果検証 (C)

8. に記載のとおり、令和2年度において、当初予定期り1箇の工事を完了させており、
効果が適切に測定されている。

なお、令和2年度の予算執行率は0.0%となつてあるが、令和2年度から整備
を開始している2箇について、いずれも建設工事に遅れが生じたために補助金交付を行わ
れなかつたものであり、やむを得ない。(1箇はコロナヴィルスの影響等により設計業務に
時間を要した。もう1箇は建築確認の認可に時間が必要とした。)

② 改善 (A)

8. に記載のとおり、令和2年度において、当初予定期り1箇の工事を完了させている。
また、旧耐震基準のまま運営している保育園は将来的に本事業の補助対象になる可能性
があるが、市では、保育施設のうち旧耐震基準の建物を把握しており、将来の本事業の適切
な実施に備えている。
以上より、特段指摘すべき点は発見されなかつた。

(3) 予算の算算・執行

① 予算の算算

事業者に対する補助金の種類について、「保育所等整備交付金交付要綱(厚生労働省)」、
「沖縄県特機児童扶養支援交付金交付要綱」、那覇市保育所等整備事業補助金交付要綱」に
基づき適切に算定されていながらを確認したところ、以下の問題点が発見された。

<意見①>補助金交付申請書について
令和2年度に予算計上された2箇のうち、1箇から提出された補助金交付申請書添付資料
において補助対象経費として開業準備費が3,000千円記載されていたが、開業準備費に
ついて業者から見渡書を入手していなかつた。

この点、担当課によれば、開業準備費3,000千円を補助対象経費から除いたとしても、
「補助金種類別補助対象経費額」となり、結果的に予算額と算定額には影響を与えないことか
ら、補助金予算算算にあたっては、開設準備費3,000千円を補助対象経費から除いて補助額
を算定していたことである。

そうであるならば、補助事業者から提出される補助金交付申請書添付資料において開業
準備費3,000千円を記載すべきではないかった。補助金交付申請書添付資料に記載する補助
対象経費については、合理的な根拠のある数値のみを記載すべきである。

② 予算の執行

令和2年度の予算執行率は0.0%となつてあるが、9. (2) ①に記載したとおり、やむを得

(4) 補助金
① 交付目的

1. (2) に記載のとおり。

② 申請、決定、交付の手続
補助金の交付対象施設の選定方法であるが、公募により建設者を希望する保育施設を募
集し、その後、市において、保育施設外郭部委託により実施した建物の老朽度調査の結果
や建替計画の内容、市職員による現場視察結果等を総合的に勘案し、補助金給付対象事業者
を決定している。

また、那覇市保育所等整備事業等補助金に係る補助金交付申請書、補助金交付決定通知書
を閲覧したが、特段指摘すべき点は発見されなかつた。

③ 補助金の交付時期
令和2年度は補助金の交付が無かつた。

④ 事業実施後の実績報告
令和2年度は補助金の交付が無かつた。

⑤ 利果測定

9. (2) に記載のとおり。

3. 潜在保育士復職支援事業

1. 事業の概要
 (1) 所当部課
 こどもみらい部 こども政策課

5. 事業実施期間
 令和元年度からの継続事業。

6. 事業の実施形態
 一般財源（一部、那霸市ふるさとづくり基金からの繰り入れ）により実施する補助事業である。

- (2) 事業の目的
 潜在保育士等の市内保育所等への就労を促進することで、保育士不足と待機児童の解消を図る。

7. 事業費の予算額及び執行額
 (1) 予算額及び執行額
 (単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	5,626	1,250	4,085
国庫支出金	-	-	-
県支出金	-	-	-
うち、ソフト交付金	-	-	-
一般財源	5,626	-	4,085
その他	-	1,250	-
予算執行額	640	317	-
予算執行率	11.4%	25.4%	-

(2) 令和2年度予算執行額の内訳
 (単位：千円)

節(予算科目)	金額	主な内容
賃組金・補助金及び交付金	317	補助金

8. 事業の成果指標

3. 那霸市総合計画上の位置付け
 『施策21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。
4. 関連する主な事業計画
 (那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那霸市総合計画)
 那霸市子ども・子育て支援事業計画

※那霸市総合計画上は、関連施策の目標基準として「待機児童数0人」を掲げる。

※令和2年度における保育士保育料鑑定事業の交付件数は10人(用意)である。

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

<意見①>成果指標が設定されていない。
本事業における成果指標は設定されていない。

一方で市は、令和2年4月1日時点の保育士不足を要因とする定員割の人数は281人、不足する保育士数は69人と把握している。そこで、例えば「69人」を基準として今後の入所希望見込みを加味した数字を保育士確保の目標値とするなど、事業の実効性を高めるための成果指標を設定されたい。

(2) PDCAサイクル

① 効果検証 (C)

上記⑨.(1)のとおり、成果指標が設定されていないことから適切な効果検証がされているのは言い難い。
合理的な成果指標を設定したうえで、効果検証を実施すべきである。

② 改善 (A)

<意見②>事業立案方法について

本事業の執行率は令和元年度11.4%、令和2年度25.4%と非常に低い水準である。執行率が低い要因について、現場レベルでは「処理環境に対する不満が理由で離職した保育士に対して、本事業の保育料精算などは復職を促すインセンティブとしては必ずしも十分ではない」という認識である。

これは、そもそも事業自体が、潜在保育士が離職しない原因（課題・ニーズ）を把握し、優先順位をつけたうえで、その原因を解消するために何をすべきか、といった観点から立案されていないため、事業内容が潜在保育士の復職という目的に即した内容になっていないと考えられる。

他の事業についても言えることであるが、那覇市としては、一般財源が限られていることを理由として国や沖縄県が掲示する補助メニューを活用した事業立案を推奨する方針が見受けられる。

勿論、補助メニューの活用を否定するものではないが、活用の順番を考慮されたい。つまり、那覇市は、指導監査及び各種行政手続きを通して、国や沖縄県よりも保育現場の事情を知りうる立場にある。そのような立場を活かして、潜在保育士が勤務しない原因（課題・ニーズ）を分析・把握し、その課題を解決し、ニーズを満たす事業を主体的に立案できる体制を構築されたい。そのうえで、活用できる補助メニューがあれば利用すべきである。

(3) 予算の算定・執行

① 予算の算定

本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を査閲したところ、概算内容について特段指摘すべき事項は無かつた。

② 予算の執行
歳出執行状況表及び開通証跡を査閲したところ、執行状況について特段指摘すべき事項は無かつた。

(4) 補助金

① 交付目的

イ) 那覇市潜在保育士の保育料整減助成金補助金交付要綱
保育士等を確保し、保育体制を強化することで、保育の量の確保と質の向上を図ることを目的とする。

ロ) 那覇市保育所等働き方改革事業補助金交付要綱
保育士等を確保し、保育体制を強化することで、保育の量の確保と質の向上及び保育士の労働環境の改善を図ることを目的とする。
なお、当該補助金については令和2年度の交付実績は無い。

② 申請、決定、交付の手続

交付要綱に基づき、適切に実施されていた。
③ 補助金の交付時期
交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

④ 事業実施後の実績報告

交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

⑤ 効果測定

上記⑨.(1)、(2)を参照されたい。

4. 保育士権保対策事業（離職抑制分）

5. 事業実施期間

平成28年度からの継続事業。

1. 事業の概要

(1) 所当部課

こどもみらい部 こどもみらい課

(2) 事業の目的

保育士の新規雇用及び離職防止を図り、待機児童の解消に必要な保育士を確保することを目的とする。

(3) 事業の内容

① 保育体制強化事業

保育に係る周辺業務を代わりに行う職員を雇い保育士の負担を軽減することで、就業継続及び離職防止を図る事業。

② 保育士年休取得等支援事業

年休等代替保育士を雇用する費用を補助することで保育士の年休取得日数等を増加させ、処遇向上により離職防止を図る事業。

③ 保育士休憩取得支援事業

保育所等に休憩保育士を配置することにより保育士等の適切な休憩時間を確保し、労働環境の改善による離職防止及び就職促進を図ることを目的とする事業。

【令和2年度実績】

① 保育体制強化事業：50箇所で実施

② 保育士年休取得等支援事業：14箇所で実施

③ 保育士休憩取得支援事業：38箇所で実施

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

『施設の方向性1 子育てが楽になるまち「なは」1. 結婚・妊娠・出産・子育てからの就学に至るまでの支援』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施設21 オーベルのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)
那覇市子ども・子育て支援事業計画

6. 事業の実施形態

本事業は市が補助金を交付する事業であり、財源は、県支出金（保育士雇用対策事業補助金、保育対策総合支援事業費補助金）及び市の一般財源である。

県と市の負担割合は以下のとおり。

① 保育体制強化事業
補助率：沖縄県 3/4、那覇市 1/4② 保育士年休取得等支援事業
補助率：沖縄県 9/10、那覇市 1/10③ 保育士休憩取得支援事業
補助率：沖縄県 9/10、那覇市 1/10

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	令和元年度	令和2年度	(参考)
予算額	55,725	86,461	116,346
国庫支出金	-	-	-
県支出金	45,285	69,144	93,370
うち、ソフト交付金	20,352	25,794	35,770
一般財源	10,140	14,317	18,541
その他	0	3,000	4,635
予算執行額	53,439	81,443	-
予算執行率	95.9%	94.2%	-

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

節(予算科目)	金額	主な内容
負担金、補助金及び交付金	81,443	補助金

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
①保育に係る周辺業務を行う職員を配置し保育士の業務負担軽減を図る	—	—
②保育士一人当たりの（増加）年休日数	2日	3.8日
③保育士が適切な休憩を取れるようとする	—	—

※②は当課からのヒアリングベース。沖縄県の沖縄振興特別推進交付金事業（ソフト交付金）の成果目標として「2日」が設定されている。那覇市の「子ども・子育て支援事業計画」においては①～③の具体的な成果指標は設定されていない。

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

＜意見①＞成果指標に改善の余地がある

本事業の成果指標（上記8、参照）については、①、③の指標は具体的かつ客觀性に欠けており、また、②の指標は「2日」の基準が不明確であるため、いずれも成果指標としての合理性が乏しく事業の効果を測るのに困難である。

このような成果指標であるため、事業継続の判断基準（金定基準）も不明確である。本事業のうち、②保育士年休取得等支援事業、及び③保育士休憩取扱い支援事業については、令和4年度以降の実施計画の検定は、いつたんござりません。その後、令和4年度の当期予算において事業名を変えた新事業として計上すべく予算要求しているところであるが、事業担当部局と検定担当部局（企画財務部企画調整課）との間の企画申請資料を確認したところ、事業の必要性について双方とも客觀的なエビデンスを論述しておらず、沖縄県からの支出金の有無が事業継続の判断基準となっているようと思われる。

検定基準は本来、エビデンスの裏付けに基づく成果指標の達成度をもつて判断基準とするべきである。本事業の目的である「保育士の勞働障害及び離職防止」の観点から合理的な成果指標を設定し、担当部局はもとより、査定を相当する市の財政当局及び市議会の三者で成る体制を構築されたい。

また、他の事業についても言えることであるが、那覇市としては、一般財源が限られておりことを理由として国や沖縄県が掲げる補助メニューを活用した事業立案を推奨する方針が見受けられる。

勿論、補助メニューの活用を否定するものではないが、活用の順番を考慮されたい。

つまり、那覇市は、指導監査及び各種行政手続きを通して、国や沖縄県よりも保育現場の

実情を知りうる立場にある。そのような立場を活かして、保育士の新規確保及び離職防止でしかない原因（課題・ニーズ）を分析・把握し、その課題を解消し、ニーズを満たす事業を主体的に立案できる体制を構築されたい。そのうえで、活用できる補助メニューがあれば利用すべきである。

(2) PCIA サイクル

① 効果検証 (C)

上記9. (1) のとおり、合理的な成果指標が設定されていないことから適切な効果検証がされていることは言い難い。

合理的な成果指標を設定したうえで、効果検証を実施すべきである。

② 改善 (A)

＜意見②＞課題解消のための施策検討

事業目的である「保育士の新規確保及び離職防止」の支障となっている主な原因（課題）については、担当相手レベルにおいても以下の3点であることを認識している。これは、沖縄県保育士・保育所総合支援センターが離職した保育士等に対して実施した調査結果や、他の事業で実施したアンケート結果、及びこれまでの様々な取組みを通しての認識である。

第1位 「働き方・休み方（休みが取り辛い）」

第2位 「職場風土（風の差別感）・人間関係」

第3位 「給与水準」

このような課題を認識しているものの、保育士離職対策事業の多くが、これらの課題を根本的に解消するように設計されておらず効率的である。これは、那覇市が行政の立場で「職場風土（風の差別感）・人間関係」の改善に關注することは言がましい形のものか、また、効果的な実施ができるかどうかは課題の余地がある。しかし、「働き方・休み方（休みが取り辛い）」と「給与水準」の改善については行政としての対応が効果的とも考えられ、ひいては「職場風土（風の差別感）・人間関係」の改善にも着手しうると考えられる。

具体的に提言したい施策については、第5章 第1. 全般的意見7. を参照されたい。

(3) 予算の粗算・執行

① 予算の指算

本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を基閣したところ、事業者に対する補助金の粗算額については那覇市保育士雇用対策事業実施要綱、「那覇市保育士雇用対策事業補助金等交付要綱」に基づき適切に算定されていった。

② 予算の執行

令和2年度の本事業予算 86,461 千円であったのに対し、予算執行額 81,443 千円となつた。補助申請の計画未達による不実額である。

補助金の給付は、既述する補助金交付要綱に基づき適切に給付されていた。

(4) 補助金

- ① 交付目的
保育士の離職防止を図り、もって待機児童の解消に必要な保育士を確保することを目的とする。

② 申請、決定、交付の手続

交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

③ 補助金の交付時期

交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

④ 事業実施後の実績報告

交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

⑤ 効果測定

上記 9. (1)、(2) を参照されたい。

5. 保育士試験受験者支援事業

1. 事業の概要

(1) 負担部課

こどもみらい部 こども政策課

(2) 事業の目的

保育士資格取得者の拡充に取り組むことで、本市の課題である保育士不足及び待機児童の解消を図る。

(3) 事業の内容

那霸市が主体となり、対象者向けに保育士試験に関する対策講座を委託により実施する。
【活動実績】

平成 28 年度受講生 : 97 名 (第 1 期 : 49 名 第 2 期 : 48 名)

平成 29 年度受講生 : 58 名 (第 1 期 : 33 名 第 2 期 : 25 名)

平成 30 年度受講生 : 43 名 (第 1 期 : 18 名 第 2 期 : 25 名)

令和元年度受講生 : 40 名 (第 1 期 : 24 名 第 2 期 : 16 名)

令和 2 年度受講生 : 63 名 (第 1 期 : 31 名 第 2 期 : 22 名)

2. 那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

『施策 21 すべてのこのもののそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

3. 那霸市総合計画上の位置付け

『施策 21 すべてのこのもののそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 開述する主な事業計画

那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那霸市総合計画を除く)

那霸市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

平成 28 年度からの継続事業。

6. 事業の実施形態

那霸市が主体となり、対象者向けに保育士試験に関する対策講座の委託事業である。

財源は、県支出金（保育士雇用対策事業補助金）及び市的一般財源であり、負担割合は、沖縄県：9/10、那覇市：1/10である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)			
	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	1,938	1,641	1,657
国庫支出金	-	-	-
県支出手	1,762	1,476	1,491
うち、ソフト交付金	1,762	1,476	1,491
一般財源	196	130	166
その他	-	35	-
予算執行額	1,638	1,636	-
予算執行率	83.1%	99.7%	-

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)		
節(子算科目)	金額	主な内容
委託料	1,636	業務委託料

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
特になし	-	-

※那覇市総合計画上は、関連施設の目標数値として「特機児童数0人」を掲げる。
 ※事業実施期間（平成28年度～令和2年度）における合格者数及び不^へ合格科目数は以下とおりである。
 合格者総数(平成28年後期試験～令和2年後期試験)：19名
 不^へ合格科目数(平成28年後期試験～令和2年後期試験)：503科目

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

<意見①>成果指標に改善の余地がある
 本事業は、総合計画上の施策目標である「特機児童数0人」に向けた関連事業の一つとした

て立案された事業であるが、本事業としての成果指標は設定されておらず、事業の効果を適切に評価しているとは言い難い。
 事業内容に鑑みれば本事業としての成果指標は受講者の「保育士試験合格率」及び「保育士としての就職率」とすべきである。
 ここで、事業実施期間（平成28年度～令和2年度）における受講者数、合格者数及び不^へ合格科目数は以下のとおりである。なお、令和2年保育士試験(前期)筆記試験は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ中止となつたため、対象となる受講者16名は余っている。
 受講者数(M)：275名
 合格者総数(B)：21名
 延べ合格科目数(C)：527科目
 合格率(B/A)：7.6%
 受講者一人当たり合格科目数(C/A)：1.9科目
 また、厚生労働省が公表する都道府県別の保育士試験受験者数・合格者数・合格率によれば、沖縄県の平成28年度（本事業開始年度）以降の状況は以下のとおりである。

	受験者(人)	合格者(人)	合格率
令和2年度	1,169	233	19.9%
令和3年度	2,075	336	16.2%
平成30年度	2,016	265	13.1%
平成29年度	1,802	265	14.7%
平成28年度	1,412	185	13.1%

(出典：厚生労働省webサイト)
 以上とおり、本事業の保育士試験合格率は沖縄県平均の6～4割弱であり、本事業の存在意義に疑義が生じる状況であると言わざるを得ない。
 以上を踏まえ、事業内容の再検討も含めた合理的な成果指標を設定されたい。

(2) PCPA サイクル

① 効果検証 (C)

<意見②>事業の効果検証及び改善方法
 9. (1) 前述のとおり、本事業の成果指標が無いため PCPA は実施されておらず、結果として事業の効果検証及び改善が図られているとは言い難い。そこで以下のとおり提言する。
 イ) 合理的な成果指標の設定

9. (1) 前述のとおり、本事業の成果指標として「保育士試験合格率」及び「保育士としての就職率」を設定し、通常受験者との比較による事業内容の改善を図られたい。

ロ) 本事業に係るニーズ調査の実施
本事業に係るニーズ調査を実施されたい。具体的には、「本事業の補助が無かつたら保育士試験を受験しないのか」について受講者の意向を調査し、本事業の必要性も含めて PQA に活かすべきである。
なお、「第2期 那霸市子ども・子育て支援事業計画」には、本計画の推進に関する課題として以下の記述がある。
本計画の達成に向けては、教育・保育・地域子ども・子育て支援事業を担う保育士等の確保が企業運営不可欠であることから、新規保育士の確保と離職防止に向けて、県保育士事業や本市の単独事業などの検討を行っており、新規者との雇用や待遇改善につながる新たな事業などの検討を行うこととした。(※下線は監査人による。)

本計画推進上の課題として「保育士の新規確保・離職防止・待遇改善」が挙げられているが、離職の原因や処遇に不満のある職場に、保育士を送り出すことは本来避けるべきである。したがって、保育士確保の施策としての優先順位は「離職防止・待遇改善」が「新規確保」よりも高いと考えるべきである。
本事業のニーズ調査に基づく必要性、及び事業の効果を検証し、事業継続の要否も検討されたい。

② 改善 (A)
9. (4) ④の<意見④>を参照されたい。

(3) 予算の算定・執行
① 予算の算定
9. (4) ③を参照されたい。

② 予算の執行
業務履行報告書（実績報告書）を查閱したところ、執行状況について特段指摘すべき事項は無かった。

(4) 委託契約
① 契約の概要
契約先 学校法人大庭学園
契約方法 一般競争入札（制限付き※）
※沖縄県内に保育士養成のための専修学校を有すること

契約期間	令和2年7月7日～令和3年3月31日
------	--------------------

委託開始時期（委託通算年数）	平成28年（5年）
予定価格	1,637,900円（税込）
報酬率	99.9%
参加者数	1
予定価格清算方法	参考見積と契約先である学校法人大庭学園のみから微収。同法人の見積金額を予定価格としている。
委託理由	不明

② 委託の必要性

<意見③>委託の必要性について、例えば「那霸市が目前で実施する場合」と「委託する場合」のコストや効果を比較すると、いったん検討は行われていない。
上記9. (1)で既述の通り、成果指標に改善の余地があり、事業の効果が適切に評価されているとは言い難い状況にあることから、事業内容及び実施方法も含めて再検討すべきである。

③ 業者選定方法の妥当性

一般競争入札（制限付き）の方法を採用しているが、平成28年度の事業開始から選定して学校法人大庭学園の1社入札により契約している。
この点、下記9. (4) ④の<意見④>を参照されたい。

④ 算定方法の妥当性

<意見④>仕様書の内容について
本事業は平成28年の開始年度以来、学校法人大庭学園が継続受託している。一般競争入札であるが、より参加資格として「沖縄県内に保育士養成のための専修学校を有すること」という施設基準の制限があることもあいまって、1着入れが選定している。
また、同法人からの見積りが予定価格となっているが、仕様書に本事業に係る目標等は設定されていないため、見積りの算定根拠の妥当性を検討することが困難である。
本事業の費用対効果を検証可能としたうえで、さらに効果を向上させるために以下のとおり提言する。
まず、施設基準を緩和し、多様な事業者の応募を促すべきである。コロナ禍でユーノーマルとなったオンライン授業を活用すること、リアル講義は公共のホール・会議室等をレンタルすることにより、施設保有の必要性は極めて低いと考えられる。
次に、合格率目標を仕様書に明記すべきである。そのうえで、費用対効果の観点から予算を増額することも検討されるべきである。

<意見⑤>委託費における一般管理費の算定方法

本事業の委託料に係る算算・見解資料を査覈したところ、見積合額1,489,000円(税抜き)のうち、細目不明の事務管理費300,000円が計上されていた。

委託事業費としてのいわゆる「一般管理費」的なものと考えられるが、那覇市では、その計上根拠に係る規程等は無いことである。

委託料の算算にあたっては、市の要求水準を考慮するために必要な金額を計上すべきところ、基準が曖昧な項目は極力排除することが求められる。

そのため、一般管理費については、客觀的かつ合理的な算算を可能とする新たなルール(積算指針)を明確化されたい。

具体的には、経済産業省の「委託事務処理マニュアル」(以下、経産省マニュアルと言う。)が参考になると考えられる。経産省マニュアルでは以下の説明がなされている。

事業を行うために必要な経費であつて、当該事業に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基いて、定割合の支払を認められた間接経費をいいます。

具体的には、事業を行うために必要な家賃、光熱水料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具等の耐用品等に要する経費のうち、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難なものは、「その他旅経費」に計上。ただし、当該事業において計上可能な場合は「旅出可能なもの」は「その他の旅経費」に計上。ただし、当該事業において計上不可能な場合には「旅費」(※下巻は監査人による。)が考えられます。

なお、経産省マニュアルにおいても、一般管理費率の目安として10%を用いているが、単に10%と定めるだけではなく、「10%もしくは委託先法人の一般管理費率のいずれか低い率とする」と定めており、委託先法人の形態に基づく一般管理費率の算定式を例示している。かかる算定式は実績に基づいた実績であり、一定の客觀性・合理性があることから市においても検討に倣する。

また、一般管理費の算定ルールを含む委託費に関する事務処理は、明確化された上で、部課又は全庁的に統一されるべきである。したがって、算算毎又は全庁で統一された委託業務に係る事務処理マニュアルを作成することを検討されたい。

6. 認可外保育施設等保育の質向上事業

1. 事業の概要
 - (1) 所在地
こどもみらい部 こども教育保育課
 - (2) 事業の目的
保育従事者の保育の質の向上を図り、子どもを安心して育てることができる体制整備を行ふ。
 - (3) 事業の内容
認可外及び認可の教育・保育施設に從事する職員を対象に、保育の質及び品質の向上向上に資するため、専門機関(講師)による、下記2つの研修を行う。
 • 認可外保育施設職員対象の質の向上研修(保育士対象)
 • 認可外保育士等キャリアアップ研修(保育士対象)
- なお、那覇市保育士等キャリアアップ研修については、対象項目の研修を修了することで、研修修了者が所属する施設に就し処遇改善に要する費用が加算されることから、研修修了のインセンティブがある。
2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
『施策の方向性1 子育てが楽しくなるまち』は「1. 結婚・妊娠・出産・子育てからの就学に至るまでの支援』における事業に位置付けられている。
 3. 那覇市総合計画上の位置付け
『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。
 4. 開述する主な事業計画
(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)
那覇市子ども・子育て支援事業計画
 5. 事業実施期間
平成28年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

「那覇市保育士等キャリアアップ研修」「認可外保育施設職員対象の質の向上研修」とともに、市民間事業者に研修事業を委託することにより実施している。

財源の負担割合は、国が1／2、市が1／2である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考)
予算額	4,000	2,956	令和3年度
国庫支出金	2,000	1,478	587
県支出金	—	—	—
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	2,000	1,478	588
その他	—	—	—
予算執行額	3,239	2,956	—
予算執行率	81.0%	100.0%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

部(予算科目)	金額	主な内容
委託料	2,956	事業者に対する委託料

8. 事業の成果指標

成果指標はない。

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

<意見①>成果指標が設定されていない。
相当額によると本事業の成果指標は設定されていないことである。

また、令和2年度那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略アションプランの本事業の令和2年度成果目標には、「給本の支給方法をし保育実践に反映できる研修内容を設定することにより参加者の増を目指す。実践における保育士及び保育従事者の保育の質向上を図り、児童の福祉の向上に資する」と記載されている。さらに、那覇市子ども・子育て支援計画においても、本事業は、「教育・保育の質の向上に関する事業」として位置づけら

(2) PDA サイタル

① 効果検証 (C)

令和2年度那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略アションプランの本事業の令和2年度の効果検証目標には、「那覇市保育士キャリアアップ研修…3科目 参加人数138人」「認可外保育施設等保育職員対象の質の向上研修…年間10回実施 参加人数158人」「当初計画から感染拡大防止のため、事業の縮小を余儀なくされたが、一部の研修においてはリモートで行う等、工夫して事業を実施した。」と記載されている。しかしながら、成果指標が設定されていないことから、十分な効果検証がなされていない。

従って、今後は、「研修受講者数、及び「研修受講者の満足度の割合」を成果指標とした上で、効果検証を行うべきである。

② 改善 (A)

前記のとおり、「研修受講者数」及び「研修受講者の満足度の割合」を成果指標とした上で、効果検証、改善提案を行うべきである。

(3) 予算の概算・執行

① 予算の概算

本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を査閲したところ、事業者に対する委託料の額額については、委託事業者からの見渡しにより算定されており、それ自体は不適切ではない。もっとも、後記9.(4)②に記載のおり、「那覇市保育士キャリアアップ研修」については事業者による予算見附内容に不透明な点がある。

② 予算の執行

令和2年度の本事業予算が2,956千円であったのに対し、予算執行額は2,956千円となり、執行率は100%であった。

④ 委託契約

(那覇市保育士キャリアアップ研修委託業務)
① 委託先選定方法

指名競争入札である。

7. 認可外保育施設等の環境整備事業

② 委託金額算定方法
 <意見②>委託費算定の根拠となる見積書の内容が不十分
 入札時に委託業者から1,500千円の見積書が提出されているが、研修項目ごとに500千円の単価が示されているだけであり(研修項目が3つであるから3×500千円=1,500千円)、費用見積が簡素に過ぎる。

入札当日の参加者が当該事業者のみであり、形式的な入札手続を経て、落札がなされているが、市は事業者に対し、落札後でも、費目ごとの見積りの提出を求めるべきである。

また、下記の「認可外保育施設等保育職員対象の質の向上研修」の業務委託仕様書には、「対象経費」の項目があり、「報酬、使用料、備品使用など、交通費、その他必要な費用」という記載があるが、「那霸市保育士キャリアアップ研修」の業務委託契約書においては、経費に関する項目がない。市は、入札時に、事業者が経費ごとの見積りを出すように、「那霸市保育士キャリアアップ研修」の業務委託契約書においても、経費に関する項目を設け、経費の費目範囲を明確にすべきである。

③ 委託先との契約

契約手続きに瑕疵はない。

④ 事業実施結果の検査

適切に検査がなされている。

(認可外保育施設等保育職員対象の質の向上研修委託業務)

① 委託先選定方法

一般競争入札である。

② 委託金額算定方法

委託業者の見数もりにより適切に算定されている。

③ 委託先との契約

契約手續きに瑕疵はない。

④ 事業実施結果の検査

適切に検査がなされている。

1. 事業の概要
 - (1) 責当部署
こどもみらい部 こどもみらい課
- (2) 事業の目的
認可外保育施設の保育環境の更なる整備改善を目的とする。
- (3) 事業の内容
本事業は下記2つの事業を内容とするものである。
【指導監督基幹維持継続事業】
認可外保育施設指導監督基幹の維持継続のために、認可外保育施設の改修費を補助する。
【衛生環境向上事業】
認可外保育施設の害虫防除を専門業者へ委託し、年2回保育室、調理室の駆除を行う。
2. 那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
『産業の方向性1「子育てが楽しくなるまちなは」1. 結婚・妊娠・出産・子育てから、学習に至るまでの支援』における事業に位置付けられている。
3. 那霸市社会計画上の位置付け
『施策21「すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる」』における事業に位置付けられている。
4. 関連する主な事業計画
(那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那霸市総合計画を除く)
那霸市子ども・子育て支援事業計画
5. 事業実施期間
平成24年度からの継続事業
6. 事業の実施形態
【指導監督基幹維持継続事業】
毎年、市内の認可外保育施設1施設に対し、施設改修整備費を補助している。上限額475万円。(1施設の補助上限額は500万円。市補助割合:9.5%／10 施設の負担割合:0.5%／10)
【衛生環境向上事業】

民間業者に委託し認可外保育施設の衛生消毒及び害虫駆除を行っている。委託事業者は指名競争入札により選定している。

なお、上記2事業とも、財源は沖縄振興特別推進交付金（括交付金）及び市の一般財源である。

7. 事業費の予算額及び執行額 (1) 予算額及び執行額

予算額	(単位：千円)	
	令和2年度 (参考) 令和3年度	7,269 7,253
国庫支出金	—	—
うち、ソフト交付金	5,271	5,815
一般財源	2,260	5,815
その他	2,260	1,454
予算執行額	—	—
予算執行率	7,169	7,269
	95.2%	100%

(2) 令和2年度予算執行額の内訳 (単位：千円)

節(予算科目)	金額	主な内容
補助金	4,750	【指導監督基準維持継続事業】 認可外保育施設1施設に対する施設改修整備費の補助金
委託料	2,519	【衛生環境向上事業】 民間業者に対する委託料

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
【指導監督基準維持継続事業】 保育従事者や保護者等を対象に、施設の改修等による保育環境の向上が図られたとする割合	80%以上	89.3%

※ こどもみらい課によると、実績値の算定方法は以下のとおり。

- ① 指導監督基準維持継続事業
補助金交付先施設 1 施設の施設従事者 5 人、保護者 12 人、合計 17 人にアンケートをとり全員が「保育環境が向上した」と回答。
- ② 卫生環境向上事業
施設の衛生管理体制をした施設の施設従事者 11 人にアンケートをとり、うち 8 人が、「保育環境が向上した」と回答。

- ③ ①及び②のアンケート回答数の合計は 28 人であるところ、25 人が、保育の質が向上したこと回答したことから、25 人 ÷ 28 人 = 89.3% と算定。

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

<意見①>成果指標の目標値の根拠が不明確
本事業のうち、指導監督基準維持継続事業の成果目標は、対象 1 施設につき、施設改修後に当該施設の保育従事者や保護者等を対象にアンケートをとり、施設改修等により保育環境の向上が図られたと考える割合であるところ、上記指標は、本事業の目的に沿うものであり妥当である。

また、衛生環境向上事業の成果目標も、衛生消毒及び害虫駆除後に施設の保育従事者にアンケートをとり、事業実施により保育環境の向上が図られたと考える割合を成果指標としており、上記指標も、指標自体は本事業の目的に沿うものであり妥当である。
もとともに、令和2年度の成果目標は上面割合を 80% と設定している。令和元年は成果目標 80% 以上で実績は 89% (令和2年度沖縄県特別推進交付金事業検査シート参照) だつたにもかかわらず、令和2年度も昨年実績より低い数値を設定していることから、目標値が低すぎであり、目標として機能せざる事業効果は正直に計ることができるいない。担当課によると目標値を 80% 以上とするにすることに合理的根拠はないことから、目標値は前年度実績を踏まえ当年度目標とするべき数値（例えば、90% と設定するなど）とすべきである。

また、衛生環境向上事業の活動目標として、衛生消毒及び防虫駆除実施施設数 50 施設」が設定されている。対象施設は 50 施設であるから、全施設における実施を目標としているということであり活動目標は妥当である。なお、令和2年度の実施数は 47 施設であるところ、残り 3 施設は実施を希望しなかったとのことである。

<意見②>アンケート回収率の向上
衛生環境向上事業について、衛生管理施工をした施設の施設長にアンケートをとつていて、

るが、実施数が47施設であるのに対し、回答が施設長11人、つまり11施設からしかなく、回答数が少ない。こどもみらい課によると、「あくまでアンケートとして回答を依頼しているため、回答がない施設も多く、回収率が低くなっている。」とのことであるが、回答数が少ないと正確に実績を図ることができない。こどもみらい課におかれては、アンケート回答の必要性を施設長に説明した上、回収率が高まるよう努められた。

(2) PDCAサイクル

① 効果検証 (C)

上記(1)のとおり、目標の設定値が低すぎることから、適切な効果検証ができないという問題に加え、下記の問題があった。

<意見③>PDCA検証シート上の成果指標実績値の記載誤り
令和2年度に実施された本事業の効果については、令和2年度那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン、令和2年度外縦版奥特別推進交付金事業検証シート及び那霸市子ども・子育て支援事業計画におけるPDCAサイクルにおいて検証されている。上記アクションプラン及び検証シートにおいては、実績値が「90.9%」と記載されているが、こどもみらい課によると、「90.9%」は誤記であり、正しくは、「89.3%」のことであった。
成果指標の達成後検証はPDCAサイクルの実施において重要なことから、検証資料における記載内容に限りの無いように注意されたい。

② 改善 (A)

<意見④>成果指標の達成度を踏まえた改修活動が実施されていない
上記アクションプランに記載された改善内容としては、指導監督基幹維持整備事業が、「引き継ぎ立入指導担当と情報共有を行い、改修が必要な箇所を施設長へ説明を行いながら実施する。」であり、衛生環境向上事業は、「施設の立入指導担当とともに、巡回の際に害虫が及ぼす被害や危険性に関する説明を行い、施設の良好な衛生環境を維持整備できているかも確認し保健従事者の衛生環境について意識向上を図る。」とある。

効果検証を受けた改善内容としては、「本事業（施設改修、及び衛生消毒・害虫駆除）の実施により認可保育施設の環境整備を更に改善させるような内容とすべきところ、アクションプランに記載された上記内容は、成果指標を踏まえたものとはいはず改善提案として適切とはいえない。

また、そもそもの成果目標値の設定が不合理であることから、この観点からも、適切な改善提案がなされているとはいえない。

(3) 予算の算定・執行

① 予算の算定

【指導監督基幹維持整備事業】

本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を査閲したところ、事業者に対する補助金の精算額については、「那霸市認可外保育施設環境整備事業交付金交付要綱」那霸市認可外保育施設環境整備事業実地要綱に基づき、適切に算定されていた。(1施設あたり補助上限額である5,000,000円に基づき算定。)

【衛生環境向上事業】

前年度は入札で落札した業者からの見渡書に基づき、予算額算を行っているところ、令和2年度も事業内容に変更はないため、前年度と同じ程度と見込んで予算要求を行っており、特に不適切な点はない。

② 予算の執行

令和2年度の本事業予算が7,269千円であったのに対し、予算執行額は7,269千円となり、執行率は100%であった。

③ 組合せの算定

組合せの算定は、令和2年度外縦版奥特別推進交付金事業検証シート及び子育て支援事業計画におけるPDCAサイクルにおいて検証されているが、こどもみらい課によると、「90.9%」は誤記であり、正しくは、「89.3%」のことであった。

④ 補助金 (指導監督基幹維持整備事業)

① 交付目的

保育環境を安全にし、入所児童が快適に過ごせる施設とする目的とする。

② 申請・決定、交付の手順

<指摘①>補助金交付先選定過程が不透明
申請以前の段階で、当該年度の補助金交付先を選定するにあたっては、認可外保育施設の立入指導を行っていることでも教育保護課から、やり取りしている施設のうち5施設ほど見繕つてもらって、これらの施設等に意向調査を行い、うち1施設に内審を行った後に、当該施設に申請書を出してもらっている。

このような現状の補助金交付先の選定方法は、市民からみて不透明であり、補助金給付にあたって公平性を求める「那霸市の補助金に関するガイドライン」に反する懸念がある。改修を希望する施設を公募する等、公平性を確保した上で補助金支出先を決定すべきである。

<意見⑥>補助金適正化チェックシートが作成されていない
補助金申請後の、決定、交付に係る手続にあるわけではないが、補助金適正化チェックシート(No.1)が補助金交付前に作成されていなかった。
「那霸市の補助金に関するガイドライン」によれば補助金適正化チェックシート(No.1)

を作成することが義務付けられており、また、同ガイドラインの運用担当責任部署である企画財務部企画調整課によれば、補助金適正化チェックシート（No.1）は事業に係る実施計画策定時に作成する運用としているとのことである。

事業担当課は、上記ルールに基づき、適切に補助金適正化チェックシート（No.1）を作成する必要がある。

③ 補助金の交付時期
補助金交付時期は、交付要綱を遵守していく。

④ 事業実施後の実績報告
補助事業実施後に適切に実績報告がなされていた。

⑤ 効果測定
上記9.（2）①に記載したとおりである。

（6）委託契約（衛生環境向上事業）
① 委託先選定方法
指名競争入札である。

② 委託金額算定方法（予定期別決定方法）
<意見⑥>委託費における一般管理費の算定方法

委託金額のうち、管理費相当分として直接事業費に6%を乗じて算定しているが、係数として6%を採用した根拠が不明であった。

まず、本委託契約における管理費相当分とは、委託事業費としてのいわゆる「一般管理費」的なものと考えられるが、那覇市では、一般管理費計算基準に係る規程等は無いとのことである。

委託料の算算にあたっては、市の要求水準を満たすために必要な金額を計上すべきところ、根拠が曖昧な項目は極力削除することが求められる。

そのため、一般管理費について、客觀的かつ合理的な算算を可能とする新たなルール（積算根拠）を明確化されたい。

具体的には、経済産業省の「委託事務処理マニュアル」（以下、経産省マニュアルと言う。）が参考になると考えられる。経産省マニュアルでは以下の説明がなされている。

事業を行うために必要な経費であつて、当該事業に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費をいいます。

具体的には、事業を行うために必要な家賃、光熱水料、コンピュータ使用料、回線使用

料、文房具等の汎用品等に要する経費のうち当該事業に要した経費として抽出・特定が困難なもの（抽出可能なものは、その他経費等に計上、ただし当該事業において計上可能な場合に限る。）が考えられますが、（※下線は監査人による。）

また、一般管理費の算定ルールについても明確にする必要がある。経産省マニュアルにおいては、一般管理費の目安として10%を用いているが、単に10%と定めるだけではなく、「10%もしくは委託先法人の一般管理費率のいずれか低い率とする」と定めています。委託先法人の形態に応じた実績に基づく一般管理費率の算定期式を例示している。かかる算定期式は実績に基づく数量であり、一定の客觀性・合理性があることから、那覇市においても検討に値する。

また、一般管理費の算定期式を含む委託費に関する事務処理は、明確化された上で、部課又は全庁的に統一されるべきである。したがって、部課毎又は全庁で統一された委託業務に係る事務処理マニュアルを作成することを検討されたい。

③ 委託先との契約
契約手続に瑕疵はなかった。

④ 事業実施結果の検査
適切に検査がなされている。

8. 認可外保育施設支援事業

1. 事業の概要
(1) 所担当課
こどもみらい部 こどもみらい課

(2) 事業の目的
保育の受け皿ともされている認可外保育施設の保育の質の向上及び入所している児童の児童向上を図ることで、子育て世代の人口説明につなげる。

(3) 事業の内容

本事業は下記3つの事業を、内容とする。

【3歳児未満児補助金交付事業】

認可外保育施設に入所している3歳未満児の処遇向上に資するための教材・道具、行事費等を助成する。助成額の上限は対象児童一人あたり1万円である。

【認可外保育施設児童健診管理事業】

認可外保育施設の児童に対するぎょう虫検査(年1回)、尿検査(年2回)の実施
による検査項目に係る費用の全額または一部を補助する。助成額の上限は児童一人あたり3,500円である。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
『施設の方向性1 子育てが楽くなるまち「なは」 1. 結婚・妊娠・出産・子育てから
の勉強会に至るまでの支援』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け
『施設21 すべてのこどものそのための時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画
(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)
那覇市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間
昭和58年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

【3歳児未満児補助金交付事業】

認可外保育施設に対し、同施設が教材費等の支払いのために支出した費用について補助金を支給する。支給上限は、当該認可外保育施設に入所する3歳児未満児の数に1万円を乗じた金額である。

【認可外保育施設児童健診管理事業】

業者に対して、検査事業を委託する方法により実施している。

【認可外保育施設職員健康管理事業】

認可外保育施設に勤務する職員の数に応じ、同施設に対し補助金を交付する方法により実施している。

主な財源は上記3事業とも市の一般財源である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	令和元年度	令和2年度	(単位：千円)
予算額	12,008	7,515	(参考) 令和3年度
国庫支出金	118	118	7,464
県支出金	—	—	118
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	11,890	7,397	7,346
その他	—	—	—
予算執行額	9,225	6,714	—
予算執行率	76.8%	89.3%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

筋(子算科)	金額	主な内容
補助金(3歳児未満)	3,017	認可外保育施設に対する補助金

【3歳児未満児補助金交付事業】
単価10,000円は、「那霸市認可外保育施設支援事業実施要綱」に基づくものであり、入数は平成30年度実績に基づくものであって適切である。

【認可外保育施設児童健康管理事業】

単価（よう）虫歯検査270円、尿検査360円、事務手数料400円、尿パック60円）は前年度委託契約と同額であって前年度実績に基づいており、児童数は平成31年4月1日時点での児童数をもとに算定されており、適切である。

【認可外保育施設職員健康管理事業】
単価3,500円は、「那霸市認可外保育施設支援事業実施要綱」に基づくものであり、入数は平成30年度実績に基づくものであって適切である。

②予算の執行
令和2年度の本事業予算が、7,515千円であったに対し、予算執行額は6,714千円となり、執行率は89.3%であった。補助金給付費の理由は、認可外保育施設利用児童数の減少に伴う不用である。

(4) 補助金【3歳児未満児補助金交付事業、及び認可外保育施設職員健康管理事業】
① 交付目的
上記1・(2)に記載のとおりである。

② 申請、決定、交付の手続
<意見①>補助金適正化チェックシートが作成されていない
意見②>補助金適正化チェックシートが作成されないが、補助金適正化チェックシート（No.1）を作成することが義務付けられており、また、ガイドラインの運用担当責任部署である企画財務部企画調整課によれば、補助金適正化チェックシート（No.1）は事業に係る実施計画策定期時に作成する運用としているとのことである。
事業担当課としては、上記ルールに基づき、適切に補助金適正化チェックシート（No.1）を作成する必要がある。

③ 補助金の交付時期
問題はみられなかった。

男補助金交付事業)	2,919	委託業者に対する委託料
委託料（認可外保育施設児童健康管理事業）		

補助金（認可外保育施設職員健康管理事業）	778	認可外保育施設に対する補助金

8. 事業の成果指標 成果指標はない。

9. 監査結果及び意見 （1） 成果指標

<意見①>成果指標に改善の余地がある
令和2年度那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランにおける本事業の成果目標欄には、「①3歳未満児の在籍施設への教材補助、②児童の尿検査費用等負担、③職員の健康診断費用助成」との本事業の事業内容が記載されている。担当課によると、定量的な成果指標は設定されていないとのことであるが、事業効果を測るために必要な数量的な数量的成果指標は設定されるべきである。
本事業は、認可外保育施設の保育の質の向上及び入所している児童の児童向上を目的とするところ、3事業とも補助件数が増えれば、職員や見立てに繋がるといえることから、効果指標のうち上記補助を実施する施設の割合を成果指標とすべきであり、成果目標としては100%を設定すべきである。

また、3歳未満児補助金交付事業については、補助金交付後に、施設に対し、「教材購入により、保育の質が向上したか」についてアンケートをとり、「保育の質が向上したと回答した割合」を成果指標とするべきである。

(2) PDCAサイクル
① 効果検証（C）
適切な成果指標が設定されていないため、適切な効果検証、改善提案がなされていない。

② 改善（A）
適切な成果指標が設定されていないため、適切な効果検証、改善提案がなされていない。

(3) 予算の算定・執行
① 予算の算定

- ④ 事業実施後の実績報告
問題はみられなかった。
- ⑤ 効果測定
成果指標が設定されておらず、効果測定ができていないことは上記9. (2) 記載のとおりである。
- (5) 委託契約【認可外保育施設児童健診管理事業】
① 委託先選定方法
一般競争入札で選定されている。
- ② 委託金額算定方法(予定価格決定方法)
委託業者の見積もりにより適切に算定されている。
- ③ 委託先との契約
契約手続きに瑕疵はない。
- ④ 事業実績結果の検査
適切に検査がなされている。
9. ナハノホイク案内人(ナビイ)設置事業
1. 事業の概要
(1) 責当部署
こどもみらい部 こどもみらい課
 2. 事業の目的
各機児童(保育所等への入所を希望しつつ、それがかなわない児童)の生成要因の一つに、教育・保育施設に関する「十分な情報提供がないことが考えられる。認可外保育施設も含めたきめ細かい情報を市民に提供することで、保育に関する情報が適切に提供され、結果として行機児童数の減少にも寄与することを目的とする。
 3. 事業の内容
認可外保育施設を含めた那霸市の教育・保育資源の最大活用のため、保育施設情報サイト(ナハノホイク)による情報発信を行うとともに、保育機会の情報を対面方式で提供する専門的職員(ナハノホイク案内人)を配置して、保育所に関する情報を求める方にきめ細かい情報提供を行う。
 4. 那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。
 5. 那霸市総合計画上の位置付け
『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。
 6. 事業実施期間
平成 25 年度からの継続事業
- 本事業は、①業者との間に保育施設情報総合サイト運営委託契約を締結し、保育施設情報サイト(ナハノホイク)による情報発信を行うこと、及び②市が保育施設情報相談員(1名)

として会計年度職員を直面雇用することにより、きめ細かい情報提供を行うことにより実施されている。

財源は沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)	令和元年度		令和2年度	
	(参考)	令和3年度	(参考)	令和3年度
予算額	4,706	5,193	—	—
国庫支出金	—	—	—	—
県支出金	3,322	3,761	—	—
うち、ソフト交付金	3,322	3,761	—	—
一般財源	1,384	1,432	—	—
その他	—	—	—	—
予算執行額	4,306	4,745	—	—
予算執行率	91.5%	91.4%	—	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

部(支掌料目)	金額	主な内容
報酬	1,841	保育施設情報相談員に係る人件費
職員手当等	304 同上	
共済費	335	雇用保険料、社会保険料
旅費	120	保育施設情報相談員に係る通勤手当
委託料	2,145	ナノホイサイト運営業務委託料
使用料及び賃借料	0 タクシー使用料	

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
(前年の待機児童数からの) 待機児童数の減少割合	3%以上	61%減

9. 着査結果及び意見

(1) 成果指標

<意見①>成果指標に改善の余地がある。

本事業の成果指標は8.に記載のとおり、待機児童数の減少割合である。本事業の最終的な目的は待機児童数の減少であるから成績指標は不適切とまではいえないが、待機児童数の減少には本事業の成果以外にも様々な要因があることから、待機児童数の減少割合のみで本事業の成果を測ることは困難である。現に、本事業では、待機児童数が割合の目標を平成30年度及び令和2年度は10%以上、令和2年度は3%以上と設定していたが、実績については平成30年度が31%減、令和元年度が81%増、令和2年度が61%減となり、本事業の目標値との距離が大きい。これは、本事業の目標値設定の問題のみならず、本事業の成果以外の要因(他事業の成果や、コロナ情勢下など)から待機児童数が減少(又は増加)しているからと考えられる。さて、待機児童数の減少割合以外にも本事業の成績指標を設定する必要がある。

本事業の成績指標としては、「保育施設情報サイト（ナノホイサイト）」の年間訪問者数の上昇割合とする方が、より直接的に事業成果を測ることができ。年間訪問者数が上昇しなければ、周知方法に問題がないなど改善提案へのフィードバックも可能である。従って、最終的な成績指標「待機児童数の減少割合」に加え、「サイトの年間訪問者数の上昇割合」も成績指標とすべきである。

また、「ナノホイサイト内入」については、「年間の相談件数」を成績指標とすべきである。なお、この点は、令和元年度包括外部監査においても同様の意見が付されている。

(2) PICA サイクル

① 効果検証 (C)

令和2年度に実施された本事業の効果については、令和2年度都構市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランにおけるPICAサイクルにおいて検証されている。上記アクションプランによると、令和2年度の事業実施の効果検証の経過については、待機児童減少割合が61%減であり、目標値3%以上を達成した、またコンシェルジュ（ナノホイサイト内入）を活用し、保護者のニーズにあった施設を紹介することにより、人材調整をスマーズ（ナノホイサイト運営）に依頼され、待機児童減少につながった、と結論づけられていた。この効果検証自体は妥当であるが、上記（1）で記載したとおり、待機児童数も成績指標が件数も成績指標とした上で事業効果の検証を行るべきである。

② 改善 (A)

<意見②>事業終了後のフォローアップについて
上記アクションプランによると、「本事業は令和2年度で実施終了であり、「本事業は終了にともないコンシェルジュ配置はなくなるが、全職員できめ細やかな対応をすることによ

り市民サービスの低下を防ぐ。本事業の終了にともない、保育施設総合サイト「ナハノホイク案内人」は閉鎖となるが、内閣府が設置した子ども・子育て支援情報公開システム「ここのdeサーチ」を活用し、市民への情報提供を継続する、とのことである。今後はシステムが切り替わったことにより、情報の充実度に低下が見られないか」「アクセスがしづくなつていなか」を調査し、サービス後退が認められるようであれば、市による運営再開を検討すべきである。

上記の「アクセスがしづくなつていなか」に關注するが、「保育園」のワード、及び那霸市内の地図名をインターネット上で検索したら、「ナハノホイク」が上位に表示されていたが、「ここdeサーチ」は、現在は、当該サイトそのものを検索しなければアクセスできない。サービスが開始して間もない「でやせ」を得ないのももしかしないが、担当課においても、定期的に、サイトへのアクセスしやすさの改善状況を調査すべきである。

(3) 予算の算定・執行

① 予算の算定

【保育施設情報サイト（ナハノホイク）運営】

サイト運営を委託した業者からの見積書に基づき、予算算定を行っている。

【専門的職員（ナハノホイク案内人）の設置】

「一般事務Ⅲ（保育施設情報運用係員）パートタイム会計年度任用職員就労要綱」に基づき、適切に算算がされていた。

② 予算の執行

令和2年度の本事業当初予算が5,193千円であったのに對し、予算執行額は4,745千円となり、執行率は91.4%である。執行残の理由は、人件費及びタクシー使用料等の実績残である。

(4) 委託契約（保育施設情報サイト（ナハノホイク）運営）

① 委託方選定方法

随意契約であるが、平成25年度に本サイトを開設した業者に引き続き保守管理を任せることであり、随意契約の理由に不適切な点はなかった。

② 委託金額算定方法（予定価格決定方法）

委託業者の見積もりにより適切に算定されている。

③ 委託先との契約

契約手続きに瑕疵はない。

④ 事業実施結果の検査

適切に検査がなされている。

（5）令和元年度包括外部監査における指摘事項等への対応状況

1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等

本事業に対する意見内容は

- ・サイト「ナハノホイク」は業者側からは頻繁に更新されているが、市側からはあまり更新していないことから、市側も「那霸市からのお知らせ」を頻繁に更新すべきである。
- ・成果指標を待機児童数の減少割合だけでなく、ナハノホイクにおけるユーザー数の数値目標を設定したり、相談員の対応件数を数値目標として設定すべきである。
- ・保育施設情報専員について周知を行うべきである。

というものであった。

2. 令和2年度における対応状況

- 一つ目の意見については那霸市からの更新頻度を上げるよう改善したことであり、三つ目についても、相談員設置の案内をサイト「ナハノホイク」に掲載し改善をはかったとのことであった。
もともと、二つの、より適切な成果指標の設置については、改善前に本事業自体が終了してしまい、改善を測ることができないなどであった。

全体的には真摯に対応していると評価できる。

10. 病児保育事業

1. 事業の概要

(1) 所管部署
こどもみらい部 こどもみらい課

(2) 事業の目的
保育所等に通所中の乳幼児等が、病気回復期にあって集団保育の困難な期間に、病院等の付設された専用スペースで、目的にその乳幼児等を預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童等の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。

(3) 事業の内容

病児、病後児保育を必要とする児童を、適切な処遇が確保される施設（病院、保育所等児童施設）に預けることができるようすべく、同施設に委託を行う。
委託先は、病児対応型が2施設、病後児対応型が1施設の合計3施設である。
2. 那覇市まち・ひと・しごと性別総合施設上の位置付け
『施設の方向性』1 子育てが楽しくなるまち「なは」 1. 結婚・妊娠・出産・子育てから、就学に至るまでの支授』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施設』21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那覇市まち・ひと・しごと性別総合施設及び那覇市総合計画を除く)
那覇市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

平成8年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

本事業は、県内3施設に委託する方法において実施する。
主な財源は、国庫支出金（子ども・子育て支援交付金）、県支出金（子ども・子育て支援交付金）及び市の一般財源であり、負担割合は国1/3、県1/3、市1/3である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	令和元年度	令和2年度	(単位：千円) (参考) 令和3年度
予算額	51,166	52,352	57,891
国庫支出金	17,054	17,451	19,295
県支出金	17,054	17,451	19,295
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	14,118	13,921	16,292
その他	2,940	3,529	3,009
予算執行額	47,086	48,178	—
予算執行率	92.0%	92.0%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節(予算科目)	金額	主な内容
委託料	48,178	委託先施設に対する委託料

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
本事業の利用者数 対応施設数	2,387人 3施設	1,407人 3施設

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標
令和2年度那覇市まち・ひと・しごと創生総合アションプラン及び那覇市子ども・子育て支援事業計画によると、本事業の令和2年度の成果目標は、利用者数2,387人、対応施設数3施設である。利用者数は、子育てと就労の両立支援を目的とする本事業の成果指標として妥当である。また、対応施設数についても、市内の病弱児童の対応施設数】が増えれば、「利用者数」が増える関係にあることから、成果指標として妥当である。

(2) PCIA エイブル

① 効果検証 (C)

令和2年度に実施された本事業の効果については、令和2年度那覇市まち・ひと・しごと

創生総合戦略アクションプラン及び那覇市子ども・子育て支援事業計画におけるPDCAサイクルにおいて検証されている。

令和2年度の成果指標実績については、対応施設は3施設で令和元年度以前の実績値と同数となるものの、利用者数はコロナの影響により1,407人となり令和元年度の実績値3,054人から激減した。令和2年度はコロナの影響のため、遅延的な結果検証ができていないが、やるべきである。

なお、厚生労働省子ども家庭保育課からの「新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う子ども・子育て支援交付金における児童保育事業の取扱いについて（令和2年度）」と題する事務連絡（令和2年7月10日付、同年9月30日付、令和3年1月4日付）に基づき、本事業委託先への令和2年度の委託料を算定するにあたっては、令和元年度の利用者数をもって当該年度の利用者数とするものとされており、事業体制維持のための措置が取られている。

(A)

② 改善 (A)

令和3年度は対応施設を4施設とすることを検討しているとのことである。前述のことより、対応施設数が増えると利用者数も増えることが推測されることから、改善活動としては適切である。担当課としても、「コロナ状況下において、令和2年度、及び令和3年度は利用者数が減少しているが、令和元年度までは利用者数は増加しており、コロナの影響を除けば今後も利用者は増加する見込みであるため、対応施設数の増設は必要である」とのことである。

なお、実際に、令和3年10月に対応施設数が3施設から4施設に増加した。これにより、それまで病児保育を実施していないかった小禄地区に対応施設が新設されることになり、市民の利便性が向上した。

<意見①>周知活動の徹底

本事業は子育て・就労の両立支援事業として、市民にとって利便性が高い事業である。本事業の存在を知らない、乳幼児をかかえる市民は、病児・病後児について保健園等の集団保育を利用できない場合は、やむを得ず仕事を休むことを選択する他ない。本事業を知っているれば、誰でも利用を希望するであろうが、現在は市民への周知が十分とはいえない。現在の周知方法は、那覇市役所及び委託先3施設におけるチラシ・ポスターを設置するが、市民に十分な周知を行うべきである。

令和2年度の利用者数の激減はコロナの影響であるとのことであるが、コロナ状況下においては、託児と併せて電話による見守り支援を行っており、コロナ禍にあっても事業が光美したものとなるよう配慮がされているところ、電話見守り支援は令和3度以降も継続されている。

(3) 予算の算定・執行

① 予算の算定

令和2年度の予算内示書の概算額を精査したところ、当初予算について、委託料の単価は「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づき、見込み人数は過年度実績に基づき適切に算定されている。

② 予算の執行

令和2年度の本事業当初予算が52,352千円であったのに対し、予算執行額は48,178千円となり、執行率は92.0%となった。上記(2)①のとおり、コロナの特例措置が採られている。

(4) 委託契約

① 委託先選定方法

委託先である3施設とも随意契約である。
随意契約の理由は、本事業の業務委託にあたっては、当該施設が、病児保育事業実施要綱が定める施設要件を満たすことが前提となるところ、委託先には施設内設備・医療体制とともに要件を満たすのに対し、他に同様の施設がないことを理由とするものであり、随意契約の理由に不適切な点はない。

② 委託金額算定方法

② 「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づき、適切に算定されていた。

③ 委託先との契約

<指摘①>事業完了報告書が提出されていない
本事業は委託契約書第8条1項において「事業完了報告書」の提出を定めているところ、委託先3施設中、2施設について「事業完了報告書」がなかった。この点、担当課としては、これら2施設から、「デイケア内訳書」や「小児ディケア損益報告書」の収支報告書の提出を受けていることから、これらが事業完了報告書に代わるものと認識していた。しかしながら、委託契約書第8条2項において、「事業完了報告書は委託業務の実績報告と当該業務にかかる収支報告を含むものとする」とされているところ、上記の提出書類は収支報告でしかなく不十分である。現に、3施設中残り1施設は、実績報告と収支報告を含む「事業完了報告書」を提出しているのであるから、前記2施設に対して、収支報告だけでなく、実績報告を含む「事業完了報告書」の提出を求めるべきである。

④ 事業実施結果の検査

上記③に記載した他に、特段の問題は発見されなかつた。

11. 一時預かり事業（認可）
金）及び市の一時財源であり、負担割合は国・沖縄県・那覇市が各1/3ずつとなっている。

1. 事業の概要
(1) 所当部課
こどもみらい部 こどもみらい課
- (2) 事業の目的
一時的に保育に欠ける児童に対して保育を実施することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって、児童の福祉の向上を図る。
- (3) 事業の内容
保育の実施の対象となるない就学前児童について、保護者の傷病、入院、災害、事故又は育児等に伴う精神的・肉体的負担の解消のため、若しくは勤務形態等により家庭における児童が困難となる等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童に対して保育所で保育を実施するもの。
【令和2年度実績】
実施回数8回 延べ利用人数3,131人
2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
『施策の方向性1 子育てが楽くなるまち「なは」 1. 結婚・妊娠・出産・子育てからの就学に至るまでの支援』における事業位置付けられている。
3. 那覇市総合計画上の位置付け
『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。
4. 開催する主な事業計画
(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)
那覇市子ども・子育て支援事業計画
5. 事業実施期間
平成22年度からの継続事業。
6. 事業の実施形態
交付対象は、一時預かり事業を実施する認可保育園である。
財源は、国庫支出金（子ども・子育て支援交付金）、県支出金（子ども・子育て支援交付金）及び市の一時財源（就学前及び小学生）の結果、及び将来人口推計の減少率に基づいて算
7. 事業費の予算額及び執行額
(1) 予算額及び執行額
(単位：千円)
- | | 令和元年度 | 令和2年度 | (参考)
令和3年度 |
|-----------|--------|--------|---------------|
| 予算額 | 21,829 | 24,666 | 32,494 |
| 国庫支出金 | 7,276 | 8,222 | 10,831 |
| 県支出金 | 7,276 | 8,222 | 10,831 |
| うち、ソフト交付金 | - | - | - |
| 一般財源 | 7,277 | 8,222 | 10,832 |
| その他 | - | - | - |
| 予算執行額 | 19,155 | 19,328 | - |
| 予算執行率 | 87.8% | 78.4% | - |
- (2) 令和2年度予算執行額の内訳
(単位：千円)
- | 節(予算科目) | 金額 | 主な内容 |
|--------------|--------|------|
| 負担金、補助金及び交付金 | 19,328 | 補助金 |
8. 事業の成果指標
(単位：千円)
- | 指標 | 目標値 | 実績値 |
|----------|---------|--------|
| 利用人数(延べ) | 11,537人 | 3,131人 |
- ※「第2期 那覇市子ども・子育て支援事業計画」では、令和2年度の一時預かり実施回数21回と想定していたが、年度開始時に13回と予測修正。実際は保育士不足のため8回にとどまった。新型コロナの影響もあり利用者数も減少。
9. 監査結果及び意見
(1) 成果指標
<意見①>成果指標に改善の余地がある
本事業の実施指標である利用人数の目標値は、「第2期 那覇市子ども・子育て支援事業計画」(以下、本計画という。)の中で示されている。具体的には、「那覇市子ども・子育て支援事業計画」(以下、本計画といいう。)の結果、及び将来人口推計の減少率に基づいて算

一方、「量の見込み16,768人」に対して、「確保の見込み11,537人」として設定されたものである。しかし、「11,537人」の算定根拠不明である。

また、本計画では、計画5年目の2024(令和6)年度において、人口減少により減少する「量の見込み」と事業実施規模の増加による「確保の見込み」が16,129人で一致するとしている。ここで、本事業の目的は1.(2)既往症のとおり、一時的に保育に欠ける児童に対して保育を実施することにより、安心して子育てができる環境を整備することである。しかし、人口減少の結果、5年目に一時保育ニーズが充足されるということとは、計画開始から4年間は、「量の見込み」>「確保の見込み」で一時保育ニーズが充足されない状態が継続することになるため、事業目的の達成をどのように圖るうとしているのが不明である。

以上のことより、現状の成果指標にはいさざきが県単位が残ることから、成果指標により合理性を持たせる施策を講じられたい。

具体的には、一時保育に対する①ニーズ把握(調査)、②ニーズに対する住民データを活用するサービスのリリューム(課題の解消)について、那霸市が保有する住民データを活用されたい。詳細は、意見②で後述する「那霸市子ども・子育てに関するニーズ調査(就学前及び小学生)」に対する意見と重複するため、参照されたい。

<意見②>市民のニーズ調査方法について

那霸市では、本計画(第2期 那霸市子ども・子育て支援事業計画)の策定に先立ち、市民の子育て環境や教育、保育の利用状況についての要望・意見などを把握し、子ども・子育て支援施設の検討に活用することを目的として「那霸市子ども・子育てに関するニーズ調査(就学前及び小学生)」(以下、ニーズ調査といふ)を実施し、その集計結果を平成31年3月に公表している。

このような調査の結果は、子ども・子育て支援専門事業の目標設定に寄与することが期待されるため、ニーズ調査の取組み自体は評価できる。しかし、調査対象の母集団の設定及びアンケート回収方法については以下のとおり改善されたい。

イ) 調査対象の母集団の設定範囲について

ニーズ調査の概要是以下のとおりである。

調査対象	配布件数	回収件数	回収率
就学前児童家庭	4,191件	2,894件	68.3%
小学生児童家庭	3,273件	2,399件	73.3%

一方、集計結果公表より約1年前の平成30年1月末時点における那霸市の年齢別人口は以下のとおりである。(出典:那霸市ウェブサイト)

年齢	那霸市			(所轄区域ごと)		
	全体	男	女	男	女	総数
0~4歳	8,189	7,862	16,051	2,293	4,668	2,675
5~9歳	8,600	8,338	16,938	2,591	2,604	2,538
10~14歳	8,545	8,188	16,733	2,437	2,981	2,510

H30.1月末 年齢別人口

D/C/5

年齢	A	B	C
0~4歳	8,189	7,862	16,051
5~9歳	8,600	8,338	16,938
10~14歳	8,545	8,188	16,733

推定人口 = 年齢層ごとの合計人口数 ÷ 5 の算式により算定し、ニーズ調査対象である就学前及び小学生の人口を推定したのが以下のとおりである。

就学前及び小学生の推定人口に対する配布及び回収件数は以下のとおりである。

年齢	A	B	C
0~4歳	22,826	4,191	18%

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

年齢	A	B	C
5~9歳	20,203	3,273	16%

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

年齢	A	B	C
10~14歳	20,203	3,273	16%

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおり、現状の成果指標にはいさざきが県単位が残ることから、成果指標により合理性を持たせる施策を講じられたい。

就学前及び小学生の推定人口に対する配布及び回収件数は以下のとおりである。

年齢	A	B	C
0~4歳	22,826	4,191	18%

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

年齢	A	B	C
5~9歳	20,203	3,273	16%

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

年齢	A	B	C
10~14歳	20,203	3,273	16%

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (c} \times \text{t)} \times 2$

以上のとおりである。

就学前0~4歳 = $\frac{22,826}{5} \times 0.385 = 22,826 \text{ (a} \times \text{t)} \times 2$

小学生5~9歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ (b} \times \text{t)} \times 2$

小学生10~14歳 = $\frac{20,203}{5} \times 0.385 = 20,203 \text{ ($

たい。つまり、分析結果を事業の成果指標となる「一時保育ニーズに対する那覇市として提供するサービスのボリューム」の設定指標にすることに加えて、その根拠を補強するものとしてニーズ調査の結果を位置付けることが考えられる。

なお、住民データについては個人情報の特定や悪用されないよう施策を講じて取り扱うべきであることは言うまでもない。

また、回収率（回答率）アップの観点からは、スマートフォンなどICTを活用した回答法など、回答者の負担感を削減する方策を取り組まれたい。

(2) PICAサイクル

① 効果検証 (C)

＜意見③＞PICAが実施されていない

本事業に係るPICAは実施されていない。
本事業に係るPICAにおいて、本事業を含む第1期計画全体の評価として以下のとおり言及しているが、PICAとは言い難い。

・第1期計画期間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の評価として
は、半分程度の事業等が目標値を達成している。
・目標値未達成の事業等については、当初想定したより事業の進捗が見られなかつたこと、第1期計画期間中に取り組み始めた事業等もあることから、目標値の設定が困難だつたことなども因として挙げられます。

一方で、第2期である本計画の推進に関する課題として以下の記述がある。
本計画の達成に向けては、教育・保育・地域子ども・子育て支援事業を柱とする保育士等の確保が不可欠であることから、新規保育士の確保と離職防止に向けて、国県補助事業や本市の詳細事業を引き継ぎ実施していくとともに、新卒者の確保や処遇改善につながる新たな事業などの検討も行うこととしたしました。
(※下線は監查人による。)

本計画推進上の課題として認識している「保育士の確保・離職防止・処遇改善」の解消を成果指標として合理的に設定したうえで事業を立案し、PICAにより改善を図るべきである。

② 改善 (A)

＜意見④＞事業の周知活動について
本事業が想定する一時保育のニーズを満たすことは、人口減少対策の観点から安心して子育てができる環境を整備するうえで不可欠であり、事業の充実と利用拡大を図ることは必要とされる。

本事業の担当者は、本事業の意義について「子育てすることが楽しい、と思える」ようにすることであると認識している。異なる一時的な預り保育のみならず、保護者が互いに悩み

を共有したり気軽に相談したりできるような空間を想定しており、とても有意義である。
このようないくつかの創造と併せて、利用拡大を図るために、保育士不足の解消もさることながら、より利用しやすいサービス提供方法の工夫に加えて、様態改善の増加と地域のつながりが希薄な状況においてはアシシュ型で・時保育サービスの周知を図られたい。

＜意見⑥＞保育士以外の多様な専門家の活用

本事業は、緊急一時的に保育が必要となる児童に対して保育所で保育を実施することに加えて、待機児童の受け皿としても機能している。そのためまずはスタッフは基本的に「保育士」としており、今和2年度は保育士確保できなかったことが執行未達（不実）の理由となっている。

しかし、＜意見④＞で前述のとおり、本事業の意義を「子育てすることが楽しい、と思える」ようになりますとするとなるべく、スタッフを「保育士」に限定した結果、本事業で対応しようがない保育士確保ができないことで不用が生じるのは妥当ではない。

そこで、保育士以外の多様な専門家人材を活用し、スタッフの勤務シフトを工夫するなど柔軟な事業を立案されたい。

(3) 子育の施策・執行

① 子育の施策

本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を基に開いたところ、事業者に対する補助金の精算額については、「一時預かり事業実施要綱」、「子ども・子育て支援交付要綱」、[那覇市特別保育事業費補助金交付要綱]に基づき適切に算定されていた。

② 子育の執行

令和2年度の本事業予算 24,666 千円であったのにに対し、予算執行額 19,328 千円となつた。保育士不足による実施率の減少、及び新型コロナの影響による利用者数の減少により不実が生じている。
補助金の交付は、関連する補助金交付要綱に基づき適切に給付されていた。

(4) 補助金

① 交付目的

この交付金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく指標のうち、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

② 申請、決定、交付の手続
交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

③ 補助金の交付時期
交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

④ 事業実施後の実績報告
交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

⑤ 効果測定
上記9.(1)、(2)を参照されたい。

12. 教育課担当事業

1. 事業の概要

(1) 所担当課
こどもみらい部 こども教育保育課

(2) 事業の目的
市内就学前教育保育施設の質の向上を図るため、各園への訪問指導や職員に対する研修の企画運営、公開保育等を行う。

(3) 事業の内容

I. 保育の質向上を図る研修

1. 市内就学前教育保育施設の職員対象の研修（保育士、幼稚園教師の資格免許の有無を問わず）当初計画 29回

(1) 職務別研修

- ① 施設長・教頭研修
虐待防止：子育て支援について、重要事項とアセスメント等
- ② 保育士等研修（幼稚園教師、保育士、講理員等が対象）
虐待について、防災、小児保健、救急法、食中毒防止等
- ③ 公開保育（当初計画 4回）

市内の全就学前教育施設職員対象に地区別（本庁・真和志・首里・小禄）に分け、公開保育を実施。公開保育見学後、参加者間で協議し地域の保育上の学びの場とする。

2. 公立こども園、公私並撲認定こども園の職員を対象の職務別研修（当初計画 25回）

- (1) 園長・教頭研修
幼稚園課程研修協議会協議主題について、幼稚教育から小学校教育への円滑な接続について、指導実計画時の支援の在り方について等
- (2) 保育経験研修
運営の立案、理論、実技研修等
- (3) 特別支援教育（担当教諭・ヘルパー対象）

特別支援教育について

- (4) 初任者研修（公立こども園、公私並撲こども園の採用 1年目職員対象）
職務等に必要な事項、実践指導力と使命感等
- (5) 2年目研修（公立こども園、公私並撲こども園の前年度初任者研修受講者対象）
課題研究の進め方、研究報告書の作成等

II. 訪問指導

1. 公立こども園・公私連携認定こども園移行支援訪問

- 令和2年度に移行した公立こども園4園を対象に年に2回、環境、教育、保育計画等について、各こども園を訪問し支援する。(当初計画8回=4園×2回)
2. 公立こども園・公私連携認定こども園指導訪問
- 移行2年目以降の公立こども園、公私連携認定こども園35園を対象に4月～12月までの間に年1回、「幼保連携型認定こども園教育保育要領」を基に教育保育内容の指導を行い、那霸市の幼稚教育の質の向上を図るために指導訪問を実施する。
- (当初計画35回=35園×1回)

3. 新採用支援訪問
- 公立こども園の採用1年目職員を対象に、学級経営、教育課程、幼稚園等について、該当する職員1人あたり年間7回、巡回支援員が教育保育施設での実施指導を行う。

2. 那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
『施設の方向性1 子育てが楽くなるまち「なは」 1結婚・妊娠・出産・子育てから就学に至るまでの支援』における事業に位置付けられている。

3. 那霸市総合計画上の位置付け
『施設 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画
(那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那霸市総合計画を除く)
那霸市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間
平成18年度からの継続事業、なお、令和元年度よりこども政策課から管轄移行している。

6. 事業の実施形態

一般財源315,505千円のほか、特定期額である認定こども園使用料（3歳未満）28,449千円、及び、子ども・子育て支援交付金（家庭教育費について国・沖縄県・那霸市 各1/3負担の各4,174千円）を主な財源として実施する事業である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	令和元年度	令和2年度	(参考) (単位：千円)
予算額	274,846	360,298	令和3年度 432,885
国庫支出金	—	4,174	3,866
県支出金	—	4,174	3,866
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	274,846	315,505	390,528
その他	—	36,445	34,625
予算執行額	232,447	322,376	—
予算執行率	84.6%	89.5%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節(子算科目)	金額	主な内容
報酬	194,524	会計年度任用職員基本報酬
給料	58,380	会計年度任用職員給料
職員手当等	50,263	会計年度任用職員期末手当
報償費	106	—
旅費	3,627	会計年度任用職員費用弁償
備用費	11,085	消耗品費、印刷製本費
役務費	27	火災保険料、通信運搬費
委託料	615	—
使用料及び賞借料	274	—
備品購入費	3,675	教育雑品

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
職務別研修（※1）	54回	52回
公開保育（※1）	4回	0回
訪問指導（※1、2）	43回	39回

※1 本事業の成果指標は明確に設定されていないため、上記1.(3)1の各活動の当

初計画値を記載している。
※2 計画指導の目標値は、上記1. (3) II の1.公立こども園・公民並行認定こども園
移行支援訪問の当初計画8回、及び2.公立こども園・公民並行認定こども園指導訪問
の当初計画35回の合算したものである。実績値の39回は39施設に対するものである。

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

<意見①>成果指標に改善の余地がある
本事業の目的は1. (2)で前述のとおり「市内園学前教育保育施設の質の向上を図ること」である。那覇市においては保育士確保が喫緊の課題となっているが、質の向上も同時に取り組すべき重要な課題である。
一方で、「質の向上」を目にも見えて形で測ることは困難を作り。現状、本事業における各活動の当初計画(実施回数)を目標的なものとして掲っているが、研修の実施回数は活動目標にすぎない。研修の目的は保育士の教育の質を向上させることにあるため、できるだけ多くの保育士が研修に参加してもらうことを目指すべきである。したがって、職務別研修については保育士の「受講率」及び「受講者数」を成績指標とされたい、
但し、受講者数、及び「受講率」を向上させるにあたり考えられる以下のような障壁の克服も併せて対応する必要がある。

①) 保育士不足

那覇市では開催時間や対象者を区別するなど工夫しており、この点は評価できる。
一方で、基本的に勤務時間内で受講することを推奨するにとどまり、認可外保育所の保育士に対しては勤務時間外の受講となることも多い状況であり改善を要する。具体的には、保育士と受入園児それぞれの人数をもとに、取得させるべき有給休暇や休憩に加えて質の向上を図るために研修受講等の時間を組み込んだ「業務シフトモデル」を作成したうえで、指導監査項目として実施がどの程度実現しているかを確認し改善を促すことが考えられる。なお、業務シフトモデルの作成にあたっては、指導監査担当とも連携し、休暇や研修機会を合理的に組み込んだシフトが構築されている施設の事例を参考するとともに、広く告知されたい。

ロ) コロナ禍

令和2年度は新型コロナ感染拡大防止のため、事業の縮小を余儀なくされたが、集合研修は同一内容の複数回実施や一部をオンラインで実施にする等の工夫を行い、公開保育に関する資料を配布し園内研修を実施している。
公開保育は、地域の保育士が一堂に会することで、意見交換の場となり、悩みを共有できることなど、その効用は高いが令和2年度は未実施であった。

コロナ禍のような非常時においても事業目的である保育サービスの質を確保するため、ニューノーマルとなったWeb会議システム等を活用し、事業の実効性を維持された。そのためには、非常時において予集便送をいかに機動的に変更していくかということも今後取り組むべき課題として認識すべきである。

(2) PDCAサイクル

① 効果検証 (C)

令和2年度那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン(以下、アクションプランと称す)における本事業の令和2年度の評価・課題として「当初計画から感染症大防止のため、事業の縮小を余儀なくされたが、集合研修は同一内容の複数回実施や一部をオンラインで実施する等の工夫を行い、公開保育は資料を配布し園内研修を促した。」との記載があるが、上記9.(1)のとおり、成果指標が設定されていないことから適切な効果検証とは言い難い。

合理的な成果指標を設定したうえで、効果検証を実施すべきである。

② 改善 (A)

<意見②>ノウハウの引き継ぎ方法について
アクションプランにおける本事業の令和3年度以降の展開方針等として「教育保育の質向上を図るため、事業を継続して実施する。また、リモート研修等、受講機会創出のため、受講方法の検討を行う。」と記載されており、「受講機会創出」という点については合理性がある。

加えて、研修や指導に関するノウハウを蓄積する体制を構築された。現状、担当者は随時共有しているという認識であり、その識事候等もある。これらの情報を次年度以降の担当者に引き継がれるような形に整備することで、研修・指導をより効果的かつ品質も持続可能にできると想われる。

(3) 予算の検証

① 予算の検証

本事業に係る令和2年度の認出予算内示書を查閱したこと、算定内容について特段指摘すべき事項は無かった。

② 予算の執行

歳出執行状況及び明細を査閲したところ、執行状況について特段指摘すべき事項は無かった。

13. 認可外保育施設・絵本読み聞かせ実施事業
7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	令和元年度	令和2年度	(単位：千円) (参考) 令和3年度
予算額	1,210	1,172	600
国庫支出金	—	—	—
県支出金	968	937	480
うち、ソフト交付金	968	937	480
一般財源	242	235	120
その他	—	—	—
予算執行額	1,210	1,172	—
予算執行率	100.0%	100.0%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

節(子算科目)	金額	主な内容
委託料	1,172	絵本配布及び研修実施の委託料

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
・研修への参加施設数	9割以上	93%
・認可外保育施設が保育計画へ絵本の読み聞かせを導入した割合	8割以上	90%

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

本事業の成果指標は8.に記載のとおり、研修への参加施設数及び認可外保育施設が保育計画へ絵本の読み聞かせを導入した割合となっている。上記成績指標は、認可外保育施設における保育の質の向上を目的とする本事業の成績指標として一定の合理性が認められる。(なお、研修への参加施設数 93%は対象施設 57 間のうち、53 間が参加。53 間は研修当日参加が 44 間、絵本配布時に研修内容をレクチャーした闇が 9 間。)

1. 事業の概要

(1) 担当部課
こどもみらい部 こども教育保育課

(2) 事業の目的

認可外保育施設の大半が、保育の材料不足で保育カリキュラムが徹底されていないことから、保育事業者に対し、読み聞かせの重要性を伝え、絵本等の読み聞かせにより、児童の情緒の育ちや、身体的な発育を促していくことを目的とする。

(3) 事業の内容

認可外保育施設に対し、絵本配布、及び読み聞かせスキル向上させるための研修を実施する。令和2年度において、企業主導型保育施設については、絵本配布の対象とはされていないが、研修参加は可能である。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
『施策の方向性1 子育てが楽しくなるまち「なほ」 1. 結婚・妊娠・出産・子育てからの就学に至るまでの支援』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策21 サーベーのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)
那覇市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

平成24年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

本事業は、市が民間事業者に絵本配布及び研修開催を委託することで実施している。
財源は、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）である。

<意見①>成果指標の目標値に根拠が無い

しかしながら、経本導入割合については、平成30年度から令和2年度まで目標値を毎年80%以上と設定しているが、平成30年度及び令和元年度の導入率の実績は98%、令和2年度も9割(90%)であるから、実績値と比較して目標値が低すぎると言わざるを得ない。目標値が低すぎると、目標達成が容易となってしまい目標としての機能を果たさず、ひいては事業効果を適切に測定できないリスクが生じる。担当課によると、80%という成果目標に合理的根拠はないとのことであるから、担当課としては事業効果を適切に測定するための成果目標(例えば、現状の実績が93~98%であるなら目標値は100%にするなど)を設定すべきである。

<意見②>成果指標に改善の余地がある

また、本事業の内容は認可外保育施設に対する絵本配布、及び研修実施であるところ、現状の成果目標(研修への参加施設数、及び絵本読み聞かせの導入割合)だけでは、研修の実施による効果が十分に測定できない。

本事業による研修の効果は、研修受講後、認可外保育園において、研修内容を踏まえて、より効果的な絵本の読み聞かせができるようにならかで測定されねばならない。したがって、現状は研修後に研修の満足度を測るためのアンケートを実施しているところ、アンケートの質問内容に、「貴施設においては絵本をどのように保管に取り入れているか」「本研修受講により、現在の取り入れ方をどのように改善しようと考えたか」などを追加することで、研修内容を踏まえた絵本読み聞かせ方法の改善を促すとともに、事業年度末に、研修に参加した施設から、研修の実施により、より効果的な絵本の読み聞かせができるようになったかどうかについて聽取ることで、本研修受講による絵本読み聞かせ方法の改善率(改善が図られた施設の割合)についても成果指標として設定すべきである。

(2) PDCAサイクル

① 効果検証 (C)

<意見③>PDCA検査シートにおける記載限り
令和2年度に実施された本事業の効果については、令和2年度那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン及び那覇市子ども・子育て支援事業計画におけるPDCAサイクルにおいて検証されている。上記アクションプランにおいては、「認可外保育施設54施設(企業主導型保育施設を除く)うち、60施設で保育計画への絵本の読み聞かせの導入を確認した。導入率は93%となり成果目標を達成した。絵本支給と研修を同時に行った事で、研修への参加率9割以上を達成した」と記載されている。この点、どちらも教育保育課による絵本導入率に関する上記記載は誤りであり、正しくは、「認可外保育施設50施設(企業型主導型保育施設を除く)うち、54施設で保育計画への絵本読み聞かせの導入を確認した。」「導入率は90%となり成果目標を達成した。」「研修への参加率は93%を達成した」の誤りとのことです。

<意見④>効果検証ができない場合、課題が適切に抽出されず、結果として改善活動も適切には実施できない。

また、研修参加率に対する効果検証は不適切ではないが、絵本導入率については、成果目標の設定値が低いため、適切な効果検証ができないことは上記9.(1)のとおりである。さらに、現状は研修実施に関する適切な成果指標が設定されていないため、適切な効果検証が実施できない点についても、上記9.(1)のとおりである。

② 改善 (A)

上記のとおり、適切な効果検証ができない場合、課題が適切に抽出されず、結果として改善活動も適切には実施できない。従って、上記9.(1)を踏まえ、成果指標を改定した上で、適切な効果検証を行い、改善活動を行うべきである。

(3) 予算の算算・執行

① 予算の算算

本事業に係る令和2年度の議出予算内示書を閲覧したところ、事業者に対する委託料の算算額については、研修費は委託業者の見解等により算定され、絵本代金は「対象機本50冊の一冊あたり平均(1,200円)」に「配布対象施設数60施設、及び「1園あたりの前年度配布実績数」を乗じ算定されており、不適切な点はなかった。

② 予算の執行

令和2年度の本事業予算が1,172千円であったのに対し、予算執行額は1,172千円となり、執行率は100%であって、適切に予算執行がされていた。

④ 委託契約

① 委託先選定方法
指名競争入札である。

② 委託金額の決定方法

業者からの見渡もりによって決定しており、問題となる点はなかった。

③ 委託先との契約
契約手続自体に瑕疵があるわけではないが、以下のとおり問題が発見された。

<意見④>実績報告書の記載内容が十分ではない
本事業は、民間業者に絵本配布及び研修実施を委託することで実施しているところ、委託先が作成している実績報告書が簡素に過ぎ、研修内容や参加施設数、参加人数の記載もないため、委託した業務の内容を適切に認識できるよう的な内容となっていない。

この点、担当課の職員が、研修に参加しておらず、研修内容及び参加施設数、参加人数を把握しているため、これらの情報について実績報告書に記載を求めていないとのことであった。

事業を委託する場合、一般的には委託事業の実施状況について市でも確認する目的で、実績報告書の提出を求めるケースが多い。しかしながら、本事業においては、市の担当者が全ての研修に参加することで、研修内容及び参加人数を含め、委託事業の実施状況を網羅的に把握できているのであれば、実績報告書にこれら的内容を記載しなくともよいと考えられる。

ただし、そうであったとしても、上記9.(1)に記載したとおり、研修後に実施するアンケートの回答に基づき成果指標を測定すべきであることを踏まえると、研修後のアンケート内容の集計、アンケート回答からの満足度集計、アンケートから抽出された本事業に係る課題の抽出とその改善提案、等の事項については、実績報告書へ記載を求めることが検討すべきである。

<意見⑤>研修参加人数の集計方法が適切ではない
次に、市の担当者による研修参加人数の集計根拠資料をサンプルベースで確認したところ、参加人数の記載が資料によって異なっていた。その原因は、事前の参加申込書によって参加人数をカウントしたり、あるいは当日の参加人数によってカウントしたりと、集計方法が統一されていないためであるとのことであった。

事前の参加申込があつたからといって確実に研修に参加する訳ではないため、研修参加人数は毎日実際にカウントした数値を採用すべきである。

④ 事業実績結果の検査
業務委託契約書に規定された検査はなされており、問題はなかった。

(5) 令和元年度包括外部監査における指摘事項等への対応状況

① 意見 1

1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等

平成30年度は研修会に、対象80施設中、21施設から31人が参加した。これを受け、意見としては、研修実施の必要性が十分に示されておらず、参加人数が低調であることからみても保育施設の要望が高いわけでもない。読み聞かせの重要性を受講者に伝えることを目的としていると思われるが、参加しない施設にこそ重要性を伝えなければならぬ。また、

読み聞かせが十分にできていない原因が何かを十分調査する必要がある、というものであった。

2. 令和2年度における改善状況

<意見⑥>読み聞かせが十分にできない理由の調査
前述のとおり令和2年度は絵本配布と研修実施を別々に行わざ、研修の機会に絵本配布を行うこととした。これにより研修参加率も83%となった。従って、参加率が高まるような改善はなされている。これに対し、読み聞かせが十分にできない原因が何かを十分調査することについては今後の課題であり、前記9.(1)で述べたアンケートにおいて調査項目を設け、調査を行いうべきである。

(6) 事業実施の根拠

<意見⑦>事業実施の根拠が不明確

1. (2)に記載したことより、本事業は、認可保育施設の大半が保育の材料不足で保育カリキュラムが徹底されていないことを理由として実施されている。
この点、認可保育施設の大半が保育の材料不足であると判断した根拠について確認したところ、市の担当からは認可保育施設の大半の経営基盤が脆弱であるとの回答を得た。

しかしながら、認可保育施設の決算書等の数値に基づいて客観的に判断できなかった。認可保育施設の経営基盤が脆弱であるかどうかについては、本事業の実施理由の根拠であるところから、決算書等の数値に基づき、認可保育施設の経営基盤が認可保育施設と比較して脆弱であることを客観的に判断できるような資料(エビデンス)を作成すべきである。

14. 幼児教育無償化実施円滑化事業

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	令和元年度	令和2年度	(単位：千円)
予算額	98,287	52,812	(参考) 令和3年度 16,352
国庫支出金	—	—	—
県支出金	98,287	49,893	9,013
うちソフト交付金	—	—	—
一般財源	—	2,919	7,339
その他	—	—	—
予算執行額	34,254	50,135	—
予算執行率	34.9%	94.9%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

新(予算科目)	金額	(単位：千円)
報酬	19,980	会計年度任用職員報酬 (11名)
職員手当等	4,432	会計年度任用職員時間外手当、期末賞与
共済費	3,638	会計年度任用職員社会保険料等
旅費	861	
借用費	349	
役務費	270	
委託料	20,592	窓口業務委託料
使用料等	10	
計	50,135	

8. 事業の活動指標・成果指標

(活動指標)

幼児教育・保育の無償化に伴う各種事務手続きの執行
(成果指標)

設定されていない

1. 事業の概要

(1) 所担当課
こどもみらい部 こどもみらい課

(2) 事業の目的

幼児教育・保育の無償化を円滑に実施することを目的とする。
幼児教育・保育の無償化とは、3歳から5歳の保育の必要性の認定を受けた児童の保育料、
及び、0歳から2歳までの児童のうち保育の必要性の認定を受けた市民税非課税世帯の児
童の保育料が無償になる制度で令和元年10月にスタートした。

(3) 事業の内容

本事業は、幼児教育・保育の無償化に必要な各種手続（保護者、園との各種事務手続）を
円滑に実施するための窓口業務を行う事業である。当該窓口業務のうち、償還払いに関する
事務は外部委託で、その他の事務は市が直接実施している。
保育料等の無償化の方法は、現物給付と償還払いがある。現物給付とは、上限の範囲内で、
施設への保育料等の支払が不要となる方法で、償還払いとは、保護者がといったん施設に保育
料等を支払い、窓口で申請手続きを経て上限の範囲内で保育料が払い戻される方法である。2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
『施設の方向性1 子育てが楽しくなるまち「なは」 1. 結婚・妊娠・出産・子育てか
ら就学に至るまでの支援』における事業に位置付けられている。3. 那覇市総合計画上の位置付け
該当なし（第5次那覇市総合計画策定後に開始された事業のため、問題は無い。）4. 関連する主な事業計画
(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)
該当なし5. 事業実施期間
令和元年度からの継続事業6. 事業の実施形態
財源は県の補助金メニュー（子ども・子育て支援事業費補助金）を活用した事業である。

9. 監査結果及び意見

(1) 事業内容

<意見①>現物給付方式の促進について

上記1. (3) に記載の通り、保育料等の無償化の方法は、現物給付と償還払いがある。償還払いは、保護者にとっては園への保育料等の立替払いや払戻し手続、市にとっては払い戻し手續といった手間がかかるため、できるだけ現物給付方式を採用すべきである。一方で、現物給付方式は、施設側にとって保育料の集計や市への保育料請求等の事務手続負担が増すため、施設側の協力が必要不可欠である。現物給付方式の割合を増加させるべきであるので、現物給付方式の割合を増加させることを引き続き検討されたい。

(2) 活動指標

特段指摘すべき事項はない。

(3) 成果指標

本事業の成果指標は8. に記載のとおり、そもそも設定されていない。

一般的には、効果的かつ効率的に事業を実施するためには、適切な成果指標を設定し、事業の効果を測定することが必要である。しかしながら、本事業は国が定める法令(子ども・子育て支援法、同施行令)に定め、無償化対象者へ決々と事務処理を行う事業であるため、事業の効果を測定する必要性に乏しいことから、成果指標の設定が必要とまでは言えない。

(4) PDCAサイクル

① 改善 (A)

令和3年度の予算編成の過程で(令和3年9月頃)、県から令和3年度の子ども・子育て支援事業費補助金の額は約40百万円減の9百万円になるとの連絡があった。そのため、事業を円滑に実施できるよう、外部委託していた償還払い業務の内製化、一般財源の確保といった事業の見直し、財源の見直し、財源の見直しを行った。

このように、過年度の事業実施の成果や事業環境の変化を受けて、次年度以降の事業内容や予算額を決定しており、本事業においては適切な改善活動が実施されていた。

(5) 予算の履歴・執行

① 予算の履歴

本事業に係る令和2年度の提出予算内示書を查閱したところ、会計年度任用職員にかかる人件費と外部委託料であった。委託料については(7)で検討する。

② 予算の執行

令和2年度の本事業予算現額が52,819千円であったのに対し、予算執行額は50,135千円となり、執行率は94%であった。特段指摘すべき事項はない。

(6) 県からの補助金交付手続

県からの沖縄県子ども・子育て支援事業費補助金の一連の手続きについて、関係書類、交付要綱等を閲覧した。

令和2年度の場合、補助金交付予定額は予算編成の時期に県から伝えられ(令和元年9月頃)、市では交付予定額の範囲内で予算を編成する。令和2年8月に県から交付申請書を提出する旨の文書が届き(提出期限9月)、市は9月に補助金交付申請を行い、令和2年11月に交付決定を受けた。事業完了時に事業実績報告を県に提出し(令和3年3月)、同年4月に補助金が交付されている。事業完了時に引き続き検討されたい。

特段指摘すべき事項はない。

(7) 委託契約

契約の概要	株式会社ソシ和システム
契約先	株式会社ソシ和システム
契約方法	袖付き一般競争入札
契約期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
委託開始時期(委託計算年度数)	令和2年(委託計算年度数)
予定価格	20,787,860円(税込)
落札率	86.3%
参加者数	2社
予定価格算定方法	3社から参考見積書を入手し、平均価格等を利用し算定
委託理由	コスト削減、サービスの向上
結算契約理由	該当なし

② 業者選定方法の妥当性

競争入札方式を採用しており、特段指摘すべき事項はない。

③ 種算方法の妥当性

参考見積をもとに算定しており、特段指摘すべき事項はない。

満3歳以上のお学校就学前子ども（2号及び第3号に掲げるお学校就学前子どもに該当するものを除く。）

・2号認定（子ども・子育て支援法第30条の4第2号）

満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したお学校就学前子どももあって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

・3号認定（子ども・子育て支援法第30条の4第2号）

満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どももあって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、市民税非課税世帯であるものが

また、無償化の方法としては現物給付と償還払いがあり、施設によって方法が異なる。

・現物給付

利用者は施設利用時に支払が不要になり、施設が利用料相当分を市に請求し、市が施設側へ支払う。

・償還払い

利用者がいつたん施設に利用料を支払い、領収書を入手する。その後、領収書を市に持参（又は郵送）し払い戻し手続を行う。市は、利用者に対して利用料の給付を行う。

（2）事業の目的
保育無償化対象の子供が、1.（3）に記載する対象施設・事業を利用した際に要する費用を支給することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、子供達の健やか成長を支援する。

（3）事業の内容
子ども・子育て支援法第30条の5の認定を受けた児童が、無償化の対象となる施設等を利用した際に要する費用を支給する事業である。詳細は以下の図表のとおり。

【対象施設、保育の必要性、支給上限額】

利用する施設	保育の必要性	児童の年齢	条件	無償化の支給上限額（月額）
			認定区分	
新制度未移行幼稚園	無	満3歳以降	無	1号認定 入園料・保育料：25,700円
	有	満3歳になった日の月から3月	無	2号認定 入園料・保育料：25,700円 預り保育料：11,300円 (450円×利用日数)
	有	満3歳になった日から3月 31日まで	市民税非課税世帯	3号認定 入園料・保育料：25,700円 預り保育料：16,300円 (450円×利用日数)
こども園・新制度移行幼稚園	有	満3歳になった日の月から3月 31日まで	無	2号認定 預り保育料：11,300円 (450円×利用日数)
認可外保育施設 一時預り 病院保育 ファミリーサポート	有	満3歳になった日の月から3月 31日まで	市民税非課税世帯	3号認定 預り保育料：16,300円 (450円×利用日数)
			2号認定 保育料：37,000円	
			3号認定 保育料：42,000円	

※ 無償化の認定区分の欄に記載されている、「1号認定」「2号認定」「3号認定」とは、それぞれ以下のとおり。

・1号認定（子ども・子育て支援法第30条の4第1号）

本事業は、保育無償化に関連する事業であり、保育施設利用者に対して利用料相当額の給付を行っている。
財源は、国庫支出金及び県支出金（いずれも子育てのための施設等利用給付交付金）に加え、市の一般財源も利用している。負担割合は、国：1/2、県：1/4、市：1/4である。

7. 事業費の予算額及び執行額
 (1) 予算額及び執行額

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	265,308	439,877	466,559
国庫支出金	132,654	219,938	233,279
県支出金	66,326	109,969	116,639
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	66,328	109,970	116,641
その他	—	—	—
予算執行額	213,833	431,948	—
予算執行率	80.6%	98.2%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

節(予算科目)	金額	主な内容
扶助費	431,948	保育施設利用料の扶持

8. 事業の成果指標
 数値目標は設定されていない。

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標
 本事業の成果指標は8.に記載のとおり、そもそも設定されていない。
 一般的には、効果かつ効率的に事業を実施するために、適切な成果指標を設定し、事業の効果を測定することが必要である。しかしながら、本事業は国が定める法令(子ども・子育て支援法、同施行令)に従い、無償化対象者へ添々と事務処理を行う事業であるため、事業の効果を測定する必要性に乏しいことから、成果指標の設定が必要とまでは言えない。

(2) PDCAサイクル
 ① 効果検証 (C)
 本事業は国が定める法令(子ども・子育て支援法、同施行令)に従い、無償化対象者へ添々と事務処理を行う事業であるため、事業の効果を測定する必要性に乏しい。

② 改善 (A)
 令和2年度は当初予算額が628百万円であったところ、補正予算により439百万円まで予算額が減額された。この状況を踏まえ、令和3年度の当初予算額については、前割の予算執行額を参考に、過年度の事業実施の成果や事業環境の変化を受け、次年度以降の事業内容や予算額を決定しており、本事業においては適切な改善活動が実施されていた。

(3) 予算の概算・執行
 ① 予算の概算
 令和2年度における歳出予算内示書を査閲したところ、特段指摘すべき点は発見されなかつた。

② 予算の執行
 サンプルベースで、保育の必要性に関する認定申請書類、保育施設利用に係る領収書、利用状況を個別管理しているシステム画面、等を閲覧したところ、特段指摘すべき点は発見されなかつた。

(4) 現物給付方式の推進について
 <意見①>現物給付方式の推進

上記1.(3)に記載の通り、保育料等の無償化の方法は、現物給付と償還払いがある。償還払いは、保護者にとっては園への保育料等の立替払いや現金支給、市にとつては払い戻し手続といった手間がかかるため、できるだけ現物給付方式を採用すべきである。一方で、現物給付方式は、施設側にとって保育料の集計や市への保育料請求等の事務手続負担が増すため、施設側の協力が必要不可欠である。一方保護者である一般市民にとっては現物給付方式の割合を増加させるべきであるので、現物給付方式の割合を増加させることを引き継ぎ検討されたい。

医療機関については各々と、県内の私立病院は医師会が一括して委託契約を行っている。)
や明治病院と委託契約を締結することにより実施している。また、市は、受診票の回収業務を

一括、沖縄県国民健康保険団体連合会に委託している。

事業スキームとしては、妊娠は健診検査時に受診票を医療機関等に提出し健診を受ける。

医療機関等は受診票を(沖縄県国民健康保険団体連合会を経由する方法、もしくは直接)那覇市に提出する方法により健診検査費用の請求を行う。

財源は一般財源、国費(特定防衛施設周辺整備調整交付金)及び那覇市ふるさとづくり基金繰入金である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	令和元年度	令和2年度	(参考)
予算額	269,293	262,502	251,590
国庫支出金	35,000	53,145	10,000
県支出金	—	—	—
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	232,793	194,406	241,590
その他	1,500	5,000	—
予算執行額	257,185	252,551	—
予算執行率	95.5%	96.2%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位:千円)

筋(予算科目)	金額	主な内容
報酬	2,514	本事業を相当する保健所職員の入会費
職員手当等	407	同上
旅費	0	交通費
備用費	448	消耗品(妊娠健診検査受診票等)
役務費	9	切手代
委託料	243,941	妊娠健診業務委託料
長助費	5,232	妊娠健診償還払い

16. 妊婦健診検査事業

1. 事業の概要

(1) 所担当課

健康部 地域保健課

(2) 事業の目的

妊娠に対し健診検査を行うことにより、妊娠の健診状態(例えは妊娠高血压症候群、妊娠糖尿病などの早期発見)や胎児の発育状態などを確認することとも、その結果に基づき適切な治療や対策を講じ、妊娠の健康の保持及び進歩を図る。

また、妊娠健診検査にかかる費用を公費負担し、経済的負担の懸念を図ることによって、安心して妊娠・出産ができる体制を確保する。

(3) 事業の内容

妊娠に対し、母子(親子)健診手帳どあわせて妊娠健診検査受診票を交付し、妊娠健診検査費用の助成を行う。助成する健診は14回とする。本県以外で妊娠の届出をした妊婦が転入してきた場合は、転入手日ににおける妊娠測定数に基づいて受診票を交付し、また、里帰り出産等で県外医療機関を受診する場合は償還払い対応とする。

2. 未・那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
『施設の方針性1 子育てが楽しくなるまち「なは」1. 結婚・妊娠・出産・子育てから学ぶまでの支援』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け
『施設15 まち・ひと・しごとが地域の中でつながり健やかに暮らせるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)
那覇市母子保健計画

5. 事業実施期間

平成9年度からの継続事業
本事業は妊娠に健診検査費用の助成を行うものであるが、市が県内医療機関(県内の公立

6. 事業の実施形態

本事業は妊娠に健診検査費用の助成を行うものであるが、市が県内医療機関(県内の公立

8. 事業の成果指標

(2) PDCAサイクル

① 結果検証 (C)

令和2年度に実施された本事業の効果については、令和2年度那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランにおけるPDCAサイクルにおいて検証されている。令和2年度の事業実施の効果検証の結論については、担当課である健康部・保健所地域保健課において平均受診回数11回を維持できることにより効果が十分に認められたとされていました。

この結論自体は妥当であるが、上記9.(1)で記載したとおり、「本事業を利用せず出産に至るケースを無くすための成果指標」についても、今後は設定を行なうべきである。また、若年層に対して本事業の周知をする方策を検討すべきである。

② 改善 (A)

上記同様、「本事業を利用せず出産に至るケースを無くすための成果指標」について、設定し、効果を検証した上で改善提案を行うべきである。

(3) 予算の積算・執行

① 予算の算定

本事業に係る令和2年度の議案予算内示書を閲覧したところ、事業者に対する委託契約の積算額のうち、単価については「那覇市女性健診検査費支払規則」に基づき、人數については平成30年度実績に基づき、適切に算定されていました。

本事業を担当する保健所職員の人事費についても、「保健師等II（保健師・助産師）パートタイム会計年度任用職員就労費（地域保健課）」「那覇市会計年度職員の給与等に附する条例施行規則」に基づき適切に算定されていました。

② 予算の執行

令和2年度の本事業予算が262,502千円であったのに対し、予算執行額は252,551千円となり、9,951千円は執行残となつた。執行残の理由は、委託料の交付残である。

(4) 委託契約

① 委託先選定方法
市と県内医療機関との委託契約、助産院との委託契約、及び沖縄県国民健康保険組合会との委託契約はいずれも随意契約である。

県内医療機関との随意契約の理由は、妊娠健診検査事業の目的に鑑み、健診検査の正確な実施と精度管理、及びその後の保健指導が十分に行える産婦人科医療機関への委託が必要とのことであり、随意契約の理由に不適切な点はなかった。また、助産院との委託契約は少額随意契約であり、不適切な点はなかった。

指標	目標値	実績値
一人当たりの受診回数（全14回）平均	11回	11回

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

<意見①> 成果指標の余地がある

本事業の成果指標は8・に記載のとおり、受診回数（全14回）中の平均回数が11回となることを目標としている。当該成果指標の内訳は、妊娠の健診の保持及び増進を図ることを目的とする本事業の成果指標として不適切とはいえない。もっとも、平成28年度以降、毎年、平均受診回数は11回となっていること、相当課による妊娠判断時期を考慮すると大体受診回数は11～12回となるとのことから、本事業をより良いものとするためには受診回数以外の成果指標も設定すべきである。

本事業をより効果的なものとするために、本事業の利用者の取りこぼしをなくすための成果指標、すなわち、本事業を利用せず出産に至るケースを無くすための成果指標を設定すべきである。具体的には年間の出産届出数から本事業を利用しなかった件数を算定し、利用しなかった理由を調査した上、情報不足により本事業を利用できなかったケースの減少を目指すべきである。

この点、地域保健課作成の令和2年度妊娠健診検査事業報告によると、本年度の活動目標として下記が掲げられていた。

(ア) 健診を受けた有所属者のうち、保健指導等保健師の支援が必要な方を早期に把握する。

(イ) 産科医療機関との連携強化。

(ウ) 未受診での出産を防ぐ。

(エ) 円滑な事業運営及び予算管理ができる。

上記のうち、③については、上面のとおり、「本事業を利用せず出産に至るケースを無くすための成果指標」を設定した上で、数値目標を立てて具体的な成果指標とすべきである。

<意見②>事業の周知活動について

また、上記と関連するが、若年妊娠などによる情報不足により本事業を利用しない事態を減少させるために、若年層に対し本事業の周知をする方策を検討すべきである。現在は本事業の周知として市内ドラッグストア44カ所へポスターの掲示や開拓カードの配布を行なっているとのことであるが、その他、中学校や高等学校等において情報提供の機会を設けることも有用である。

沖縄県民健康保険団体連合会との随意契約の理由は、医療機関からの請求の取りまとめ、診査及び支払いを迅速に実施できる機関は、沖縄県民健康保険団体連合会の他に無いため、このことであり、随意契約の理由に不適切な点はなかった。

② 委託金額算定方法

前記9・(3)①のとおり適切に算定されている。

③ 委託先との契約
契約手続きに瑕疵はない。

④ 事業実施結果の検査
特に問題となる点はなかった。

17. 不妊に悩む方への特定治療支援事業

1. 事業の概要

(1) 負担部課

健康部 地域保健課

(2) 事業の目的

不妊治療のうち、体外受精及び顎歯移植（以下「特定不妊治療」という。）については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくないことがから、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(3) 事業の内容

医療保険の適用外である特定不妊治療費の一部を助成する。夫婦に対し、1回の治療につき、上限30万円となっている。（治療内容によっては、10万円）助成回数は、初回の治療開始時の妻の年齢が40歳未満のときは6回、40歳以上43歳未満の時は3回までとする。

なる、妻の年齢が43歳以上の場合は対象外となる。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
『施策の方向性1 子育てが楽しくなるまち（なは）』1. 結婚・妊娠・出産・子育てからの就学に至るまでの支援』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 15 親子が地域の中で共につながり健やかに暮らせるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

（那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く）
那覇市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

平成25年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

本事業は、対象夫婦（事実婚含む）に対し、対象夫婦が指定医療機関（県内6箇所）で医

療保険の適用外である特定不妊治療を受けた場合、この特定不妊治療費の一部を助成する補助金を交付する事業である。財源は国庫支払金（母子保健衛生費国庫補助金）および県支出金（沖縄県安心こども基金）である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

節(予算科目)	令和元年度	令和2年度		(参考)
		令和2年実	令和2年予	
予算額	74,422	70,934	150,770	
国庫支出金	32,740	30,551	67,846	
県支出金	—	4,087	75,386	
うち、ソフト交付金	—	—	—	
一般財源	41,682	36,296	7,539	
その他	—	—	—	
予算執行額	71,025	70,854	—	
予算執行率	95.4%	99.9%	—	

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節(予算科目)	金額	主な内容
離島手当等	111	時間外勤務手当
備用費	19	消耗品代
役務費	42	切手、レーベンシク代
使用料及び賃借料	97	コピーマシン備料、使用料
補助金	68,929	特定不妊治療に対する補助金
償還金、利子及び繰り返し料	1,656	前年度実績に伴う国庫補助金への償還金

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
助成件数	助成額 30 万円：120 件	助成額 30 万円：128 件
	助成額 15 万円：92 件	助成額 15 万円：117 件
		助成額 10 万円：3 件

助成額 7 万 5 千円：135 件	助成額 7 万 5 千円：133 件
助成額 30 万円(男性不妊)：3 件	助成額 30 万円(男性不妊)：(1) 妻不妊申請と同時に申請したため件数に含まず

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

<意見①>成績指標に改善の余地がある
 本事業の成績指標は8・に記載の通り助成件数である。当該成績指標は、不妊治療をしている夫婦の経済的負担減を目的とする本事業の効果を測るものとして妥当である。もっとも、本事業は総合戦略を構成しており、本事業も人口減少・少子高齢化対策の一環として実施されていることから、本事業が人口減少・少子高齢化対策にどれほど貢献したかの結果を測る指標が必要である。
 この点、上記効果を測るものとして、補助金交付先の不妊治療成功件数については毎翌年度、市内指定医療機関へ報告を行っている。
 一方で、沖縄県は、県内の指定医療機関が所在する市町村からも不妊治療成功件数の報告を受けている。そこで、その報告数は当該医療機関の件数であり那覇市外在住の不妊治療者も含まれるため、補助金交付した市内の成功件数は把握していない状況である。
 他方で、沖縄県は、県全体の不妊治療成功件数を把握している。そこで、那覇市としては、沖縄県及び県内指定医療機関6箇所と調整し、①県内指定医療機関には、市町村に不妊治療成功件数を報告する際には市町村ごとに分けて報告してもらう、②最終的に報告を受けた沖縄県は、市町村ごとに分けて不妊治療成功件数を集計し、各市町村に報告する、このような調整を行うことで、那覇市が、補助金交付先となった夫婦の妊娠数（すなわち不妊治療成功数）を把握することが可能となる。
 したがって、那覇市としては、今後、上記の調整を行った上で、市内の不妊治療成功件数を把握し、成績指標とすべきである。
 また、不妊治療は短期間で治療が成功するとは限らないことから、成績目標は年度ごとではなく、例えば3年間に一度など複数年度にまたがった目標とすべきである。

(2) PQA サイクル

① 効果検証 (C)

令和2年度に実施された本事業の効果については、令和2年度那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略アションプラン及び那覇市子ども・子育て支援事業計画におけるPQAサイクルにおいて検証されている。令和2年度の事業実施の効果検証の結論については、担当課である地域保健課においては助成件数の目標を既に達成しており、効果が十分に認められ

たと結論付けられていた。この結論自体は、妥当であるが、前記9.(1)のとおり、今後は、治療成功数も成果指標として設定した上で効果検証を行うべきである。

(2) 改善 (A)

上記アクションプランによると、「令和3年1月より制度が拡充され、申請件数は増加している。国の動向を注視しながら、引き継ぎ特定不妊治療の一一部に要する費用の一部を助成することで経済的負担の軽減を図る。」とある。前述のとおり、本事業は市の人口減少対策の一環に位置付けられており、不妊治療が治療を成長指標とした上で、本事業が人口減少対策として効果的かという観点からも改進の施策を講じるべきである。

なお、令和4年度より不妊治療に保険適用がされる見込みもあり、それに伴い本事業は令和3年度終了する予定とのことである。もっとも、新制度のもとでも、「本事業で実施した市の助成人が人口減少対策に効果的であったか」という観点から、不妊治療成功数を集計し、本事業の効果検証を継続すべきである。

(3) 予算の算定・執行

① 予算の算定

本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を査閲したところ、補助金の算定額について
は、補助単価は「那霸市不妊に悩む方への特定期療支援事業実施要綱」に基づき、助成件数
は過去3年間の平均件数に基づき、それぞれ、適切に算定されていた。また、人件費につい
ては、行政職給料表に基づき算定され、その他の予算科目についても過年度実績に基づき算
定されており、不適切な点はなかった。

年度途中に、制度が拡充されたことに伴い「所徴制限730万円未満」という要件が撤除
され、助成回数も「生涯で通算6回まで」が「1子ごと6回まで」に変更、令和3年1月
に予備費から8,175千円（県支出金4,087千円・一般財源4,088千円）の充用がなされてい
る。充用のための手続きについても特に問題点はみられなかった。

② 予算の執行

令和2年度の本事業予算が70,934千円であったのに対し、予算執行額は70,854千円と
なり、執行費は80千円であった。執行費の理由は、補助金の給付費である。

(4) 補助金

① 交付目的

上記1.(2)記載のとおりである。

② 申請、決定、交付の手続

「那霸市不妊に悩む方への特定期療支援事業実施要綱」に基づき、手続きがなされており

18. 女性センター管理運営事業

1. 事業の概要

(1) 所担当課

総務部 平和交流・男女参画課

- (2) 事業の目的
女性に関する諸問題についての学習、交流その他活動の機会及び場を市民等に広く提供することにより、女性の地位向上を図り、男女共同参画社会の実現を目指すことを目的に「なは女性センター」を運営する（那覇市経営責任の「なは市民協働プラザ」（公の施設）1階で運営。平成8年にセンター開設）。

- (3) 事業の内容
・女性に関する諸問題や男女共同参画に関する講座の開催
・図書・各種資料等の情報収集と提供
・各種サークル・団体等への活動場所の提供
・電話を中心とした相談事業（ダイヤルうつない）（月曜日～土曜日 9時～17時）
・性の多様性の尊重に関する取り組み（同性パートナーシップ登録、高齢者利用小冊子・ポスター等の作成・配布、市民講座の開催、職員研修等）

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
『施策の方向性1 子育てが楽しくなるまち「なは」 2. 子育てに希望が持てる環境の醸成』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け
『施策8 一人ひとりの権が尊重され、誰もが心豊かに安心して暮らせるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 開述べる主な事業計画

（那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く）
第4次那覇市男女共同参画計画（なは男女平等推進プラン）

6. 事業の実施形態
本事業は、市民的事業のため、財源は一般財源となっている。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	令和元年度	令和2年度	(単位：千円)
予算額	16,486	19,463	(参考) 令和3年度 20,001
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
うちソフト交付金	—	—	—
一般財源	16,486	19,463	20,000
その他	—	—	1
予算執行額	16,061	18,120	—
予算執行率	97.4%	93.1%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

筋(予算科目)	金額	主な内容
報酬	14,255	会計年度任用職員基本報酬（指導員4名、相談員1名）
職員手当等	2,641	主に会計年度任用職員期末手当
報償費	251	講師等への謝礼
旅費	496	会計年度任用職員通勤手当
需用費	219	
役務費	20	
使用料及び賃借料	238	複写機賃借料等
計	18,120	

8. 事業の活動・成果指標

(活動指標)

指標	目標値	実績値
センター講座参加者数	600人 (8講座)	141人 (8講座)

センター利用者数	—	5,455人
----------	---	--------

(4) 成果指標

<意見③>成果指標が設定されていない、

(成果指標)
本事業の成果指標は8・に記載のとおり、特段設定されておらず、適切な成果指標を設定されたい。講座開催時には毎回アンケートを実施しているようであり、例えばアンケート結果の満足度を成果指標にすることが考えられる。また、アンケートには様々な意見が記載されており、来年度の講座内容の見直し等にも活用できるため、アンケート回答の積極的な活用を期待したい。

9. 監査結果及び意見
(1) 事業内容
<意見①>事業名称について

センターの名称は「なは女性センター」である。しかしながら、講座は男女問わずに参加者を募集していること、また、「同性パートナーシップ登録事務なども実施していることから、センター名称について見直しを検討されたい。例えば、「男女共同参画センター」といった女性に限定しない名称が考えられる。

- (2) 事業の実施形態
<意見②>一般財源以外の財源による事業実施の可能性について

本事業は、事業開始以来、「市単独事業として実行しており、財源は一般財源となっている。センター運営事業に外部委託を導入することや、一括交付金や他の補助金メニューが利用できないが検討されたい。また、現在センター業務は会計年度任用職員で運営されているが、外部委託によりコスト削減やサービス内容の向上も期待できる場合がある。市は財源が厳しいことから本事業の財源を他の方法で確保できれば、本事業にかかる予算を他の事業に回すことができ、生民福祉の向上につながることが期待される。

(3) 活動指標

コロナウイルスの影響により講座の開催が制限された。またコロナ感染防止の観点から定員も通常の半数にするなどの対応を余儀なくされた。なお、令和元年度もコロナの影響により講座開催が3度中止となつた。

	開催予定数	実績	参加人数
令和2年度	20講座	8講座	141名
令和元年度	20講座	17講座	635名

なお、相談室「ダイヤルうない」への相談件数は、令和元年度1,690件に対し、令和2年度は2,158件と増加した。原因は、コロナ禍における仕事など生活全般に關わる不安や特別定額給付金の対応、外出自粛により誰とも会えず、孤立を感じる相談等が増えたことによるものである。
コロナウイルスの影響による講座中止、人材制服はやめを得ず、特段指摘すべき事項はない。

19. 子育て世代包括支援センター（基本型）運営事業

1. 事業の概要

(1) 所在地
那覇市
子どもみらい部
こどもみらい課(2) 事業の目的
子育て世代包括支援センター（ら・ら・ステーション）において、妊娠期間から就学前の子育て期にわたる切れ目のない支援を実施することで、保育サービスの向上と家庭や地域の子育て力を高め、養育不全や児童虐待防止上に寄与することを目指している。(3) 事業の内容
妊娠期から子育て期にわたり、妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、必要に応じて保健、医療、福祉、教育等の地域の服务体系と連携して切れ目のない支援を行う。
なお、子育て世代包括支援センターの機能として、「妊娠、出産、産前産後の相談」と「就学前の子育て相談」とに区分されており、前者は地域保健課が、後者はこどもみらい課が担当している。本事業は、こどもみらい課が担当している「就学前の子育て相談」が対象である。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
『施策の方向性1 子育てが楽くなるまち「なは」 2. 子育てに希望が持てる環境の構成』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け
『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画
(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)
子ども・子育て支援事業計画
那覇市男女共同参画計画

5. 事業実施期間
平成30年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

本事業は、市が直接実施する事業である。
財源は、国庫支出金（子ども・子育て支援交付金）及び県支出金（子ども・子育て支援交付金及び沖縄県子どもの貧困対策推進交付金）に加え、市の一般財源も利用している。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	10,586	9,469	9,712
国庫支出金	2,746	3,156	3,237
県支出金	6,566	5,524	5,664
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	1,274	789	811
その他	—	—	—
予算執行額	10,069	7,911	—
予算執行率	95.1%	83.5%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

節（予算科目）	金額	(単位：千円)
報酬	6,832	会計年度任用職員3名分の人事費 主な内客
職員手当等	841	会計年度任用職員3名分の期末手当
共済費	1,270	会計年度任用職員3名分の社会保険料等
旅費	436	
需用費	11	
役務費	5	
使用料及び賃借料	74	

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
支援センターの開放数	1箇所	1箇所

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

<意見①>成果指標に改善の余地がある

本事業の成果指標は8.に記載のとおり、支援センターの開設数となっている。しかしながら、本事業では将来的にも支援センター数を増加させることを予定しておらず、1拠点で事業を継続することを想定しているため、支援センターの開設数という指標は成績指標として意味を成していない。

適切な成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・改善以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することができない。事業を効率的かつ効率的に実施するため、事業目的や事業内容に合致した成果指標を設定する必要がある。例えば、厚生労働省が作成した『子育て世代包括支援センター業務ガイドライン』において、以下のようなアドバクト指標及びアトカム指標が例示挙げられており、参考にされたい。

【アドバクト指標（例）】

・相談・助言、情報提供を行った件数

【アトカム指標（例）】

- ・地域で子育てしたいと思う者の割合
- ・センターにおける支援への満足度
- ・支援プランを策定した支援対象者たち、問題が解決した人数
- ・未就学児における児童虐待件数

(2) PDCAサイクル

① 効果検証 (C)

9. (1)に記載のとおり、成果指標が設定されていないため、事業の効果が適切に評価されているとは言い難い。

<意見②>将来的な児童相談システムの導入について
相談内容、対応状況、期末については全く業務記録として記録保管している。また、相談者について年度ごとに名簿を作成しており、継続支援が必要な相談者は継続カルテを作成し、これまでの相談内容と対応状況を貯蔵系列で記録している。さらに、本事業の担当者は、相談者の記録を元に類似した相談について、随時グループ全員でミーティングを行い過去の相談を参照にしたり、また、本事業の担当者間のみならず、地域保健課の子育て世代包括支援センター担当者や子育て支援室等の関係機関と情報共有して対応を行う体制を整えていたことであった。このように、相談内容について、データベース化し、ノウハウとして蓄積・共有される仕組みが構築されている。

20. 地域子育て支援拠点事業（公設）

1. 事業の概要
(1) 所当部課
こどもみらい部 こども教育保育課

(2) 事業の目的

成学前の乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた家庭気の中で語り合い、交流を図り、育児相談講習などをを行う場を身近な地域に設置することにより、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育ちができる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を目的とする。

(3) 事業の内容

本事業では、市内に子育て支援拠点を設置し、以下の業務を実施している。

- (ア) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- (イ) 子育て等に関する相談、援助の実施
- (ウ) 地域の子育て関連情報の収集
- (エ) 子育て及び子育て支援に関する講習などの実施
- (オ) その他、子育て支援に関すること

なお、本事業で実施している子育て支援拠点は、地域子育て支援拠点事業実施要綱（厚生労働省）第4項（2）に定める「拠点である」。

また、市では、こども園又は保育園内に設置する「子育て支援センター」とその他の施設に設置する「つどいの広場」に分類している。子育て支援拠点は、市が直営で運営する拠点があり、本事業では前者について記載している。（後者は「[2] 地域子育て支援拠点事業（認可）」で記載）

本事業における令和2年度の運営拠点数は、子育て支援センターが4ヶ所、つどいの広場が1ヶ所の計5ヶ所である。

以上を踏まえた、地域子育て支援拠点の分類表は以下のとおりである。

事業名	運営方法	拠点名	一般型 or 准拠型	主な運営者	令和2年度 施設数
地域子育て支援拠点事業（公設） （市直営）	市直営	子育て支援センター つどいの広場	一般型	市	4ヶ所
地域子育て支援拠点事業（認可） （民間団体への委託）	民間団体への委託	子育て支援センター つどいの広場	准拠型	こども園運営者 (法人登録法上登記)	1ヶ所

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
『施設の方向性 1 子育てが楽しくなるまち（なは）』 2. 子育てに希望が持てる環境の醸成』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け
『施設 21.すべてのこどものそのぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 開述する主な事業計画
(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)
子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間
平成17年度からの継続事業

6. 事業の実施形態
本事業では、子育て支援拠点を市の直営方式で運営している。
財源は、国庫支出金（子ども・子育て支援交付金）県支払金（子ども・子育て支援交付金）及び市の一般財源であり、負担割合は、国：1/3、県：1/3、市：1/3となっている。

7. 事業費の予算額及び執行額
(1) 予算額及び執行額

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	21,219	25,685	23,830
国庫支出金	7,073	8,561	7,943
県支出金	7,073	8,561	7,943
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	7,073	8,563	7,944
その他	—	—	—
予算執行額	19,693	22,591	—
予算執行率	92.8%	87.3%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳
(単位：千円)

節(子算科目)	金額	主な内容
報酬	16,934	子育て支援拠点で従事する専門員に係る人件費
職員手当等	2,582	子育て支援拠点で従事する専門員に係る手当
報償費	207	
旅費	509	
需用費	1,001	子育て支援拠点で発生する消耗品費や光熱水費
後務費	394	
委託料	36	
使用料及び賃借料	898	子育て支援拠点の施設賃借料
負担金、補助金及び交付金	26	

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
子育て支援拠点の利用者延べ人数 掲示装置数	99,395 人 19ヶ所	45,388 人 19ヶ所

※ 成果指標は、子ども・子育て支援事業計画に記載されている。なお、上記数値は、
21. 地域子育て支援拠点事業（認可）と 20. 地域子育て支援拠点事業（公社）を合算し
た地域子育て支援拠点事業全体の数値である。

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

本事業の成果指標は8.に記載のとおりである。利用者が拠点の機能に満足していれば利
用者は増えはすのであるが、現状の成果指標の内容には一定の合理性が認められる。
なお、8.に記載のとおり、令和2年度は、拠点の利用者実績が目標に対して大きく未達
となつた。これは、コロナウイルスの影響により利用者が激減したためであり、やむを得な
い。

<意見①>成果指標の余地がある
前述のとおり、令和2年度はコロナウイルスの影響により利用者が激減したが、一方で、
拠点開設期間中に施設担当者が保護者からの電話相談を受ける等の対応を行っていたとの
ことであった。
コロナ禍においては、利用者のみを成果指標とする、事業の成果が適切に測定できな

21. 地域子育て支援拠点事業（認可）
 2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
 「施設の方向性 1 子育てが楽しくなるまち（なは） 2. 子育てに希望が持てる環境の
 駆成」における事業に位置付けられている。

1. 事業の概要
 （1）担当部課

こどもみらい部 こどもみらい課

（2）事業の目的

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する。

（3）事業の内容

本事業では、市内に子育て支援拠点を設置し、以下の業務を実施している。

（ア）子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

（イ）子育て等に関する相談、援助の実施

（ウ）地域の子育て支援に向けた講習などの実施

（エ）子育て及び子育て支援に向けた講習などの実施

（オ）地域に出向いた地域子育て支援活動を実施 その他、子育て支援に関するこ

なれ、子育て支援拠点は、地域子育て支援拠点事業実施要綱（厚生労働省）第4項（2）及び（3）に記載されていることより、一般型と准準型に分類される。
 また、市では、こども園又は保育園内に設置する「子育て支援センター」と児童館等に設置する「つどいの広場」に分類している。

本事業における令和2年度の運営拠点数は、子育て支援センターが5ヶ所、つどいの広場が9ヶ所の計14ヶ所である。
 以上を踏まえた、地域子育て支援拠点の分類表は以下のとおりである。

事業名	運営方法	拠点名	一般型 or 准準型	主な運営者	令和2年度 施設数
地域子育て支援拠点事業（公立）	市運営	子育て支援センター つどいの広場	一般型	市	4ヶ所
地域子育て支援拠点事業（認可）	民間団体への委託金交付	子育て支援センター （はなね社会法人等）	一般型 准準型	こども園運営者 （はなね社会法人等）	1ヶ所
	民間団体への委託	つどいの広場	一般型 准準型	民営団体 （はなねの指揮官運営者 （はなね社会法人等）	8ヶ所

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
 「施設の方向性 1 子育てが楽しくなるまち（なは） 2. 子育てに希望が持てる環境の
 駆成」における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け
 「施設 21.すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる」における事業に位置付けられている。

4. 開述する主な事業計画
 （那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く）
 子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

平成9年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

本事業では、子育て支援拠点の運営事業者に対して委託費又は補助金を交付している。
 費源は、国庫支出金（子ども・子育て支援交付金）、県支払金（子ども・子育て支援交付金）及び市の一般財源であり、負担割合は、国：1/3、県：1/3、市：1/3となっている。

7. 事業費の予算額及び執行額

- （1）予算額及び執行額

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	33,964	64,658	54,479
国庫支出金	11,321	21,371	18,159
県支出金	11,321	21,371	18,159
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	11,322	21,916	18,161
その他	—	—	—
予算執行額	32,061	61,925	—
予算執行率	94.4%	95.8%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節(子算科目)	金額	主な内容
委託料	21,143	子育て支援拠点の運営委託料(つどいの広場)
食食料、補助及び交 付金	40,782	子育て支援拠点の運営費補助(地域子育て支援 センター)

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
子育て支援拠点の利用者延べ人數	99,395人	45,398人
拠点設置数	19ヶ所	19ヶ所

※ 成果指標は、子ども・子育て支援事業計画に記載されている。なお、上記数値は、
21. 地域子育て支援拠点事業（認可）と 20. 地域子育て支援拠点事業（公社）を合算し
た地域子育て支援拠点事業全体の数値である。

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

本事業の成果指標は 8. に記載のとおりである。利用者が拠点の機能に満足していれば利
用者は増えたはずであるので、現状の成果指標の内容には一定の合理性が認められる。
なお、8. に記載のとおり、令和2年度は、拠点の利用者実績が目標に対して大きく未
となつた。これは、コロナウイルスの影響により利用者が激減したためであり、やむを得な
い。

<意見①>成果指標に改善の余地がある

前述のとおり、令和2年度はコロナウイルスの影響により利用者が激減したが、一方で、
拠点開設期間中に施設担当者が保護者からの電話相談を受ける等の対応を行っていたとの
ことであった。

コロナ禍においては、利用者数のみを成果指標とするより事業の成績が適切に測定できな
くなる可能性があるため、利用者数に加えて、電話対応を含む相談件数も成果指標に加える
ことを検討されたい。

(2) PQA サイクル

① 効果検証 (C)

上記 9. (1) に記載のとおり、電話対応を含む相談件数を成果指標に加えることで、よ
り有効な効果測定が実施されるものと考えられる。

(2) 改善 (A)

上記 9. (1) に記載のとおり、電話対応を含む相談件数を成果指標に加えることで、よ
り有効な事業の課題抽出や改善活動が実施されるものと考えられる。

(3) 予算の概算・執行

① 予算の概算
令和2年度における歳出予算内示書を査閲したところ、特段指摘すべき点は発見されな
かった。

② 予算の執行

詳細は 9. (4)、(5) を参照。

(4) 補助金

対象：地域子育て支援センター
交付目的
1. (2) に記載のとおり。
② 申請、決定、交付の手続
那覇市子ども・子育て支援事業費等補助金に係る補助金交付要綱、補助金交付申請書、補
助金交付決定通知書、補助事業実績報告書、補助金交付確定通知書をサンプルで閲覧したと
ころ、以下の事項が発見された。

1. 補助金交付額の妥当性

<意見②>拠点運営コストの妥当性について
補助金の予算額に基づき算定されており、子ども・子育て支援交付要綱(厚生労働省)に定
める補助金基準額に基づき算定されており、また、補助金の交付額についても予算額と概ね
同額程度となっている。
補助金の予算額を子ども・子育て支援交付要綱に基づき算定すること 자체は、
一定の合理性が認められる。しかしながら、地域子育て支援センターを市の直営方式で実施し
ている(20. 地域子育て支援拠点事業(公社))における1拠点当たりの運営コストと、本事
業における1拠点当たりの運営コストを比較したところ、1拠点当たりの運営コストは、民
間団体が実施している本事業の方が、市の直営方式で実施している場合よりも割高であつ
た。

【1施設当たりの運営コスト比較】

民間団体の運営／地域子育て支援機 て支援拠点事業（認可）		市の直営／地域子育て支援機 点事業（公立）
地域子育て支援センターに係 る令和2年度予算額（千円）	43,515	19,425
拠点数	5	4
1拠点当たりの運営コスト（千 円）	8,703	4,859

③ 補助金の交付時期
補助金の交付時期について、期限指摘すべき点は発見されなかつた。

④ 事業実施後の実績報告
那覇市子ども・子育て支援事業費等補助金に係る補助事業実績報告書、補助対象経費に係
る根拠資料及び市の検査調査事務サンブルで閲覧したところ、以下の事項が発見された。

<発見④>コロナ禍における職機会対応

補助金の交付が決定されたのは令和3年2月であるが、この時期はコロナウイルスの影
響により、施設の開設日が通常と比較して遅く減少した月（令和2年4月、5月、8月）
があつたことが既に明らかとなつている。そのため、補助金交付決定時に、本事業の成果
指標である施設利用者数が目標値に対して大きく未達となる見込みであることも既に判明
していた。

このように、成果指標が目標値に対して大きく未達になることが明らかであるにもかか
わらず、補助金交付決定額は通常時と同程度の金額となつている。
本来、補助金の交付額は、交付額に対し相応の成果が見込めるかどうかを確認の上で決定
すべきであるが、市は成績指標が目標未達になる見込みであるにいかかわらず、補助金の交
付額を予定通りの額で決定してしまつている。

コロナウイルスの影響により施設を閉鎖する期間が生じるのはやむを得なかつたとして
も、補助金の有効活用という観点からは、市は以下のようないしを取るべきであつたと考え
られる。

1. 施設側と連携して、施設閉鎖期間中の従業員有効活用策（※）を立案・実行し、その成
果を補助金申請書類に記載することを施設側に求める。
※施設閉鎖期間中の従業員有効活用策の例
・従業員間での情報交換及び今後の業務改善策の検討
・他の地域子育て支援拠点の従業員も含めた合同情報交換会の実施

2. 補助金適正化チェックシートの作成
<意見③>補助金適正化チェックシート入手していない
那覇市の補助金に関するガイドライン」に記載すれば、補助事業を実施する場合、補助金適
正化チェックシート（No.1）を作成する必要がある。補助金適正化チェックシート（No.1）
の作成時期であるが、同ガイドラインの運用責任部署である企画財務部企画調整課によれ
ば、毎年の実施計画策定時に企画調整課への説明資料として作成する運用としている、との
ことであつた。

しかしながら、本事業に係る令和2年度の補助金適正化チェックシート（No.1）は作成さ
れていないかった。その理由について担当課に質問したところ、「3年毎に作成すべき資料で
あるため、令和2年度は作成していない」との回答があつた。
この点、企画調整課によれば、補助金適正化チェックシート（No.2）については補助事業
についてゼロベースで見直す目的で3年に一度作成するが、補助金適正化チェックシート
(No.1)については毎年作成する運用としているとのことであり、本事業の担当課が企画調
整課の意図を十分に理解していない可能性がある。

コロナウイルスのように、事業環境を大きく変化させる事象に対して柔軟な対応を取る
ことは難しいものもあるが、今後は地方公共団体においても、民間の事例等も含めてよく情報
収集し、また、迅速な意思決定を行うことで柔軟な対応を行うことを期待したい。

本事業の補助対象経費のうち、本事業で補助金を受領しているにもかかわらず、他の公的資金等によつても財源手当が二重になつてゐる。具体的には、本事業の補助対象経費として、施設運営事業者による保育の運営費用等が発見されたが、当該費用は「公的資金で財源手当部分については、「子どもが教育・保育料等のための教育・保育料等に対する支拂費用（施設型料金）」も市から交付されており、結果として二重で財源手当が行われていたものである。

1. 二つの補助対象経費に対して、二重に公的資金で財源手当が行われるという事態は、合理的な見解である。

市は、他の公的資金で財源手当とするとともに、公的資金による財源手当が二重になつてないかどうか、あるいは、二重の財源手当を徹底するべきである。

本事業の補助対象経費は二重計上されていることから、結果的に対象外となることになった。このことから、結果的に補助対象外となることになった。

＜意見⑥＞補助対象経費の金額と根拠資料の金額が一致しない。
本事業の補助対象経費のうち、従業員の人件費上額について給与台帳による支給実績と一致しない事例が発見された。
該当額が不一致の場合は、給与台帳による支給実績額と補助対象経費上額であつて、該当額と一致しない事例が発見された。

（2）被扶助金の支給
被扶助金は、子どもや子育て支援事業に係る消費税等の仕入税額控除（以下「被扶助金」といいます。）を算出する際の基礎控除額（以下「被扶助金額」といいます。）として算出される。被扶助金額は、被扶助金の算出に係る消費税等の仕入税額控除額（以下「被扶助金控除額」といいます。）を算出する際の基礎控除額（以下「被扶助金額」といいます。）として算出される。

9. (2) ①に記載のとおり。

卷之二

しかしながら、補償契約理由書において本事業者の特徴は記載しているものの、他に本事業を実施できる団体が無いことの理由としては弱いと言わざるを得ず、地方自治法施行命令 167 条の 2 で定める通常管轄が可燃性を満たしていることは言い難い。

また、つどいの広場（一般型）実施業務と事業内経営類似しているつどいの広場（通常管轄）については、児童相の指導管理者である田舎（社会福祉法人等）に委託していることからも、つどいの広場（一般型）実施業務を実施できる団体が令和 2 年度の要請の先のみで実施業務を行うことは言えない。

したがって、つどいの広場（一般型）実施業務の委託先選定にあたっては、随時要約的とした合理的な理由が無いであれば、那覇市契約規則に従い、入札方式により委託先を選定すべきである。

じたりしていた。

② 委託金額の決定方法
 <意見⑦>委託費の算算方法が不明瞭である
 委託費については、子ども・子育て支援交付金交付要綱（厚生労働省）に定める補助金基準額及び事業者から入手した見解書を参考に決定されているが、一部の事業者において、子ども子育て支援交付金交付要綱に定める補助金基準額に加えて、一般管理費相当分を上乗せした金額を委託費としていた。
 しかしながら、同様の業務を委託する他の事業者への委託費算算上は一般管理費を上乗しておらず、当該事業者のみ一般管理費を上乗せする理由が不明確であり、委託費予算額が適切に算算されているとは言い難い。
 ただし、令和3年度においては、当該事業者の委託費に一般管理費を上乗させる措置を取り止めたとのことであり、適切に改善されているものと考えられる。

<意見⑧>委託費の算算方法が不明瞭である
 つどいの広場（一般型）実施業務の委託費 5,123,000円については、子ども・子育て支援交付金交付要綱（厚生労働省）に定める補助金基準額を参考に決定されているとのことである。
 しかしながら、同交付金交付要綱によれば、職員合計3名以上配置の場合が 5,423,000円、職員合計2名配置の場合が 4,011,000円の補助金基準額と定められている一方、当該委託事業の仕様書においては、職員の配置数について2名とされており、また、令和2年度の職員の出勤簿を見ると出勤職員数は2名又は3名となっており、常時3名以上の職員が配置されている状況ではなかった。

したがって、当該事業委託者は、同交付金交付要綱に定める職員合計3名以上配置という要件を満たしていないことから、委託費を 5,123,000円とする根拠に欠ける状況となってしまっている。
 子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき委託費金額を決定するのであれば、同交付要綱に規定する区分に従い、適切な金額で委託費予算額を算定すべきである。

③ 契約
 委託事業仕様書、委託契約書等を閲覧したところ、以下の事項が発見された。
 <指摘④>事業内容が変化したにもかかわらず、仕様書が修正されていない
 本事業に係る業務委託契約書にすれば、委託内容について「仕様書のとおりとする」と記載されているため、事業者は、仕様書の内容を遵守して業務を実施する必要がある。
 ここで、令和2年度の仕様書には、「週3日以上開設する」「月1回以上の子育て及び子育て支援に関する講習等を実施する」とされているところ、実際にはコロナウィルスの影響により、開設日が3日未満となってしまった事が生じたり、講習等を実施できなかった月が生

当初仕様書通りに業務を実施できなかつたことはやむを得ないが、仕様書の変更を行わない契約違反となってしまうため、このような場合には仕様書を修正すべきである。また、本来は、市の検査時に実際の業務内容が仕様書通りに実施されているかどうかを確認すべきであるが、令和2年度においては実施した業務内容が仕様通りになつていないとても関わらず、その点が検査課題上で特段指摘されることなく検査を完了してしまつてしまつており、検査が適切に実施されていたかどうかについても疑惑が生じる結果となつている。

④ 事業実施結果の検査
 業務実施後は、委託先事業者は業務委託契約書に従い、毎月実績報告書を、事業終了後に事業実績報告書及び事業に係る収支報告書を、それぞれ市に提出する。市は、入手した資料に基づき、月1回の頻度で検査を実施し委託業務が適切に実施されたことを確かめている。

事業実績報告書及び事業に係る収支報告書を閲覧したところ、以下の事項が発見された。

<意見⑨>

1. 檢査調書の作成状況が不十分
 令和2年度における検査調書における検査状況について、令和2年12月ないし令和3年1月までしか実施されておらず、令和3年3月まで検査が実施されたことが検査調書上で確認できなかつた。
 この点、担当課へ質問したところ、「検査自体は3月まで実施したが、検査調書の記入が漏れていた」との回答があつた。
 検査調書に記入漏れがあると、検査が完了したことを第三者に説明することができないため、検査調書の作成にあたつては記入漏れの無いよう留意されたい。

<指摘⑤>

2. 実績報告書の提出時期が契約書に反している
 業務委託契約書第5条によれば、事業者は実績報告書を翌月10日までに市に提出する必要がありますが、4月の実績報告書の提出日が5月11日となつている事業者が存在した。

実績報告書の提出時期は業務委託契約書に従う必要があるため、留意されたい。
 <意見⑩>
 3. 檢査内容が不十分
 市が委託事業の検査を実施する際、現状は、事業者から提出される月次実績報告書、事業実績報告書及び収支報告書に基づき検査を実施しているとのことであるが、検査の趣旨や目的を踏まえると、以下の点について検査内容が不十分になつていると考えられる。以下の

発見事項を踏まえ、検査内容の充実について検討されたい。

①) 仕様書を遵守して事業が実施されているかどうかの検討
検査においては、事業者が実際に実施した事業内容が仕様書を遵守しているかどうかを確認する必要がある。

しかしながら、9. (5) ③のく指摘④で記載したとおり、令和2年度においては実施した業務内容が仕様書通りになっていないにも関わらず、その点が検査課審上で特段指摘されることなく検査を完了してしまっており、検査が適切に実施されていたかどうかについても疑惑が生じる結果となっている。

ロ) 事業の成果測定

検査においては、委託した事業が、市が想定していたとおりの成果を上げたかどうかについて確認すべきである。
事業の成果を測定する方法として、9. (1) 及び (2) ⑩に記載したとおり、適切な成果指標を設定するとともに、成果目標値の達成度をもって測定する方法が考えられる。

ハ) 根拠資料の確認

現状、市は、事業実施上の費用発生取引に関する根拠資料（人件費に係る給与台帳や領収書等）を検査時に確認していない。
検査時に委託事業の費用取引に関する根拠資料まで確認するというルールが設定されている限りではないが、業務内容が常にしている地域子育て支援センターに実施事業の検査においては、費用発生取引に関する根拠資料を入手した上で検査を実施していることを踏まえると、つどいの広場実施事業の検査においても、根拠資料を入手し確認することを検討すべきである。

イ) 意見①>

- 施設閉鎖期間における事業者の業務内容に関する指導が不十分
令和2年度は、コロナウイルスの影響により事業委託先において施設閉鎖期間が生じた。施設を閉鎖することはやむを得ないが、委託料の支拂用済（※）を立案・実行し、その成績を事業実績報告書に記載することを施設側に求める。
※ 施設閉鎖期間中の従業員有効活用策の例
・従業員間での情報交換及び今後の業務改善策の検討
・他の地域子育て支援拠点の従業員も含めた合同情報交換会の実施

・電話やメール等による保護者からの相談対応

・SNS等を活用し、子育てに関する情報を提供

ロ) イ) を実施しても尚、従業員に手持ち時間が生じる場合には、従業員を休業させた上で、施設に雇用調整助成金を受給してもらうことで、事業経費を圧縮させ、委託料交付額を削減するよう、施設側に指導する。

しかしながら、実際には施設閉鎖期間の業務内容は、委託事業先によって異なっております。業務内容の決定は委託先に一任されていた状況である。上記イ)に近い業務内容となるいた事業者もある一方、電話や施設内の消毒、整理整頓に留まっている事業者も存在したが、後者のような事業者は施設に対しては、本来であれば、より適切な業務を実施するコロナウイルスのように、事業現場を大きく変化させる事象に対して柔軟な対応を取ることは難しい面もあるが、今後は地方公共団体においても、民間の事例等も含めて広く情報収集し、また、迅速な意思決定を行うことで柔軟な対応を行なうことを期待したい。

(6) 事業の区分経理方法の明確化

<意見②>区分経理の導入の必要性

本事業を実施する事業者においては、本事業のみならず、他の事業を並行して実施している事業者が多い。具体的には、地域子育て支援センターにては子ども園や保育園の運営を並行して実施しており、つどいの広場においては児童館の運営を並行して実施している事業者が多い。
本事業（地域子育て支援拠点事業）に關する収支状況を適切に市に報告する必要があることから、事業者が複数の事業を実施している場合には、本事業に係る収支取りを適切に区分経理することが重要となる。

この点、区分経理について、市がどのように指導し、どのように検査において確認していくかについて相当課に質問したところ、「本事業の収支報告書をチェックする以上の確認は実施できていない」とのことであった。

区分経理の重要性を踏まえると、市は、例えば以下のような対応を行なうべきである。
イ) 区分経理の適切な実施方法、及び複数事業に共通して発生する費用の適切な按分方法について、事業者に指導する。
ロ) 事業者が決定した区分経理の方法、及び非通経費の按分基準を含む)を確認し、その妥当性を確認する。
ハ) 検査時において、区分経理の方法、及び非通経費の按分方法が、当初事業者が決定した方法通りであることを確かめる。

(7) 地点間の情報共有
<意見⑩>地点間の情報共有
ある拠点において生じた事象や保護者からの相談内容等で、通例ではない事項が生じた場合、対応方法や頼みを含め、他の拠点にも情報共有することができれば、他の拠点においても事業実施上のノウハウとして蓄積され、本事業全体の質が向上することが期待できる。
しかしながら、現状、他の拠点に情報を共有する業務フローは確立されていないため、今後、20.地域子育て支援拠点事業（公立）事業も含めた各拠点担当者による情報交換会を開催する等して、情報共享の業務フローを確立することを検討されたい。

22. 児童クラブ運営補助金

1. 事業の概要
 - (1) 財政課
こどもみらい部 こども政策課
2. 事業の目的
放課後児童クラブへ運営補助金を交付することで、放課後児童健全育成事業の実施とその利用を促進し、児童の健全な育成に資するほか、保護者が安心して就労できる環境を整える。
3. 事業の内容
放課後児童クラブへ運営補助金を交付する。また、令和2年度においては、コロナウイルス感染症対策として、小学校が臨時休校期間中に児童クラブの利用者が増加した場合の児童クラブの経費増加や、児童クラブ利用自体者への利用料返還による収入減少に対して補助金を交付している。
なお、運営費補助金基準額の算定方法は那霸市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱別表において、コロナウイルス感染症対策補助金基準額の算定方法は子ども・子育て支援交付金交付要綱（厚生労働省）において、それぞれ次のように定められている。

運營費補助基金章程

(イ) コロナウイルス感染症対策補助金基準額

卷三(第三回)

※ 新型コロナウイルス感染症対策強化校内休業延長措置のため、児童へ入塾強制性事業
日以降（夏季、冬季、学生休校などの休業日を除く）、平日において午前中から医療的
な施設に滞在する場合は、午後は自宅で宿題等の学習活動を行ってください。

200

8. 新型コロナウイルス感染症対策利用料(済欠事業)

1人当たり 日額：500 円

※ 市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために、放課後児童クラブを臨時休業させた場合等の日割り利用料について、市区町村が保護者へ返還した場合等の経費を補助

なほ、補助金基準額及び補助対象経費に基づき算定された令和2年度の補助金交付額は、以下のとおりであった。

①運営費補助金

957,400,437 円

②コロナウイルス感染症対策補助金

228,569,548 円

2. 那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
『施設の方向性1 子育てが楽くなるまち「なは」』2. 子育てに希望が持てる環境の構成における事業に位置付けられている。

3. 那霸市総合計画上の位置付け
『施設 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那霸市総合計画を除く)
子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

平成27年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

本事業では、放課後児童クラブに対して運営費の一部を補助している。
財源は、国庫支出金及び県支出金(いずれも子育て支援交付金)
に加え、市の一般財源も利用している。食料割合は、国：1/3、県：1/3、市：1/3 である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	904,554	1,297,215	1,017,987
国庫支出金	301,518	468,091	339,329
県支出金	301,518	414,562	339,329
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	301,518	414,562	339,329
その他	—	—	—
予算執行額	878,385	1,186,145	—
予算執行率	97.2%	91.4%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節(子算科目)	金額	主な内容
需要費	176	児童クラブ運営補助金の給付 負担金、補助金及び交付 料和金

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
放課後児童クラブ利用児童数	4,919人	4,895人
放課後児童クラブ施設数	94施設	98施設

※目標値は子ども・子育て支援事業計画に記載されている。

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

<意見①>成果指標に改善の余地がある
本事業の成果指標は8、に記載のとおりである。本事業の目的が、「放課後児童クラブの利用を促進することで、児童の健全な育成に寄与し、また、保護者が安心して労働できる環境を整える」ことであることを踏まえると、現状の成果指標に一定の合理性が認められる。
しかしながら、本事業の目的を踏まえると、最終的に目標すべきは放課後児童クラブに係る待機児童を解消することにあると考えられる。この点、市においても待機児童の解消を

目指すべきという認識は同様であり、毎年待機児童数を把握しているため、成果指標に待機児童数を加えることを検討されたい。

(2) PDCAサイクル

① 効果検証 (C)

上記8.に記載のとおり、目標値は概ね達成していることを踏まえると、一定の成果が認められる。ただし、9. (1) に記載のとおり、待機児童数についても成果指標に加えることで、より有効な効果測定が実施されるものと考えられる。

② 改善 (A)

那覇市まち・ひと・しごと創生総合懇談における事業の効果検証資料である「令和2年度那覇市まち・ひと・しごと創生総合懇談アションプラン（検証）」によれば、今後の事業展開として『放課後児童クラブの充実を図り、児童が安全安心に過ごせる環境の整備を推進するとともに、令和5年度までに待機児童の解消ができるよう取り組む』ことを掲げております。待機児童数の解消を目指して事業を推進していることが読み取れる。特段問題はない。

(3) 予算の策定・執行

① 予算の策定

令和2年度における歳出予算内示書を查閱したところ、特段指摘すべき点は発見されなかつた。

② 予算の執行

詳細は9. (4) を参照。

③ 補助金

① 支付目的
1. (2) に記載のとおり。

② 申請、決定、交付の手続

放課後児童健全育成事業補助金に係る補助金交付要綱、補助金交付申請書、補助金交付決定通知書、補助事業実績報告書、補助金交付確定通知書をサンプルで閲覧したところ、以下の事項が発見された。

<意見②> 補助金交付額は、運営費補助分が957,400,437円、コロナイルス感染症対

策分が228,569,548円である。

一方で、補助金額確定にあたって市の起案書においては、運営費補助分が957,463,931円、コロナイルス感染症対策分が225,793,017円と記載されており、実際の補助金交付額と異なる数値で起案され、当該起案書が承認されていた。

最終的な補助金交付額について市内部で承認を得る際に、起案書は重要な役割を果たすため、起案書における数値の記載誤りには注意されたい。

<指摘①> 実績報告書の提出時期について
本事業においては、事業者に対し事業終了後に実績報告書を提出することを求めている。

ここで、令和2年度の実績報告書の提出期間については、仮決算による実績報告を令和3年3月1日～3月19日、本決算による実績報告書を令和3年4月1日～5月14日としていた。このように、2段階に分けて実績報告書の提出を求める理由について粗略に質問したところ、概算払いされた補助金は、地方政府法施行令第143条第1項第5号の規定が適用され、その支出の所属年度が支出責任行為をした日の属する年度となり、会計年度執行の原則により同一年度内で精算する必要がある、という点を踏まえ、仮決算による実績報告書をもって3月中に補助金の額を確定させる必要があるため」とのことであった。

一方で、那覇市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第4条によれば、事業終了年度の3月末日までに実績報告書を提出することと規定されているが、仮決算による実績報告書は補助金交付要綱に定める実績報告書に該当するとは言えず、補助金交付要綱に定める実績報告書はあくまで本決算による実績報告書であると考えられ、現状の市の取り扱いは、補助金交付要綱にそつたものにならないと言わざるを得ない。

現状の2段階による実績報告書の推出という方法の必要性を改めて検討いたいた上で、2段階方式を維持せざるを得ないのであれば、実施と交付要綱が乖離しないよう、補助金交付要綱の規定を、「補助金の交付決定があつた年度の終了後速やかに提出しなければならない」というや、会計年度が終了したときは、別に定める日までに提出しなければならない」等の表現に改訂することを検討されたい。

<指摘②> 補助金の交付時期

補助金の交付時期について、特段指摘すべき点は発見されなかった。
④ 事業実施後の実績報告
放課後児童健全育成事業補助金に係る補助事業実績報告書、補助事業経費に係る粗拠資料及び市の検査調査をサンプルで閲覧したところ、以下の事項が発見された。

<指摘②>

1. 關税時間の考え方

運営費補助金のうち、長時間開設加算分を算定するにあたっては、児童クラブの開所時間を正しく算定する必要がある。

ここで、開所時間の考え方については、「全国児童福祉主導型会議資料（資料編：育成環境課）」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課 平成20年2月22日（金））によれば、長時間開設加算の対象となる開所時間とは、「バンフレット等によりクリアの利用が可能なと住民に周知し、利用希望がある時間である」とされており、また、開所時間の対象について監査場所等の体制を整えている時間であるとしたところ、見解に変化は無かったことが確認された。さらに、同資料によれば、「開所時間前後の準備時間等は、長時間開設加算額の算定に含まないことが記載されている。

資料編2 放課後子どもプラザ推進事業等に係る見解回答集（Q&A集）

1. 放課後子どもプラザについて

【ソフト事業関係】

○ 長時間開設加算関連

Q1：開所時間の前後の準備時間等について、長時間開設加算額の対象として良いか。

A1：長時間開設加算の対象となるのは開所時間のみであり、開所時間とは市町村の規定やバンフレット等によりクリアの利用が可能あると住民に周知し、利用希望がある場合のみで対応できるよう、放課後子どもプラザ等の体制を整えている時間である。

出典：「全国児童福祉主導型会議資料 資料編：育成環境課」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課 平成20年2月22日（金））より抜粋

※下線は監査人が記載

しかしながら、サンプルで資料を閲覧したところ、以下のような状況が発見され、長時間開設加算額が正しく算定されているかどうかについて、疑義が生じる結果となつた。

・ 開所時間について、児童クラブ運営規定期定や児童募集パンフレットに記載されている時間帯よりも長い時間帯を開所時間として市に報告されているにもかかわらず、当該報告時間と正として開所時間が算定されてしまつてある。開所時間とは、児童クラブ運営規定期定や児童募集パンフレットにおいてクリアの利用が可能であると住民に周知している時間帯であることに留意する必要がある。

・ 市に報告児童クラブ運営規定期定や児童募集パンフレットにおいて平日の開所時間は児童の下校時とされているにもかかわらず、児童が小学校に通学しているであろう午前中の時間帯から開所時間をカウントしている。開所時間とは、児童クラブ運営規定期定や児童募集パンフレットにおいてクリアの利用が可能であると住民に周知している時間帯であることに留意する必要がある。

- イ) 資料の入手届がある
・ 実績報告書の提出資料として、支援員のタイムカードの写しが必要であるにもかかわらず、タイムカードの一部を入手しないままで検査を終えている。
- ・ 実績報告書の提出資料として、支援員の雇用契約兼労働通知書を入手している児童クラブ

アプローチがあるが、一部の支援員の雇用契約兼労働通知書を入手しないまま検査を終えている。

このように本邦の相続税は、実際には相続財産に含まれていないかどうか、
また、当該相続税が課税対象である場合には相助金の二重交付になってしまう」について、検査において解説することができない。

により、開所前記の実績を把握すべきである。
（注）本編の附録後児童クラブ会計の実績（改訂版）（平成29年11月 沖縄県子ども生
活費に於ける児童クラブ会員費等支援費）によれば、行事費は利用者引き受けを徴収するため補助対象経
験者に支拂うべきものと規定されおり、併して当該手続きを実施している。しかししながら、
行事費においては行財事務室において行財事務室が補助金を経費に含められている
（例）：この点について当該に於ける児童クラブから提出された取扱決算書を終えている
（例）：そのまま次回度で検査を終えている。
（例）：そのままでわらず、そのまま次回度で検査を終えている。
（例）：「本来は消耗品費として計上すべき取りを、誤って行事費に計上してしまった」とのことである。)

支拂算書に記載されている人件費の金額と給与台帳（エクセル）に計上されている人

件費の金額が一致していない。相当額に質問したところ、「給与台帳（エクセル）の数値に誤りがあった」とのことである。

一般的に給与台帳が保有している可能性は低いと考えられるが、本件については、給与台帳として市に提出されている書類が、エクセルで作成されたものであり、給与計算システムから出力された給与台帳原本のコピーではないため、エクセル作成時に記載を誤つた可能性がある。

は、支援員の就業時間について、児童クラブ毎に区分して集計する等して、支援の単位ごとに人件費を適切に算定するよう、事業者間に適切に指導する必要がある。複数の児童クラブを運営する会社において、同一の支援員が同一の日時に2カ所の児童クラブ間に勤務していったとの内容で勤務シフト実績差が提出されていた。この点、担当課では質問したところ、「片方の勤務シフト実績表に眼がついた」とのことであるが、その結果からかがわしくなっておりました。

(3) 提出された資料の内容に疑義が生じるが、検査において疑義を解消していない。
実績報告書の添付資料として、呉屋クラブの貸借対照表の提出を求めていたが、「借債対
照表の預金残高が別途提出された預金通帳の残高と一致していない」事業年度中
に固定資産を取得しているにもかかわらず貸借対照表に計上されていない」という状況
であり、貸借対照表が正しく作成されているかどうかについて疑義が生じる。
タイムカード記録において、「出退勤時刻が全く同一の時間になっている日が連続してい
る」「出退勤時刻が記録されておらず就業時間のみとなっている」という内容の資料が提
出されている。この点、相当際に質問したこと、「タイムカードに打刻漏れがあつた
のか、このような内容のタイムカード記録などしていることのことであつた。

この点、出退勤時間が全く同一の時間になつている日が數ヶ月間連続している支援員も存在しているが、タイムカードの勤務時間に基づいて給与を計算することを離さると、タイムカードの付箋欄がある状況で、どのように数ヶ月間給手を支給したのか非常に疑問であり、タイムカードの付箋欄が数ヶ月連続したという説明には納得できない。以上より、児童クラブから提出されたタイムカード記録の内容には疑惑が生じると言わざるを得ない。

タイムカード記録は補助金の算定要素にもなっている廻所時間の算定上、極めて重要な資料であると考えられるため、検査時に疑惑は解消すべきであるし、また、タイムカード記録を複数枚では、20時30分まで開所し、その後に事業者にて事業者にて算定しているが、20時30分まで勤務され当該時間のタイムカード記録が提出されてしまう。また、サンプルで閲覧したとされる支援員のタイムカード記録が提出されておらず、また、サンプルで閲覧したとあると記載され当該時間のタイムカード記録が提出されてしまう。そのため、20時30分まで児童クラブを利用していた事業者は無く、もっと早い時間帯(19時前後)で児童が全員帰宅していたといふ点を離まると、20時30分まで開所していたという内容に疑惑が生じざるを得ない。

一方、厚生労働省の支援員が月平均237時間勤務していると報告されていた児童クラブがあつた。一方、厚生労働省のウェブサイトで公表されている労働統計要観、労働時間1.実労働時間数によれば、5人以上の事業所における令和2年度の1ヶ月あたり総労働時間の平均は135時間であり、当該支援員は73歳と高齢であるにもかかわらず、我が国における平均労働時間よりも、月間に100時間以上労働時間が長かったということになる。このように、通常想定される数値から乖離する報告が行はれたにもかかわらず、市は、検査時にタイムカード記録等と照らし合わせる等の方法により当該労働時間が正しく報告されているかどうかについて検証していない。

<指摘④>

3. 補助金交付額が誤っている、または誤っている可能性がある以下のとおり、補助金交付額が誤っている可能性のある状況が発見された。今回の監査でサンプル対象としなかった事業者を含め、交付額に誤りがあるかどうかについて事業者との上、適切に対応されたい。

イ) 開所時間
1. に記載のとおり、現状の開所時間の方が厚生労働省の見解と異なっている可能性があるため、開所時間の考え方について再整理した上で、廻所時間は正しく算定した上で、長時間開設加算額を算定する必要がある。

ロ) 支援員等の配置数
那霸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下、「条例」)

と言う)第11条2項において、支援員(又は補助員)の数については、支援の単位ごとに2人以上とすることが定められている。

ところが、支援員が1人となつている時間帯がある児童クラブが存在したため、担当課に質問したところ、「令和2年度は、コロナ禍で小学校が臨時休校等になったことで、児童クラブにおいて児童が増加する時間が増加したという説明には納得できない。」とのような状況において児童クラブの稼働時間は例年より増加したが、ことの如きである。

本報「社会福祉施設等における職員の確保について」(令和2年2月17日付厚生労働省子ども家庭局総務課より)(令和2年2月17日付厚生労働省総合対策室等連絡会議)に基づき、職員の確保が困難な施設等における柔軟な取扱いは、厚生労働省からいることであった。なお、このようなコロナ禍における柔軟な取扱いは、厚生労働省からいることであつた。

今般、「社会福祉施設等における職員の確保について」(令和2年2月17日付厚生労働省子ども家庭局総務課より)(令和2年2月17日付厚生労働省総合対策室等連絡会議)に基づき、職員の確保が困難な施設等における柔軟な取扱いは、他施設等からの職員の応援が確保されるよう必要な対応をお願いしているところです。

今後、新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、保健所等において保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことが出来なくなるなどの場合が考えられますが、人員、設備等の基準の適用については、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲でご配慮いただきますよう、関係市・区町村や保育所等、保健所等に周知を図るようお願いいたします。

出典:「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて」(令和2年2月25日)

※下線は監査人が記載。

そして、市は厚生労働省からの通知に基づき、児童クラブに対して次のような通知を行い、感染拡大のリスクを回避するために、当面の間、児童クラブの人員配置について特別措置を認める運用を行っていた。

3 人員確保について
職員の確保については、放課後児童クラブの利用者へのサービス提供を維持するため、職員の確保が困難な状況がある場合には、法人間の連携や、市町村における放課後児童クラブ等関係団体への協力要請を通じて、他の児童福祉施設等からの職員の応援が確保されるよう、必要な方が応をも願います。
また、2人以上の配置を原則とする職員配置が困難な場合は、児童が少ない時間帯など、安全性の確保が可能な場合はおいて、非登録者の配置なども状況により例外的に認めるものとしますので、こちらも政策課あてにご相談ください。

出典:「新型コロナウイルス感染拡大防止に関連しての放課後児童クラブの対応について」

(協力依頼)「那ご政策第96-1号 那覇市こども政策課長 令和2年7月31日)

※下線は監査人が記録。

ここで、厚生労働省からの事務連絡通知の内容を踏まると、1人配置が認められるのは、あくまで支援員が一時的に不足する期間に限るべきと考えられる。しかしながら、サンプルで確認した児童クラブにおいて、令和2年4月～令和3年3月の通常に渡って1人配置の時間帯が常に発生しているケースがあるが、市は、1人配置が通常に渡って発生することの合理的な理由について詳細に確認していない。

生むことは、確かにコロナ禍という歎べき事業があり、予定していない午前中からの厕所や消毒等衛生環境の維持する時間帯が追加されている等、通常に渡り厕所時間が増えており、結果として1人配置の時間帯が生じることは理解できる。

一方で、児童の安全確保の観点を踏まえると、1人配置を認めるのは真にやむを得ない場合に限るべきであり、また、長時間開設割算額の算定上も、開設時間に含めてよいのは、1人配置の時間帯のうち真にやむを得ない場合に限定すべきである。

したがって、1人配置とする合理的な理由を十分に確認・検証しない今まで、検査を終えてしまっていることは疑問が残ると言わざるを得ない。

市は、1人配置については、真にやむを得ない理由があると認めたる期間に限定する措置である旨を事業者に十分に説明するとともに、1人配置の時間帯が発生している児童クラブについては、その合理的な理由を十分に確認すべきであった。

なお、児童数が少なくなる時間帯について支援員1名配置とするなどを、市が今後恒常的に認めるのであれば、児童数が少くなる時間帯において、適切な安全対策を講じた上で支援員の数を1人とすることを認めたる条例も他市(卯賀市)に存在するため、児童の安全面を十分に考慮することを前提に検討することも検討に値する。

ハ) 長時間開設割算額(長期休暇分)の算定

長時間開設割算額のうち、長期休暇分については、前述の1・(3)①に記載のとおり、「1日8時間を超える時間の年間平均時間×179,000円」の算式で計算されることになる。

ここで、1日8時間を超える時間の年間平均時間について、以下のような方法で算定している児童クラブがあつた。

【前提】

- ・夏休み期間等の長期休暇の開所時間が13時間で開所日数が50日
- ・土曜日の開所時間が9時間で開所日数が50日

以上のとおり、長時間開設割算額(長期休暇分)の算定方法が誤っている児童クラブが存在する。

長期休暇の開所時間が13時間のため、1日8時間を超える時間の年間平均時間について
は13-8=5時間と算定。

しかしながら、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業に係るQ&A(平成29年3月31日現在)」のNo.13によれば、土曜日と長期休暇で開所時間が異なる場合、両者を平均して「1日8時間を超える時間の年間平均時間」を算定すべきことが記載されている。

【放課後児童健全育成事業に係るQ&A(平成29年3月31日現在) No.13抜粋】

<質問>
土曜日と日曜日でランダムの開所時間が異なる場合の放課後児童健全育成事業における長時間開設割算(長期休暇等分)はどのように算定すればよいか。

<回答>
土曜日・日曜日・長期休暇期間によって開所時間が異なる場合は、長期休暇等分に当たる日(学校休業日)のうち、基本分の運営費が補助対象(開設日数加算を含む)となる原則8時間以上以上の開所日における、平均開所時間により算定する。計算例は以下のとおり。

【計算例】

- ・土曜日の開所時間が9時間で開所日数が50日、
・日曜日の開所時間が10時間で開所日数が50日、
・長期休暇期間の開所時間が8時間で開所日数が50日の場合
- ①基本分の運営費の対象となる日ににおける、延長時間を含めた延べ開所時間を算出
(土曜日) (日曜日)
9時間×50日+10時間×50日+8時間×50日=1,350時間
- ②1日当たりの平均開所時間と算出
1,350時間÷(50日+50日)=9時間
- ③長時間開設割算(長期休暇等分)の国庫補助基準額を算出
170,000円(平成29年度)×(9時間-8時間)=170,000円

したがって、前述の前提を踏まえた正しい算式は、以下のとおりとなる。

- (a) 基本分の運営費の対象となる日ににおける、延長時間を含めた延べ開所時間を算出
13時間×50日+9時間×50日=1,100
- (b) 1日当たりの平均開所時間と算出
1,100時間÷(50日+50日)=11時間
- (c) 長時間開設割算(長期休暇等分)の「1日8時間を超える時間の年間平均時間」を算定
11時間-8時間=3時間

<意見③>

4. 支援員の長時間労働の懸念について
 前述の、<指摘③>2. 一) に記載のとおり、73歳と高齢の支援員が月平均237時間勤務していると報告されていた。これは、我が国における令和2年度の1ヶ月あたり平均労働時間（135時間）よりも、100時間以上労働時間が長い状況が12ヶ月間継続していたということになる。
- また、当該児童クラブの運営会社は複数の児童クラブを運営しているが、他の児童クラブにおいても、支援員の年齢は高齢ではないものの、上記と同程度の長時間労働となっている支援員が在籍していると報告されている。
- このように、支援員の長時間労働が常態化している場合、支援員の疲労により、クラブにおける児童支援の質が低下してしまう懸念が生じる。また、当該労働時間が労働基準法に違反しているのではないかとの懸念も生じる。
- 市は、タイムカード記録や児童の出席簿等の資料と照らし合わせて、報告された労働時間が事実であるかを確認する必要がある。その上で、報告された労働時間が事実である場合には、支援員の長時間労働が常態化していることを踏まえ、児童支援の質が低下しないかどうかを確認し、事業者に適切に指導する必要がある。

<指摘⑤>

5. 補助金に係る消費税等の仕入控除控除
- 子ども・子育て支援交付金交付要綱第5条（7）において、「事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式8により速やかに内閣總理大臣に報告しなければならない。」、「内閣總理大臣は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。」と規定されているが、市は補助金を給付した保健施設の運営事業者に対して、補助金に係る消費税の仕入控除税額が生じたかどうかの確認を行っていない。
- 放課後児童クラブの運営事業者は補助金取扱い事業者が多いと考えられるが、公益法人等以外の法人形態である事業者も存在するため、事実確認が必要となる。
- また、事業者における消費税等の仕入控除税額の発生の有無について、漏れなく正確に把握するためには、補助金に係る消費税の仕入控除税額が0円となつた法人も含めて、報告書の提出を求めることを検討されたい。
- なお、補助金に係る消費税等の仕入控除税額について事業者から返還を求める必要がある点については、他の補助金給付事業においても生じ得る状況であるため、上記の取扱いについては、本事業単独ではなく、全行业的又は部課統一的に検討するべきであろう。

<意見④>

6. 本事業実施上の課題及び課題解消策の提案

前述の1.～5.に記載のとおり、主に実績報告書の提出及び実績報告書に対する市の検査において、多数の課題が発見された。理由毎に大別すると、以下のようになります。

- イ) 担当課及び事業者が、閲連する法令や厚生労働省からの通知を十分に理解していないことにより生じる問題
- ・開所時間の考え方方が厚生労働省の見解と一致していない。(1.)
 - ・補助対象経費に行事費が含まれる取扱支拂算書が修正されていない。(2. ハ)
 - ・補助金の算定が誤っている、または誤つている可能性がある。(3.)
 - ・補助金に係る消費税等の仕入控除税額の有無を確認していない。(5.)
- ロ) 質の高い深度ある検査が実施されないことににより生じる問題
- ・資料の入手漏れがある状態で、検査を完了してしまっている。(2. イ)
 - ・内容が十分でない資料を入手したまで、検査を完了してしまっている。(2. ロ)
 - ・資料の記載誤りや資料間の不整合に気付かず、又は気が付いていたにも関わらず放置まで、検査を完了してしまっている。(2. ハ)
- ・提出された資料の内容に誤謬が生じるものがあるが、検査において誤謬を解消していない。(2. ニ)
- ハ) 担当課における人材リソースの不足
- 上記のように、閲連する法令等の理解が不足や深度ある検査が実施されない根本原因の一つとして、担当課における人材リソースが不足していることが考えられる。この点、担当課に質問したところ、「児童クラブ数が年々増加傾向にあるため、一人当たりの業務量が増加している」とのことであった。
- 市の財政状態が厳しいこともあり、容易に人員を増加できないという事情は理解できるが、一方で、今回の検査において問題点が多発を見られており、このような状況は放置できないと考えられるため、担当人員の増加や一部業務の外注等を検討することも考えられる。
- そして、これらの問題点を解消するために、以下のよう対応を行うことを検討されたい。
- ア) 人材リソース不足の解消
- 以下の(イ)～(エ)の施策を実行するには、人的リソースを確保することが前提となる。
- 前述のとおり、現状で既に入りのリソースが不足している可能性があるため、担当人員の増加や、一部業務（検査業務、深度ある検査体制の構築業務、等）の外注等を検討し、担当課の過剰な負担を避けながら、以下の(イ)～(エ)の施策を検討されたい。

イ) 相当課及び事業者が、開通する法令や厚生労働省からの通知を十分に理解する。
監査人が確認したところ、本事業に附随する法令や厚生労働省からの通知は多數存在し、全てを理解することは容易ではないため、事業者が自動的に理解することを期待するのは現実的ではない。

したがって、まずは市の事業担当者及びその上長は、那霸市や厚生労働省のウェブサイトに記載されている放課後児童健全育成事業に関する法令や厚生労働省からの通知等を、改めて十分に理解する必要がある。市の事業担当者及びその上長は、常に前年度と同様の事務手続を踏襲すれば良いという意識を捨て、開通する法令等を逐一確認しながら事業を実施する癖を付けるべきである。

その上で、事業者に対して法令や厚生労働省からの通知に基づき、事業が適切に実施されるよう十分に指導する必要がある。

ウ) 懇親心を持ち、事実を追求する姿勢で検査を実施する

前述のとおり、検査において様々な問題点が解消されないまま検査が終了されたが、このような検査状況では、補助金交付額が遅延があったとの心証を得ることは難しい。検査とは、児童クラブの運営実態に基づき補助金交付額を確定させることであるとされる。したがって、検査担当者は検査を追求するために必要な資料は何であるかを考えた上で、必要となる資料を全て収集し、事実確認を行わなければならない。また、事業者から提出された一つの資料、「資料が改ざんされた内容を正しいと思いたい」「資料が誤っているかもしれない」「資料が改ざんされた内容を正しくもしない」という懇親心を持つて検査を実施する場合、懇親心を持つて検査を実施することで、資料に記載されている内容を確認するために、他の資料との整合性の有無を確認したり、事業者に追加の質問を実施することが可能になり、より事実を追求した深度ある検査が実施できると考えられる。

エ) 効果的かつ効率的な検査方法の確立

前述のとおり、今後はより質の高い深度ある検査が必要であると考えるが、一方で、本事業における補助金交付額の施設数は98箇所(令和2年度)と多いことから、担当課の人的リソースの関係上、全ての施設に対して一齊に深度ある検査を実施することは難しい可能性があると考えられる。

その場合、以下のようない方法を取ることとも考えられる。市の人リソースは限られるが、検査の方法を工夫することにより、効率的かつ効果的に検査を実施されたい。

- ・ 深度ある検査については、複数年掛け全ての事業者が一斉するようなローテーションによる検査計画を立案し、深度ある検査を実施しない年度の事業者については簡便的な検査を評議する。
- ・ 補助金交付額が多額な事業者、補助金交付額が前年比で増加している事業者、補助金交

<意見⑥>

7. 支援単位あたりの児童数

那霸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条4項において、1支援単位の児童数は概ね40人以下とすることが規定されている。

一方、令和2年度の児童クラブ運営実績によれば、40人を超える児童クラブが多数存在し、50人以上のクラブは6クラブ存在する状況であった。

この点、放課後児童健全育成事業実施要綱(厚生労働省)において、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が、おおむね40人以下とする児童の数に関する設備運営基準を設けたしていない場合であっても、経済状況等により、当該設備運営基準に適合しているもののみとしている場合についても、本事業の対象とする」と規定されており、市においても当該経済指標を適用することで、40人を超える児童クラブに対しても補助金を交付している。

また、上述の条例や事業実施要綱の趣旨を踏まえ、市は1支援単位あたりの児童数を40人以下とするよう、事業者へ指導しているとのことであった。

市の現状の対応には問題ないが、那霸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の趣旨に基づき、市は1支援単位あたりの児童数を40人以下とするよう、事業者へ指導することを引き続き実施されたい。

⑤ 効果測定

9. (2) ①に記載のとおり。

23. 地域学校協働活動推進事業
 1. 事業の概要
 (1) 所担当部署 生涯学習部

(2) 事業の目的
 地域と学校が連携・協働して、子ども達へ多様な体験や交流活動の機会を提供し、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域教育能力の向上を図る。

(3) 事業の内容
 放課後に地域の参画を得て子どもたちへ学習支援や伝統文化、スポーツ等の多様な活動の機会を提供する「放課後子ども教室」を実施する。
 学校に地域と学校を繋ぐコーディネーター（地域学校協働活動推進員）を配置し、地域と学校が連携・協働して学習支援等を行う「地域学校協働活動」を推進する。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
 『施策の方向性1 子育てが楽しくなるまち「なは」 2. 子育てに希望が持てる環境の構成』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け
 『施策 27 学校が学びや育ちの拠点となるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画
 (那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画以外)
 第2次那覇市生涯学習推進計画
 第2次那覇市教育振興基本計画
 第2期那覇市放課後子ども総合プラン

5. 事業実施期間
 平成19年度からの継続事業（「地域学校協働活動」は令和元年度から）

6. 事業の実施形態
 一般財源を財源に直接実施される市単独事業である。

7. 事業費の予算額及び執行額
 (1) 予算額及び執行額

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	10,793	7,289	12,673
国庫支出金	2,712	—	—
県支出金	—	—	—
うちソフト交付金	—	—	—
一般財源	8,081	4,689	12,673
その他	—	2,600	—
予算執行額	10,677	5,107	—
予算執行率	98.9%	70.1%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳
 (単位:千円)

節(予算科目)	金額	主な内容
職員手当等	385	職員の時間外勤務手当等
報償費	4,230	主に協働活動支援員への報償費
需用費	39	—
役務費	392	スポーツ安全保険加入費用
使用料	59	—
計	5,107	—

8. 事業の活動指標・成果指標
 (活動指標)
 【放課後子ども教室】

27 小学校区、31 教室で子ども教室を開催（教室開催延べ日数 1,938 日、参加児童延べ人数 29,532 人）
 【地域学校協働活動】
 小学校 1 校に 1 名の推進員配置
 地域と学校が連携・協働して行った活動数 35 回、地域のボランティア延べ人数 122 人

(成果指標)
 設定されていない。

9. 監査結果及び意見

(1) 事業の目的・内容

<意見①>国の補助金メニュー一括用の検討

本事業のうち「放課後子ども教室」事業は、平成19年度～令和元年度までは国の補助金メニュー（補助率3分の1）で実施していたが、補助金交付要綱の見直しにより令和2年度は市の一般財源で実施することとなった。

見直し後の補助金交付要綱及び要領において、補助金対象事業に「コミュニケーションディスクールを導入すること、または導入に向けた具体的な計画があること」が要件として追加されたが、コミュニケーションディスクールは学校教育課の所管であり、導入や実施に伴う費用は財源が限られていることから、本事業は補助金が対象事業となつた。今後、学校教育課と連携してコミュニケーションディスクールが導入できないか研究・検討するとのことである。

市は財源が厳しいことから、本事業は国の補助金メニューを活用して実施できれば、本事業にかかつた予算を他の事業に回すことでき、住民福祉の向上につながることが期待されるため、積極的に補助金メニューの活用を検討されたい。

(2) 地域学校協働活動推進員の委嘱

「那覇市地域学校協働活動推進員設置要綱及び要領」によると、「地域学校協働活動推進員は、…（略）…資格要件に該当する者（うちから、当該学校区の学級長により、教育委員会がこれをう）と定められている。推薦書は校長が作成し毎年3月に生徒学習課長に提出し教育委員会が委嘱している。

上記開通事類を閲覧したが要解説に基づき適切に処理されており、特段指摘すべき事項はない。

(3) 活動指標

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、放課後子ども教室の活動休止等により活動内容は当初計画に比し縮小されたが、特段指摘すべき事項はない。

地域学校協働活動では、大名小学校をモデル校として、地域と学校をつなぐための地域学校協働活動推進員を配置した。令和2年度は推進員がボランティアを確保して、子どもたちへの学習支援（そろばん、キャリア教育）や校内美化活動、立派等の活動が行われた。地域学校協働活動推進員は、毎月「地域学校協働活動推進員活動報告」及び「地域学校協働活動推進員活動状況報告書」を教育委員会に提出している。

サンプルベースで上記書類を閲覧したが、特段指摘すべき事項は検出されなかつた。

(4) 成果指標、PDCAサイクル

<意見②>成果指標が設定されていない

上記⑧に記載の通り、現時点において、成果指標は設定されていない。成果指標が設定されていないと、「事業の効果測定」や「事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善」といって、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCA サイクルの実施が必要となるため、適切な成果指標を設定する必要がある。

成果指標の例としては、放課後子ども教室で定期的にアンケートを実施し、満足度を成果指標に設定することなどが考えられる。なお、地域学校協働活動では、活動に参加した児童やボランティア講師に対しアンケートを既に実施しており、これらアンケート結果を成果指標の設定に活用いただきたい。

<意見③>PDCA の理解に改善の余地がある

そもそも PDCA による効果検証自体の理解が浸透していないようであり今後改善されたい。例えば PDCA サイクルの理解が深まるよううな職員向け研修の開催等を検討されたい。

(5) 予算の概算・執行

① 予算の概算

本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を閲覧したところ、歳出の大半は協働活動支援員への報償費であることを確認した。特段指摘すべき事項はない。

② 予算の執行

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため放課後子ども教室の活動休止等により減額補正を行っている。補正予算の理由は適切であり特段指摘すべき事項はない。

執行率70.1%となつた理由は、コロナの影響で放課後子ども教室の活動日数を減らしたため、執行率が低くなつたものであり、特段指摘すべき事項はない。

24. 基礎力向上のための学習支援事業

(1) 手当部課

学校教育部 学校教育課
学校教育部 学校教育課

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	令和元年度	令和2年度	(単位：千円)
予算額	33,588	53,437	(参考) 令和3年度
国庫支出金	—	—	31,530
県支出金	22,207	37,335	—
うちソフト交付金	22,207	37,335	25,143
一般財源	11,381	16,102	6,387
その他	—	—	—
予算執行額	33,135	44,426	—
予算執行率	98.7%	83.1%	—

(3) 事業の内容

送職教員や教員免許を有する者等を学習支援員として小学校に派遣し、学力の定着が十分でない児童に対する算数の学習支援のほか、授業時間や放課後等に学級担任などのティーチング・アシスタントを実施する。(具体的には、授業に参加し教員の補助的役割を担いながら、教員と共同で指導を実施する。)

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
『施設の方向性1 子育てが楽しくなるまち【なは】 2. 子育てに希望が持てる環境の構成』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け
『施設 23 自ら学び心豊かに成長する子どもを応援するまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画
該当無し

5. 事業実施期間

平成24年度からの継続事業 (沖縄振興特別推進交付金償入初年度から継続)

6. 事業の実施形態
沖縄振興特別推進交付金 (一括交付金) を財源に直接実施される事業である (一括交付金からの補助率は70%)。

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節(予算科目)	金額	主な内容
料借費	44,175	学習支援員への報償費(時給)
		教員免許取得者、教職経験者：2,000円
		その他(学習塾講師経験者等)：1,500円
借用費	99	文具類等
役務費	151	学習支援員傷害保険料
計	44,426	

8. 事業の活動指標・成果指標

(活動指標)

市内全小学校36校の3年生に36人の学習支援員を配置した。10月から2月は、2年生及び4年生まで対象学年を拡大し、さらに43人の支援員を配置しました。
配置期間：令和2年6月1日～令和3年2月26日
派遣終時刻数：22,645時間

(成果指標)

指標	目標値	実績値
沖縄県学力測定調査の県平均との差	+2.1ポイント	未実施

9. 監査結果及び意見

(1) 事業の目的・内容

本事業は、小学校3年生の算数に教科を限定している。理由は小学校3年生から算数の授業に四則演算や表やグラフといった単元が始まるため、この時期につまずく児童が特に多い 때문이다。学年と教科の選定に特段指摘すべき事項はない。

(2) 学習支援員の選考

「令和2年度 基礎学力向上のための学習支援員派遣要項」によると、「学習支援員は、教員免許取得者、教職経験者、その他学習に関する能者が構成された者の校長が推薦し、学校教育課長が決定する」と定められている。履歴書、教員免許状等を添付した推薦書を校長が作成し毎年2月に那霸市教育委員会に提出、3月に教育委員会で被推選者と面接して選考している。

(3) 活動指標

当初は小学校3年生のみを対象としていたが、10月～2月は2年生及び4年生まで対象年を拡大し、さらに43人の支援員を配置している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる臨時休業期間があったことから、学習の定着について例年以上に配慮する必要があるため、9月補正予算で増額補正を行っている。また、対象範囲も当時の小学校3年生に加えて、小学校2年生、小学校4年生においても支援の対象とした。補正予算の理由は適切であり特段指摘すべき事項はない。執行率81.5%となった理由は、コロナの影響で8月11日～30日に小学校を臨時休業したこと、及び10月以降に予定していた学習支援員の確保がむずかしい事情で出来なかつた学校があつたこと、が理由で執行率が低くなつたものであり、特段指摘すべき事項はない。

(4) 成果指標

上記8に記載のとおり、沖縄県学力到達度調査の結果が「未実施」となつてゐるが、年度当初成績指標としていた県の学力到達度調査が、直前になり原則から実施を取りやめる旨の通知があり、調査自体が実施されなかつたことが原因でありやむを得ない。ただし、少人数指導など、一人一人の学習課題に沿った指導を行うことで算数の基礎学力の底上げと定着が図られたため、11月に実施された沖縄県学力定着状況調査においては、県平均より+1.1ポイント上る結果となり、一定の成果が認められる。なお、過去の沖縄県学力到達度調査の県との比較は以下の通り。

令和元年度

+2.5 ポイント

平成30年度

+3.3 ポイント

平成29年度

+1.2 ポイント

(5) PICA サイクル

9.(4)に記載のとおり、合理的な成績指標が設定されており、当該成績指標に基づいて適切にPICAが実施されている。

また、9.(3)に記載のとおり、令和2年度はコロナウイルスの影響があつたが、適切に対応できている。

特段指摘すべき点は発見されなかつた。

(6) 予算の概算・執行

① 予算の概算

本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を查閲したところ、歳出の大半は学習指導員への報償費であることを確認した。特段指摘すべき事項はない。

② 予算の執行

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる臨時休業期間があったことから、学習の定着について例年以上に配慮する必要があつたため、9月補正予算で増額補正を行っている。また、対象範囲も当時の小学校3年生に加えて、小学校2年生、小学校4年生においても支援の対象とした。補正予算の理由は適切であり特段指摘すべき事項はない。執行率81.5%となった理由は、コロナの影響で8月11日～30日に小学校を臨時休業したこと、及び10月以降に予定していた学習支援員の確保がむずかしい事情で出来なかつた学校があつたこと、が理由で執行率が低くなつたものであり、特段指摘すべき事項はない。

(7) 令和元年度包括外部監査における指摘事項等への対応状況

① 意見 1

1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等
成績指標は平成24年度から28年度までは全国学力調査との差として制定していたが、平成29年度以降は沖縄県学力到達度調査の県との差に変更されている。成績指標として、沖縄県全体との比較ではなく、全国との比較を用いることを検討頂きたい。

2. 令和2年度における対応状況

令和3年4月に公表された「令和元年度の包括外部監査に対する指摘事項」に記載されていいるところより、全国学力・学習状況調査は毎年4月に小学校6年生を対象に実施されるため、小学校3年生向けに実施している当該事業の場合、全国学力・学習状況調査の結果では、直接的な効果が検証できない（効果の検証が3年後になつてしまう）。

このような事務もあり、市では沖縄県が毎年全学年を対象に、2月頃に実施している沖縄県学力測定調査の結果を成績指標として採用しているとのことであった。

以上を踏まえると、市の達成目標もつともあり、現状の成績指標に一定の合理性認められることとなる。

なお、全国学力調査の推移(那覇市児童の対全国平均成績)は以下のとおりであり、本事業を開始した平成24年度に小学校3年生であった児童が6年生になった際の調査結果(平成27年度)以降は、全国平均を上回っており、本事業の成績が間接的に認められる結果となつた。

全国学力・学習状況調査結果 小学校6年生の全国との差を%で表示(マイナスは全国平

	算数 A	算数 B
平成 24 年	-5.5	-3.1
平成 25 年	-3.5	-0.6
平成 26 年	+4.3	+3.4
平成 27 年	+5.0	+4.6
平成 28 年	+4.3	+3.4
平成 29 年	+3.4	+4.1
平成 30 年	+4.5	+4.5
令和元年	+3.4	未実施
令和 2 年		

225. 子供の貧困緊急対策事業

- （2）事業の目的
貧困状態にある児童や将来的に貧困にある児童の発展に寄与するため、
（3）事業の概要
 - （1）担当部署
福祉部 保護管理課

(3) 事業の内容

本事業は、下記 8 つの事業を内容とする。

- ・ 子供の貧困対策支援継続型就業事業
- ・ A-1 (貧困対策支援継続型就業事業)
 - 保護管理課においては、保護世帯の子さや家庭環境においては、保護世帯の子さや家庭環境のために支援員 8 名を配置し、その解決のために支援員 8 名を配置します。することにより、学習支援・居場所事務等の支援が実現します。
 - 教育相談課においては、教育分野に因用いて、児童生徒の置かれた様々な環境を市内の小中学校（53 校）に 18 名配属し、登校状況等の状態に基づき、不登校や登校状況等の状況と連携して必要な支援や学校、関係機関との連携を行います。
- ・ A-2 (支援員養成研修市町村事業)
 - 保護管理課では、上記支援員の研修修了時に講義による専門家からのスレーベーバーの支援について学ぶ機会を設めています。
 - 教育相談課においても、上記研修によっている。
- ※ なお、A-2 の研修は、下記 D の研修 2 項及び D で併設している。

（イ）子供の居場所の選択と支援事業
（ロ）保育園問題においては、下記B-1、B-2を行っている。
B-1 生活困窮世帯（生活保護・特保世帯）の中学生を対象に、居場所型学習文庫教室

わゆる無料塾）を市内3か所設置している。

B-2 公共的施設を利用した子どもの居場所を提供している公共施設管理団体等（2団体）や、

より身近な場所で市民が主役となって居場所を提供するボランティア団体（14団体。子ども食堂や学習支援等を行う。）の活動を支援するための運営補助を行う。

また、教育相談課においては、下記B-3を行っている。

B-3 不登校により学校での支援を「十分に受けことができない」貧困家庭の児童生徒を

対象に、日中の教育的居場所として、自立支援教室（むぎほ学校）を設置し、学習支援、調理、創作、スポーツ等の様々な体験活動を行わせ、学校や社会への適応促進を図る事業を実施している。この、むぎほ学校事業は、本事業（子供の貧困対策事業）の細目事業ではあるものの、学校教育部相談課が実施して了解要求を行っていることから、本書「自立支援教室（むぎほ学校）事業」において、監査結果を記載し、本報告内では必要に応じ参照照する程度にとどめる。

C 地域型子供の居場所の運営支援事業

不登校や引きこもり、または家庭や生活状況で課題のある子どもへ、より手厚い支援を行うため、下記2つの事業を行う。

C-1 子どもの包括的自立促進支援事業（くわくしつくわくじゆうしじんじぎょう）

不登校等引きこもりや非行系の子ども達（概ね10歳～18歳）への居場所として「kukuhuu」を設置し、登校復帰や将来の自立に向けた支援を行う。

C-2 那覇市母子生活支援センターさくら（夜の子どもの居場所）

生活困難下における、DV、虐待、借金等、親の都合で複合的な問題を抱える子どもたちに対し、「安心、安全、自らしくいられる場」を提供する。

D 居場所職員研修計画事業

上記C事業により委託事業者が雇用する職員（以下「居場所職員」という。）は、福祉や教育の免許・資格を所持しているが、ほとんどは20代から30代前半の経験年数が少ない若い職員を中心である。上記C事業では、課題ある子ども達を取り巻く現状などを知り、支援を行うための知識や技術が必要であることから、居場所職員に対する研修を実施する。

E 地域の連携協議会運営事業

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に定める基本理念に則り、府内関係課、地域の支援団体、企業と会議を行うことにより、連携して子どもの視点に立った環境づくりを行う。地域の連携協議会運営事業は、本事業（子供の貧困対策事業）の細目事業ではあるものの、

こどもみらい那覇こども政策課が実施し予算要求を行っていることから、本書「28. こどものみらい那覇プロジェクト府内推進事業」において、監査結果を記載する。

F 居場所の連絡会運営事業

子どもの貧困対策として子ども食堂や学習支援等の活動を実施しているボランティア団体、NPOなどの支援団体等に対するサポートを行う、サポートセンター（「子どもと地域をつなぐサポートセンター」※）を設置し、人的支援や物的支援を行うとともに、支援団体等の実情を把握し、団体が抱えている課題を抽出してその解決を図るためのコールィネートを行う。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

『施策の方向性 1 子育てが楽しくなるまち（なは）』 2. 子育てに希望が持てる環境の醸成における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画面上の位置付け

『施策 12 子どもの貧困対策をすすめ子ども達が夢を持つて成長できるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

（那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く）
沖縄県子どもの貧困対策推進計画

5. 事業実施期間

平成28年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

A 子供の貧困対策支援員配置事業

A-1 市が支援員を会計年度任用職員として雇用し、自主実地している。
A-2 市が研修事業を学校法人沖縄大学に委託することにより実施している。

B 子供の居場所の運営支援事業

B-1 居場所の運営支援事業
B-2 居場所の運営支援事業（市内3か所）については、市が同敷率の運営事業を事業者に委託し実施している。

B-2 居場所提供に際しては、市が公共施設管理団体等（2団体）ボランティア団体（14団体）に、居場所提供の運営費を補助することで実施している。（なお、公的施設管理団体（2団体）のうち一つは、公益社団法人那霸市母子寡婦福祉会である。）

B-3 本書「27.自立支援教室（きぎくほうじゅうしつ）事業」の監査結果に記載のとおりである。

C 抱点型子供の居場所の運営支援事業

C-1 「子どもとの包括的自立促進支援事業（くわくじゆうしえんじぎょう）」の事業運営を事業者に委託することにより実施している。

C-2 市が、公益社団法人那霸市母子寡婦福祉会に、「那霸市母子生活支援センターさくら」の運営費を補助することで実施している。

D 居場所職員養成研修市町村事業
市が研修事業を学校法人沖縄大学に委託することにより実施している。E 地域の連携協議会運営事業
本書「28.こどものみらい応援プロジェクト」内推進事業の監査結果に記載のとおりである。F 居場所の連絡会運営事業
市が那霸市社会福祉協議会にサポートセンター設置運営業務を委託することにより実施している。

A～Fとも、主な出源は国庫支出金及び一般財源である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考)
予算額	146,966	160,864	159,240
国庫支出金	136,718	140,465	147,999

229

うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	8,374	7,199	7,307
その他	1,874	3,200	3,934
予算執行額	145,001	141,262	—
予算執行率	98.6%	93.6%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳			
節(予算科目)	金額	主な内容	(単位：千円)
報酬	18,138	支援員基本報酬、時間外勤務手当	
職員手当等	2,916	支援員期末手当	
共済費	3,290	支援員雇用保険料、社会保険料	
旅費	980	支援員通勤手当	
備用費	57	消耗品	
役務費	198	携帯電話使用料、ORKICA	
委託料	88,909	委託事業	
使用料及び賃借料	401	支援員用事務机、タクシードライバーチャージ	
負担金、補助金及び交付金	26,366	補助金	

(3) 令和2年度の事業細目別予算額			
事業細目	予算額	予算執行額	(単位：千円)
A. 子供の貧困対策支援調整事業	28,160	26,294	
B. 子供の居場所の運営支援事業	75,761	69,104	
C. 抱点型子供の居場所の運営支援事業	38,181	37,336	
D. 居場所職員養成研修町村事業	(Aに含まれる)	(Aに含まれる)	
E. 地域の連携協議会運営等事業	—	—	
※こどもみらい部こども政策課にて実施			
F. 居場所の連絡会運営事業	8,762	8,528	
合計 (A+B+C+F)	150,864	141,262	

※ A～2及びDで実施されている研修事業は共同で実施していることから、研修事業に係る費用（予算額450千円、子供執行額308千円）は、Aに含めて記載している。
なお、研修費用をA～2とDに分すると以下のとおりになる。

	予算額	予算執行額
A-2	225	154
D	225	154
計	450	308

8. 事業の成果指標

9. 着査結果及び意見

(1) 成果指標

<意見①>成果指標に改善の余地がある
本事業の令和2年度における成果指標は、上記8. に記載のア～ケとなるが、このうち、
ア、ウ、オは、単なる活動指標として位置づけられるべき内容であるが、これを踏まえ細事
業毎に成果指標について記載する。

指標	目標値	実績値
ア 支援員の配置数（関連する事業：A-1）	13人	13人
イ 児童の帰り起こし数（関連する事業：A-1、B-1、C）	518人	
ウ 支援員研修継続（関連する事業：A-1、D）	11回開催	
エ 居場所の運営支援（協助事業団体）数（関連する事業：B-2）	18箇所	16箇所
オ 子ども支援団体等へのサポートセンターの設置継続（関連する事業：F）	継続（1箇所）	
カ「居場所型学習支援事業」に通塾する生活保護世帯含む生活困窮者世帯に属する子どもの高等学校等進学率（関連する事業：B-1）	94.0%以上	95.0%
キ 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率（関連する事業：A-1、B-1、C）	90.0%以上	95.3%
ク 高校中退が懸念される生徒に対する支援（関連する事業：A-1、C）	3ヶ月に1回以上の訪問や電話等による実態把握	
ケ 地域で子ども達が安心して過ごす事ができる子ども達の見守り等ができる子どもの居場所数（関連する事業：B-2、F）	27カ所以上	41カ所

* 令和2年度那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランにより解説した成果指標が上記のア～オであり、担当課へのヒアリングにより解説した成果指標が上記カ～ケである。

(4) 税明金① (B-2 子供の居場所の運営支援事業に関する補助金)

① 交付目的

前記1 (3) B記載のとおりである。

② 申請、決定、交付の手続
補助金の申請、決定、交付一連に係る手続に問題はみられなかった。③ 補助金の交付時期
適切に交付がなされていた。④ 事業実施後の実績報告
適切に報告がなされていた。⑤ 効果測定
前記9 (1) に記載したとおりである。

(5) 税明金② (公益社団法人那霸市母子福祉社会に対する補助金)

① 交付目的

前記1 (3) B-2、C-2記載のとおりである。

② 申請、決定、交付の手続
補助金の申請、決定、交付一連に係る手續に問題はみられなかった。③ 補助金の交付時期
適切に交付がなされていた。④ 事業実施後の実績報告
適切に報告がなされていた。⑤ 効果測定
前記9 (1) に記載したとおりである。

(6) 委託契約① (B-1 居場所型学習教室)

① 委託先選定方法

令和2年度は随意契約により委託先を選定している。
 隨意契約とした理由は、本事業の居場所型学習教室は、通常の学習塾（教室）と前提が異なり、様々な課題・問題を抱えている児童・家庭がほとんどそのため、单なる学習教室ではなく、落ち着ける居場所としての機能や一人ひとりの見守りや個々の学習レベルに応じた学習支援などの機能などが求められること、また、生活保護世帯及び生活困窮世帯の特殊事情を理解し、必要に応じて子ども・児童自立支援員等と連携を図るなど総合的な専門的な企画力や知識・遂行力が要求されること、さらに、子ども達の支援について、継続的な支援が必要であることから（毎年事業者が変わることは、ようやく児童たちと一緒にいた信頼関係や落ち着ける居場所づくり等をゼロからやり直すことになり、精神的に不安定で感情的になりやすくデリケートな時期である児童への負担が大きい）、実務的・目的が競争入札に適しない、というものであり、随意契約とする合理性が認められる。

なお、プロポーザルによる一般公募は、複数年に一度の頻度（平成30年3月、令和3年3月）で実施されており、随意契約で委託先を選定する期間があまりにも長期化してしまうという懸念も無い。

② 委託金算定方法（予定期決算方法）

<意見②> 一般管理費算定額について合理的な根拠が無い
 本事業の委託料に係る算算・見積資料を査閲したところ、見積合計額50,959千円（税抜き）のうち、一般管理費が4,631千円計上されていた。計算方法は、直接事業費 46,327千円に10%を乗じて算定している。担当課によれば、「委託費のうち、一般管理費の取り扱いについては、担当課において定めている基準規定期が無いが、他省庁などから発行する資料を参考にしている」とのことであり、本事業においては沖縄県総務部財政課が作成した委託業務事務処理マニュアルを参考として、一般管理費の係数を10%としていた。

委託料の算算にあたっては、市の要求水準をあたすために必要な金額を計上すべきところ、根拠が曖昧な項目は極力排除することが求められるが、現状のように市における一般管理費のルールが存在せず、県や他省庁のマニュアルを参考にするという対応では、一般管理費の算定期限として十分ではない。

そのため、一般管理費については、客観的かつ合理的な算算を可能とする新たなルール（積算基準）を明確化されたい。

具体的には、経済産業省の「会計事務処理マニュアル」以下、経産省マニュアルと言う。)が参考になると考えられる。経産省マニュアルでは以下の説明がなされている。

事業を行なうために必要な経費であつて、当該事業に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費をいいます。

具体的には、事業を行うために必要な家賃、光熱水料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具等の耐用品等に要する経費のうち当該事業に要した経費として抽出・算定が困難なもの（抽出可能なものは「その他諸経費」に計上、ただし当該事業において計上可能な場合に限る。）が考えられます

（※下線は監査人による。）

なお、経産省マニュアルにおいても「10%もしくは委託先法人の一般管理費率のいすれか低い率とする」と定めており、委託先法人の形態に応じた実績に基づく一般管理費率の算定式を示している。かかる算定式は実績に基づく数値であり、一定の客觀性・合理性があることから市においても検討に値する。

また、一般管理費の算定ルールを含む委託費に関する事務処理は、明確化された上で、部課又は全庁的に統一されるべきである。したがって、概算年又は全庁で統一された委託業務に係る事務処理マニュアルを作成することを検討されたい。

③ 委託先との契約
問題は発見されなかった。

④ 事業実績結果の検査
問題は発見されなかった。

(7) 委託契約② (C-1 指点型子供の居場所の運営支援事業)

① 委託先選定方法
合と2年度は随意契約により委託先を選定している。

随意契約とした理由は、本事業が、貧困に起因して問題が複雑・多様化し様々な要因で引きこもりや非行等の状態になっている生活困難世帯の子ども達を対象とするものであり、事業者に継続性が求められることから毎年事業者が変わることは、ようやく月章たちと集いたい旨願跡や落ち着ける居場所つくり等をゼロからやり直すことになり、精神的に不安定で感情的になりやすくドリケートな時期である児童への負担が大きい、前年度以前にプロポーザルによる一般公募を経て選定された事業者に引き続き事業を委託する必要があるというものであり、随意契約とする合理性が認められる。

なお、本事業においても、プロポーザルによる一般公募は、複数年に一度の頻度（平成28年6月、平成31年3月、令和3年3月）で実施されており、随意契約で委託先を選定する期間があまりにも長期化してしまうという懸念も無い。

② 委託金額算定方法（予定価格決定方法）
問題は発見されなかった。

③ 委託先との契約
問題は発見されなかった。

④ 事業実績結果の検査
問題は発見されなかった。

(8) 委託契約③ (A-2 施設運営員養成研修市町村事業、D 居場所職員養成研修市町村事業)

① 委託先選定方法
合と2年度は随意契約により委託先を選定している。

随意契約とする理由は、当該事業を効果的に実施するには、子どもの貧困の現状や支援員として必要な制度や実務等の技能を取得するための専門的かつ教育のノウハウが必要であることから、市内で唯一福祉文化学科にて福祉に携わる人材を専門的に育成しており、「那霸市立学校法人社団大学との包括連携協力に関する協定書」を交わしている沖縄大学と施設契約を締結するというものであり、合理性が認められる。

② 委託金額算定方法（予定価格決定方法）
事業者の見解により、適切に算定されている。

③ 委託先との契約
問題は発見されなかった。

④ 事業実績結果の検査
問題は発見されなかった。

(9) 委託契約④ (F 居場所の連絡会運営事業)

① 委託先選定方法
合と2年度は随意契約により委託先を選定している。

随意契約とする理由は、本事業の委託先は、子どもの貧困問題に対する基本的な理解に加え、自治会やNPO等の地域の市民活動団体等とネットワークを有して、個々の支援団体の課題に適した支援を実施できる総合的かつ専門的な企画力や知識・遂行力が要求されることが、及び関係機関との信頼関係を築くためには一定期間の継続性が求められることから、平成28年9月にプロポーザルによる一般公募を経て選定された事業者に引き続き事業を委託

するというものであり、合理性が認められる。

<意見③>賃意契約期間が長期に渡ることを防ぐ仕組み
ただし、上記理由による賃意契約があまりにも長期化してしまうと、「委託先の緊張感低下による事業の質の低下」や「他の優良な事業者への委託機会の喪失」といったデメリットが生じる可能性があるため、数年に1度の頻度でプロポーザルによる一般公募により委託先を選定されたい。

② 委託金額算定方法（予定期格決定方法）
前記く意見②へ一般管理費算定額について合理的な根拠が無い。
本事業の委託料についても、委託料に係る計算・見積資料を査閲したところ、見積合計額7,965千円（税抜き）のうち、一般管理費が724千円計上されていた。計算方法は、直接事業費7,241千円に10%を乗じて算定している。前記く意見②へに記載したとおり、一般管理費について、新たなルール（積算根拠）を明確化されたい。

③ 委託先との契約

問題は発見されなかつた。

④ 事業実施結果の検査
問題は発見されなかつた。

<意見④>
(1) 支援員のノウハウを見大限活用する仕組み
本事業のうち、Aについて、自立支援員は会計年度職員として採用されている。本事業の細目事業として、Dにより自立支援員に対する研修が行われているものの、自立支援員は、不登校の児童生徒支援に特化したスキルをもつた者であって、これは経験により培われるものであるから、なるべく同じ者が長く支援を継続することができる仕組みが必要である。現在は事実上、同じ支援員を長く（最長9年）雇用できているが、制度上も、同じ支援員を長く雇用する仕組みが必要である。（この点、雇用すべき教諭（むぎほ学級）事業）においても同趣旨の意見を付している。）

26. 子ども寄添支援員(スクールソーシャルワーカー)配置事業

1. 事業の概要
(1) 所担当課
学校教育部 教育相談課

(2) 事業の目的
貧困状態が子どもの生活と成長に与える課題に対応するため、児童生徒の置かれた様々な環境に働きか、
加えて、社会福祉等の専門的な知識技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きか、
ける支援員を配置し、子どもの貧困対策に取り組む。

(3) 事業の内容
子ども寄添コーディネータ（1人）と市内17中学校区に子どもも寄添支援員（SW）を配
置し、貧困家庭にある児童生徒の実態把握を行い、家庭や学校、関係機関と連携して、児童
生徒を取り巻く環境に働きかけことで、課題の緩和を図る。
具体的には、学校からの情報提供をもとに、気になる児童生徒の家庭等を訪問し、以下の
支援やつなぎを行う。
① 居場所へのつなぎ 自立支援教室・学習支援教室・児童ディ
② 医療機関へのつなぎ 専門病院へのつなぎ 検診案内
③ 経済支援 児童手当 用童扶養手当 教育援助
④ 生活支援 公的サービスの手綱支援（国保、医療制度）
⑤ 就労支援 パーソナルサポートセンター・ハローワーク
⑥ 育児対応 児童相談所や子育て支援室と連携

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
『施設の方向性1 子育てが楽しくなるまちなは！ 2. 子育てに希望が持てる環境の
醸成』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け
『施設 22 支援が必要なこどもや保護者に必要な支援が届くまちをつくる』における事
業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画
那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く
特になし。

5. 事業実施期間
平成28年度からの継続事業。

6. 事業の実施形態
国庫補助金である「沖縄子供の貧困緊急扶養事業費補助金」を財源として実施する補助事業である。

7. 事業費の予算額及び執行額
(1) 予算額及び執行額

予算額	令和元年度		令和2年度		(参考) 令和3年度
	(単位: 千円)		(単位: 千円)		
国庫支出金	61,813	67,373	73,995		
県支出金	55,480	60,408	66,491		
うち、ソフト交付金	—	—	—		
一般財源	—	—	—		
その他	5,833	4,815	7,504		
予算執行額	500	2,150	—		
予算執行率	57,488	62,938	—		
予算執行率	93.0%	93.4%	—		

(2) 令和2年度予算執行額の内訳
(単位: 千円)

節(予算科目)	金額	主な内容
報酬	39,561	会計年度任用職員基本報酬
職員手当等	6,564	会計年度任用職員期末手当
共済費	7,338	社会保険料
報償費	76	SSW関係職員研修講師報償
旅費	425	会計年度任用職員費用弁償
需用費	666	光熱水費、消耗品費
役務費	729	通信運搬費
委託料	330	寄添支援員移務室機械警備委託
使用料及び賃借料	7,245	寄添支援員移務室賃借

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
支援人數	380人	※441人

※41人の内訳は中学生 146人、小学生 295人である。なお、上記1. (3) 事業内容の各支援は、児童生徒の家族を対象することもあり、その支援人數は 119人である。総支援人數は 560人に入る。

9. 確査結果及び意見

(1) 成果指標

本事業の成果指標（上記8. 参照）である「支援人數」の目標値は、年間 380 人＝支援員 17 人×児童生徒約 22 人として設定しており、支援員のマンパワーで、きめ細かに対応可能な妥当な水準と考えられる。

<意見①>満足度の測定方法について

なお、現場レベルでは今後の成果指標の一つとして「満足度」を取り入れることも検討されており良い取組みだと考えられる。必ずしも数値といった定量的な指標にこだわる必要は無い、「満足度」を測るには事後的なアンケートを実施するなど事務的負担が生じるため、例えば、支援した児童生徒の変化を記録・データベース化することが考えられる。つまり、児童生徒の心や態度の変化の変化を把握する定性的な情報でも成果指標として機能する。また、児童生徒の変化に支障内容も併せてデータベース化できれば、支援業務のノウハウとしても活用できると考えられる。

(2) PDCAサイクル

① 効果検証 (C)
那覇市教育委員会では、「第2次那覇市教育振興基本計画」に掲げる具体的施策等を適切に進行管理し、教育行政の円滑な運営と主要事業の成果の向上を図ることを目的に、具体的な組織目標を定め、PDCAサイクル（計画、実施、評価、改善のサイクル）により継続的かつ効果的に業務管理する仕組みとして「那覇市教育行政マネジメントシステム」を構築している。そして、同システムに基づき、各年度において指定された事業の進歩管理を行っている。

本事業でも「令和2年度 学校教育部長マネジメント一覧表」（以下、マネジメントと言う。）の中で令和3年1月末時点での実績に基づき、達成状況及び今後の課題について言及している。事業の効果を高めるための施策として下記② 改善 (N) を参照されたい。

② 改善 (A)

本事業のマネジメントでは今後の課題として「コロナ禍で貧困世帯の増加が見込まれる中、支援に向けて新制度の説明や改正等にもアンケートを張り、必要な知識や技能の確保に努め、質問向上に向けた研修等を継続的に実施する。」(下線は監査人による)とされている。

本事業の良しとしては支援員の職人的能力によるところが大きいと思われるため、この課題認識は妥当である。事業の効果をさらに高め、かつ個人的なノウハウを持続して活用するために以下の点を改善されたい。

＜意見②＞支援員のノウハウ活用方法。

現状、各支援員がサポートした児童生徒について個別の対応履歴や児童生徒の学習・生活状況の現状がわかる資料は体制的に整備されていない。支援員は会計年度任用職員であるため日々の業務で届けられたノウハウは難儀により失われてしまう。

そこで、スマートフォンの音声入力機能などを活用して記録の手間を極力省力化したうえで、対応履歴や児童生徒の学習・生活状況の現状をデータベース化し、ノウハウとして蓄積・共有される仕組みを構築することを検討された。具体的には、大阪府箕面市の「子ども成長見守りシステム」のようなシステムを導入することが考えられる。

なお、現状においても支援員は、支援員間ではなくより関係者等と都度、情報を共有し、暨先回立を付けて対応している。加えてICTによるノウハウの蓄積・共有の仕組みを構築することでの高い水準のサービス継続に寄与すると考えられる。

(3) 予算の算定・執行

① 予算の算定

本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を査閲したところ、清算額については「沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金交付要綱」に基づき適切に算定されていた。

② 予算の執行

清算報告書を査閲したところ、執行状況について特段指摘すべき事項は無かった。

27. 自立支援教室（むぎほ学校）事業

1. 事業の概要

(1) 所在地
学校教育部 教育相談課

(2) 事業の目的

貧困家庭（神奈川県世帯等）の不登校の児童生徒で、学校外の支援を必要とする子ども達に対し居場所を確保するため、自立支援教室（むぎほ学校）を設置し、将来の社会的自立に向けた支援を行うことを目的とする。

(3) 事業の内容

那覇市が、むぎほ学校支援員5人を配置し、貧困家庭で不登校の児童生徒へ向け、学習支援や様々な体験活動（調理実習、創作活動、奉仕活動等）を行わせる。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

『施設の方向性 1 子育てが楽しくなるまち（なは）』 2. 子育てに希望が持てる環境の醸成における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施設 22 支援が必要なこどもや保育者に必要な支援が届くまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 開述する主な事業計画

(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)

第2次那覇市教育長期基本計画

5. 事業実施期間

平成28年度からの継続事業

6. 事業の基幹形態

本事業は、那覇市が、むぎほ学校支援員として、会計年度任用職員を採用することにより自主実施している。財源は、沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金（国庫補助）である。

7. 事業費の予算額及び執行額
(1) 予算額及び執行額

(単位:千円)			
	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	16,846	18,327	19,362
国庫支出金	15,089	16,420	17,361
県支出金	—	—	—
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	1,757	1,907	2,001
その他	—	—	—
予算執行額	15,246	16,582	—
予算執行率	90.5%	90.5%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳 (単位:千円)

節(子等科目)	金額	主な内容
報酬	9,411	むぎは学級支援員の賃費
職員手当等	1,518	同上
共済費	1,746	雇用保険料、社会保険料
旅費	19	職場体験学習等諸社金
旅費	168	むぎは学級支援員の交通費
需用費	406	消耗品費、燃料費、光熱費等
役務費	130	機器電話料金、火災保険料等
使用料及び賃借料	3,183	むぎは第1教室賃料、パソコンリース費用等

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
年間支援者数	30人	36人

9. 監査結果及び意見
(1) 成果指標
<意見①> 成果指標は8、に記載のおり、「年間支援者数」となっている。本事業の目的は、貧困家庭(準要保護世帯等)の不登校の児童生徒に対し、将来の社会的自立に向けた支

援を行うことであるところ、「年間支援者数」という成果指標は事業の成果を測るものとして不適切とはいえない。
もつとも、本事業の令和2年度那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランにおけるPDCAサイクルの検証内容によると、単純に年間支援者数が増えたことを事業の効果としているわけではなく、支援を受けた不登校の児童生徒が、支援を通して「ボジティブな変化」があつたことを事業の効果としており、それ自体は妥当である。もつとも、効果を客観的に計るためには何らかの数値設定を行わべきであるところ、支援を受ける生徒やその保護者からのアンケートによる「ボジティブな変化」の増加率を成果指標に加えるべきである。

本事業の中長期の成果目標については、定量的な目標値ではなく、総合計画では「こどもに寄り添う支援員の配置や子どもの居場所づくりなど学校や地域団体、関係機関が連携して支援を継続するとともに、協働による事業のさらなる拡充に取り組む」と記載されている。
また、第2次那覇市教育振興基本計画(平成28年度~平成32年度)での成果目標数值についても、具体的な数値ではなく「子どもの貧困対策の推進」を掲げ、経済的に困窮している世帯への支援として、制度の周知を図り、支援を必要とする世帯へ制度の周知を図り、市長部局や関係機関等との連携し貧困対策を推進することを具体的な施策としている。

(2) PDCAサイクル
① 効果検証 (C)
令和2年度に実施された本事業の効果については、令和2年度那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランにおけるPDCAサイクルにおいて検証されているところ、効果検証の結論については、年間36人の不登校等の児童生徒に対する支援を実施、むぎは学級での様々な体験を通し、達成する育びを体感することで、自信を持つ取り組み等の変化が現れている」と記載されている。
上記効果検証 자체は不適切ではないが、上記9.(1)のとおり、「ボジティブな変化」があつた不登校等の児童生徒の割合を把握しその増加率を成果とする方が、より事業目的にそった効果検証を行うことができる。

② 改善 (A)
令和2年度那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランによると、「今後の展開方針等」には、「年間30人支援」と記載されている。前回としては、街角乞食支援を継続するということであるが、これまで述べたとおり、「ボジティブな変化」があつた不登校等の児童生徒の割合を成果指標として上で事業を実施し、「ボジティブな変化」が無かつた児童生徒についてはその原因分析を行った上で改善検討を行うことにより、より良い事業展開が可能となるであろう。

(3) 予算の概算・執行

① 予算の概算

本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を査閲したところ、人件費については、「一般事務Ⅲ（むぎほ学級支援員）パートタイム会計年度任用職員就労要綱」[那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例等]「講師謝礼支払基準」に基づき適切に算定され、またその他の旅費、需用費、業務費、使用料及び賃借料も過年度実績及び業者見積書に基づき適切に算定されていた。

② 予算の執行

令和2年度の本事業予算 18,327 千円であったのに対し、予算執行額は 16,582 千円となり、1,745 千円が執行残となっている。執行残の理由は、人件費及び交通費の不適用である。

(4) その他

<意見②>豊富なノウハウを有する職員を継続雇用する仕組みの構築
むぎほ学級支援員は不登校の児童生徒支援に特化したスキルをもつた者である必要があるところ、これは経験により培われるものであるから、なるべく同じ者が長く支援を継続することができる仕組みが必要である。現在は、支援員を会計年度任用職員として採用しているところ、事实上、同じ者を長く採用できているが（最長5年）、制度上も同じ者を長く雇用する仕組みが必要である。

28. こどものみらい応援プロジェクト府内推進事業

1. 事業の概要

(1) 負担課題

こどもみらい部 こども政策課

(2) 事業の目的

子どもの貧困対策について、府内関係課、支援員、地域で子どもの支援をしている民間団体、企業等が集まり、情報共有・意見交換等を行うことで事業の効果的な推進を図る。

(3) 事業の内容

本市で実施している子どもの食困対策事業について、関係 24 門長で構成する「府内推進会議において情報共有・協議を行う。また、民間団体・企業・市で構成する市民会議において、情報を共有し、連携・協力して子どもの貧困対策を推進する。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
『施策の方向性 1 子育てが楽しくなるまち（なは）』 2. 子育てに希望が持てる環境の醸成における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 22 支援が必要なこどもや保護者に必要な支援が届くまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)
那覇市子ども・子育て支援事業計画、第3次那覇市教育振興基本計画

5. 事業実施期間

平成 28 年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

本事業の財源は、国庫支出金、県支出金、一般財源であり、市が直接事業を実施している。

7. 事業費の予算額及び執行額
(1) 予算額及び執行額

	令和元年度	令和2年度	(単位：千円)
	(参考)	令和3年度	
予算額	2,535	2,690	3,146
国庫支出金	239	45	60
県支出金	1,700	1,978	2,309
うちソフト交付金	—	—	—
一般財源	596	667	777
その他	—	—	—
予算執行額	2,149	2,528	—
予算執行率	84.8%	94.0%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

節(子等科目)	金額	主な内容
報酬	1,869	会計年度任用職員報酬(1名)
職員手当等	303	会計年度任用職員期末手当
共済費	347	会計年度任用職員社会保険料等
備用金	5	—
使用料	2	—
計	2,528	—

8. 事業の活動指標・成果指標
(活動指標)

那覇市こどもみらい応援プロジェクト「内閣府会議の開催」
市民会議の開催
市民会議主催のバネル展の開催サポート
内閣府事業・県交付金事業を各課に案内
(成果指標)
設定されていない。

9. 着目結果及び意見

(1) 事業の内容

当該事業は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)」の定める理念にのっとり、那覇市における子どもの貧困対策を推進するために設置された会議運営する事業である(「那覇市こどもみらい応援プロジェクト内閣府会議設置要綱(平成28年2月施行)」より一部抜粋)。当該事業を那覇市が実施することに關し、特段指摘すべき事項はない。

(2) 活動指標

新型コロナウィルスの影響により、令和2年度の庁内会議は1回のみの開催(書面会議)、市民会議は中止となつたが、やむを得ない。市民会議によるバネル展は3回開催された。特段指摘すべき事項はない。

(3) 成果指標、PDCAサイクル

<意見①>成果指標が設定されていない
上記8.に記載の通り、現時点において、成果指標は設定されていない。成果指標が設定されていないと、事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善」といふべきである。
新型コロナウィルスの影響により、令和2年度の庁内会議は1回のみの開催(書面会議)、市民会議は中止となつたが、やむを得ない。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルを適用に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するため、適切な成果指標を設定する必要がある。
なお、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正に伴い、市町村において「子どもの貧困対策計画」の作成が努力義務化されたことから、現在当該計画の策定・実施の設定及びPDCAサイクルの確立に取り組んでいるようであり、期待したい。

<意見②>PDCAの理解に改善の余地がある

そもそもPDCAによる効果検証自体の理解が浸透していないようであり今後改善されたい。例えばPDCAサイクルの理解が深まるような職員向け研修の開催等を検討されたい。

<意見③>子どもの貧困対策を根本的に解消するための施策

子どもの貧困対策としては、本事業以外に様々な事業が行われておらず、その中に貧困家庭等に補助金を給付する事業も存在する。子どもの貧困対策に関する補助事業は、内閣府事業から毎年度約2億円、県交付金事業から年度7千万円前後の予算を確保して実施されている。

ここで、補助事業一覧を閲覧したが、今現在貧困で困窮している子どもも向けてのがんばり事業が多く、問題の根本的な要因である家庭の貧困をなくすといったことによって踏み込んだ事業は多くない。例えれば、おなかのすいた目の前の子どもに食料を与えるのみで、魚の

捕り方を教えることはしていない。

家庭の貧困問題は簡単には解決困難な課題であるが、対処療法治的な事業に留まらず、例えば、貧困の連鎖を断つために、貧困家庭の子どもにもに対する教育機会や就業機会を十分に提供する事業や、市民の所得を増加させるために産業を活性化する事業など、問題の根本解決に繋がるような、より大きな拠点での事業の実施も検討されたい。

(4) 予算の概算・執行

① 予算の概算
本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を査閲したところ、大半は会計年度任用職員の人事費であり（交付金の取りまとめ、会議資料の作成等）、特段指摘すべき事項はない。

② 予算の執行
令和2年度の本事業当初予算が2,690千円であったのに對し、予算執行額は2,528千円で執行率は94%であった。理由は、新型コロナウイルスの影響により本年度の会議の開催が出来なかつたため、会議謝金の支払いが不実となつたためであり、特段指摘すべき事項はない。

29. プロ野球等キャンプ支援事業

1. 事業の概要

- (1) 負担部課
経済観光部 観光課

(2) 事業の目的

プロ野球の春季キャンプ及び公式戦を誘致することにより、観光誘客を図る。

(3) 事業の内容

事業の内容は以下の通り。

- ・春季キャンプのための陸上競技場や補助競技場等のキャンプ仕様への整備
- ・プロ野球公式戦の誘致活動
- ・東京ドームでの「沖縄・那覇デー」の開催

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
『施策の方向性2 希望と活力あふれ暮らし創けるまち「なは」 1. 産業創造』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

- 『施策31 那覇らしい観光資源の挖掘・創造と魅力のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

- (那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)
那覇市観光基本計画

5. 事業実施期間

平成22年度からの継続事業（読売巨人軍が沖縄でキャンプ開始した年度より）

6. 事業の基づき形態
財源は一括交付金を利用して、事業の一一部を外部委託している。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)		
	令和元年度	令和2年度
予算額	86,020	71,059
国庫支出金	—	75,768
県支出金	34,047	—
うちソフト交付金	34,047	30,570
一般財源	51,973	33,589
その他	—	6,900
予算執行額	73,303	59,274
予算執行率	85.2%	83.4%

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

節(子等科目)	金額	主な内容
委託料	55,386	キヤンブ警備業務 17百万円、屋外ブルーベン及びグラウンド整備業務 15 百万円、大型テント設置・搬入業務 11 百万円、芝生養生管理業務 10 百万円
後務費	1,100	東京ドームへの広告施設代(はねの日イベント)
報酬	706	会計年度任用職員報酬
繩用費	647	
その他	1,434	
計	59,274	

8. 事業の活動・成果指標

(活動指標)

- ・ 巨人主催試合を「那覇の日」協賛合とし「キヤンブ地那覇」を PR活動しキヤンブ勝客を図る
- ・ 屋外ブルーベン用大型テントを設置(雨天時用)
- ・ 屋外ブルーベン及びグラウンド等を整備
- ・ 奥武野球場や輔助競技場等のキヤンブ仕様への整備
- ・ 陸上競技場と選手の安全確保を実施
- ・ 采場者と選手の安全確保を実施

・ 公式駅開催に向け主催者の事業費を支援

(成績指標)

	指標	目標値	実績値
諸税巨人軍開催キヤンブ延べ見学者数	118,000人	無観客開催	無観客開催
プロ野球公式戦・試合へ来場者数	13,500人	公式戦中止	公式戦中止

9. 監査結果及び意見
- (1) 事業内容
 「30. プロ野球キヤンブにぎわい創出事業」との違いは、本事業は球団がキヤンブ地に対し提示してきた条件をクリアするために実施する事業である。そのため、年間を通して実施される誘致活動となっている。
- 他方、「30. プロ野球キヤンブにぎわい創出事業」は、キヤンブ期間中に訪れるファンや観光客のための事業である点が異なる。それぞれ事業の目的が異なっており、特段指摘すべき事項はない。

(2) 活動指標

- 新型コロナウィルスの影響によりプロ野球公式戦及びプロアマ交流戦は中止、新型コロナウィルス感染防止の観点からキヤンブが無観客開催となつたものの、キヤンブ自体は開催されたことから事業は実施された。但し公式戦中止のため、公式駅開催にかかる事業補助は実施されなかつた。特別指摘すべき事項はない。

(3) 成果指標

- 新型コロナウィルスの影響によりプロ野球公式戦及びプロアマ交流戦は中止、新型コロナウィルス感染防止の観点からキヤンブが無観客開催となつた。そのため、成果指標としてはいずれも未達どなつたが、やむを得ない。
- 成果指標の設定は見学者数、入場者数となっており、問題となる点は発見されなかつた。なお、りゅうぎん総研が公表している「沖縄県内外における2021年プロ野球キャンプの経済効果」によると、2021年における沖縄県内外におけるプロ野球キャンプの経済効果は、新型コロナウィルスの影響により 23 億円(2020 年は 121 億円) と大きく落ち込んだ。

(4) PICA サイクル

- ① 改善 (A)
 ② 今回は新型コロナウイルスの影響によりプロ野球公式戦及びプロアマ交流戦は中止、新型コロナウィルス感染防止の観点からキヤンブが無観客開催となるなど、急なキヤンブ変更を余儀なくされた。これを踏まえ、今後は急なキヤンブ内容の変更にもお応できる十分な

体制で取り組んでいくことになった。特段指摘すべき事項は無い。

(5) 予算の算定・執行

① 予算の概算

本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を査閲したところ、大半は委託料であった。委託契約の検討は(6)委託契約を参照のこと。

② 予算の執行

令和2年度の予算が71百万円であったのに對し、予算執行額は59百万円となり、執行率は83%となつた。執行費となつた理由は、委託業務の入札において予定価格を下回る落札となつたこと、また、無難な取合となつたことから警備業務の一部が不用となつたことが理由である。

(6) 委託契約

① 契約の概要

(プロ野球キャンプ警備業務)

1. 2021 読売巨人軍春季那覇キャンプ(S級) 警備業務

2. 2021 読売巨人軍春季那覇キャンプ(一般本校) 警備業務

契約先 株式会社シミズオクト

契約方法 (入札、随意契約)

1. 令和3年2月5日～2月14日

2. 令和3年2月15日～2月28日

委託開始時期 (委託通算年数)

平成24年度(通算9年)

予定価格

1. 3,235,442円

2. 8,449,137円

落札率

100%

参加者数

1者

予定価格積算方法

契約先からの見積書をもとに積算

予定価格の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その生質又は目的が競争入札に適しないとき)

契約先 株式会社シミズオクト

契約方法 (入札、随意契約)

1. 令和3年2月15日～2月28日

委託開始時期 (委託通算年数)

平成24年度(通算7年)

予定価格

9,570,000円

落札率

96.5%

参加者数

8者(2者は次回)

予定価格積算方法

契約先からの見積書をもとに積算

委託開始時期 (委託通算年数)	平成24年度(通算8年)
予定価格	21,056,640円
落札率	96.5%
参加者数	9者(4者は評議)
予定価格積算方法	3社からの見積書をもとに積算

(大型テント設置・撤去等業務)

契約先	砂辺松浦デン・株式会社
契約方法 (入札、随意契約)	指名競争入札
契約期間	令和2年11月26日～令和3年3月31日
委託開始時期 (委託通算年数)	平成24年度(通算9年)
予定価格	10,010,000円
落札率	99.0%
参加者数	4者(1者は次回)
予定価格積算方法	3社からの見積書をもとに積算

(奥武山公園多目的広場及び陸上競技場警備業務)

契約先	株式会社シ桃原農園
契約方法 (入札、随意契約)	指名競争入札
契約期間	令和2年6月26日～令和3年2月28日
委託開始時期 (委託通算年数)	平成24年度(通算7年)
予定価格	平成24年度、25年度別業者
落札率	99.5%
参加者数	8者(2者は次回)
予定価格積算方法	3社からの見積書をもとに積算

② 業者選定方法の妥当性

(プロ野球キャンプ警備業務)

1者随意契約で業者を選定している。これは、読売巨人軍が東京ドームでの警備業務を株式会社シミズオクトに委托しており、本市が実施する警備業務についても、同社に委託することで一貫した警備体制を構築できること、球面側からのさまざまなお願いや不承認等によるイレギュラーな状況にも対応できることから1者随意契約としており、特段指摘すべき事項はない。

(屋外ブルーベン及びグラウンド整備等業務)

那霸市契約規則第20条において、「市長は指名競争入札に付すときは、別に定める指名基準により資格を有する者の中からなるべく5人以上指名するものとする」と定められているが、今回は9者を指名しており、特段指摘すべき事項はない。

(大型テント設置・撤去等業務)

(奥武山公園多目的広場及び陸上競技場整備業務)
那霸市契約規則第20条において、「市長は指名競争入札に付すときは、別に定める指名基準により資格を有する者の中からなるべく5人以上指名するものとする」と定められているが、条件を満たす業者が4社しかおらず、4社すべてを指名業者としていることから、特段指摘すべき事項はない。

(積算方法の妥当性)

(屋外ブルーベン及びグラウンド整備等業務)
3社から見積書を入手し、一番金額の小さい見積書を採用しており、特段指摘すべき事項はない。

(大型テント設置・撤去等業務)

(奥武山公園多目的広場及び陸上競技場整備業務)
3社から見積書を入手し、一番金額の小さい見積書を採用しており、特段指摘すべき事項はない。

(7) 令和元年度包括外部監査における指摘事項等への対応状況

① 意見1

1. 令和元年度包託外部監査における指摘事項等

令和元年度の業務委託契約書に暴力団排除条項がない。業務委託契約書にはもれなく条項を盛り込まべきである。

2. 令和2年度における対応状況

令和2年度の業務委託契約書を閲覧したが、当該条項が定められていた。

30. プロ野球キャンプにぎわい創出事業

(屋外ブルーベン及びグラウンド整備等業務)

1. 事業の概要
(1) 負担部課
経済観光部 観光課
(2) 事業の目的
諸先巨入軍の春季キャンプ来場者に安全で楽しく過ごせる環境を提供することで、来場者の増加及び滞留度を向上させ、来場者のリピータ化を促し、観光客を誘る。
(3) 事業の内容
事業の内容は以下の通り。
・春季キャンプの新聞等での周知
・歓迎フラッグ作成による歓迎ムードの醸成
・ステージでのイベント実施による賑わいの創出
・総合案内、マスコミ、警備等のベースの設置

2. 那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
『施設の方向性2 希望と活力あふれ暮らしあれるまち「なは」 1. 産業創造』における事業に位置付けられている。

4. 開催する主な事業計画

(那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の発展・創造と魅力のあるまちをつくる)における事業に位置付けられている。

5. 事業実施期間

平成24年度からの継続事業 (一括交付金制度に合わせてスタート)

那霸市観光基本計画

6. 事業の実施形態
財源は一括交付金を利用し、事業の全部を外部委託している。

7. 事業費の予算額及び執行額
(1) 予算額及び執行額

(単位:千円)		
	令和元年度	令和2年度
予算額	29,230	19,167
国庫支出金	—	—
県支出金	14,538	9,460
うちソフト交付金	14,538	9,460
一般財源	13,692	6,707
その他	1,000	3,000
予算執行額	20,908	8,804
予算執行率	71.5%	45.9%

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位:千円)		
節(子等科目)	金額	主な内容
委託料	8,558	委託費
職員手当等	246	
計	8,804	

8. 事業の活動・成果指標

(活動指標)

- ・ キャンプ期間中ステージイベント等の実施
- ・ 案内施設等の設置・運営
- ・ 広報活動

(成果指標)

指標	目標値	目標値	実績値
那覇巨人軍那覇キャンプ延べ見学者数	118,000人	118,000人	無観客開催

9. 監査結果及び管見

- (1) 事業内容
「29. プロ野球等キャンプ支援事業」との違いは、「29. プロ野球等キャンプ支援事業」参照。

(2) 活動指標

新型コロナウイルスの影響によりキャンプ期間中ステージイベント等は実施されなかつた。案内施設等の設置・運営、広報活動は一部のみ実施された。特段指摘すべき事項はない。

(3) 成果指標

新型コロナウイルス感染防止の観点からキャンプが無観客開催となつた。そのため、成果指標としては未達となつたが、やむを得ない。

成果指標の設定は見学者数となつており、問題となる点は差見されなかつた。
なお、りゅうぎん総研が公表している「沖縄県における2021年プロ野球キャンプの経済効果」によると、2021年における沖縄県におけるプロ野球キャンプの経済効果は新型コロナウイルスの影響により23億円(2020年:121億円)と大きく落ち込んだ。

(4) PDCAサイクル

① 改善 (A)

今回は新型コロナウイルス感染防止の観点からキャンプが無観客開催となるなど、急なキャンプ変更を余儀なくされた。これを踏まえ、今後は危なキャンプ内容の変更にも対応できる十分な体制を取り組んでいくことになった。特段指摘すべき事項は無い。

(5) 予算の策定・執行

① 予算の概算

本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を基準したところ、大半は委託料であった。委託契約の検討は9. (6) 委託契約を参照のこと。

② 予算の執行

令和2年度の予算が19百万円であったのに対し、予算執行額は8百万円となり、執行率は45%となつた。理由は次の通りであり、特段指摘すべき事項はない。

ステージイベント委託費7百万円を予算計上していたが、新型コロナウイルスの影響によりステージイベントがすべて中止となつたため、全額不用額となつた。

また、キャンプにぎわい創出事業で予定していた飲食エリアの設置が新型コロナウイルスの影響により中止になつたこと等により、2百万円不用額となつた。

(6) 委託契約

① 契約の概要

(プロ野球キャンプにぎわい創出事業) 契約先	株式会社アカネクリエーション
契約方法 (入札、隨意契約)	プロポーザル方式

項目を盛り込むべきである。
 2. 令和2年度における対応状況
 令和2年度の業務委託契約書を閲覧したが、当該条項は定められており、改善されたと判断した。

契約期間	令和3年1月28日～3月31日
委託開始時期（委託清算年数）	平成24年度（清算9年）
予定期格	11,346,000円
落札率	100%
参加者数	1者（平成24年度～26年度は複数者）
予定価格清算方法	受托者からの見積書をもとに清算
隨意契約理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないとき）

② 業者選定方法の妥当性
 本事業においては、競争入札によらず、プロポーザル方式を採用している。プロポーザル方式を採用した理由については、企画案型募集要項に民間事業者等の知識やノウハウを活用した事業企画について幅広い提案を募り、事業を実施するうえで最も適した者を選定するために実施する」と記載されており、特段指摘すべき事項はない。

<意見①>公募型プロポーザル方式について
 公募型プロポーザル方式の場合、「那覇市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という）において、「公募期間は、原則20日以上は確保するものとする。ただし、対象業務の特殊性や緊急性を考慮して、その期間を10日以内に限り短縮することができるものとする」と定められている。ここでいう公募期間とは、公告日から参加資格確認通知提出日までの期間を指す。本事業の場合は、3年1月7日に公告、参加表明締切日1月14日、提案書等締切日1月22日となつており、公募期間は7日となつており例外的に認められている10日よりも短い公募期間となつている。この点に照し担当者に確認したところ、「新型コロナウィルスの影響により採用側からキャンプ実施方針の連絡を受けたのが12月下旬であり、2月初旬から事業を実施する必要性があつたことからガイドラインに抵触していると知りながら短い公募期間で公募せざるを得なかつた」との回答であった。

③ 積算方法の妥当性
 予定期格は、2社からの見積書をもとに算定されており、特段指摘すべき事項はない。
 （7）令和元年度包括外部監査における指摘事項等への対応状況

① 意見1

1. 令和元年度の業務委託契約書に暴力団排除条項がない。業務委託契約書にはもれなく条

31. 外国人観光客受入整備事業

1. 事業の概要

(1) 所担当課
経済観光部 観光課(2) 事業の目的
外国人観光客が快適に那覇のまちを回遊できるよう、外国語スタッフを配置し観光案内
や事業所へのサポートを行なうことで、外国人観光客の満足度を高め、リビーターや含め外国人
観光客の受入増に対応できる体制の整備を図る。

(3) 事業の内容

- ① 国際通り及び周辺店舗・事業所への外国人観光客受入サポート員の派遣
- ② クルーズ船受入時のサポート
- ③ 観光関連事業者対象の語学講座の開講など

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
『施設の方向性2 希望と活力あふれ暮らしづくるまち「なは」 1. 産業創造』における事業
に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施設31 那覇らしい観光資源の発掘・創造と魅力のあるまちをつくる』における事業
に位置付けられている。4. 関連する主な事業計画
(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)
那覇市観光基本計画5. 事業実施期間
平成21年度から25年度までは緊急雇用創出事業補助金「重点分野雇用創出事業（外国人観光客受入サポート事業）」として実施。平成25年度からは沖縄経済特別推進交付金（一括交付金（ソフト））を財源として事業遂行。6. 事業の実施形態
本事業は、外国人受入に伴う多言語業務サポート等の業務委託事業である。
財源負担割合は、県（ソフト交付金）：1/2、那覇市：1/2である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	29,303	26,142	
国庫支出金	—	—	—
県支出金	17,581	13,071	16,480
うち、ソフト交付金	17,581	13,071	16,480
一般財源	11,722	13,071	4,382
その他	—	—	—
予算執行額	26,579	24,291	—
予算執行率	90.7%	92.9%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
委託料	24,291	業務委託料

8. 事業の成果指標

指標	目標	実績
外国人観光客の受入体制に関する満足度	80%以上	98%

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

- <意見①>成果指標に改善の余地がある
成果指標の「外国人観光客の受入体制に関する満足度」は、事業目的に照らして妥当である
が、その取扱いは以下の状況である。
・目標値の水準を「80%」とする根拠が不明確である。
・満足度を測るために実施した令和2年度「那覇市観光案内所外国人来所者アンケート」の回答件数は年度目標300件に対して実績11件と本アンケート開始以來最少となつた。
・成果指標の実績値98%はアンケート項目のうち「那覇市観光案内所の評価」に関する評価項目5つ（スタッフの能力・資料・情報量の充実度、施設の清潔さ・設備・サービスの充実度、立地）に対して、5段階評価（大変良い・やや良い・悪い・やや悪い・悪い）

い・未回答)の回答結果に基づくものである。回答件数11件なので5項目合計で55ポイントのうち、「大変良い」の合計54ポイントの割合として算出しているが(98% =54/55)、事業効果を測るには短絡的である。

- ・以下のとおり、実績値として利用する指標に一貫性がない。

平成30年度	：「今回の那覇駅周辺度」
令和元年度	：沖縄県が実施する「外国人観光客受入実態調査」のうち那覇港における「外国船対応」に対する調査結果

目標値が数量化されていることは客觀性があり妥当するものではない。しかし、上記の状況では、事業の効果を適切に検証するのは困難である。令和2年並みはコロナ禍のため少ない回収件数によりアンケートの活用も制限的であったことはやむを得ない面もある。この点、担当者も「成果目標の内容と効果検証の手法について整合性が図られるよう留意し、事業実施に努めよう」と認識しており、コロナ後を見据えて、成果指標の設定を改善されたい。なお、事業目的を達成するために、委託料金である「店舗・事業所への外国人観光客受入サポート要員の派遣」や「観光関連事業者対象の新規導入訓練」について、サービス対象者である「県内事業者の満足度」も指標の一つになると考えられる。アフターフォローの一環として、外国人に対する売上推移といった定量的指標や、接客時のストレス度減合いといった定性的な指標も検討されたい。

(2) PDCAサイクル

① 効果検証 (C)

＜指摘①＞仕様書に定める内容の事業報告書は提出されていない
「業務委託仕様書」(以下、仕様書と言う。)第2項別途事業5、アンケートの実施において、「事業の効果検証を行うため、派遣先の店舗や事業所、イベント主催者へのアンケートを実施し、事業の課題を抽出・分析すること。その結果について委託者へ報告すること」とある。(下線は監査人による。)

しかし、受託者の事業報告書は、アンケートの単なる集計結果や回答者のコメントの羅列にとどまり、仕様書で求める事業の課題抽出・分析といった改善につながる内容ではない。仕様書に準拠していない事務に対して公金支出すべきではなく、当該事務を確認している点で那覇市契約規則第50条(検査員の一般的職務)に違反している可能性がある。業務受託者に対し、仕様書に準拠した事務の徹底を指導とともに、委託事務に対する適切な検査が求められる。

② 改善 (A)

＜意見②＞実効性のあるPDCA実施について

改善方法について担当者はヒアリングしたところ、次年度の予算編成にあたりアンケート結果等を考慮しているとのことであった。しかし、前述の＜指摘①＞の状況もあいまって、アンケート結果を活用したフィードバックを確認できる資料はなかった。事業効果を高めるため実効性あるPDCAに取り組まねばいい。具体的には、アンケート手法を工夫し、得られるデータを統計学的に分析し、翌年度以降の事業策定にフィードバックすることを意識すべきである。例えば以下のような取り組みが考えられる。

- イ) 全県的なアンケート実施について
観光関連の事業においては、空・海路の玄関口である那覇市の直轄みが全県的に被及するところと考えられる。したがって、外国人を含む観光客に対するアンケートは沖縄県と那覇市が中心となって共同実施することが効果的かつ効率的である。共同実施により、観光客のアンケート回答の手間が省力化されるとともに、効果的なデータ収集に寄与すると考えられる。また、回答者の負担感をより削減するため、スマートフォンなどICTを活用した回答方法を取り入れるなど、回答率アップに取り組まねばいい。
- ロ) 情報の評価体制の構築について
統計・分析・評価・施策へのフィードバック、といった作業は専門的な要素もあり、3年程度で異動する一般職員が担うことは困難である。特に分析・評価の部分は、博士課程修了者や民間企業において相当の経験を有する者など、高い専門性を有する人材の採用を検討すべきである。この点も沖縄県と連携したい。
- ハ) 調査結果の活用について
また、オープンデータ推進の観点から、県内大学やシンクタンク等の各種研究機関も活用されたい。アンケート等により収集したデータについて利用方法、個人情報保護の観点、悪用防止などの対策を講じたうえで、前述の各種研究機関ならびに民間事業者に活用を促すとともに、連携してその分析結果等を政策・事業の改善に反映するなど、沖縄県が持つ特長を最大限活用する仕組みを構築すべきである。
- ハ) 調査結果 (効果検証) の掲載 (ヒビデックス) について
成果指標及び評価の過程を可視化するため、EPM(evidence-based policy making; 面識に基づく政策形成)の導入も検討に値する。
- 具体的には、各施策及び事業で達成したい目標や解消したい課題について、具体的な現状把握のための根拠(エビデンス)を入手し、各施策及び事業を実施したことによって、そのエビデンスがどのように変化したのか、というEPMの視点で施策や事業の有効性を評価するものである。エビデンスは統計データが担うことが多いため、EPMと情報収集・評価体制の充実は一体として取り組む必要がある。
- 二) 非常時における予算使途の変更について
令和2年度はインバウンド再開に向けた過去の改善点をフィードバックする良い機会だったと考えられるが、特に仕様書に繰り込まれてはいない。コロナ禍のような

非常時においても要年度以降の事業目的達成に寄与するために予算使途をいかかに機動的に変更していくことは今後取り組るべき課題として認識すべきである。

(4) 委託契約

① 契約の概要

契約先	一般社団法人那霸市観光協会
契約方法	随意契約
契約期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
委託開始時期(委託清算年数)	平成21年(12年)
予定価格	26,142,000円(税込)
税率	-
参加者数	-
予定価格算定方法	参考見積として観光協会を含む4者から微収。観光協会の見積金額を予定価格としている。
委託理由	不明
随意契約理由	・見積書を4者より微収したところ観光協会と他の見積書には約1.5倍を超える開きがあったこと。 ・事業開始以来一貫して同業務を行い、内容を十分に理解した体制の構築、取組の想定、専門性と実績等を有する観光協会との実績が合理的と判断。 ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約。

② 委託の必要性

<意見③>委託先の選定方法について
 合と年度より複数見積りを入手しているが、一般社団法人那霸市観光協会(以下、観光協会と言う。)と他3者の見積金額には約1.5倍を超える開きがあったこともあり、平成21年度から継続して随意契約により委託している観光協会の見積りが予定価格として採用されている。
 しかしながら、仕様書には成果指標が明記されておらず、本事業においてどのような効果を期待しているのかが明確になっていないため、観光協会の貢献額が妥当かどうかを検討する術がない。その結果、金額の多寡を判断基準として予定価格が設定されているため、観光協会以外は予定価格を超えて選定されない状況であり妥当性に欠けると言わざるを得ない。
 予算制度の枠組みで対応しきれなければならないことは理解できる。しかし、現状では、観光協会以外の業者が委託金額に見合った成果を上げる可能性の芽を揺んでしまう。
 そこで、複数見積りに基づいて予定価格を設定する場合でも、上記9.(1)で既述のとおり、まずは何をもって成果とするか、言い換えれば現状の課題を明確化し、その消を成果指標として仕様事上も明確にしておこうと見え隠れを微収したい。そのうえで、公募等は、手綱を通して様々な事業者の情報を得るという意味で副次的な効果も期待できるため、特に企画提案型の公募(プロポーザル方式)は積極的に取り入れるべきである。

③ 予算の執行

<意見④>委託費用に係る領収書について
 委託事業に要した経費に係る領収書の宛名は、多くが「一般社団法人那霸市観光協会」のみで本事業に開通するか不明なものが見受けられた。電話料金(例シフトバンク)、消耗品などである。
 そのため、観光協会は他にも委託事業や主事業を実施しているため、本事業の「事業実績報告書」の適正性に疑義が生ずる。
 本事業に要した経費に係る領収書の宛名は、「一般社団法人那霸市観光協会 外国人観光受入整備事業」で統一するよう観光協会へ指導された。

④ 業者選定方法の妥当性

上記9.(1)で野添のとおり、成果指標に改善の余地があり、事業内容及び実施方法も含めて再検討すべきである。

⑤ 稽査方法の妥当性

上記9.(3)①を参照されたい。

(5) 令和元年度包括外部監査における指摘事項等への対応状況

① 意見1

1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等
外国人観光客受入整備事業を、那覇市觀光協会へ業務委託しているが、随意契約によっている。しかし、その根拠が必ずしも明らかでない。
2. 令和2年度における対応状況

上記9.(3)①の<意見③>で既述のとおり、対応がされているとは言い難い。

② 意見2

1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等
外国人観光客にアンケートを実施し、その満足度により本事業のあり方を検証するとしているが、事業の効果を計る手段としてはそれだけでは不足である。例えば、語学講座を受講した者に対し、その後の業務の中どれだけ後に立ったのか(外国人観光客とコミュニケーションをとる機会はあったのか、語学講座で学んだことが役に立ったのか)を計ることがより直接的といえる。
2. 令和2年度における対応状況

上記9.(1)の<意見①>で既述のとおり、対応がされているとは言い難い。

32. 國際通りトランジットモール推進事業

1. 事業の概要

- (1) 負担部課
経済観光部 なはまち振興課

2. 事業の目的

国際通り歩行者と公共交通(バス)を優先させ、快適な歩行空間を創出することによって、中心商店街の集客力を高め、また車から公共交通への利用転換を促すことでの集中を緩和し、それに起因する環境の改善を図ることを目的とする。

3. 事業の内容

那覇市国際通り商店街振興組合連合会が実施する「トランジットモール」の開催に係る運営費の一部を助成する。

(トランジットモールの概要)

毎週日曜日(12時～18時)、国際通りに交通誘導員を配置して、一般車両を規制し歩行者に開放している。敷地内所のバーカウンターや店舗等を設置。また、子供たちの遊び空間等を創出している。区内には移動手段として、トランジットバス(市内線バス10番)が運行。車道への車両の進入・歩行を一切排除し歩行者にすべて開放する歩行者天国とは異なる。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

『施設の方向性2 希望と活力あふれ暮らしづくりまち「なは」 1. 産業創造』における事業に位置付けられている。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施設 39 商店街やマチグアーナなどが賑わうまちをつくる』事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)
那覇市中心市街地の活性化に関する基本計画

5. 事業実施期間

平成19年度からの継続事業

6. 事業の実施形態
沖縄県振興特別推進交付金（一括交付金）を財源とし、補助金を交付する事業である（補助率80%）。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

予算額	令和元年度		令和2年度		(参考) 令和3年度
	令和元年度	令和2年度	令和2年度	令和3年度	
国庫支出金	2,000	2,000	2,000	2,000	—
県支出金	—	—	—	—	—
うちソフト交付金	1,600	1,600	1,600	1,600	—
一般財源	1,600	1,600	1,600	1,600	—
その他	—	—	—	—	—
予算執行額	400	400	400	400	—
予算執行率	2,000	1,597	1,597	1,597	—
予算執行率	100.0%	79.9%	79.9%	79.9%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節(予算科目)	金額	主な内容
負担金、補助金及び交付金	1,597	那覇市国際通り商店街振興組合連合会への補助金(補助金の主な用途は、トランジットモール開催時に配属する商連員の人数)
計	1,597	—

8. 事業の活動指標・成果指標

(活動指標)

トランジットモール開催回数

平成30年度～令和2年度の状況は以下のとおりである。

	目標	実績
令和2年度	40回開催	16回開催
令和元年度	38回開催	33回開催
平成30年度	40回開催	35回開催

(成果指標)
トランジットモール開催時の歩行者数
平成30年度～令和2年度の状況は以下のとおりである。
※ 令和2年度の来場者数は、那覇市が令和2年12月13日(日)に実施した「那覇市中心商店街通行量調査報告書」(令和3年2月発行)を集計したものとなっている。

9. 監査結果及び意見

(1) 活動指標・成果指標

現状、トランジットモール開催時の歩行者数を成果指標としているが、中心商店街の集中力を高めるという本事業の目的に照らして考えると、一定の合理性が認められる。

<意見①>成果指標に改善の余地がある

しかしながら、令和元年度包括外部監査報告書にも記載されているとおり、事業効果測定の際にトランジットモール開催時の歩行者数により測定するのではなく、トランジットモールを開催しなかった場合に比べて開催した場合どれだけ歩行者が増えたのかにより効果を測定することが、より合理的であると考えられる。

この点、那覇市が毎年12月に実施している、「那覇市通行量調査」結果資料において、平日と休日の通行量逆差が記載されているため、この数値を利用して、「トランジットモールを開催した場合の歩行者増加数」も成果指標に加えることを検討されたい。

(2) PDCAサイクル

① 効果検証 (C)

上記⑧に記載のとおり、令和2年度においてはトランジットモール開催の回数、開催時の歩行者通行量は計画を大きく下回った。新型コロナウイルス感染拡大防止による外出自粛や渡航自粛の要請等により、観光客及び地元客の来場者数が減少したものである。また、緊急事態宣言期間中は、トランジットモール開催を中止したため、開催回数も例年の約半分にとどまった。

さらに、大道芸人等のパフォーマンスについても、感染防止対策のためエリアを設置することが出来なかった。

以上より、活動指標・成果指標が目標未達となったことはやむを得ない。

なお、沖縄総合事務局が令和2年7月に実施した来場者の歩行空間の満足度調査で、

「満足・やや満足」と回答した内訳は通常時休日 64%に対し、トランジットモール開催時 77%となっており、この点からもトランジットモール開催の成果があらわれていると考えられる。

② 改善 (A)

過年度の事業実施の成果を受けて、次年度以降の事業内容や予算額を決定しており、現状の成果指標を前提とすると適切な改修計画が実施されていた。

一方、9. (4) ③で後述するように、本来補助事業者が実施すべき「来場者等のニーズ調査を行い、事業課題や改善事項の検証を行い、それらの解決向けた取り組み」が、令和2年度においては実施されていなかつたことから、PDCAサイクルの実施に改善の余地があると言わざるを得ない。

(3) 予算の算定・執行

① 予算の算定

本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を査閲したことから、事業者に対する補助金の積算額については「那覇市頑張るマチグワード支援基金補助金交付要綱」、「国際通りトランジットマイル助成金事業交付要領」に基づき算定されており、特段指摘すべき事項は検出されなかつた。

② 予算の執行

令和2年度の予算執行額は予算2,000千円に対し執行額は1,597千円で執行率は80%である一方、開催回数は計画 40 回に対し実績 16 回と計画の半数以下となつていて。開催回数と執行率に乖離があつたため、その理由を確認したところ、令和2年度はコロナ対策を徹底する観点から1回当たりの講師員数を減らしたためとの説明であり、特段指摘すべき事項は検出されなかつた。

(4) 補助金

① 交付目的

那覇市の中心商店街その他の商店街の活性化に向けた事業を行つ者の創意工夫による積極的な取り組みを支援することを目的とした。

② 申請、決定、交付の手続

補助金を申請しようとする者は、「那覇市頑張るマチグワード支援基金事業費補助金申請書」を市長に提出する。市長は、交付の申請を受けたときは、その内容を精査し、補助金を交付することが適であると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、「那覇市頑張るマチグワード支援基

「金事業費補助金交付決定通知書」により通知する。
市長は、事業者からの報告を受けたときは、その内容を精査し、交付決定の内容及び条件に適合する認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「那覇市頑張るマチグワード支援基金事業費補助金確定通知書」により通知する。

上記の書類を開覧した結果、補助金の申請、決定、交付の手續が適切に実施されていると判断した。

<指摘①>事業計画変更手続が適切に実施されていない

ただし、令和2年度は、トランジットモール開催回数について、当初計画では49回であったが、実際にはコロナウイルスの影響により16回の実施に留まっているが、このように補助事業内容に変更がある場合には、「那覇市頑張るマチグワード支援基金補助金交付要綱」第7条に基づき「事業計画変更承認申請書」を市長に提出し、その承認を受ける必要がある。

しかしながら、令和2年度において、補助事業者から事業計画変更承認申請書は提出されておらず、市側もそのことに気づいていなかつた。交付要綱に従い、適切に事務を執行されたい。

③ 事業実施後の実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときから毎年20日以内又は交付決定を受けた会計年度の2月末日までのいずれか早い日までに、「那覇市頑張るマチグワード支援基金事業費補助金実績報告書」を市長に提出しなければならない。

<指摘②>来場者のニーズ調査が実施されていない

この点、「国際通りトランジットマイル助成金事業交付要綱」第5条第2項によると、「補助事業者は、毎年任意の時期に来場者等のニーズ調査を行い、事業課題や改善事項の検証を行へ、それらの解決向けた取り組みに努めるものとする」と定められているが、補助事業者は令和2年度においてニーズ調査を実施しなかつた。その原因は、補助事業者の担当者交代の際、引き継ぎが不十分実施されなかつたためである。また、市側も事業者が例年と同じであつたため、交付要綱の内容について詳細な説明をしていなかつたとのことであつた。

「来場者等のニーズ調査を行い、事業課題や改善事項の検証を行へ、それらの解決向けた取り組みを実行する」ことは、本事業を実行に実行し、絶えず改善活動を継続する上で非常に重要な要素となるが、これを実施しないということは、適切なPICAサイクルが実施されていないと言わざるを得ない。
今後は、補助事業者に対して、「来場者等のニーズ調査を行い、事業課題や改善事項の検証を行へ、それらの解決向けた取り組みに努める」ことを確実に実行するよう促すとともに、市側でも事業課題や改善状況を把握することで、より効果的に事業を実施していく必要がある。

(5) 令和元年度包括外部監査における指摘事項等への対応状況

① 意見1

1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等

トランジットモール開催時の歩行者数の実績値について、特定の1日の計測結果のみを採用している。また、事業効果を測定するのであれば、単にトランジットモール開催時の歩行者数により測定するのではなく、トランジットモールを開催しなかった場合に出べて開催した場合、どれだけ歩行者が増えたのかにより効果を測定すべきである。

以上より、効果測定方法について見直しが必要である。

2. 令和2年度における対応状況

令和2年度の成果指標であるトランジットモール開催時の歩行者数は、那覇市が毎年12月に実施している「那覇市通行量調査」結果資料の中から、トランジットモールが開催された日曜日の通行量を集計して算定しているが、当該通行量調査の調査日は令和2年12月13日であることから、成果指標の実績値として特定の1日の計測結果のみを採用している点に変更は無い。

令和元年度包括外部監査における意見はもとどもあり、トランジットモール開催時の歩行者数の実績値は、年間を通じて歩行者数を測定し、その平均値を採用することがより合理的である。一方で、年間を通じて歩行者数を測定しようとした場合、測定のための追加費用が生じることになるため、費用対効果を考慮すべきであると考える。

ここで、本事業の事業予算額は2,000千円と比較的小さな事業規模であるが、費用対効果を考えると、このようなく規模的な事業の効果測定のために、追加費用を投じる必要性は小さいと考えられるため、成果指標の実績値として特定の1日の計測結果のみを採用するという現状の方法も許容できるのではないか。

次に、事業効果測定の際、単にトランジットモール開催時の歩行者数により測定するのではなく、トランジットモールを開催しなかった場合に比べて開催した場合どれだけ歩行者が増えたのかにより効果を測定すべきという意見についてであるが、9.(1)に記載したとおり、那覇市通行量調査」結果資料において、平日と休日の通行量差数が記載されているため、この数値を利用して、「トランジットモールを開催した場合の歩行者増加数」も成果指標に加えることを検討されたい。

② 意見2

1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等

アンケート回答者の半数近くが10代、学生であって、アンケート回答者に偏りがあり、検証方法を見直す必要がある。

2. 令和2年度における対応状況

上記9.(4)③に記載のとおり、令和2年度においてはニーズ調査及びアンケートを実

施していないかったため、改善状況が判断できない。(なお、母集団となるトランジットモールの通行者の多くが若者であるのであれば、回答者が若者中心となることはやむを得ないものと考えられる。)

③ 意見3

1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等
ホームページ上のイベント告知が開催日の2日前にしか掲載されていない。イベント告知等に付随する早期の案内のはか、広報手段を検討する必要がある。

2. 令和2年度における対応状況

那覇国際通り商店街のホームページを閲覧したところ、イベント告知等が早期に案内されていることが確認できた。また、ホームページは定期的に情報が更新され、また情報量も以前に比べ充実したものとなつており、改善されている。

④ 意見4

1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等
補助事業者からの事業報告書では事業の柱の一つとしてオープンカフェが記載されているが、実際はほとんど開催されていないことを附註まで、事業の実施方法、報告方法及びその検査方法を見直す必要がある。

また、本事業は効果が十分発揮できているかどうかが不明であり、開催頻度についても根本的な見直し(帰郷開催や月1開催)も必要であると思われる。

2. 令和2年度における対応状況

2018年3月に、「那覇市国際通りトランジットモールビジョン(将来像)報告書」を公表し、その後、商店街組合員と那覇市職員で構成される「那覇市国際通り魅力創出検討委員会」を立ち上げ、定期的に委員会を開催している。その中で、開催時期、開催方法の見直しや、2020年11月に国交省が創設した「歩行者利便創造道路制度」(まごみち制度)の活用などについて検討が進んでいる。今後の展開に期待したい。

33. マチグワー総合案内所事業

1. 事業の概要
(1) 所担当課
経済観光部 なはまち振興課

(2) 事業の目的
那霸市の中心商店街（マチグワー）である牧志公設市場を訪れる観光客などからの来街者へ向けて、マチグワー情報を提供する拠点となる「マチグワー案内所」を設置することで、マチグワーの利用者の利便性を向上させ、地域振興の一役を担う。

(3) 事業の内容
牧志公設市場（雑貨部）1階に設置された多目的トイレの休憩スペースを利用して、マチグワーの情報を集約した「マチグワー総合案内所」を設置運営する。
開所時間 9時～20時、元旦を除き年中無休（常時1名のスタッフを配置）
周辺通りや観光協会とも連携し、マチグワーに特化した情報発信することで、地域の魅力をアピールし、利用者の利便性の向上及び周辺地域の活性化に寄与する。

2. 那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
『施設の方向性2 希望と活力あふれ暮らしづくるまち「なは」 1. 産業創造』における事業に位置付けられている。

3. 那霸市総合計画上の位置付け
『施設39 商店街やマチグワーなどが賑わうまちをつくる』事業に位置付けられている。

4. 関連する主要事業計画
(那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那霸市総合計画を除く)
那霸市中心市街地の活性化に関する基本計画

5. 事業実施期間
平成25年度からの継続事業

6. 事業の実施形態
沖縄県振興特別推進交付金（一括交付金）を財源とし、案内所の運営等を委託する事業である（一括交付金の補助率は30%）。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	6,773	6,773	7,698
国庫支出金	—	—	—
県支出金	4,063	3,386	5,182
うちソフト交付金	4,063	3,386	5,182
一般財源	2,710	3,387	2,516
その他	—	—	—
予算執行額	6,669	6,339	—
予算執行率	98.5%	93.6%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

類(予算科目)	金額	(参考) 主な内容
委託料	6,339	案内所の業務委託料
計	6,339	—

8. 事業の活動指標・成果指標
(活動指標)
案内所を運営：計画では開所時間9時～20時であったが、コロナウイルス感染症対策のため、4月17日～5月31日は10時～19時、12月1日以降は9時～19時までの特短営業となつた。
情報発信：広報誌を年2回発行、HPやFacebook、Instagramなどにより商店街の魅力発信の充実を図つた。

類(成果指標)	目標	実績
案内所の利用者数	23,400人	10,125人
令和2年度	28,200人	20,260人
令和元年度	24,200人	23,127人
平成30年度		

9. 監査結果及び意見

(1) 計画指標

案内所の運営は、計画では開所時間9時～20時であったが、コロナウイルス感染症対策のため、4月17日～5月31日は10時～19時、12月1日以降は9時～19時までの時短営業となつた。やむを得ない理由であり、特段指摘事項はない。

マチグラーは路地があり組んだ構造の中にある特徴のある小さな店舗が広場に点在しているため、ガイドブック等の情報のみでは十分な地域の魅力をアピールできない。平和通りを含めマチグラーに多くの人を誘客するためには、地域全体の情報をきめ細やかに発信する必要がある。また、新型コロナウイルスの影響で休業・営業する店舗情報のフォローアップも必要である。

この点に關し、例年同様、商店街PR企画やつくる新聞を年2回発行した。コロナ禍で県外、国外の観光客が大幅に減少する中、HPやFacebook、Instagramなどにより商店街の魅力発信の光実を図った。今年度独自の取り組みとしては、防災マップの発行及び防災まちまーいを実施し、一時避難場所への導線を確認するなどして安全対策と危機管理体制を再確認した。

以上より、情報発信に十分取り組んでおり、特段指摘すべき事項はない。

日報、アンケートは月単位で報告を受けている。報告書について、来所者の性別・年齢・年代・応対内容が細かく記載されており、適切に対応がされていることが伺える。

また、アンケート結果も高評価のコメントが多くあった。

(2) 成果指標

<意見①>成果指標に改善の余地がある

本事業の成果指標は8・に記載のとおり、観光案内所の利用者数としている。本事業の目的が「観光客などへのマチグラー情報の提供」「マチグラーの利用者の利便性向上」であることを踏まえると、現状の成果指標である観光案内所利用者数は一定の合理性が認められる。

しかしながら、観光案内所利用者数だけでは、案内所の利用者が有益な情報提供を受けたかどうか、また、観光案内所の対応に満足したかどうか、については測定することができないため、成果指標として、例えば観光案内所利用者の満足度を追加することを検討されたい。

既に、観光案内所利用者に対するアンケートを実施しているため、アンケートにおける質問項目を工夫し、アンケート項目に観光案内所の満足度を問うような内容を追加すれば、比較的容易に利用者の満足度を集計できるものと考えられる。

また、委託業務のうち、情報発信業務に関しては成果指標を設定しておらず、事業の効果が測定できない状態である。HPであればサイト閲覧数、フェイスブックであれば登録者数、「いいね」の数等が成果指標と考えられる。当該データは以前より事業者から報告を受けて

いるため、適切な成果指標を設定されたい。

(3) PDA サイクル

① 効果検証 (C)

本事業の成果指標は8・に記載のとおり、案内所利用者数の目標23,400人に對し、実績10,125人と大きく目標を下回った。原因は、新型コロナウイルスによる外出自粛等の影響であり、やむを得ない。

一方、情報発信業務については、(2)に記載のとおり、成果指標が設定されていないため、事業の効果が適切に検証できない。

② 改善 (A)

観光案内所運営業務については、今後もコロナウイルスの影響が続くと考えられるため、消毒用アルコールの設置、定期的な換気や除菌作業を行い、利用者が安心安全に利用できる体制を整備していくこと、またコロナの影響で休業・営業する店舗があるため、こまめな情報収集を行い、発信していくことなどの課題が判明した。その結果を受けて、次年度以降の事業内容や予算額を決定しており、本事業においては適切な改善活動が実施されていた。

一方、情報発信業務についても、(2)に記載のとおり、成果指標が設定されていないため、事業の改善活動が適切に実施できているとは言い難い。

<意見②>コロナ禍における事業内容の修正

また、令和2年度はコロナウイルスが社会に大きな影響を与えたが、このように事業環境が大きく変化した場合、事業を單に当初計画どおりに実施するのではなく、変化後の事業環境を踏み、事業内容を適時に修正することが必要である。

この点、本事業においては、(1)に記載のとおり、緊急事態宣言期間等において時短営業に切り替えた対応を取っていた。

しかし、緊急事態宣言中は市民への不要不急の外出自粛や県外から沖縄県への渡航自粛が求められていたことを踏まえると、観光案内所を営業してしまうと観光客等の呼び込みにも繋がってしまうため、観光案内所を営業すること自体についてより慎重な意思決定を行いうべきであったとも考えられ、結果論ながら、観光案内所を開設するという意思決定もあり得たと考える。その上で、観光案内所開設期間は、委託受託側において、コロナ禍後に向けた観光案内所運営上の課題抽出や改善施策を検討してもらえば、委託費の無駄は生じない。

今後も、事業環境が大きく変化した場合には、変化後の事業環境を踏み、事業内容を適時・に修正していく対応力が求められる。

(4) 予算の算定・執行

① 予算の算定

本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を査閲したが、特段指摘すべき事項はない。

② 予算の執行
執行率93.8%となつた理由は、コロナの影響で時短営業した月があり、それにより入会費が減少したため、執行率が低くなつたものであり、特段指摘すべき事項はない。

(5) 委託契約

① 契約の概要

契約先	那覇市平和通り商店街振興組合
契約方法（入札、随意契約）	令和2年4月1日～4月30日：1者随意契約 令和2年5月1日～令和3年3月31日：プロポーザル方式
契約期間	令和2年4月1日～4月30日 令和2年5月1日～令和3年3月31日
委託開始時期（委託清算年数）	平成28年4月（通常5年目）
予定価格	平成26年度から2年間は業者に多額 令和2年4月1日～4月30日：少額超過のためなし 令和2年5月1日～令和3年3月31日：6,062千円
清算率	100%
参加者数	令和2年4月1日～4月30日：1者 令和2年5月1日～令和3年3月31日：1者
予定価格清算方法	2社から見積書を入手し、項目ごとに最低金額を予定価格として採用した

② 業者選定方法の妥当性

＜意見③＞委託契約を2段階で締結する方法について

令和2年4月1日から4月30までの1か月間は令和元年度受託業者と1者随意契約を締結している。その間に、プロポーザルを実施し、5月1日～3月31までの業者を決定している。このように、プロポーザルを採用している理由について担当者に確認した。担当者からは「入札の執行は支出負担行為の一連の手続であり（子算の執行に含まれる）、予算の執行は年度開始前を行うことはできないという会計年度独立の原則（地方自治法208条第1項）に反しないよう、2段階で契約を締結している。また、一括交付金は新年度に交付決定されため、交付決定前に入札を実行することは認めないと判断している」との回答であった。この点は、平成28年度の包括外部監査においても言及されている。当該監査報告書では、

④ 積算方法の妥当性

2社から見積書を入手し、項目ごとに最低金額を採用し、これをもとに予定価格を算出し、特段指摘すべき事項はない。

34. 地域未来投資事業

1. 事業の概要
(1) 担当部課

経済観光部 商工農水課

(イ) ビッグデータを核とした情報通信産業における新ビジネスの創出及び情報化による

高付加価値型観光サービスの推進に資する事業

(ウ) 第4次産業革命をけん引する高度人材の育成及び確保に資する事業

(1) 事業概要は以下のとおり。
なお、令和2年度は2事業者に対して補助金が交付されている。2事業者が実施を計画し

① 『沖縄セールルーム』(以下、「沖縄セールルーム」とする。)

・過去2年の地域未来投資事業補助金により構築した沖縄CLIPアプリをベースとした「沖縄観光プラットフォーム」を深化させ、飲食店や觀光施設に対し3密回避等のコロナ対策も意識した送客を行うことで、那霸市内事業者の活性化を行う。

・また、通販サイトである「沖縄 CLIP マルシェ」上に、新たに那霸市伝統工芸特集ページを開設し、工芸品の販売のみならず、オンライン体験等を行うことで那霸市内事業者の売上拡大に繋げる。

② 『レイメイコンピュータ』(以下、「レイメイ」とする。)

・キャッシュレス決済機能を含む店舗省人化システムの開発を行う。

2. 人才育成支援事業 (委託事業)
那霸市の第4次産業革命分野を行く人材の育成及び確保を図るために、専門的な研修や想像力を富んだインベーション人材の育成及び確保を行っている。
2. 人才育成支援事業者が作成する地域経済牽引事業計画

を、那霸市県知事が承認する。また、地域経済牽引事業の支援を行う地政局牽引支援機関による連携支援計画を国が承認する。



(3) 事業の内容

1. 補助事業

本事業においては、地域未来投資促進法による那霸市の基本計画において注力すべきとして挙げられている分野の一つである「情報通信関連産業の産業集積を活かした第4次産業革命分野（ビッグデータ利用や IoT）」に賄通する事業を実施する「地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者」に対し、地域未来投資事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付している。

(ア) ビッグデータの収集・蓄積・活用の仕組みの構築に資する事業

3. 那霸市総合計画上の位置付け
『施策33 商工業が発展するまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那霸市総合計画を除く)
地域未来投資促進法に基づく基本計画5. 事業実施期間
平成30年度からの継続事業

6. 事業の実施形態
 本事業においては、1. (3)に記載のとおり、地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者に対する補助金を給付し、また、データサイエンティスト等の人材を育成するために必要な研修の実施を委託している。
 財源は、国庫支出金（地方創生交付金）及び市の一般財源である。

7. 事業費の予算額及び執行額
 (1) 予算額及び執行額

予算額	令和元年度		令和2年度		(参考) 令和3年度
	(単位：千円)		(単位：千円)		
国庫支出金	27,313		22,690		—
うち、ソフト交付金	13,575		11,345		—
一般財源	—		—		—
その他	13,738		11,345		—
予算執行額	24,062		19,872		—
予算執行率	88.1%		87.6%		—

※令和2年度で事業終了。

(2) 令和2年度予算執行額の内訳
 (単位：千円)

節(予算科目)	金額	主な内容
委託料	5,904	委託費（人材育成に関する研修の実施）
負担金・補助金及び交付金	13,967	補助金の終付

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
本事業によるビジネスの売上高	2,891万円増	2,682万円増
本事業により開発されたシステムの利用者数	9,245人増	207,234人増
本事業による直接的な効用創出数	8人増	0人増

本事業により雇用された労働者	6万円増
一人当たりの所得	0万円増

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

本事業の成果指標は8.に記載のとおりである。

本事業は地域未来投資促進法による那覇市の基本計画に基づき実施されているが、同基本計画におけるRPIとして付加価値創出額を設定している。ここで、経済省統計局エフサイトによれば、経済セクタス活動調査における付加価値額=「付加価値額=売上高-費用総額+給与総額+租税公課」と定めていることを踏まえると、売上高に繋がる指標(本事業によるビジネスの売上高、本事業により開発されたシステムの利用者数)や給与額に繋がる指標(本事業による直接的な効用創出数、本事業により雇用された労働者一人当たりの所得)を成果指標とすることは一定の合理性がある。

<意見①>成果指標の目標値に根拠が無い、しかしながら、8.に記載されている成果指標の目標値については、算定にあたっての合理的な根拠が存在しない。
 合理的な根拠が存在しない場合、当該目標値を達成したとしても本事業の効果が達成されたかどうかを判断することはできなくなってしまう。
 したがって、補助対象となる事業内容及び事業規模や、地域未来投資促進法による那覇市の基本計画に記載されている、「沖縄県企画庁平成24年度付加価値額：2,326万円(平成24年経済センサス)」という数値等に基づき、成果指標の目標値を算定し、目標値に合理的な根拠を持たせるべきである。

(2) FPDA サイクル

① 効果検証 (C)

成果指標の達成度は8.に記載のとおりである。この結果を踏まえ、市は「観光プラットフォーム事業において、ECサイト活用により市内事業者の売り上げにつながるなど、ある程度の効果があつたと評価する。雇用創出及び所得については初年度において実績はあるが、その後新たな採用が無かつたことにより達成できなかつた。」と評価している。(令和2年度那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン(検証)参照)
 しかしながら、9. (1)に記載のとおり、そもそも目標の合理的な根拠が存在せず、目標値の水準が妥当かどうかの判断がつかない状況で、成果指標が達成されたかどうかを議論しても意味は無く、また、目標値を達成したからといって本当に成果があつたと判断して良いかどうかは疑問である。
 成果指標の目標値は、合理的な根拠に基づき妥当な水準を設定すべきであり、そのよう

な合理的な目標値を達成したかどうかにより事業の効果を測定すべきである。

＜意見②＞成果指標の実績値が遅刻に集計されていない

成果指標のうち、本事業によるビジネスの売上高の実績値は2,682万円増であり、そのうち、沖縄セルラーは2,669万円とのことであった。沖縄セルラーの2,669万円という数値は、同社が運営する通販サイト「沖縄 CLIP」において、那覇市内事業者が令和2年度中に販売した金額とのことである。

ここで、8.に記載のとおり、成果指標としては売上の「増加額」を設定しているにもかかわらず、沖縄セルラーの金額は「売上金額」を実績値としてしまっており、実績値が正しく認識されないと、事業の効果が適切に測定できないため、実績値は正しく認識されべきである。

また、「沖縄 CLIP」は本補助事業において開発された通販サイトではなく、補助事業開始以前から事業者が運営していたサイトであるが、このような単なる通販サイトである「沖縄 CLIP」における売上高を、「第4次産業革命に関する先進的・先駆的な取組」を目的とする本事業の成果とすることが妥当かどうかについては、疑問が残ると言わざるを得ない。

市は、事業の目的に照らして合理的な内容の数値を成果指標の実績値として採用するよう、慎重に判断されたい。

＜意見③＞成果指標の実績値が遅刻に集計されていない

成果指標のうち、本事業により開発されたシステムの利用者数の実績値は207,234人増であり、そのうち、沖縄セルラーは206,884人とのことであった。沖縄セルラーの206,884人という数値は、「本事業で開発したアプリの利用者数+「那覇 CLIP」のサイト閲覧数」で算定されている。

ここで、8.に記載のとおり、成果指標としてはシステム利用者の「増加数」を設定しているにもかわらず、沖縄セルラーは「システム利用者数」を実績値としてしまっており、実績値が正しく認識されないと、事業の効果が適切に測定できないため、実績値は正しく認識されべきである。

成果指標の実績値が正しく認識されないと、事業の効果が適切に測定できないため、実績値は正しく認識されべきである。

次に、沖縄セルラーの実績値の集計方法であるが、令和元年度までは本事業で開発したアプリ利用数のみとしていたが、令和2年度においては「那覇 CLIP」のサイト閲覧数も計算している。「那覇 CLIP」のサイト閲覧数も実績値とするのであれば、成果指標の範囲が変わるために、合わせて成果指標の目標値も修正するべきであるが、成果指標の目標値は修正されない。このような手法により成果指標の達成度を測定したとしても、事業の効果は適切に測定されない。

さらに、「那覇 CLIP」は那覇の観光情報が掲載されている情報サイトであるが、このよう

な單なる観光情報サイトの閲覧数を、「第4次産業革命に関する先進的・先駆的な取組」を目的とする本事業の成果とすべきかにについては、疑問が残ると言わざるを得ない。市は、事業の目的に照らして合理的な内容の数値を成果指標の実績値として採用するよう、慎重に判断されたい。

＜意見④＞複数年に渡っての効果測定

現状、8.に記載のとおり、本事業が補助対象とするのは「第4次産業革命に関する本市における先進的な取組」であり、このような先進的な事業は、結果が出るまでに時間を要するにしかしながら、本事業が補助対象とするのは「第4次産業革命に関する本市における先進的な取組」であり、こののような先進的な事業は、結果が出るまでに時間がかかることが考えられ、収益化が実現するのにかかる年数が長いということも推測される。

したがって、本事業の効果は単年度で判定するだけではなく、複数年に渡って判定するべきである。平成30年から継続された本事業は令和2年度でいったん完了したことであったが、この3年前の補助事業の成果については、令和3年度も継続して測定し、事業の効果の有無を判断いただきたい。

なお、事業の効果を測定する際には、前述の＜意見①＞、＜意見②＞、＜意見③＞の内容に留意して実施されたい。

② 改善 (A)

9.(1)に記載のとおり、成果指標の目標値に合理的な根拠がない。また、9.(2)①に記載のとおり、成果指標の実績値算定にあたって、いくつかの適切ではない状況が生じている。

このような状況において、適正にPDCAを実行し、改善活動を実施することは不可能であるため、改善されたい。

(3) 予算の積算・執行

① 予算の積算
補助金については9.(4)に、委託費については9.(5)に、それぞれ記載している。

② 予算の執行
補助金については9.(4)に、委託費については9.(5)に、それぞれ記載している。

(4) 補助金
① 交付目的
1. (2)に記載のとおり。

② 申請、決定、交付の手続

り通知する。

(3) 極助金の交付時期

特段指摘すべき点は発見されなかつた。

<意見③>事業内容が極助金交付要綱に合致しているか、

地域未来投資事業補助金交付要綱第4条によれば、補助対象事業は「第4次産業革命に関する本市における先進的、先駆的な取組」に限定している。(詳細は以下のとおり。)

【地域未来投資事業補助金交付要綱第4条抜粋】

第4条、極助金の交付の対象となる事業は、地域経済牽引事業計画に記載された第4次産業革命における先進的、先駆的な取組で、次のいずれかもしくは両方に該当する、準備段階又は着手済みの事業とする。

(1) ビックデータの収集・蓄積・活用の仕組みの構築に資する事業

(2) ビッグデータを核とした情報通信産業における新ビジネスの創出及び情報化による高付加価値型製造サービスの推進に資する事業

(3) 第4次産業革命を牽引する高度人材の育成及び確保に資する事業

しかしながら、令和2年度において実際に実施された事業内容は、前述のとおり地域未来投資事業補助金交付要綱第4条に定める事業以外の(⑨那覇市の地域性や産業構造など、特色ある優位性を生かした新たな取組内容)が半分を占めている。また、実施している主な事業は単なる販促活動やPR活動の発展となっており、第4次産業革命に関する本市における先進的、先駆的な取組」に該当する内容とは考え難い。

以上を踏まえると、令和2年度における事業内容は、補助対象事業として適切だったかどうかについては疑問があると言わざるを得ない。市は、補助金検査時において、事業者が実施した事業内容が補助金交付要綱に沿つたものであるかどうかについて、從来以上に慎重に検査されたい。

2. レイマイ

<意見⑦>補助事業者に対する複数見積りの指導が不十分

地域未来投資事業補助金募集要項4.(3)④において、補助対象経費については「複数の見積りを取る等、効率的に事業執行すること」と規定されている。

しかしながら、市は、事業者が補助対象経費の発注時に複数見積りを取つていいかどうかについて確認していなかつた。

金額的に僅少な取引を含むすべての取引について複数見積りを取る必要は無いと考えられるものの、事業者においては、P.A.作成費用(1,060千円)、クラウド利用料(1,601千円)や自動燃機販売費(1,022千円)等、比較的大額な補助対象経費が生じていた。したがつて、市は比較的大額な取引については複数見積りを取つたかどうかについて確認する必要があり、また、実際に複数見積りを取つたかどうかについて確認する必要がある。

<意見⑥>事業内容の取り扱い

地域未來投資事業補助金に係る補助事業実績報告書、検査調書及び補助対象経費に係る領収書等を開示したこと、以下の事実が発見された。

1. 沖縄セララーー

<意見⑥>子会社への委託費の取り扱い
沖縄セララーーは、完全子会社である沖縄セラーラーアグリ&マルシェ㈱に一部の業務を委託しており、当該委託費も補助対象経費に含まれている。
ここで、子会社への委託費の中に子会社の利益相当分が含まれている場合には、当該利益相当分は補助対象経費から除くべきである。補助金の目的は事業者における補助対象経費を補填することであるが、仮に当該利益相当分を補助対象経費から除かなかった場合、沖縄セララーの連結グループ全体で考えるると、補助金収入を財源とする利益が発生してしまい、経費の相償という補助金の趣旨にそぐわいためである。
しかしながら、補助対象経費の根拠資料として、委託業務にかかる子会社からの物品書き附請求書を入手しているだけ、市は子会社への委託費の中に、子会社の利益相当分が含まれているかどうかを検証していない。
以後、補助事業及び委託事業において、子会社に対する委託費用が対象経費に含まれる場合に子会社の利益相当分を控除する取り扱いについて検討されたい。

<意見⑥>検討すべきであると考えられる。

<指摘②>補助対象経費のうち、人件費が実績値になっていないか

補助対象経費のうち、資金については「作業従事者の時給単価×作業従事時間」の算式で算定されているが、作業従事者の時給単価については令和2年度の賃金支給実績に基づき算定されているが、作業従事者の時給単価については令和2年度の賃金支給実績に基づき算定されている。

補助対象経費は令和2年度の実績額とすべきであるにもかかわらず、合理的な理由無く令和元年度の支給実績に基づき算定された時給単価を使用することは適切ではなく、補助金交付要綱に反している。

本来であれば、令和2年度の賃金支給実績額とすべきであり、賃金支給額の根拠資料として、作業従事者の給与台帳を事業者より微求すべきであった。

<意見①>補助対象経費の支出内容について(補助金交付要綱の整合性)
補助対象経費のうち、資金については、沖縄セラーラーグループが運営する「沖縄 CLIP」

及び「沖縄CLIPマルシェ」のサイト運営業務に係る償金となっている。
 しかしながら、「沖縄CLIP」及び「沖縄CLIP マルシェ」は、本補助事業において開始されたサイトではなく、補助事業開始以前から事業者が運営していたものである。また、これらの単なる報光情報発信サイト及び通販サイトの運営業務が、どのような形で「第4次産業革命」に関する本市における先進的、先駆的な取組」に繋がっているかの説明が事業者からの実施報告書には記載されていない。
 以上を踏まえると、「沖縄CLIP」及び「沖縄CLIP マルシェ」の單なるサイト運営業務に係る経費が、本事業の補助対象経費に該当することが妥当かどうかについて要問が生じるが、市はこの点について検討を行っていない。
 今後は、補助対象経費の内容が補助金交付要綱に沿ったものであるかどうかについて、從来以上に慎重に検証されたい。

2. レイメイ

<指摘③>固定資産取得時に事業者がから入手すべき資料の入手漏れ
 補助対象経費のうち、備品購入費として自動販賣機の資産登録があった。(取得金額1,022千円)
 地域未来投資事業補助金交付要綱第18条第3項によれば、補助対象経費のうち資産取得支出が生じた場合には、実績報告書に取得対象額を添付すると規定されているにもかかわらず、実際には取得対象額未添付されていなかった。
 市は、補助金交付要綱に基づき事務処理を行う必要があり、取得財産明細表を事業者から入手する必要がある。

<指摘④>補助対象経費のうち、人件費が実績額にならない、
 補助対象経費のうち、資金については「作業從事者の賃給単価×作業從事時間」の算式で算定されているが、作業從事者の賃給単価については平成30年7月～令和元年6月の賃金支給実績に基づき算定されていた。

補助対象経費は令和2年度の実績額とすべきであるにもかかわらず、過年度の支給実績に基づき算定された時給単価ではなく、補助金交付要綱に反している。
 本来であれば、令和2年度の賃金支給実績額を補助対象経費とすべきであり、賃金支給額の出納資料として、作業從事者の賃与合議と事業者より微求すべきであった。

⑤ 効果測定

9. (2) ①に記載のとおり。

- (5) 委託
 ① 委託先選定方法
 公募によるプロポーザル方式で選定しており、特段問題は無い。

② 委託金額の決定方法

<意見①>委託費における一般管理費の算定方法

本事業の委託料に係る概算・見附資料を査閲したところ、見積合計額5,454,546円(税抜き)のうち、一般管理費が495,887円計上されていた。計算方法は、直接事業費4,988,679円に10%を乗じて算定している。これは、公募時における地域未来投資事業企画提案募集要項 8. その他 (2) ②において、定められている取扱いに基づいている。

【地域未来投資事業企画提案募集要項 振込】

8. (2)

② 一般管理費

受托者が本業務を行なうために必要な経費であつて、本業務に要した経費としての抽出、特定が困難なものとして、契約時の条件に基づいて一定の割合の支払いを課めるものである。

上限額は、事業費(再委託費用を除いた額)の税抜き総額の10%以内である。

ここで、一般管理費算定上の係数として、本事業では10%を採用しているが、募集要項に定める上限の値を採用した理由について担当課に質問したところ、明確な理由は無いことであった。

明確な理由も無く係数の上限を採用することは、適切な予算構算がなされているとは言い難く問題があると言わざるを得ない。

したがって、市は委託費の一般管理費算定における係数を採用する際に、委託事業者の実態を踏まえた合理的な係数を採用されたい。

例えば、経済産業省の「委託事務処理マニュアル」においても一般管理費の目安として10%を用いているが、単に10%と定めるだけなく、「10%もしくは委託方法への一般管理費率のいずれか低い率とする」と定めており、委託先法人の形態に応じた実績に基づく一般管理費率の算定式を例示している。かかる算定式は事業者の実態に基づく数値であり、一定の客觀性・合理性があることから市においても参考にされたい。

また、一般管理費の算定ルールを含む委託費に関する事務処理は明確化された上で、部課又は全庁的に統一されるべきである。したがって、部課毎又は全庁一統された委託業務に係る事務処理マニュアルを作成することを検討されたい。事務処理マニュアルは、経済産業省の「委託事務処理マニュアル」や沖縄県商工労働部専用政策課の「委託業務に係る事務処理マニュアル及び解説」が参考になると考えられる。

<意見①>委託費のうち、再委託費の定義が不明確
公報における地域未来投資事業企画部事業企画課要項 8.その他 (2)においては、
前述のとおり、一般管理費の算定において、事業費から再委託費は除くこととされている。
ここで、本委託事業において、研修実施業務が外注されているが、当該外注費用は再委託
費には含めずに事業費としたまままで一般管理費を算定している。

この点、担当課に質問したところ、研修実施業務の外注取引が再委託費について明確に定義付けされ
については、明確な回答が得られず、また、そもそも再委託費について明確に定義付けされ
ていなかつた。

委託業務における再委託費の定義が曖昧のままで、一般管理費算定上問題があるので、
再委託費の範囲を明確に定義付けされたい。

また、一般管理費の算定ルールを含む委託費に関する事務処理は、明確化された上で、部
課又は全般的に統一されるべきである。したがって、部課毎又は全行で統一された委託業務
に係る事務処理マニュアルを作成することを検討されたい。

なお、事務処理マニュアルは、経済産業省の「委託事務処理マニュアル」や沖縄県商工労
働部雇用政策課の「委託業務に係る事務処理マニュアル及び解説」が参考になると考えられ
る。

③契約
委託契約書等を開覧したところ、特段指摘すべき点は発見されなかつた。

④事業実績結果の検査
委託先事業者から提出された事業実施報告書を開覧したが、特段指摘すべき点は発見さ
れなかつた。

35. 企業立地促進奨励助成事業

1. 事業の概要

(1) 所担当課
経済観光部 商工農水課

(2) 事業の目的
那覇市における雇用の拡大及び産業の振興に寄与することを目的とする。

(3) 事業の内容

市内に事業所等を設置又は新規創業し、市民の新規雇用を行った企業に対し助成金を交
付する。

【対象となる事業】

以下のいわゆるに該当する事業

- ・沖縄県特例措置法第3条第6号の情報通信技術利用事業
- ・同法第3条第8号の情報通信技術利用事業
- ・同法第3条第9号の製造業等に属する事業
- ・同法第3条第10号の産業高度化・事業革新促進事業
- ・同法第3条第11号の国際化拠点事業に属する事業
- ・輸出関連事業の振興に資する事業
- ・エネルギー施策その他の地域産業の振興に資する事業
- ・工芸産業その他の地域産業の振興及び発展に資する事業
- ・前各号に掲げる事業の振興及び発展に資する事業

【助成対象となる企業】

1. 賃貸型企業立地
新たな賃借により那覇市内に事務所等を立地し、これに伴い3名以上の那覇市民を常時
雇用人員として新規に雇用し、申請時期において現に雇用を継続して6ヶ月を経過してい
る企業。
2. 建設型企業立地
新たな建設(新設又は増設)または建物購入により本市内に事務所等を立地し、これに伴
い5名以上の那覇市民を常時雇用人員として新規に雇用している企業。

【助成金額】

1. 賃貸型企業立地

- ①賃料助成金
事務所等の月額賃料の2/10×6ヶ月分（上限180万円）
②雇用助成金
正規雇用者1人当たり30万円、非正規雇用者1人当たり5万円
※①と②の合算で助成上限480万円

2. 建設型企業立地

- ①建設型企業立地
事務所等に係る家屋固定資産税額
②雇用助成金
正規雇用者1人当たり30万円、非正規雇用者1人当たり5万円
※①又は②のいずれかで、助成総額上限500万円

2. 那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
『施設の万面性、2. 希望ど活力あふれ暮らしあたむまち「なは」』
1. 産業創造』における事業
に位置付けられている。

3. 那霸市総合計画上の位置付け
『施設、32 戰略的産業及び新たな産業の振興により繋げるまちをつくる』における事業
に位置付けられている。

4. 国連する主な事業計画

(那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那霸市総合計画を除く)

那霸市企業立地雇用施策基本指針

5. 事業実施期間

平成12年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

- 本事業は要件を満たした企業に対して助成金を交付する事業である。
助成は、津波指標が別途交付金（一括交付金）及び市の一括交付金である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	8,000	1,000	6,000
国庫支出金	—	—	—
県支出金	4,000	500	4,800
うち、ソフト交付金	4,000	500	4,800
一般財源	4,000	500	1,200
その他	—	—	—
予算執行額	7,074	999	—
予算執行率	88.4%	99.9%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
負担金、補助金及び 交付金	999	助成金の支給

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
新規企業立地社数（申請社数）	1社	(うち1社は交付せず)
新規常雇用者数	3名	3名

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

8. に記載のとおり、本事業の成果指標は新規企業立地社数（助成金申請社数）及び新規常雇用者数であるが、事業の目的が、那霸市における雇用の拡大及び産業の振興に寄与することであることを踏まえると、成果指標に一定の合理性が認められる。

(2) PCA ナイクル

- ① 効果検証 (C)
8. に記載のとおり、成果指標について目標値を達成しており、事業の効果が認められる。

なお、令和2年度はコロナウイルスの影響により、例年と比較して市への企業立地敷自体が減少し助成金交付額も減ったが、やむを得ない。

また、市は、8.1に記載した成果指標とは別に、これまで助成金を交付した全事業者から市に納付された法人市民税等を測定している。当該データによれば、令和2年度における助成金累計額が204百万円であるのに対し、法人市民税等累計額は2,962百万円と助成金交付累計額を大きく上回っており、市にとって投資を上回るリターンを得られたかどうかという観点から言つても本事業の効果が認められる。

(4) 改善 (A)

令和2年度はコロナウイルスの影響により、例年と比較して市への企業立地敷自体が減少する見込みとなつたため、当初予算額6百万円から1百万円へ予算の減額が適切に実施されている。このように、状況に応じて事業規模を適時に修正されており、適切な改善活動が実施されていた。

(3) 予算の積算・執行

① 予算の算定

令和2年度における歳出予算内示書及び関連資料を査閲したこと、特段指摘すべき点は発見されなかつた。

② 予算の執行

関連資料を査閲した結果、特段指摘すべき点は発見されなかつた。

(4) 令和元年度包括外部監査における指摘事項等への対応状況

① 意見 1

1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等

本事業の利用数は極めて低調である。検証シートの今後の取り組み方針に記載した本事業の周知活動を確実に実行頂き、今後増加に努めて頂きたい。

2. 令和2年度における対応状況

令和2年度はコロナウイルスの影響により周知活動の範囲も限定的であったため、改善状況について評価できない。

なお、過年度における本事業の利用実績は以下のとおりである。

年度	助成金交付件数(件)	助成金交付金額(千円)
平成23年度	9	12,779
平成24年度	6	10,190
平成25年度	5	11,287

平成26年度	7	15,075
平成27年度	7	4,473
平成28年度	5	7,462
平成29年度	3	3,218
平成30年度	3	3,846
令和元年度	3	7,074
合計2年度	1	999

平成27年度以降、利用実績が低下しているが、これは平成27年度から助成金交付対象企業の業種を限定したことによるものであり、やむを得ない理由によるものである。

本事業の助成金は上限が500万円程度と高額ではないため、当該助成金の存在を動機として那覇市に事業所を開設する企業は多くないと考えられる。したがつて、単に本事業の利用実績を増加させる施策を講じるというよりも、他の事業（移転活動サポート事業等）の実施と合わせて市として総合的な企業誘致活動を推進することが、本事業の目的達成に資するものと考えられる。

② 意見 2

1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等

本事業の助成対象企業には、沖縄県内の他の市町村から那覇市に事業所を移転させた場合も含まれるが、沖縄振興特別措置法は沖縄全体の発展を目的とするものであることを階層論が示すのであらうか。

そこで、県内外市町村からの那覇市への移転は除く旨明記することを検討頂きたい。

2. 令和2年度における対応状況

県や他の市町村からの異論は出ていなかっため、現状検討していない。

③ 意見 3

1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等

申請事業者から提出された「資料支払証明書」が平成30年8月30日付であるが、貨物の貸借人の証明日が平成31年1月25日となっており上記日付より後の日付となつていい。このように入力に誤りのある文書について訂正を出すべきである。

2. 令和2年度における対応状況

内容に誤りのある文章は発見されなかつた。

④ 意見4

1. 令和元年度包託外部監査における指摘事項等
本事業は企業の立地促進及び雇用の創出を目的としているため、補助金交付先団体の事業及び雇用の継続性は、効果測定の際の重要な指標となるため、雇用人員の住民税の特別徴収手続における受動的な把握だけでなく、より能動的にこの点の調査を行い、効果検証を行う必要がある。
2. 令和2年度における対応状況
市は、法人市民課担当部署への調査により、過去の助成金が象企業において那霸市民雇用人数について毎年集計の上、本事業の効果測定の参考資料として活用しており、適切に改善されているものと判断した。

(5) 助成金支給の判断
<意見①>助成金支給判断における観点

市は助成金申請企業より、助成金交付申請書及び新規資料を入手し、助成金交付要件を満たしていれば、原則的に助成金交付が決定となる。
しかしながら、本事業の目的が、那霸市における雇用の拡大及び産業の振興に寄与することである点を踏まえると、申請企業が市で実施する事業が成功し、なるべく長期的に事業が継続されることが望ましいため、交付要件を満たしているかどうかを確認することを検討されたい。現状では、助成金交付申請書類の添付資料である「企業及び事業概要書」に今後の事業展開が記載されているが、内容は1行程度であり、事業の計画を確認するには記載内容が不十分であるため、より詳細な事業計画の合理性についても確認することを検討されたい。

また、申請企業に形成してもらうか、若しくは申請企業に事業計画を申請企業にて提出するかの方法を考えられる。

また、令和2年度における助成金交付申請企業の中に、債務超過の企業が存在した。このように、財務基盤が脆弱な申請企業については、那霸市で実施しようとしている事業を継続するにあたっての資金的な裏付け（中長期の資金計画）についても確認した上で助成金の交付を決定させたい。

36. なはし創業・就職サポートセンター運営事業

1. 事業の概要

- (1) 所担当課
経済観光部 商工農水課

(2) 事業の目的

【創業支援】

創業準備の段階から創業後に至るまで支援を行い、創業率の向上と商業率の改善を目指す。

【就職支援】

求職者の就職活動の支援を行い、企業の人手不足の改善を図る。

(3) 事業の内容

【創業支援】

専門相談員が創業前の事業計画作成や資金調達等のアドバイスや情報提供を行うとともに、創業後の者に対しても相談、サポートを行う。また、新たな創業者の頃り起こりに驚かされるような各種セミナーの実施や、商工会議所や金融機関等の専門支援機関と連携し創業者支援を実施する。

【就職支援】

就職活動中の不安や悩みをもつ求職者に対し、専門相談員が相談者の状況に応じたサポートや就入情報を提供する。また、ビジネスマナーや電話応対などの就職に役立つ各種セミナーを実施する。

2. 那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
『施設の方向性2 慶祝と活力あふれ暮らし創けるまち「なは」 1. 産業創造』における事業に位置付けられている。

3. 那霸市総合計画上の位置付け
『施策33 商工業が発展するまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那霸市総合計画を除く)
那霸市企業立地雇用施策基本指針
那霸市創業支援事業計画

5. 事業実施期間
平成16年度からの継続事業。なお、創業支援は平成28年度から開始。

6. 事業の実施形態

本市は「なはし就職なんでも相談センター」を平成16年度に開設し、様々な就職希望者の相談の受け皿として雇用環境の改善に取り組んできた。また、「なは産業支援センター（マルチヨンゴ）」や「那霸市IT創造館」を開設し、創業者を支援し新たな地域元産業の創出と、また本市の長年の課題である雇用環境の改善を図るために、創業及び就職支援を行う相談窓口を設置してきた。從前、個別に実施してきた相談業務（創業支援・就職支援）を一本化し、専門的なノウハウを持つ事業者に運営を委託し、包括的な相談体制を構築するものである。

(2) 令和2年度予算執行額の内訳
(単位：千円)

節(子算科目)	金額	主な内容
需用費	13	消耗品費
役務費	78	通信運搬費としてインターネット使用料
委託料	9,371	相談窓口運営業務に係る委託料
他用料及び賃借料	235	パソコンリース料

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
相談窓口利用者	1,800人	1,696人
創業者	5人以上	9人
就職した人数の割合	3.06%以上	3.10%

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

<意見①>成果指標に改善の余地がある。
本事業の目的は「創業率の向上と競争率の改善」及び「企業の人手不足の改善」とされて
いる（上記1.（2）参照）。一方、成績指標は上記8.に記載のとおり「相談窓口利用者」、
「創業者」及び「就職した人数の割合」としているが、いずれも事業目的の改善状況を示す
ものではなく、また「相談窓口利用者」は活動目標に過ぎない。

	令和元年度	令和2年度	(参考)
予算額	9,942	9,942	令和3年度
国庫支出金	-	-	9,794
県支出金	7,887	4,464	7,816
うち、ソフト交付金	7,887	4,464	7,816
一般財源	1,343	2,868	1,216
その他	2,670	2,610	762
予算執行額	9,895	9,699	-
予算執行率	98.5%	97.6%	-

年間目標数として、
創業支援者数：435件、創業者数：85件、創業機関数：36件、創業機関成事業の対象者数：160人

ここで、事業計画及び基本指針は本事業の開拓計画等に位置付けられているため、事業計画及び基本指針で掲げる数値目標と本事業の成果目標（上記8・参照）の関係についてヒアリングしたところ以下の状況であった。

- ・ 近年の事業に係る成果目標設定時に、那覇市における主要統計データや基本方針の数値目標は特に考慮していない。
- ・ 基本指針における数値目標達成の觀点から、閣連する事業ごとの役割や成果目標の分担について検討されずに個々の事業を実施している。
- ・ さらに、事業計画においては、認定池漁業支援事業者として以下が挙げられているが、具体的な役割分担や成果目標をいかに担うかは一切不明である。

那覇商工会議所、琉球銀行、沖縄海邦銀行、ヨサブ信金、JAおきなわ、一般社団法人沖縄・ビジネスインキュベーション・ラザ、沖縄県信用保証協会、（株）ハナハナワーカーズおきなわ、（株）琉球DigicCo

このように、本事業における成果指標は事業目的に則っておらず、設立母體も愛称であるため、事業の効果、すなわち事業目的の達成状況を濫用して測定できる指標とは言い難い。また、本事業における成果指標を設定するにあたって事業に開拓する計画等（事業計画及び基本指針）で掲げる数値目標との関連性は考慮されていない。

事業目的に則した成果指標を設定ならびに事業を策定された。

具体的には以下の通りである。

① 成果指標について

総合計画をはじめ、本事業に開拓する前述の事業計画及び基本指針において認識した課題の解消を成果指標にすべきである。そして、その成果指標を開拓する事業の成果指標として分担（ブレーキダウン）することにより、各事業のPCAもより有意義なものになると考えられる。（第5章 第1・全般的意見1も参照された。）

② 事業の策定

予算制度のもとで原則として半年度単位で事業が策定されることは理解できる。一方で、本事業が対応する課題は半年度で効果が出るものではない。たとえ財源等の問題で事業の名目が変更した場合であっても、対応すべき課題が残つていれば成果指標は引き継がれるべきである。

また、本事業の財源である一括交付金（沖縄振興特別推進市町村交付金）は、沖縄振興に資する事業を市町村が主導的な選択に基づいて、市町村の実情に即した的かつ効果的な事業を実施することができる交付金である。様々な事業を策定するよりも、一括交付金の特性を最大限に活かし、課題を解消するために思い切った算配分に基づく事業の策定も検討に値する。

(2) PCA サイクル

① 効果検証 (C)

<意見②>成果目標と扯づけた効果検証について
令和2年度に実施された本事業の効果について、いわゆる「一括交付金事業として「沖縄振興特別推進交付金事業(市町村分)」検証シート」において検証している。
令和2年度はコロナ禍であったことから成績指標の達成は二の次で、予定していた活動をいかに消化するかに注力している様が伺えることから、適切に効果を検証できる状況に至っていない。次年度以降は、上記9・(1)で既述のとおり事業目的に即した成績指標の設定と併せて、その成績指標と組みけた達成状況、課題及び改善策を検証されたい。

② 改善 (A)

<指摘①>仕様書に定める内容の業務完了報告書が提出されていない、
本事業の「業務委託契約書」第4条2項で定める本業務の終了後に提出すべき業務完了報告書について、「業務仕様書」2（4）③では「乙は、本業務終了後、すみやかに事業結果の分析と提言を含む業務完了報告書（様式任意）を作成し、甲に報告すること。」と記載している。

しかし、業務完了報告書の内容は、実施した活動、現状認識、アンケート回答の列挙にとどまっており、分析と提言に関する旨は不十分であり、業務仕様書に準拠しているとは言えない。
業務仕様書に準拠した対応を図ることもさることながら、分析と提言は本事業に係るPCAとしても活用され、事業目的の達成に寄与すると考えられると考へることから附に重複されたい。

(3) 予算の積算・執行

① 予算の積算

<意見③>委託料における一般管理費の算定方法
本事業の委託料に係る算算・見附資料を査閲したところ、一般管理費について「総事業費の10%相当」として計算されてきた。担当者に質問したところ、「総事業費の10%相当」は從前の運用によるものであり、根拠規程等は無いことである。
委託料の積算にあたっては、市の要求水準を充たすために必要な金額を計上すべきところ、根拠が曖昧な項目は極力排除することが求められる。

そのため、一般管理費については、客觀的かつ合理的な算算を可能とする新たなルール（積算基準）を明確化されたい。
具体的には、経済産業省の「委託事務処理マニュアル」（以下、経産省マニュアルと言う。）が参考になると考えられる。経産省マニュアルでは以下の説明がなされている。

事業を行うためには必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出・特定が図

難なものについて、委託契約締結の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費をいいます。

具体的には、事業を行うために必要な家賃、光熱水料、コンピュータ使用料、回線使用料、文房具等の私用品等に要する経費のうち当該事業に要した経費として抽出・特定が困難なもの（抽出可能なものは「その他経費」に計上、ただし当該事業において計上可能な場合には記載。）が考えられます。（※下線は監査人による。）

なお、監査省マニュアルにおいても「般管理費率の目安として10%を用いているが、並に10%と定めるだけではなく、10%もしくは委託先法人の一般管理費率のいずれか低い率とする」と定めており、委託先法人の形態に応じた実績に基づく数値であり、一定の客觀性・合理性があることから那覇市においても換算に備する。

また、一般管理費の算定期は実績に基づく委託費に関する事務処理は明確化された上で、部課又は全行的に統一されるべきである。したがって、前職位又は全行で統一された委託業務に係る事務処理マニュアルを作成することを検討されたい。

② 予算の執行

実績報告書を查閱したところ、執行状況について特段指摘すべき事項は無かつた。

＜意見④＞非常ににおける機動的のががんについて
なお、令和2年度はコロナ禍であったことから経営指標の達成は二の次で、予定していた活動をいかに消化するかに注力している様子が伺えた。具体的には各種セミナーをオンライン開催に切り替えるといった対応である。コロナ禍のような非常時においても事業目的達成のために予算外途をいかに機動的に変更していくかは今後取り組むべき課題として認識すべきである。

（4）委託契約

① 契約の概要

契約先	株式会社プラスキャリア
契約方法	随意契約
契約期間	令和2年6月1日～令和3年3月31日
委託開始時期（委託過渡年数）	平成21年（12年後～令和3年終は均質化）
予定期格	7,982,500円（税込）
算札率	-
参加者数	-
予定期格清算方法	人事費は、市の給与・謝礼に係る規程を一部適用して算定。事務局統括者給与、広報・印刷費、交通費の

委託理由	積算根拠は不明。
随意契約理由	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍に伴うプロボーザル準備の困難さ、再燃難相談に要緊で対応する体制を構築するため、公募せず、前年度の業務実施者と随意契約を締結したもの。 ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約。

- ② 委託の必要性
- ＜意見⑤＞委託の必要性について
委託の必要について、例えば「那覇市が自前で実施する場合」と「委託する場合」のコストや効果を比較するといった検討は行われていない。
- 上記9.（1）で前述のとおり、成果指標に合理性が認められず、事業の効果が適切に評価されているとはい難い状況が継続していたことに鑑みると、事業そのものの必要性を再検討すべきである。

- ③ 業者選定方法の妥当性
- ＜意見⑥＞委託先選定時ににおける事業目的の明確化
従前、企画競争型公募（プロボーザル方式）を採用している。令和2年度は上記①表の随意契約由のとおり随意契約を実施している。同一の事業者が平成21年度から販売支店事業、平成28年度から創業支援事業を継続して受領している。
- 上記9.（1）で前述のとおり、成果指標に合理性が認められず、事業そのものの必要性もしくは再構築に併せて仕様書内容も再検討したうえでプロボーザル方式により選定すべきである。

- ④ 積算方法の妥当性
- 令和2年度は上記①表の随意契約由のとおり随意契約を実施しているため、複数見積りは検討していない。なお、上記9.（4）①を参照されたい。
- （5）令和元年度包括外部監査における指摘事項等への対応状況
- ① 意見1
1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等隨意契約する根拠が不明確である。また、2人以上の者から見積書を徵さなければならな

37. 中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業

いところ（那霸市製約規則 23 条 1 項）それががない。

2. 令和 2 年度における対応状況

上記 9. (4) で既述のとおり、令和 2 年度はコロナ禍の非常時であったことから改善の判断はできない。

② 意見 2

1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等

隨意契約で委託先を選定している場合、「沖縄振興特別推進交付金事業検証シート」には、随意契約である旨が記載されるが、本事業ではそれがない。

2. 令和 2 年度における対応状況

<意見⑦>沖縄振興特別推進交付金事業検証シートへの記載置れ。

令和 2 年度においても検証シート上、随意契約である旨の記載は無く、改善されていない。

③ 意見 3

1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等

既存の多くの相談窓口ではなく、本事業の相談窓口が必要な理由は何なのか判断然とした。

2. 令和 2 年度における対応状況

上記 9. (1) で既述のとおり、事業計画において認定並摺創業支援事業者が挙げられているが、具体的な役割分担や成果目標をいかに共有しているかどうかは一切不明であり、対応されているとは言い難い。

④ 意見 4

1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等

成果目標として、就職した人数の割合 2.4%をあげているが、この数字自体の比較対象が分からぬ。また、2.4%が就職につながられたら目標達成といつのは低すぎる数字ではないかと思われる。

2. 令和 2 年度における対応状況

上記 9. (1) で既述のとおり、本事業における成果指標は事業目的に即しておらず、設定指標も曖昧であるため、事業の効果、すなわち事業目的の達成状況を適切に測定できる指標とは言い難く、対応されているとは言い難い。

37. 中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業

1. 事業の概要

(1) 責当部署

経済観光部 商工農水課

(2) 事業の目的

市内中小企業事業者が開発もしくは代理店等として取り扱う商品・サービスについて、県外・海外の企業との商談や取引を活発化させ販路拡大に繋げることで、中小企業事業者の振興発展を図ることを目的とする。

(3) 事業の内容

市内中小企業事業者が開発もしくは代理店等として取り扱いを開始した商品・サービスを県外・海外に販路拡大するための経費（展示会等の出展費用・旅費等）の 1/2 を助成する。出展する展示会の開催場所により、以下のとおり補助上限額が異なっている。

海外：100 万円、県外：50 万円、県内：30 万円、県内：5 万円、県内：2 万円

（参考）出展料の 1/2

なお、令和 2 年度はコロナウイルスの影響により、出展会の実績数自体が著しく減少したことから、本事業における補助事業採択件数が 3 件（うち、1 件は採択後に出展会が中止となつたため未交付）に留まった。

また、沖縄県内で実施された「ツーリズム EXPO シャバパン」へ那霸市のブースを出展し、来場者に市の魅力をアピールした。

2. 那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け

『施策の方向性 2 希望と活力あふれ着らし創けるまち「なは」 1. 産業創造』における事業に位置付けられている。

3. 那霸市総合計画上の位置付け

『施策 33 商工業が発展するまちをつくる』における事業に位置付けられている。

（那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那霸市総合計画を除く）

4. 関連する主な事業計画
（那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那霸市総合計画を除く）
該当無し

5. 事業実施期間
平成23年度からの継続事業

6. 事業の実施形態
本事業では、市内中小企業事業者が開発もしくは代理店等として取り扱いを開始した商品・サービスを県外・海外に販路拡大するための経費を補助する事業である（補助率は1/2以内）。

財源は、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）及び市の一般財源である。

7. 事業費の予算額及び執行額
(1) 予算額及び執行額

	令和元年度	令和2年度	(参考)
			令和3年度
予算額	3,000	3,000	3,500
国庫支出金	—	—	—
県支出金	1,500	1,500	2,800
うち、ソフト交付金	1,500	1,500	2,800
一般財源	1,500	1,500	700
その他	—	—	—
予算執行額	2,352	1,362	—
予算執行率	75.1%	45.4%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節(子算科目)	金額	主な内容
備用費	264	ツーリズム EXPO ジャパンで使用したパンフレットの印刷費
使用料及び賃借料	731	ツーリズム EXPO ジャパンへの出展費用
食料金、補助金及び交付金	366	補助金の支給

8. 事業の成果指標
(活動指標)

指標	目標値	実績値
助成件数	県外：5社	県外：1社

(成果指標)

指標	目標値	実績値
商談成約率 (商談成約件数/商談件数)	10%	20% (2件/10件)

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

8. に記載のとおり、本事業の成果指標は商談成約率であるが、事業の目的が、事業者の販路拡大に繋げることであることを踏まえると、成果指標に一定の合理性が認められる。

<意見①>成果指標に改善の余地がある

ただし、商談成約率のみならず、「展示会への出展による売上増加額」を加えると補助金1円当たりの売上増加額により事業の効果が測定できるようになり、より適切であるため検討されたい。なお、「展示会への出展による売上増加額」は、既に補助が対象事業者からの事業実施状況報告書に記載されているため、集計可能である。

また、「商談成約件数及び相談件数」「展示会への出展による売上増加額」について、補助対象事業者からの事業実施状況報告書に記載されているが、現状、県内外での商談件数や県内外での売上高は事業の成果に含めるべきではない。本事業実施状況報告書において、県外向けと、県内向けの成果を区分して報告するよう検討されたい。（厳密には、市内向け売上と市外向け売上を区分すべきであるが、沖縄県内の流通業者は同一であることが多く、市内向けと県内地市向けの売上を区分することが難しいため、県内向け売上と県外向け売上を区分することを是棄する。）

<意見②>成果指標に改善の余地がある

また、現状、展示会に参加した年度の成果のみが成果指標の実績値として集計されているが、場合によつては、展示会参加の翌年度以降に効果（すなわち売上増加）が発現することも考えられる。実際には、市では展示会参加の翌年度においても、事業成果報告書を提出してもらう運用としており、翌年度の商談成約件数や売上高を把握しているところである。したがつて、本事業の成果を測定するにあたっては、複数年度に渡る売上増加額に基づき測定することを検討されたい。

<意見③>成果指標が設定されていない
次に、ソーリズム EXPO ジャパンへのブース出展については、「活動指標及び成果指標が何ら設定されていない。適切な成果指標が設定されていないと、「事業の効果測定」や「事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善」といった、いわゆる PDCA サイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCA サイクルの実施が必要になるため、事業目的や事業内容に合致した成果指標を設定する必要がある。
例えば、以下のような指標が考えられる。
・活動指標（ブースへの来客数、パンフレット配布数）
・成果指標（那覇市への帰光率数）

(2) PDCA サイクル

① 効果検証 (C)

9. (1) に記載のとおり、補助金給付事業については、「商談成約率」のみならず、「展示会への出展による売上増加額」を成果指標に加えると、より適切な効果が測定できる。なお、活動指標である助成件数が目標に達せば、予算割合が 15.4%と低い水準に留まっているが、令和 2 年度はコロナウイルスの影響により、出展会の実施数自体が著しく減少したことが原因であり、やむを得ない。

また、ソーリズム EXPO ジャパンへのブース出展事業については、効果検証のために適切な活動指標及び成果指標を設定する必要がある。
② 改善 (A)
9. (1) に記載のとおり、補助金給付事業については、「商談成約率」のみならず、「展示会への出展による売上増加額」を成果指標に加えると、より適切に事業実施上の課題を把握でき、適切な改善活動が実施できるものと考えられる。
また、ソーリズム EXPO ジャパンへのブース出展事業については、事業実施上の課題抽出及び次年度以降の改善活動のために、適切な活動指標及び成果指標を設定する必要がある。

(3) 予算の算定・執行

① 予算の概算

令和 2 年度における歳出予算内示書及び開通資料を査閲したところ、以下の事項が発見された。

<意見④>予算算定の根拠が適切でない
令和 2 年度の歳出予算内示書では、補助金給付予算額について、「県外(国内)部門 2 社 × 上限 500 千円 + 海外部門 1 社 × 上限 1,000 千円 = 2,000 千円」と清算されていた。
一方、助成件数の活動指標については、県外 5 社、海外 2 社と定められており、予算算定

資料と活動指標の助成目標件数が一致していない。

この点、過去の実績を踏まえると実際の助成金は助成上限額までは達していないため、助成金総額が 2,000 千円であっても「県外 5 社、海外 2 社」という助成件数の達成は可能である。

そうであるならば、予算算定時に助成金上限に基づき積算するのではなく、過去の実績の助成額に基づき積算することを検討されたい。

② 予算の執行
開通資料を査閲した結果、特段指摘すべき点が発見されなかつた。なお、補助金交付に関する詳細は 9. (4) を参照のこと。

(4) 補助金

① 交付目的

1. (2) に記載のとおり。

② 申請、決定、交付の手續

中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業助成金に係るふるさと夢申請書、助成金交付決定通知書、事業実績報告書、助成金交付額確定通知書を閲覧したこところ、特段指摘すべき点は発見されなかつた。

③ 補助金の交付時期

補助金の交付時期について、特段指摘すべき点は発見されなかつた。

④ 事業実施後の実績報告

事業実績報告書、補助対象経費に係る領収書、等を閲覧したところ、特段指摘すべき点は発見されなかつた。

⑤ 効果測定

9. (2) ①に記載のとおり。

⑥ 意見 1

(5) 令和元年度包括外部監査における指摘事項等
1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等
中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業（補助金）募集要項には、暴力団排除条項は存在するが、中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業助成金交付要領には暴力団排除条項が規定されていないため、その趣旨を明確にするためにも、早急にこれを改

正する必要がある

2. 令和2年度における対応状況
＜意見⑤＞助成金交付要綱に暴力団排除条項が規定されていない
令和2年度の助成金交付要綱においても暴力団排除条項が規定されていないため、対応されたい。

38. 那霸市農業次世代人材投資事業

1. 事業の概要
 - (1) 所担当課
経済観光部 農工農水課
- (2) 事業の目的
国の新規就農者支援事業である。
就農後5年以内の新規就農者に対して、給付金を助成（最大5年間）することにより、就農初期の経営の安定化を図る。
- (3) 事業の内容
就農後5年以内の新規就農者（原則50歳未満）に対して、原則1人年間150万円の給付金（夫婦で認定された場合は225万円）を、年2回に分けて交付する。
新規就農者とは、本市在住の農家で、今後の地域の農業の担い手や地域農業の在り方等を定めた地元町村の「人・農地プラン」に、名前が掲載された就農後5年以内の就農者である。
2. 那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
『施策の方向性・希望と活力あふれ暮らしあげるまち「なは」 1. 産業創造』における事業に位置付けられている。
3. 那霸市総合計画上の位置付け
『施策 34 農水産業が生き生きとしたまちをつくる』における事業に位置付けられる。
4. 開進する主な事業計画
(那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那霸市総合計画を除く)
特になし。
5. 事業実施期間
平成24年度からの継続事業
6. 事業の実施形態
本市在住の農家で、今後の地域の農業の担い手や地域農業のあり方等を定めた地元町村の「人・農地プラン」に名前が掲載された就農5年以内の新規就農者（原則50歳未満）に対して、経営が安定するまで（最大5年間）資金を交付する事業である。「人・農地プラン」

を算定していない本市の場合は、他町村のプランに載った本市農業者への交付事業のみを行う。

沖縄県：10/10（沖縄県農業次世代人材投資事業補助金）

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円) (参考)

	令和元年度	令和2年度実績
予算額	26,625	15,345
国庫支出金	-	-
県支払金	26,625	15,345
うち、ソフト交付金	-	-
一般財源	-	-
その他	-	-
予算執行額	25,619	14,545
予算執行率	96.2%	94.8%

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節(予算科目)	金額	主な内容
食料金・補助金及び交付金	14,545	補助金

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
給付対象者※	13人	13人
給付額	17,250千円	14,545千円

※実績値13人の内訳：新規採択者2人、継続対象者11人

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

<意見①>成果指標に改善の余地がある

本事業の目的は上記1、(2)に記載のとおり「試験初期の経営の安定化」である。一方、成果指標は上記8.に記載のとおり「給付対象者13名、給付額17,250千円」であり、いず

れも経営の安定性を示すものではなく活動目標に過ぎない。そのため、事業の効果、すなわち事業目的の達成状況を適切に測定できる指標とは言え難い。

なお、担当者によれば、児童レベルの成果指標として「所得350万円」と「事業計画の達成」を意識している。上記8.の成果指標よりも経営の安定性を示す指標であると考えられる。しかし、給付対象者で「所得350万円」は本事業に係る「那覇市農業次世代人材投資資金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)上の交付額算定において用いられる金額である。(下記の抜粋参照)。

また、事業計画については、農地のある市町村及び農業委員会がチェックしております。那覇市も年2回現地調査を実施しているものの、事業計画と実績の乖離が大きいケースがほとんどである。

このような現地レベルでの目標と実績が乖離した状況を踏まえた上で、事業目的に即した成果指標の設定ならびに事業手法を策定されたい。

具体的には、成果指標については、「試験初期の経営の安定化」を図るうえでの課題についてより詳細に分析し、その課題の解消を指標にすることを考えられる。本事業における補助金交付に併せて、課題の解消に注力した事業の概要を検討されたい。例えば、農業技術、経営管理に加えて、生産及び販売ネットワークの構築等に関する支援といったフォローアクションが考えられる。

【交付要綱】
第3条 (1) 第3条(1) 第3条(1) 第3条(1)
農業次世代人材投資資金交付要綱 (接続) (※下線は監查人による)
資金の額は、経営開始初年度は、交付期間1年につき1人あたり年間150万円を交付し、経営開始後年の所得に限り、資金を除く) を減じた額に5分の3を乗じて総所得額(農業経営開始後の所得に限り、資金を除く)を交付する。

(2) PDCAサイクル

① 効果検証 (C)

令和2年度に実施された本事業の効果については、令和2年度那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランにおけるPDCAサイクルにおいて検証されている。
成果指標の設定の在り方については上記9.(1)を参照されたい。

効果検証に関しては以下の状況が見受けられた。

<指摘①>就農後の状況調査が不十分

交付要綱第10条(4)では、交付期間と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合は、精気や災害等のやむを得ない事情として延長が認めどきを除いて、営農を継続しなかつた期間相当の資金を返還すべきことを定めている。(交付期間と同期間、同程度の営農を継続)とは、例えば補助金交付期間が1年間である場合、その後1年間の営農を継続する、ということである。)

また、交付要綱で参照する「沖縄県農業次世代人材投資事業実施要領」第5の2の（3）、第6の2の（6）では、交付期間終了後5年間、毎年7月及び1月末に就農状況報告の提出を求めている。

市では、病気、介護、被収により離農し、その後消息不明で報告が無いケースを認識しているが、追跡調査等を実施しておらず、営農継続に関する追跡管理が不十分な状態である。交付要綱に則した事業の不備であること、加えて、交付期間終了後の営農継続の状況確認は、事業成果を測るうえでも重要な情報収集となることから、改善が求められる。

② 改善（A）

PDAでは、今後の方針について「国の事業であり、現状のまま継続」とされており、特に改善に関する検討・記述はされていない。

上記9.（1）で前述のとおり、国の事業であっても、市が主体となつて実施する以上は、事業目的の達成に向けて検討工夫されたい。

（3）予算の算定・執行

① 予算の算定

本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を査閲したところ、事業者に対する補助金の清算額については「沖縄県農業次世代人材投資資金交付要綱」、「沖縄県農業次世代人材投資事業実施要領」、「那覇市農業次世代人材投資資金交付要綱」に基づき適切に算定されていた。

② 予算の執行

令和2年度の本事業予算15,345千円であったのに対し、予算執行額14,546千円となり、不用額800千円となった。補助申請の計画未達による不用額である。

補助金の給付は、関連する補助金交付要綱に基づき適切に給付されていた。

（4）補助金

① 交付目的

経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、農業次世代人材投資資金を交付する。

② 申請、決定、交付の手続

交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

③ 補助金の交付時期

交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

般財源も利用している。負担割合は、国：1/3、県：1/3、市：1/3となっている。

第2. 総合戦略以外の事業 39. 延長保育事業

1. 事業の概要 (1) 担当部課

こどもみらい部 こどもみらい課

(2) 事業の目的

保護者の就労形態の多様化に対応し、延長保育事業を実施することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって、児童の福祉の向上を図る。

(3) 事業の内容

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴い高まっている保育時間の延長に対する需要に応じたため保護者の勤務時間及び通勤時間との関係で定期までの迎えが難しい園児たちに対して、通常の保育時間を超えて保育を実施する保育施設に対し、延長保育に要した費用の一部を補助する。
なお、本事業の対象は、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所である。

2. 那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け 該当無し。

3. 那霸市総合計画上の位置付け 『施策 21 すべての子どものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画 (那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那霸市総合計画を除く) 子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間 平成3年度からの継続事業

6. 事業の実施形態 本事業は、保育施設に対し、延長保育に要した費用の一部を補助する事業である。 財源は、国庫支出金及び県、市支給交付金(いずれも子ども・子育て支援交付金)に加え、市の一

般財源も利用している。負担割合は、国：1/3、県：1/3、市：1/3となっている。

7. 事業費の予算額及び執行額 (1) 予算額及び執行額

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	107,380	117,000	94,250
国庫支出金	35,786	39,000	31,416
県支出金	35,786	39,000	31,416
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	35,788	39,000	31,418
その他	—	—	—
予算執行額	84,987	70,389	—
予算執行率	79.2%	60.6%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳 (単位：千円)

節(予算科目)	金額	主な内容
負担金、補助金及び交付金	70,889	補助金給付額

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
延長保育を利用した児童数	5,244人	4,815人
延長保育を実施した施設数	126施設	122施設

9. 監査結果及び意見

- 成果指標
本事業の成果指標は8.に記載のとおり、延長保育を利用した児童数及び延長保育を実施した施設数となっている。本事業の目的が、延長保育事業を実施することで安心して子育てができる環境を整備すること、であることを踏まえると、現状の成果指標は合理的である。

(2) PICA サイクル (4) 極助金

① 効果検証 (C)

8. 「記載のとおり、延長保育を利用した児童数及び延長保育を実施した施設数は、いずれも実績値が目標値を下回っていた。これは、コロナウイルスの流行に伴う緊急事態宣言等の期間においては、家庭内保育の実施により延長保育の需要が減ったことが要因である。特段指摘すべき点は発見されなかつた。

② 改善 (A)

9. (2) ①に記載のとおり、令和2年度における目標値と実績値の差異理由は、コロナウイルスの影響によるものであり、やむを得ない。

<意見1>市民のニーズを踏まえた事業の評議

既述のとおり、成果指標に基づく PICA サイクルの実施の観点からは特段指摘すべき点は発見されなかつたが、延長保育に係る市民の需要は、100%未だされているかどうか、という観点からも改善活動を実施することを検討された。具体的には、以下のような作業が考えられる。

- ・ 保育施設への聞き取り等により、保護者から延長保育に関する希望を受けたが、保育士不足等、施設側の受け入れ体制不足により、延長保育を断った人数を把握する。(潜在的な延長保育ニーズ量の把握)

- ・ 施設側の受け入れ体制が不足している要因を聞き取り調査し、市が実施している補助事業の措置を含め、施設側の受け入れ体制を美と目指す。

・ 最終的に、延長保育を希望する保護者の全員が延長保育を利用できる状況を目指す。

(3) 予算の積算・執行

① 予算の積算

令和2年度における歳出予算内示書を查閲したこと、特段指摘すべき点は発見されなかつた。

② 予算の執行

9. (4) 参照のこと。
なお、令和2年度における予算執行率は60.6%と低い水準に留まっているが、これはコロナウイルスの流行に伴う緊急事態宣言等の期間において、家庭内保育の実施により延長保育の需要が減ったことが要因である。

① 交付目的

1. (2) に記載のことより。

- ② 申請、決定、交付の手続
那覇市延長保育事業補助金に係る補助金交付申請書、補助金交付決定通知書、補助事業実績報告書、補助金交付確定通知書を閲覧した。

<指摘1>対象となる児童が補助金交付条件を満たすかどうかの確認が不十分
延長保育事業実施要綱(厚生労働省雇用均等等・児童家庭局) 3. によれば、本事業の対象となるのは、「子ども・子育て支援法第19条第2号又は第3号の支給要件を満たし、同法第20条第1項により市町村の認定を受けた児童」であるとされている。
しかしながら、補助金申請及び補助金事業実績報告時ににおいて、市は延長保育を利用する児童が当該支給要件を満たしているかどうかを確認していないかった。
子ども・子育て支援法第20条第1項の認定を行うのは市であるため、延長保育利用児童名簿を保育施設から入手すれば、当該児童が子ども・子育て支援法第20条第1項第2号又は第3号の認定が得られた児童であるかどうかは検証できる。今後は補助金の支給要件を満たしているかどうかについて確認が必要である。

【子ども・子育て支援法より抜粋】

(支給要件)

第十九条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対するものである。
一 小学校就学前子どもの第二十七条第一項に規定する特別利用保育、保育、第二十九条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教養、第二十九条第一項に規定する特定地域型保育又は第三十一条第一項第四号に規定する特別保育の利用について行う。
二 三歳以上の小学校就学前子ども(次号に掲げる小学校就学前子どもに該するものを除く。)
三 三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

四 三歳未満の小学校就学前子どもであって、前述の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

(市町村の認定等)

第二十条 前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めることにより、市町村に対し、

その小学生就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有するごと及びその該当する回復各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学生就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学生就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

※下線は監査人による。

<意見②>保育士配置人数の確認が不十分
延長保育事業実施要綱4. ③によれば、延長保育実施時の保育士配置人数が必要件として定められている。例えば、民間保育所等においては、基準配置数(算出おおさね)3人につき1名以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1名以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1名以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1名以上)を確保するとともに、保育士の数を2名以上確保することが求められている。

この点、市は保育施設に対する指導監査において、延長保育実施時に2名以上の職員を配置するよう指導していることをもって、上記要件を備えていると判断している。

しかしながら、指導監査においては、2名以上の職員を配置するよう指導しているものの、実際に2名以上の職員を配置しているかどうかの確認が行われていないため、要件充足の確認が不十分である。

しがたつて、指導監査時又は本事業における事業実績報告書の検査時において、保育施設が実際に2名以上の職員を配置しているかどうかの検証の実施が検討された。具体的には、例えば延長保育実施時間帯における担当保育士の勤務割合や該保育士の勤務時間が記録されたタイムカード等をサンプルで検証するという方法が考えられる。

③ 補助金の交付時期
特段指摘すべき点は発見されなかった。

④ 事業実施後の実績報告

<意見③>延長保育時間の集計誤りを防止するための施策について
子ども・子育て支援交付金交付要綱(令閣總理大臣)の別紙において、本事業の補助金基準額が定められている。例えば、「1. 一般型 (2) 保育費算定期間認定 ア. 保育所及び認定こども園」の補助金基準額(年額)は以下のとおりとなっている。

延長時間区分	基準額(年額)
30分	300,000円

1時間	1,564,000円
2～3時間	2,460,000円
4～5時間	5,176,000円
6時間以上	6,077,000円

このように、延長時間の区分毎に補助基金額が異なることになる。
次に、延長時間区分に関しては、延長保育事業実施要綱4. ④において実施要件が定められしており、例えば、累積時間認定の場合は、以下のとおりとなっている。

- (ア) 1時間延長
開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の1日当たり平均対象児童数が6人以上いること。
 - (イ) 2時間延長
開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が3人以上いること。
 - (ウ) 3時間以上の延長
(ア) 同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が3人以上いること。
 - (エ) 30分延長
(ア)～(ウ)に該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。
- 以上のとおり、延長時間区分毎に補助基金額が異なるため、延長時間区分をどの区分とするかについては、本事業において重要な点であると言える。
- ここで、延長時間区分の判定において、市は保育施設が作成した「別の延長保育利用児童数一覧表(※)」の内容が正しいとの前提で判定を実施しているが、現状の市の方法では、保育施設が作成する延長保育利用児童数一覧表が誤って作成されたり、不正に改ざんされたりしたとしても、気付かずして補助金給付手続が行われてしまうリスクがある。

このようなリスクを低減するために、例えば、以下のような対応を検討されたい。
新規投資用賃貸一堅事を正しく判断するためには、次のとうらか体制を構築すべきである。

・延長休日利用児童数一覧表を正しく作成するのに、以下の体制を構築することを保育施設側へ指導する。

1. 延長時間毎の児童数のカウント及び記録をはなく2年以上で実施することでカウント誤りを防ぐ。
 2. 児童数の記録欄にカウントした保健士が署名することで、後日記録欄が改ざんされることを防ぐ。

1. 保育士の入件費（時給×延長保育時間×延長保育実施回数で算定）

- ・ 時終相当金額が正しく算定されているかどうかについて、給与計算台帳等を閲覧して確認する。
　　研究会出席回数について タイムカードや勤怠証明書等閲覧】アシスタント

。是文末日美施回教に於いて、アラム語の翻訳物語等を閱見したる。

2. 光熱水費

- ・ 計上額について、領収書等を閲覧する。
- ・ 何らかの按分基準により延長保育時の光熱水費を算定している場合、按分基準が合理的

であるかどうかについて保育施設へ質問する。

なお、本事業における補助金枠外の保育施設は122箇所（令和2年度）と多いことから、これらは、相当課の人的リソースの関係上、全ての施設に対して上記のような追加の検査手続を実施することとは難しい可能性もあるが、その場合には、以下のよう分方法を取ることも考えら

物を市の人々にソースは限られるが、検査の方法を工夫するこにより効率的かつ効率

複数年のローテーションにより、数年に1回の頻度で追加の検査手順を実施する。
④ リバードドリノーベルはついで、便器の内面を上とするように、リバードドリノーベル中
的に検査を実施された。

・補助対象経費が多額な施設や、補助対象経費が前年比で増加している施設に対して、追



延長保育利用児童数一覧表の雛型 令和2年度 暑長保育利用状況表

加の検査手続を実施する。

- 一定期間終了時点（例えば、9月末時点）の補助対象経費について、事業年度中に中間検査を実施しておくことで、事業終了後の確定検査の負担を減らす。
- 「実施すべき検査手続」（検査時に確認すべき資料）「検査時留意すべきこと」等を、記載したマニュアルを作成し、誰が検査を実施しても一定の質を保つことができる状態にしておく。

<意見④>補助対象経費の算定根拠が不正確
保育施設からは、補助対象経費のうち、おやつ代が1人当たり50円、教材費が1人当たり50円として報告されているが、当該金額は実費ではなく、市部の取り決めにより決められた金額である。このような取扱いとする理由は、延長保育事業に掛かるおやつ代及び教材費のみを区分して算出することは困難であるためとのことです。
市の説明は納得できる。
しかしながら、1人当たりおやつ代及び教材費を50円とした根拠が無く、金額の合理性が確認できない点は問題である。そこで、何らかの方法で1人当たりおやつ代及び教材費を算定し、根拠のある金額を使用すべきである。具体的には、例えば以下のようないふりを考えられる。

- 延長保育時に保育施設で実際に行なわれているおやつ代及び教材費を調査して1人当たりおやつ代及び教材費を計算する。
2. 保育施設毎に、施設の收支計算書に記載されているおやつ代・教材費の金額を利用し、以下の算定例のような方法により、延長保育時の1人当たりおやつ代・教材費を算定する。その上で、市の全施設の1人当たりおやつ代・教材費平均値を算定する。

※1人当たりおやつ代算定例
(前提)

- ・年間おやつ代：200,000円
- ・総児童数 13人 うち、延長保育利用児童は年間平均 3人
- ・延長保育を利用しない児童への通常の保育時間が 1日当たり 7時間。延長保育を利用する児童への平均保育時間が 10時間。
- ・年間の開園日数は 200 日。

(算定式)

$$200,000 \text{ 円} \div (10 \text{ 人} \times 7 \text{ 時間} \times 200 \text{ 日} + 3 \text{ 人} \times 10 \text{ 時間} \times 200 \text{ 日}) \times (10 \text{ 時間} - 7 \text{ 時間}) = 30 \text{ 円}$$

 以上より、延長保育時の1人当たりおやつ代は 30 円と算定される。

<指摘③>補助金に係る消費税等の仕入控除控除

子ども・子育て支援交付金交付要綱第5条(7)において、「事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除額が確定した場合は、別紙様式8により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない、「内閣総理大臣は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させて、補助金に係る消費税等の仕入控除税額が生じたかどうかの確認を行っていない。」
保育施設の運営事業者は社会福祉法人等が多いと考えられるが、社会福祉法人であっても、特定取引割合が5%以下となる法人は補助金に係る消費税等の仕入控除額が発生する可能性があるため、事実確認が必要となる。
したがって、事業者における消費税等の仕入控除税額の発生の有無について、漏れなく正確に把握するためには、補助金に係る消費税等の仕入控除税額が0円となった法にも含めて、報告書の提出を求ることを検討されたい。

なお、補助金に係る消費税等の仕入控除税額について事業者が返還を求める必要がある点については、他の補助金給付事業においても生じ得る状況であるため、上記の取扱いについては、本事業単独ではなく、全般的又は新規統一的に検討すべきであろう。

⑥ 納入額測定

9. (2) ①を参照のこと。

40. 児童クラブ賃借料補助金

1. 事業の概要
(1) 所担当課
こどもみらい部 こども政策課

(2) 事業の目的
公共施設以外の民間施設を賃借している放課後児童クラブへ賃借料補助金を交付し助成することことで、放課後児童健全育成事業の実施とその利用を促進し、児童の健全な育成に資することを目的としている。

(3) 事業の内容
公共施設以外の民間施設を賃借している放課後児童クラブに対し、賃借料補助を行う。補助率は補助対象経費である賃借料の 80% であり、また、補助金額は月額 8 万円を上限とする。

令和2年度は、61 施設に対し、合計 54,050 千円の補助金を交付した。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
該当無し。

3. 那覇市総合計画上の位置付け
『施策 21 サービスのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画
(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)
子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間
平成 24 年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

本事業では、放課後児童クラブに対して施設賃借料を補助している。
財源は、県支出金（沖縄振興特別推進交付金）及び市の一般財源である。

* 活動指標及び成果指標は、令和2年度沖縄振興特別推進交付金事業検証シートに記載されている。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	令和元年度	令和2年度	(参考) (単位：千円)
予算額	48,057	54,356	令和3年度 58,191
国庫支出金	—	—	—
県支出金	38,445	43,484	46,552
うち、ソフト交付金	38,445	43,484	46,552
一般財源	9,612	10,872	11,339
その他	—	—	—
予算執行額	47,864	54,050	—
予算執行率	99.6%	99.4%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節(予算科目)	金額	主な内容
負担金、補助及び交付 和金	54,050	児童クラブ賃借料補助金の給付

8. 事業の成果指標

(活動指標)

指標	目標値	実績値
補助金を交付する児童クラブ数	61ヶ所	61ヶ所

(成果指標)

指標	目標値	実績値
対象となる児童の保護者へのアンケートで、安心・安全に子どもを預けることができ、育児の負担感が軽減されたこと感じたか(80%以上)を含め、アンケートにより本事業のあり方を検証する。	80%	(コロナの影響によりアンケートが実施できなかつた)

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

本事業の成果指標は8.に記載のとおりである。本事業の目的が、施設賃借料に対して補助金を交付することで放課後児童クラブ利用を促進すること、であることを踏まえると、現状の成果指標の内容には一定の合理性が認められる。しかしながら、以下のようないふ事項が発見された。

なお、8.に記載のとおり、令和2年度はコロナウイルスの影響により、保護者へのアンケートは実施されなかったがやむを得ない。市は、その代替として、事業者へのアンケートを実施し、「保護者の育児負担感が認識されるため、現行補助が継続して必要であるか」について確認したところ、全事業者が継続して補助が必要であるとの回答が得られたとのことであった。

<意見①>成果目標の数値に合理的な根拠が無い。

令和2年度の成果目標は保護者へのアンケートによる満足度 80%と設定しているが、当該数値の算定基準を質問したこところ、「より多くの利用者が満足する状態を目指し 80%と設定した」とのことであったが、より多くの利用者が満足する状態が何故満足度 80%に繋がるのかについては合理的な理由は無かった。

成果目標が合理的に算定されなければ、成果目標の達成度により事業の成績を判定することはできなくなるため、成果目標は合理的な根拠を設定する必要がある。

満足度の目標値を合理的に設定することは難しい面もあるが、例えば過去の実績値を踏まえて算定する方法も考えられる。満足度を成果目標としたのは平成30年度からあるが、平成30年度の満足度は 81.6%。令和元年度の満足度は 90.8%であり、令和元年度においては目標値よりも大きく上回ったことを踏まえると、今後は 80%を超える数値を成果目標として設定することを検討すべきである。

また、保護者からのアンケート回答は、本事業における今後の改善活動に繋がる気づきが記載されていることがあると考えられるため、市は、満足度の達成度に関わらず、アンケート回答を改善活動に反映されたい。

<意見②>成果目標に改善の余地がある

本事業の目的を踏まえると、児童クラブ運営事業者に対して財政支援を行うことで、児童クラブの利用を促進し、最終的に放課後児童クラブに係る特機児童を解消することにあると考えられる。この点、市においても特機児童数の削減を目指すべきという認識は同様であり、毎年特機児童数を把握しているため、成果目標に特機児童数を加えることを検討されたい。

(2) PDCAサイクル

① 効果検証 (C)

上記9.(1)に記載のとおり、成果目標の目標値に合理性が認められないため、事業の効果を適切に検証できない。
また、特機児童数についても成果目標に加えることで、より有効な効果測定が実施されるものと考えられる。

② 改善 (A)

上記9.(1)に記載のとおり、成果目標の目標値に合理性が認められないため、事業の課題抽出や改善活動が十分に実施されているとは言え難い。
また、特機児童数についても成果目標に加えることで、より有効な事業の課題抽出や改善活動が実施されるものと考えられる。

(3) 予算の算算・執行

① 予算の算算
令和2年における歳出予算内示書を查阅したところ、特段指摘すべき点は発見されなかつた。

② 予算の執行

詳細は9.(4)を参照。
1. (2)に記載のとおり。

② 申請、決定、交付の手続
那覇市放課後児童健全育成事業補助金に係る補助金交付要綱、補助金交付確定通知書をサンプルで閲覧したこところ、交付決定通知書、補助事業実績報告書、補助金交付申請書、補助金交付手続通知書等は差見されなかつた。

③ 補助金の交付時期
補助金の交付時期について、特段指摘すべき点は発見されなかつた。

④ 事業実施後の実績報告

那霸市放課後児童健全育成事業補助金に係る補助事業実績報告書、補助対象経費に係る根拠資料（賃貸借契約書）及び市の検査調書をサンプルで閲覧したところ特に問題となる事項は発見されなかつた。

⑤ 効果測定

9. (2) ①に記載のとおり。

④ 行機児童対策特別事業（認可外）

1. 事業の概要
 - (1) 責当部署
こどもみらい部 こどもみらい課
- (2) 事業の目的
認可外保育施設の保育の質向上、入所している児童の処遇向上、保育施設認可化の促進及び保育における児童の適切な保護を一体的に実施する。
- (3) 事業の内容
那霸市守郷児童対策特別事業実施要綱に定める要件を踏ました認可外保育施設に対して、以下の財政支援を行う。
 - ・児童の給食費補助（補助金）
 - ・児童の健診診断（委託）
 - ・看護師の検更検査（委託）
 - ・保育園長監督責任保険料補助（補助金）
 - ・保育材料等の取得費補助（補助金）
 - ・認可外保育施設指導監督基準を満たすための施設修繕費の補助（補助金）
2. 那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
該当無し。
3. 那霸市総合計画上の位置付け
『施策 21 すべての子どものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。
4. 関連する主な事業計画
那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那霸市総合計画を除く
那霸市子ども・子育て支援事業計画
5. 事業実施期間
平成25年度からの継続事業
6. 事業の実施形態
本事業は、認可外保育施設に対して、主に補助金給付により、保育施設に係る費用の一一部

を補助する。
財源は、県からの支出金及び市の一般財源であり、食生活は県が9/10、市が1/9となっている。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	(参考)
	令和3年度	令和3年度	
予算額	78,975	71,515	59,687
国庫支出金	—	—	—
県支外出金	71,076	64,362	53,717
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	7,899	7,153	5,970
その他	—	—	—
予算執行額	59,709	52,374	—
予算執行率	76.0%	73.2%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

部／(算科目)	金額	主な内容
委託料	4,792	児童の健診診断：4百万円 調理師の検査検査：0.7百万円
負担金、補助金及び 交付金	66,723	児童の給食費補助：51百万円 保育園預金運営責任保険料補助：0.6百万円 保育材料等の取得費補助：14百万円

8. 事業の成果指標

数値目標は設定されていない。

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

<意見①>成果指標が設定されていない、

8.に記載のとおり、本事業の成果指標は設定されていない、成果指標が設定されていないと、「事業の効果測定」や「事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善」といった、いわ

ゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が必要となるため、適切な成果指標を設定する必要がある。
例えば、本事業に類似する事業として、沖縄県が実施する「待機児童対策特別事業」があるが、沖縄県の待機児童対策特別事業においては、「全認可外保育施設のうち、補助を実施する施設の割合」、「保育の質に関する満足度（アンケートにより聽取）」、「指導監督基準成施設数」等が成果指標として設定されており、参考にされたい。
(「令和2年度沖縄県待機特別推進交付金 沖縄県実施分 事後評価結果報告表」(沖縄県フェザサイド)を参照)

(2) PDCAサイクル

① 効果検証 (C)

9. (1)に記載のとおり、成果指標が設定されていないため、事業の効果が適切に評価されているとはい難い。

② 改善 (A)

9. (1)に記載のとおり、成果指標が設定されていないため、事業の課題抽出や改善活動が十分に実施されているとはい難い。

(3) 予算の算策・執行

① 予算の算策

令和2年度における歳出予算内示書を参考に算定されており、特段指摘すべき点は見られなかった。

② 予算の執行

詳細は9.(4)及び(5)を参照。

<意見②>予算の効率的な組分けについて
本事業の予算執行率は、3年連続して70%代と十分な執行率とは言えない状況である。(平成30年度：75.9%、平成31年度：76.0%、令和2年度：73.2%)
この理由であるが、相当額の予算が未執行のまま残ってしまった。保育施設のうち、補助経費に係る領収書の紛失により、結果的に補助金を申請しない保育施設が存在すること、などの理由が考えられるとのことであった。本事業は要件を満たした全ての保育施設に補助金を給付する事業であるため、補助金支給可能性を踏まえると、予算措置時点においてはある程度多めに予算を確保しておく必要性があるため、予算執行率が他の事業と比較して相対的に低くなってしまうことはやむを得ない。

しかしながら、予算執行率が低く、予算執行残高が多額に発生する事業が生じてしまうということは、その分、本米実施できなかった他の事業の予算が削かれているということであり、市における効果的かつ効率的な事業の実施という観点からは望ましく、可能な限り予算執行率を上げる努力を行るべきである。

この点、9.(1)に記載たとおり、「全課可外保育施設のうち、補助を実施する施設の割合」を成長指標に設定すると、成長指標達成のために保育施設への補助金支給を働きかける動きが從来以上に強まることが予想されるため、適切な成長指標の設定は、予算執行率向上にも寄与することとなると考えられる。

(4) 補助金

対象：児童の給食費補助、保育園損害賠償責任保険料補助、保育材料等の取得費補助

① 交付目的

1. (2)に記載のとおり。

② 申請、決定、交付の手続
サンプルベースで、各補助金に係る補助金申請書、補助金交付決定通知書、補助事業実績報告書、補助金交付確定通知書を開示したところ、特段指摘すべき点は発見されなかつた。③ 補助金の交付時期
概算払いは無く、補助金交付確定通知後に交付されていた。特段指摘すべき点は発見されなかつた。

④ 事業実施後の実績報告

＜意見③＞補助対象経費の振扱資料である領収書の日付が空欄になっている
サンプルベースで、補助事業実績報告書及び添付資料類を開示したところ、日付欄が空欄となっている領収書が発見された。

日付が記載されていない領収書では、令和2年度における補助対象経費の支出であるかどうかを証明することができないため、領収書には日付を記載するよう保育施設への指導を徹底いただきたい。

＜意見④＞補助対象経費に係る振扱資料の保管状況について
サンプルベースで、補助事業実績報告書及び添付資料類を開示したところ、給食費に係る領収書や請求書のコピーが添付資料として保存されていない取扱が発見された。相当課によれば、実績報告書入手し、検査実施時には原本を確認したが、コピーを取り忘れたためとのことであった。

コピーを取り忘れてしまったことはやむを得ないが、補助対象経費のうち、一部の取引は

領収証コピーを実績報告書の添付資料として保存し、一部の取引は領収証コピーを保存していないという状況は、全体として資料を見た時に印象が悪く、検査を適切に実施しているかどうかについて懸念を抱かせる原因にもなってしまう。
包括外部監査や市の監査委員による監査を受けた際に、監査人に余計な疑惑を抱かせないよう、領収証コピーを保存するか否かの方針を明確にし、保存するのであればコピーの取り忘れないように留意されたい。

⑤ 効果測定

9. (2) ①に記載のとおり。

(4) 補助金

対象：児童の健康診断、調理師の検便検査

① 委託先選定方法

児童の健康診断業務は、社会福祉契約で、調理師の検便検査業務は指名競争入札で、それぞれ委託先を選定していた。

② 申講、決定、交付の手続

サンプルベースで、各補助金に係る補助金申請書、補助金交付決定通知書、補助事業実績報告書、補助金交付確定通知書を開示したところ、特段指摘すべき点は発見されなかつた。

③ 補助金の交付時期

概算払いは無く、補助金交付確定通知後に交付されていた。特段指摘すべき点は発見されなかつた。

④ 事業実施後の実績報告

＜意見⑤＞補助対象経費の振扱資料である領収書の日付が空欄になっている
サンプルベースで、補助事業実績報告書及び添付資料類を開示したところ、日付欄が空欄となっている領収書が発見された。

日付が記載されていない領収書では、令和2年度における補助対象経費の支出であるかどうかを証明することができないため、領収書には日付を記載するよう保育施設への指導を徹底いただきたい。

＜意見⑥＞補助対象経費の振扱資料の記載内容が不十分
児童の健康診断業務のうち、内科健診業務については、市内の開業医師と随時契約を締結しており、令和2年度の委託先医師数は24名であった。

ここで、市は健康診断業務監督基準の遵守のため、内科健診業務を専門医へ委託して「認可外保育施設監督基準の遵守のため、内科健診業務を専門医へ委託する事業実施契約の締結が受賞するため当該者が医師の受託を調整していく。委託料は令和元年度までの実績単価1,000円を適正とし、地方自治法第167条の2第1章第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。」と記載されているが、当該文章の内容では隨意契約に対する理由の説明にはなっていない。

この点、担当課に随意契約とする理由について追加で質問したこところ、委託料が低廉（1件当たり1,000円）であることもあり、市側が頗る込んでようやく医師側に引き受けもらえる状況であることが理由とのことであった。確かに、1件当たり1,000円は廉価であるため、担当課の説明は納得できる。

このような理由が存在するのであれば、健康診断業務実施事業実施における随意契約とする理由についても明記すべきである。

② 委託金額の決定方法

委託金額は、見積書等を参考に決定されており、特段指摘すべき点は発見されなかつた。

③ 契約
委託契約書等を開示したところ、特段指摘すべき点は発見されなかつた。

④ 事業実施結果の検査
市は、委託業務終了後に、補助対象となる保育施設から健康診断結果報告書を入手し、委託業務が適切に完了したことなどを確認している。特段指摘すべき点は発見されなかつた。

42. 宇美原小区児童クラブ活動拠点整備事業

1. 事業の概要

(1) 負担部課
こどもみらい部 こども政策課

(2) 事業の目的

沖縄県放課後児童クラブ支援事業実施要綱及び同事業費補助金交付要綱により、「沖縄県放課後児童クラブの公的施設移行等促進及び環境整備を行うことにより、放課後児童クラブ運営ガイドライン」に基づいた望ましい環境を確保し、放課後児童クラブを利用する児童の健全育成を図ることを目的とする。

(3) 事業の内容

沖縄県放課後児童クラブ支援事業実施要綱及び同事業費補助金交付要綱により、放課後児童クラブの専用施設の整備を行う。補助対象経費は、公的施設活用を促進するために必要な施設整備に要する委託費、工事費または工事請負費である。
具体的には、小学校の敷地内に放課後児童クラブの建物を建築する事業である。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
該当なし。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 開進する主な事業計画

(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)
那覇市子ども・子育て支援事業計画、放課後子ども総合プラン

5. 事業実施期間

平成30年度からの継続事業
財源は、主に県支出金（沖縄県放課後児童クラブ支援事業補助金）を活用した事業である。

7. 事業費の予算額及び執行額
 (1) 予算額及び執行額
 童厚生施設等を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図る事業であり、
 那霸市が当該事業を実施することに特段指摘すべき事項はない。

(単位：千円)			
	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	3,968	58,398	—
国支出金	—	—	—
県支出金	3,537	52,491	—
うちソフト交付金	—	—	—
一般財源	431	—	—
その他	—	5,907	—
予算執行額	3,966	58,081	—
予算執行率	99.9%	99.5%	—

(注) 令和2年度で事業完了しているため、令和3年度は該当なし

(単位：千円)	
節(子算科目)	金額
職員手当等	67
委託料	1,716
使用料等	3
工事請負費	56,294
計	58,081

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)	
節(子算科目)	金額
放課後児童クラブの建物の建設	67
放課後児童クラブ建設にかかる監理委託料	1,716
担当課による成果とも考えられる。 (成果指標)	3
放課後児童クラブ建設にかかる建築工事代 費	56,294
計	58,081

8. 事業の活動指標・成果指標
 (活動指標)
 放課後児童クラブの建物の建設

(成果指標)
 担当課によれば、大枠では待機児童解消や条例等に基づいた環境整備を行うことを成果指標としているが、詳細な成果指標は設定していないとのことである。

9. 監査結果及び意見
 (1) 事業の内容
 放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、小学生の保護者が労働等により屋間家庭といいものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児

(2) 成果指標
 <意見①>成果指標が設定されていない。
 上記8.に記載の通り、現時点において、詳細な成果指標は設定されていない。成果指標が設定されていないと、「事業の効果測定」や「事業実施」の監視抽出・次年度以降の改善】といった、いわゆるPDCAサイクルを確立することが難しい。
 したがって、透明な成果指標を設定することが実施することができる。本事業の実施が放課後児童クラブの新設により児童クラブ待機児童の解消に資することを踏まえると、「児童クラブの待機児童数」や本事業実施による「放課後児童クラブ定員の増加数」等を成果指標とし、最終的に待機児童の解消を目指すことが考えられる。

(3) PDCAサイクル

① 効果検証 (C)

8.に記載のとおり、成果指標が設定されていないため、事業の効果を適切に評価する仕組みが構築されているとは言い難い。

なお、令和2年度は宇美原小学校児童総数890人のうち157人が放課後児童クラブを利用していたが(利用率23.1%)、令和3年度は利用率25.8%(児童総数659人のうち、利用者数170人)と利用者数、利用率ともに改善されていた。これは老朽化した放課後児童クラブを建て替えたことによる成果とも考えられる。
 この点、担当課によれば、本事業の効果として、「定員数が増加したこと」、「利用者数が増加したこと」及び「児童1人当たりの施設面積が増加したこと」をあげている。

【令和2年度と令和3年度の面積比較】

	専用区画	定員 (専用区画÷1.65 m ²)	利用者数 1人当たり の面積
令和2年度	75 m ²	45人	55人 1.36 m ²
令和3年度	120 m ²	72人	65人 1.84 m ²

このように、本事業によって定員及び利用者数が増加しており、一定の効果が認められるものと考えられる。

② 改善 (A)

8.に記載のとおり、成果指標が設定されていないため、事業の課題抽出や改善活動が十分に実施されているとは言い難い。

(4) 予算の算定・執行

- ① 予算の算定
本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を査閲したところ、児童クラブ建築に関する支出であった。委託料、工事請負費については、9.(5)及び(6)参照のこと。
- ② 予算の執行
令和2年度の本事業予算が58,398千円であったのに対し、予算執行額は58,082千円で、執行率は98.5%であった。特段指摘すべき事項はない。

(5) 委託契約（工事監理業務）

- ① 契約の概要

契約先	有限会社 設計集団閃・設備研究所共同企業体
契約方法（入札、随意契約）	1者随意契約
契約期間	令和元年8月30日～令和3年1月29日
委託開始時期（委託清算年数）	令和元年年度（通常2年）
予定価格	17,472,400円
競札率	98.8%
参加者数	1者
予定価格算定方法	沖縄県土木建築部が公表している建築設計業務等算定基準に基づき算定
随意契約理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その生産又は目的が競争入札に適しないとき）

(6) 請負工事契約

- ① 契約の概要

③ 算定方法の妥当性	沖縄県土木建築部が公表している「建築設計業務等算定基準」、「設計業務委託等技術者基準について（通知）」に基づき算定している。那覇市は以前より沖縄県が公表している算定基準を採用している。担当者によると県内の市町村はいずれも同様を使用しているようである。委託料算定書が当該基準に従い適切に算定されていることを確認した。以上より、特段指摘すべき事項はない。																
④ 業者選定方法の妥当性	<table border="1"> <thead> <tr> <th>契約先</th> <th>佐平建設・正吉建設共同企業体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約方法（入札、随意契約）</td> <td>制限付・一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>契約期間</td> <td>令和元年12月2日～令和3年1月29日</td> </tr> <tr> <td>予定価格</td> <td>471,240,000円</td> </tr> <tr> <td>落札率</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>1者</td> </tr> <tr> <td>予定価格算定方法</td> <td>沖縄県土木建築部が公表している建築工事積算基準に基づき算定</td> </tr> </tbody> </table>			契約先	佐平建設・正吉建設共同企業体	契約方法（入札、随意契約）	制限付・一般競争入札	契約期間	令和元年12月2日～令和3年1月29日	予定価格	471,240,000円	落札率	100%	参加者数	1者	予定価格算定方法	沖縄県土木建築部が公表している建築工事積算基準に基づき算定
契約先	佐平建設・正吉建設共同企業体																
契約方法（入札、随意契約）	制限付・一般競争入札																
契約期間	令和元年12月2日～令和3年1月29日																
予定価格	471,240,000円																
落札率	100%																
参加者数	1者																
予定価格算定方法	沖縄県土木建築部が公表している建築工事積算基準に基づき算定																

⑤ 業者選定方法の妥当性
<指摘①>随意契約の理由が不十分
1者随意契約で業者を選定している。これは、「監理業務は設計内容を熟知している者に行わせることで、随時変化する現場の施工状況に応じ、迅速かつ的確に対応し、確実かつ円滑な施工を確保できる（以上、随意契約理由書より）」ことから、設計業務を行った事業者との1者随意契約としたものである。
しかしながら、実施設計者と工事監理を教えて別にする方法（第三者監理方式）が存在するにもかかわらず、第三者監理方式の選択肢を一分为して別にすることなく、設計者と工事監理者として選定してしまっている。設計者と工事監理者を同一とする方法と区する方法では、それぞれメリット・デメリットが存在するため、必ずしも第三者監理方式を原則的な方

43. 一時預かり事業（幼稚園型）
の他経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる」と規定している。今回の入札においても資格要件が必要であると判断し制限付一般競争入札方式を採用しており、特段指摘すべき事項はない。

1. 事業の概要

(1) 責当部署

こどもみらい部 こどもみらい課

(2) 事業の目的

私立認定こども園等に通園する園児が、保護者の急用等のために家庭保育ができない場合や該家庭化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。
こうした需要に対応するため、施設において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もつて児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(3) 事業の内容

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度施行に伴い、地域子ども・子育て支援事業中「一時預かり事業（幼稚園型）」として市町村からの補助（委託）事業に位置づけられた。教育課題終了後の午後又は長期休業期間中（園休み等）の一時預かり保育を行なう施設に対し補助金を交付する。

【令和2年度実績】

実施園7園 延べ利用人数 10,136人（平日）、1,132人（長期休業日）

2. 那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
該当無し。

3. 那霸市総合計画上の位置付け

『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

（那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那霸市総合計画を除く）
第2期 那霸市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

平成27年度からの継続事業。

6. 事業の実施形態

私立幼稚園が実施する午後の預かり保育については、従来、国・県からの私助助成対象であったが、平成27年度施行の子ども・子育て支援制度において、地域子ども・子育て支援事業の13事業中「一時預かり事業（幼稚園型）」として市町村からの補助（委託）事業に位置づけられた。

財源は、国庫支出金（子ども・子育て支援交付金）、県支出金（子ども・子育て支援交付金）及び市一般財源であり、負担割合は国・沖縄県・那覇市が各1/3ずつとなっている。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	(単位：千円)		
	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	4,832	7,697	10,004
国庫支出金	1,610	2,565	3,334
県支出金	1,610	2,565	3,334
うち、ソフト交付金	-	-	-
一般財源	1,612	2,567	3,336
その他	-	-	-
予算執行額	3,767	6,041	-
予算執行率	78.0%	78.5%	-

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節(予算科目)	金額	主な内容
負担金・補助金及び交付金	6,041	補助金

8. 事業の成果指標

<意見①>成果指標に改善の余地がある

本事業の成果指標である利用人数の目標値は、「第2期 那覇市子ども・子育て支援事業計画」(以下、本計画といいます。)の中で示されている。具体的には、「那覇市子ども・子育てに関するニーズ調査（就学前及び小学生）」の結果、及び将来人口推計の減少率に基づいて算定した「量の見込み23,790人に対し、「確保の見込み23,790人」とニーズを100%充足する目標値として設定されたものである。

成果指標である「確保の見込み」の設定根拠は、ほぼすべての幼稚園及びこども園において一時預かりに対応していることから、量の見込みに対応できている。一方で、平成30年度から令和2年度の間、児童利用人数は3,237人→8,908人→11,268人、予算の執行率は、44.1%→78.0%→78.5%と増加傾向しており、この数値では本事業の成果が得られているとは判断し難い。そもそも成果指標の目標値として妥当かどうか疑念も生ずる。

そこで、より合理的で実態に合った成果指標の目標値設定を講じられた。

具体的には、一時保育に対する①ニーズ把握（課題）、②ニースに対する那覇市として提供するサービスのボリューム（課題の解消）について、那覇市が保有する住民データを活用されたい。詳細は、<意見②>で後述する「那覇市子ども・子育てに関するニーズ調査（就学前及び小学生）」に対する意見と重複するため、参照されたい。

<意見②>市民のニーズ調査方法について

那覇市では、本計画（第2期 那覇市子ども・子育て支援事業計画）の策定に先立ち、市民の子育て環境や教育、保健の利用状況についての要望・意見などを把握し、子ども・子育て支援施設の検討に活用することを目的として「那覇市子ども・子育てに関するニーズ調査（就学前及び小学生）」（以下、ニーズ調査という。）を実施し、その集計結果を平成31年3月に公表している。

このような調査の結果は、子ども・子育て支援関連事業の目標設定に参考するこれが期待されるため、ニーズ調査の取組み 자체は評価できる。しかし、調査対象の母集団の設定及び

アンケート回収方法については以下のとおり改善をされたい。

ニーズ調査の概要是以下のとおりである。

調査対象	回答件数	回収件数	回収率
就学前兒童家庭	4,191件	2,864件	68.3%
小学生兒童家庭	3,273件	2,399件	73.3%

一方、集計結果公表より約1年前の平成30年1月末時点における那霸市の年齢別人口は以下のとおりである。(出典:那霸市ウェブサイト)

年齢別人口 (平成30年1月末現在)

		(所管区域ごと)						小嶼	
		那霸市			鹿嶼島			小嶼	
年齢・性別	全般	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男	女
0~4歳	8,189 7,862	4,951 2,933	2,275 1,504	4,668 2,672	2,662 1,333	1,297 1,293	2,030 1,791	1,728 1,728	3,319
5~9歳	8,000 8,338	4,938 2,991	2,245 2,504	5,095 2,536	2,578 1,314	1,498 1,377	3,075 1,896	1,758 1,593	3,654
10~14歳	8,445 8,188	4,753 2,427	2,381 4,068	5,656 2,656	2,110 1,565	1,492 1,593	3,285 1,707	1,704 1,704	3,744

年齢別人口データは、5年齢ごとの合計人口÷5の算式により算出し、ニーズ調査対象である就学前及び小学生の人口を推定したのが以下である。

年齢	A			B			C		
	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数
0~4歳	8,189	7,862	16,051	3,210	2,275	5,486	2,662	2,030	4,668
5~9歳	8,000	8,338	16,938	3,388	2,245	5,656	2,578	1,896	4,094
10~14歳	8,545	8,188	16,733	3,437	2,381	5,656	2,110	1,565	3,654

就学前及び小学生の推定人口に於ける配布及び回収件数率は以下のとおりである。

就学前	配布件数・率			回収件数・率		
	A	B	C	D	E	F
0~4歳	22,826	8,189	7,862	16,051	3,210	a
5~9歳	6,600	8,338	16,938	3,388	2,275	b
10~14歳	8,545	8,188	16,733	3,437	2,381	c

就学前及び小学生の推定人口に於ける配布及び回収件数率は以下のとおりである。
就学前0~6歳 22,826 (a×4)+(b×2)
小学生7~12歳 20,203 (b×3)+(c×3)

本件調査は世帯ごとに実施しているため、1世帯当たり就学前ないし小学生が「2人」と仮定した推定世帯数(=推定人口/2)及び推定世帯数に対する配布及び回収件数率は以下のとおりである。

就学前	配布件数・率			回収件数・率		
	A	B	C	D	E	F
0~6歳	11,413	4,191	3,737	2,864	2,864	2,864
7~12歳	10,101	3,273	3,273	2,399	2,399	2,399

以上のとおり、就学前及び小学生の推定人口に対する回収率は12~13%、推定世帯数に対する回収率も24~26%といつれも低い。また、推定人口に対する配布率は16~18%、推定世帯数に対する配布率は32~37%であり、現状の配布数が調査の母集団として十分な量であるかどうかが判断し難い。
そこで、母集団が十分かどうかの判断材料として那霸市が保有する住民データを活用されたい。具体的には、「世帯の家族構成」、「住民登録件数(扶養親)」、「保育園児数」、「幼稚園児数」、「在校児童・生徒数」といったデータをビッグデータ化して分析し、就学前及び小学生用童がいる世帯数を推定し、母集団の十分性の根拠とすることを検討されたい。
さらに、当該データ分析は、<意見①>で前述した成果指標の合理的な設定にも活用され

たい。つまり、分析結果を事業の成果指標となる「一時保育ニーズに対して那霸市として提供するサービスのボリューム」の設定根拠にすることに加えて、その根拠を補強するものとしてニーズ調査の結果を位置付けることが考えられる。

なお、住民データについては個人情報の特定や悪用されないように施策を講じて取り扱うべきであることは言うまでもない。

また、回収率(回答率)アップの観点からは、スマートフォンなどICTを活用した回答方など、回答者の負担感を削減する方策を取り組まれたい。

(2) PDA サイクル

① 効果検証 (c)

<意見③>PDAが実施されていない。

本事業に係るPDAは実施されていない。

なお、本計画(概要版)において第1期計画の評価として以下のとおり言及しているが、PDAとは言い難い。

第1期計画期間中における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の評価として、本事業未達成の事業等が目標値を達成している。
・半分程度の事業等が目標値を達成したことから、当初想定したより事業の進捗が見られなかったこと、第1期計画期間中に取り組み始めた事業等もあることから、目標値の設定が困難だったことなども要因として挙げられます。

一方で、第2期である本計画の推進についての記述がある。

本計画の達成に向けては、教育・保育・地域子ども・子育て支援事業を担う保育士等の施設が必要不可欠であることから、新規保育の進歩と離職防止に向けて、国県補助事業や本市の単独事業を引き継ぎ実施していくとともに、若卒業者の雇用や処遇改善につながる新たな事業などの検討を行うこととした。
(※「線は監査人による。」)

本計画推進上の課題として認識している「保育士の確保・離職防止・処遇改善」の解消を成果指標として合理的に設定したうえで事業を立案し、PDAにより改善を図るべきである。

② 改善 (a)

<意見①>事業の周知活動について

本事業が抱定する一時保育のニーズを満たさることは、人口減少少子化対策の観点から安心して子育てができる環境を整備するうえで不可欠であり、事業の充実と利用拡大を図ることは必要とされる。
担当者レベルでは、本事業のような一時預かり事業は、子育て家庭が気軽に利用できるサービスとして需要が高いため、その点は同意できる。

「11.一時預かり事業（認可）」でも述べたが、單なる一時的な預り保育のみならず、保護者が互いに悩みを共有したり気軽に相談したりできるような空間の創造と併せて、利用拡大を図るために、保育士不足の解消もさることながら、より利便性の高いサービス提供方法の工夫に加えて、核家族世帯の増加と地域のつながりが希薄な状況においてはブッシュ型で一時保育サービスの周知を図られたい。

<意見⑤>保育士以外の多様な専門家の活用
本事業は、緊急・一時的に保育が必要となる児童に対して保育所で保育を実施することに加えて、特機児童の受け皿としても機能している。そのためまずは基本的に「保育士」としており、令和2年度は保育士確保できなかつたことが執行未達（不実）の理由となっている。
しかし、<意見④>で前述のとおり、本事業の意義を「子育て家庭が気軽に利用できるサービス」とするならば、スタッフを「保育士」に限定した結果、本事業で対応しようがない、保育士確保ができないかったことで不用が生じるのは妥当ではない。
そこで、保育士以外の多様な専門家人材を活用し、スタッフの勤務シフトを工夫するなど柔軟な事業を立案されたい。

(3) 予算の範算・執行

① 予算の算算
本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を査閲したところ、事業者に対する補助金の積算額については、「一時預かり事業実施要綱」、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」、「那覇市特別保育事業費補助金等交付要綱」に基づき適切に算定されていた。

② 予算の執行
令和2年度の本事業予算7,697千円であったのに対し、予算執行額6,041千円となつた。
保育士不足による不用額が生じている。
補助金の給付は、超過する補助金交付要綱に基づき適切に給付されていた。

(4) 補助金

① 交付目的
この交付金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく措置のうち、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に係る経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

44. 発達支援保育事業（こども園分）

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	令和元年度	令和2年度	(単位：千円) (参考) 令和3年度
予算額	15,672	27,546	21,158
国庫支出金	5,224	9,182	7,052
県支出金	5,224	9,182	7,052
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	5,224	9,182	7,054
その他	—	—	—
予算執行額	7,347	24,935	—
予算執行率	47.1%	90.5%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

節(子算科目)	金額	主な内容
負担金、補助金及び交付金	24,935	補助金

9. 結果及び意見

(1) 成果指標

<意見①>成果指標に改善の余地がある
 指標によると、本事業の成果指標は、「那覇市子ども・子育て支援事業計画」54頁記載の「補助対象となる男童数」とのことである。本事業内容は、対象児童の確保数。すなわち「補助対象となる男童数」のものである。本事業内容は、1人あたり月65,300円の加配金に必要な費用を補助するものであって、私が認定こども園が加配職員を雇用するにあたり費用負担額を図るものであるが、本事業により事業者側が、加配職員数を増やしたり、障がい児の受け入れを増やしたりという動機に直結するものとはいえない。しかししながら、長期的にみると、本事業により、加配職員の増やせば、障がい児受入数の増加に繋がるといえることから、支援事業計画に記載されている成績指標は、長期的な成果指標としては適切である。

1. 事業の概要

(1) 所当部課
こどもみらい部 こどもみらい課

(2) 事業の目的

私立認定こども園で、特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の提供を図る。

(3) 事業の内容

私立認定こども園で、特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助する。(1号認定児童1人あたり月65,300円の補助)
 認定こども園において、2人以上の障がい児を受け入れていることが要件である。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
該当なし。

3. 那覇市総合計画上の位置付け
『施設 21 すべてのことのそぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画
(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)
那覇市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

平成28年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

本事業は、要件を満たした私立認定こども園に対し、職員の加配に必要な費用につき補助金を交付する事業である。
 財源の負担割合は国1／3、県1／3、市1／3である。

もつとも、上記成果指標とは別に、年度ごとの成果指標を設定する必要がある。本事業目的は、職員の配置に必要な費用を補助することで、子ども一人への状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡充を図るものである。費用補助の実施件数を多くすればするほど、事業目的に役立つといえることから、成果指標は「助成を受けた子ども園の件数」とすべきである。さらに、上記成果指標に加えて、「助成割合 100%（要件を満たして助成を希望する園は100%支給することを目標とする）」を設定すべきである。

(2) PICA サイクル

① 効果検証 (C)

く意見②>一步踏み込んだ効果測定の必要性
担当課によると、補助の対象となる児童の目標値が 26 人であることにに対し、実績が 36 人であったことから、事業効果が認められたとのことであったが、より踏み込んだ効果の検証を検討されたい。

令和 2 年度は当初補助対象となる 1 号認定児童数を 22 人と見込んでいたが、こども園における発達支援事業担当職員の確保が進み、実際には令和 2 年 11 月時点で 35 人（最終的には、36 人）が補助対象となつたため、本事業は年度途中で補助予算を組んでいる。これは、市が当初想定していた人以上に、障がい児を持つ保護者の中でこども園を利用したいと考えていた人が存在したという可能性を示している。また、子ども園の発達支援事業担当職員の確保が進むば障がい児の子ども園入園者が増えていることは、言い方を変えると、子ども園側で担当職員の確保がより進めば、36 人以上の利用者となつた可能性があるということであり、こども園における充分な量の担当職員の確保が本事業の課題であるとも言える。

市は補助対象児童数が目標値を上回ったことをもって、「こども園における発達支援保育事業担当職員の確保が進むば障がい児の子ども園入園者が増えた要因として、本事業が関係しているのが分析し、関係がないのであれば、どのような事業展開を行えば、本事業により担当職員の確保が進むべきである。その上で、障がい児を持つ保護者でこども園を利用したいと考える人の全てが子ども園を利用できるような環境を整えられるよう努力されたい。

また、上記 9. (1) のとおり、今後は、年度ごとの「助成を受けた子ども園の件数」及び「助成割合 100%」も成長指標とした上で、効果検証を行うべきである。

② 改善 (A)

上記 9. (2) ①の記載内容を踏まえ、改善提案を行うべきである。

(3) 予算の算定・執行

① 予算の算定

令和 2 年度の予算内示書の算定額を精査したところ、当初予算について、補助金の単価 63,500 円は「子ども・子育て支援交付金交付要綱」（本事業は、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の認定」とともに「園特別支援教育・保育経費」に該当。）に基づき、見込み人數は過年度実績に基づき適切に算定されていた。

なお、前記のとおり、当初補助対象児童数が見込みでは 22 人であったが、令和 2 年 11 月時点で 36 人になつたため、補正予算が組まれている。

② 予算の執行

令和 2 年度の本事業予算が 27,546 千円であったのに対し、予算執行額は 24,935 千円となり、2,611 千円は執行残となつた。執行残の理由は、補助金の給付残である。

④ 補助金

① 交付目的
前記 1. (2) と同様である。

② 申請、決定、交付の手続

<意見③>補助金適正化チェックシートが作成されていない
補助金の申請、決定、交付に係る手續に問題があるわけではないが、補助金適正化チェックシート (No.1) が令和 2 年度の補助金交付前に作成されていなかった。
「那覇市の補助金に関するガイドライン」によれば補助金適正化チェックシート (No.1) を作成することが義務付けられており、また、同ガイドラインの運用担当責任部署である企画財務部企画調整課によれば、補助金適正化チェックシート (No.1) は事業に係る実施計画策定期間に作成する運用としていることである。
事業担当課としては、上記ルールに基づき、適切に補助金適正化チェックシート (No.1) を作成する必要がある。

③ 補助金の交付時期

特に問題はみられなかつた。

④ 事業実施後の実績報告

特に問題はみられなかつた。

⑤ 効果測定

前記 9. (2) ①と同様である。

45. 神原小区児童クラブ活動拠点整備事業
7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	(単位:千円)	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (参考)
予算額		3,704	52,462	—
国支出金		—	—	—
県支出金		3,300	47,148	—
うちソフト交付金		—	—	—
一般財源		404	1,226	—
その他		—	4,008	—
予算執行額		3,702	51,292	—
予算執行率		99.9%	97.8%	—

(注) 令和2年度で事業完了しているため、令和3年度は該当なし

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

	(単位:千円)
予算執行額	51,291
職員手当等	67
委託料	1,676
使用料等	3
工事請負費	49,544
計	51,291

8. 事業の活動指標・成果指標
(活動指標)
放課後児童クラブの建物の建設

(成果指標)
担当課によれば、大体では専機専属解消や条例等に基づいた環境整備を行うことを成果指標としているが、詳細な成果指標は設定していないとのことである。
放課後児童クラブの建物の建設

6. 事業の実施形態
財源は、主に県支出金（沖縄県放課後児童クラブ支援事業補助金）を活用した事業である。

9. 優先結果及び意見
(1) 事業の内容
放課後児童健全育成事業とは、厚生福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、小学生の保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、法令で定める基準に従い、授業の終了後に児童の安全と健康の確保を目的とした事業である。

- ② 改善（a）
8. に記載のとおり、詳細な成果指標が設定されていないため、事業の課題抽出や改善活動が十分に実施されているとはいえない。

（2） 成果指標

く意見①>成果指標が設定されていない

上記8. に記載の通り、現時点において、詳細な成果指標は設定されていない。詳細な成果指標が設定されていないと、「事業の効果測定」や「事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善」といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。
したがって、適切な成果指標を設定する必要がある。本事業の実施が放課後児童クラブの新設により児童クラブ待機児童の解消に貢献すると、「児童クラブの定員児童数」や本事業実施による「放課後児童クラブ定員の増加数」等を成果指標とし、最終的に待機児童の解消を目指すことが考えられる。

（3） PDCAサイクル

① 効果検証（c）

8. に記載のとおり、詳細な成果指標が設定されていないため、事業の効果を適切に評価する仕組みが構築されているとは言い難い。

なお、令和2年度は神原小学校児童総数375人のうち104人が放課後児童クラブを利用していたが（利用率27.7%）、令和3年度は利用率25.6%（児童総数363人のうち、利用者数93人）と若干利用率が低下しておらず原因について担当課に質問したところ、「神原小学校の児童総数が減ったことに加え、外的要因（生徒デイサービス新規開設等の児童福祉施設の増加やコロナ禍で留守番ができる児童が増えたこと、等）も影響しているものと考えられる」とのことであった。
また、担当課によれば、本事業の効果として、「定員数が増加したこと」とび「児童1人当たりの施設面積が増加したこと」をあげている。

【令和2年度と令和3年度の面積比較】

	専用区画	定員	（専用区画÷1.65 m ² ）	利用者数	1人当たりの面積
令和2年度	110 m ²	66 人	70 人	65 人	1.57 m ²
令和3年度	120 m ²	72 人	65 人	65 人	1.84 m ²

この点、確かに定員数や児童1人当たりの施設面積は増加しているが、一方で利用者数は減少しており、一概に本事業の効果があったと判断できる状況にはなっていない。したがって、詳細な成果指標を設定し、成果指標の達成度に基づく事業の効果検証が必要になると考えられる。

（4） 予算の算定・執行

- ① 予算の算定
本事業に係る令和2年度の講出予算内示書を注視したところ、「児童クラブ建物に關する支出であった。委託料、工事請負費については、9.（5）及び（6）参照のこと。」

② 予算の執行

- 令和2年度の本事業予算が52,462千円であったに対し、予算執行額は51,291千円で執行率は97.8%であった。特段指摘すべき事項はない。

（5） 委託契約（工事監理業務）

① 契約の概要

契約先		AD 設計工房・設備研究所共同企業体	
契約方法	（人札、随意契約）	1 者随意契約	
契約期間	令和3年9月27日～令和3年3月12日		
委託開始時期（委託清算年数）	令和元年度（清算2年）		
予定価格	20,550,200円		
落札率	97.8%		
参加者数	1者		
予定価格精算方法	外欄県土木建築部が公表している建築設計業務等精算基準に基づき精算		
附帯契約理由	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないとき）		

② 業者選定方法の妥当性

- 1 者随意契約の理由が不十分
<指摘①>随意契約の理由が不十分
このことは、監理業務は設計内容を熟知している者に行わせることで、随時変化する現場の施工状況に応じ、迅速かつ的確に対応し、確実かつ円滑な施工を確保できる（以上、随意契約理由より）ことから、設計業務を行つた事業者との1着随意契約としたものである。
しかしながら、実施設計者と工事監理を取えて別にする方法（第三者監理方式）が存在す

るにもかかわらず、第三者監理方式の選択肢を十分に検討することなく、設計者を工事監理者として選定してしまっている。設計者と工事監理者を同一とする方法と区別する方法では、それぞれメリット・デメリットが存在するため、必ずしも第三者監理方式を原則的な方法とする必要は無いかもしないが、少なくとも第三者監理方式の選択肢を十分に検討せずに、随意要約により設計者を工事監理者として選定すべきではない。随意要約理由書に記載された内容は、工事監理業務金額に当たる内容である。したがって、これをもつて随意要約の理由とするのは不十分であり、地方自治法施行令第167条の2で定める随意要約が可能な要件を満たしていない可能性がある。

第三者監理方式を原則的な方法としている省庁（国土交通省）や地方公共団体（彦根市、北秋田市）が存在するため、これらの事例や、設計者と工事監理者を同一とする方法と区別する方法のそれぞれのメリット・デメリット等を検討の上、本事業における取扱いのみならず、全般的に工事監理を委託する場合の取扱いを検討されたい。

③ 算算方法の妥当性

沖縄県土木建築部が公表している「建築設計業務等算算基準」、「設計業務委託等技術者準備について（通知）」に基づき算算している。那覇市は以前より沖縄県が公表している算算基準を採用している。担当者によると県内の市町村はいずれも同基準を使用しているようである。委託料算定書が当該基準に従い適切に算定されていることを確認した。以上より、特段指摘すべき事項はない。

（6）請負工事契約

① 契約の概要

契約先	丸元建設・仲村組・久工務店共同企業体
契約方法（入札、随意要約）	制限付一競争入札
契約期間	令和元年12月2日～令和3年3月26日
予定期格	787,820,000円
競争率	100%
参加者数	1者
予定期格算算方法	沖縄県土木建築部が公表している建築工事算算基準に基づき算算

② 業者選定方法の妥当性

制限付一競争入札方式で業者を選定している。具体的には、主任技術者は一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有することを要件としている。入札参加資格を設定することは地方自治法施行令第167条の5において、「普通地方法人団体の長は、前条に定め

46. 放課後児童クラブ利用料概算事業

1. 事業の概要
(1) 所担当課
こどもみらい部 こども政策課

(2) 事業の目的
放課後児童クラブを利用する児童扶養手当受給世帯や生活保護受給世帯等の経済的負担軽減を行うことで、放課後児童クラブを利用しやすくし、児童の健全育成を図るほか、保護者の就労支援及び子育て支援につなげる。

(3) 事業の内容
放課後児童クラブを利用する児童扶養手当受給世帯や生活保護受給世帯へ月額保育料の半額（上限5,000円）を補助する。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
該当なし。

3. 那覇市総合計画上の位置付け
『施策 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画
(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)
那覇市子ども・子育て支援事業計画、放課後子どもも総合プラン

5. 事業実施期間
平成29年度からの継続事業

6. 事業の実施形態
財源は県の補助金メニュー（外縁県子どもとの貧困対策拠点交付金、補助率75%）を活用した事業である。対象世帯に補助金を交付する事業で、市が直接実施している。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	25,487	23,833	26,437
国支出金	—	—	—
県支出金	19,114	17,910	19,785
うちソフト交付金	—	—	—
一般財源	6,373	5,973	6,652
その他	—	—	—
予算執行額	23,019	20,814	—
予算執行率	90.3%	87.1%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

節（予算科目）	金額	主な内容
報酬	1,682	会計年度任用職員報酬（1名）
職員手当等	275	会計年度任用職員期末手当
共済費	321	会計年度任用職員社会保険料等
負担金、補助金等	18,524	保育料の一部を補助金として交付
計	20,814	

8. 事業の活動指標・成果指標
(活動指標)

年	度	利用人數
令和2年度		594名
令和元年度		586名
平成30年度		515名

※利用人數は補助金を受けた児童人數である。

(成果指標)
担当課によれば、大体では生活困窮世帯の経済的負担軽減となるが、詳細な成果指標は設定していないとのことである。

9. 監査結果及び意見

(1) 活動指標

市では小学校入学説明会や放課後児童クラブにおいてチラシ配布による当該制度の周知活動を実施している。また児童扶養手当や生活保護費支給の際に、市の窓口においてもアナウンスしている。そのため上記⑧・に記載の通り年々利用者数は増加しており、特段指摘すべき事項はない。

(2) 成果指標、PDCAサイクル

<意見①>詳細な成果指標が設定されていない
上記⑧・に記載の通り、現時点において、詳細な成果指標は設定されていない。本事業の目的は生活困難世帯の経済的負担軽減であることから、該当世帯の多くが補助金を申請・受給することを成果指標と定める必要がある。短期的な成果指標の設定に関しては、児童扶養手当や生活保護費の受給家庭の情報は市のデータベースから集計可能であるため、補助金を支給すべき児童者総数を把握し、総数に対する実際申請者数の比率を成果目標として設定することが考えられる。
一方、中長期的には、逆に貧困家庭を減らし補助金利用人数を減らすことを目指すべきである。

(3) 予算の概算・執行

① 予算の概算

本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を查閱したところ、大半は補助金である。補助金の概算是次のとおり。
月額保育料 10,000 円 × 被扶養率 50% × 対象者数 434 名 × 12か月 = 26 百万円

<意見②>予算概算の根拠について
現状の予算概算方法には、以下の通り実態と乖離しているという問題点があるため、適切に算定されたい。

- ・ 月額保育料 10,000 円は、保育料の最高額であり、保育料の平均額 6,400 円と乖離している。
- ・ 対象者数 434 名は、令和元年 6 月時点の補助金申請者数であるが、令和2年度の利用人數 594 名と乖離している。

なお、令和3年度の歳出予算内示書（当初予算）を確認したところ、積算方法は次の通り

であり、改善されていた。引き継ぎ適切に構築された。

平均補助額 3,200 円 × 対象者数 619 人 × 12か月 = 23 百万円

※ 対象者数 619 人は、令和2年度利用実績 594 名をもとに增加見込み数を計算して算定している。

② 予算の執行

令和2年度の本事業予算が 23,883 千円であったのにに対し、予算執行額は 20,813 千円で執行率は 87% であった。理由は、新型コロナウイルスの影響により家庭保育の協力依頼を行ったことにより、学童の利用率が下がったためであり、特段指摘すべき事項はない。

(4) 補助金

① 交付目的
放課後児童クラブを利用する児童扶養手当や生活保護受給世帯等の経済的負担軽減を図るため。

② 申請、決定、交付の手続

補助金対象となる保護者は、放課後児童クラブに受給資格を確認出来る資料（児童扶養手当受給世帯であれば、児童扶養費控除証写し）と利用料控除事業者届明細表を提出する。放課後児童クラブは利用料控除事業者届明細表を集計し、市に補助金交付決定通知書を提出する。市では、申請資料に誤りがないか確認のうえ、補助金交付決定通知書により事業者に通知する。

サンプルベースで上記書類を閲覧したが、交付要綱に従い、適切に事務が執行されており、特段指摘すべき事項はない。

③ 補助金の交付時期

市は7月に交付要綱に従い補助金を概算しているため、年度末において実績報告書に基づき精算を行っている。市では、申請資料に誤りがないか確認のうえ、補助金確定通知書により事業者に通知する。

サンプルベースで上記書類を閲覧したが、交付要綱に従い、適切に精算事務が執行されており、特段指摘すべき事項はない。

④ 事業実施後の実績報告

事業年度終了後、放課後児童クラブは実績報告を作成する。なお、申請時には受給対象であったがその後も引き続き受給対象になっていることを確認するための資料も添付させている。例えば、児童扶養手当受給者が再婚等により対象から外れないか等を確認する。

補助率は、令和元年度までは沖縄県 10/10（沖縄県の一般財源）であったが、令和2年度より沖縄県 9/10、那霸市 1/10 となっている。

47. 保育士正規雇用化促進事業

1. 事業の概要 (1) 所管部課 こどもみらい部 こどもみらい課

(2) 事業の目的
保育士の正規雇用化を図る保育事業者を支援することにより、保育士の新規確保及び離職防止を図り、待機児童解消に必要な保育士を確保するもの。

(3) 事業の内容

保育士を正規雇用した園に対し雇用前の経済に応じてそれぞれ補助する。
 • 非正規から正規へ転換：1人当たり 42,000 円 × 正規雇用月数
 • 新規採用：1人当たり 25,000 円 × 正規雇用月数
 平成 30 年度実績：新規採用 12 人、非正規から正規化 42 人
 令和元年度実績：新規採用 34 人、非正規から正規化 37 人
 令和 2 年度実績：新規採用 29 人、非正規から正規化 28 人

2. 那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
該当無し。

3. 那霸市総合計画上の位置付け
『施策 21 すべての子どものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画
(那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那霸市総合計画を除く)
那霸市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間
平成 29 年度からの継続事業。

6. 事業の実施形態
保育士の正規雇用化や新規正規雇用により保育士正規雇用率の上昇を図る認可保育所等に対して補助を行うことで、正規雇用化を促進し、保育士の待遇向上及び定着促進を図るものである。

7. 事業費の予算額及び執行額 (1) 予算額及び執行額

	(単位：千円)		
	令和元年度	令和 2 年度	(参考) 令和 3 年度
予算額	28,823	24,420	26,844
国庫支出金	-	-	-
県支出金	28,823	21,969	24,159
うち、ソフト交付金	-	-	-
一般財源	-	1,751	2,685
その他	-	700	-
予算執行額	28,648	21,970	-
予算執行率	99.4%	90.0%	-

(2) 令和 2 年度予算執行額の内訳 (単位：千円)

筋(子算科)	(単位：千円)	
	金額	主な内容
負担金、補助金及び交付金	21,970	補助金

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
保育士の離職防止	-	-

※「子ども・子育て支援事業計画」における保育士確保に関する「保育士の離職防止」を成果目標としている。数値目標及び年度ごとに設定した目標は無いが、各保育所等の定員人数分の派遣を受け入れられるよう、必要な保育士を確保すること、その処遇を改善することを目標としている。

9. 監査結果及び意見
(1) 成果目標
上記 8. のおり、成果目標は具体的かつ客觀性に欠けるため事業の効果を測るのは困難である。この点、後述する (2) ①を参照されたい。

(2) PDCAサイクル

① 効果検証 (C)

<意見①>成果指標に改善の余地がある
定量的な成果指標が設定されていないこととあいまって、本事業に係るPDCAは適切に実施されていない。
正規雇用への転換時や新規採用時においては、本事業が資する面は大きいと考えられる。
一方、事業目的である離職防止の観点からは、補助対象者の勤務経歴の状況が重要となるが、
平成28年度以降、各年度の補助対象者の勤務経歴状況について検証されていない。
事業の効果検証のため、補助対象者の勤務経歴状況を把握するとともに、合わせて離職理由について情報収集・分析・課題抽出したうえで本事業はもとより他の保育士確保を目的とした事業へフィードバックする体制を構築することで、保育士の離職率低下に資する事業を効果的に実施されたい。

② 改善 (A)

上記(2)①を参照されたい。

(3) 予算の算定・執行

① 予算の算算

本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を査閲したところ、事業者に対する補助金の
積算額については、「沖縄県・保育士正規雇用化促進事業補助金交付要綱」、「(沖縄県)保育
士正規雇用化促進事業実施要領」、「那覇市保育士正規雇用化促進事業補助金交付要綱」、「那
覇市保育士正規雇用化促進事業実施要綱」に基づき適切に算定されていた。

② 予算の執行

令和2年度の本事業予算24,420千円であったのに対し、予算執行額21,970千円となっ
た。補助申請の計画未達による不実額である。
補助金の給付は、満足する補助金交付要綱に基づき適切に給付されていた。

(4) 補助金

① 交付目的

保育士の正規雇用化や新規正規雇用により保育士正規雇用率の上昇を図る認可保育所等
に対して補助を行うことで、正規雇用化を促進し、保育士の待遇向上及び定着施策を図る。

② 申請、決定、交付の手続

交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

48. 放課後児童支援員等の待遇改善事業

1. 事業の概要
(1) 所担当課
こどもみらい部 こども政策課

(2) 事業の目的
放課後児童クラブに勤務する支援員等の待遇改善に取り組むとともに、放課後児童施設全有成事業の質の向上等、児童の安全・安心な居場所を確保し、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。

(3) 事業の内容

本事業は放課後児童クラブに対し、同クラブに勤務する支援員等の待遇改善（給与支給額の増額）に必要な費用の一部を補助することを内容とする。（令和2年度からクラブ単位から支援の単位への補助へ変更している）
なお、補助金支給額の算定方法は、子ども・子育て支援交付金交付要綱（厚生労働省）において次のように定められており、補助金交付額は基準額と補助対象経費の少ない方の額が支給額となる。

	基準額	補助対象経費
(1)家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事	1,677,000円	事業実施に必要な経費（給料、手当、等）
(2) (1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置	3,158,000円	

また、補助対象経費となる賃金改選額は、次のように算定される。

- (ア) 支援員毎に令和2年度における賃金支給額－当該児童クラブで從事する支援員の平成25年度の賃金支給額の算定式により、賃金改選額を算定
(イ) 支援員毎の賃金改選額を合計することで、支援単位全体の賃金改選額を算定
2. 那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
該当なし。

3. 那霸市総合計画上の位置付け
『施設 21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那霸市総合計画を除く)
那霸市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間

平成30年からの継続事業

6. 事業の実施形態
本事業は、放課後児童クラブの支援員給与増額部分に対し補助金を交付する事業である。
国庫支出金及び県支出金（いずれも子育てための子ども・子育て支援交付金）に加え、市の一般財源も利用している。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	138,668	224,718	238,334
国庫支出金	46,223	74,906	79,378
うち、ソフト交付金	46,306	74,223	79,378
一般財源	—	—	—
その他	—	—	—
予算執行額	136,850	209,552	—
予算執行率	98.7%	93.3%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

新(予算科目)	金額	主な内容
負担金、補助金及び交付金	209,552	放課後児童クラブに対する補助金

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
放課後児童クラブを利用児童数	4,895人	4,895人
放課後児童クラブ施設数	94施設	98施設
放課後児童支援員等の賃金上昇	(目標値は設定されていらない)	平均時給：14円減 平均月給：7,112円増 (令和2年度実績)

* 那覇市子ども・子育て支援事業計画に記載された放課後児童クラブ利用児童数及び施設数であり、担当課へのヒアリングにより確認した成果指標が放課後児童支援員等の賃金上昇額である。

* 令和2年度における放課後児童支援員等の賃金上昇額実績値は、県の調査結果による。

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

<意見①> 成果指標に改善の余地がある
那覇市子ども・子育て支援事業計画上の名称は「放課後児童健全育成事業」であるが、本事業は「放課後児童健全育成事業」の継目事業である。この令和2年度半年度の成果目標を、放課後健全育成事業の量の見込（全学年の児童数）と確保の見込（児童クラブの登録者数）で示している。
人、確保方策（施設数）94施設」としている。

本事業により支援員の処遇改善率が上がり、より質の高い児童支援に繋がると考えられる点から、上記は一定の合理性が認められる。
しかし、放課後児童クラブ利用児童数及び施設数は、放課後児童健全育成事業全体に開設する成果目標であるため、放課後児童健全育成事業の継目事業である本事業の効果を端的に直接的に測る成果指標についても、上記とは別に設定する必要がある。

この点、担当課によると、本事業に関する年度ごとの成果目標は「放課後児童支援員等の賃金上昇」及び「職員確保ができる、放課後児童クラブが関連する法令等の趣旨に沿った活動ができる」とのことであるが、本事業の目的は放課後児童支援員等の処遇改善であることを踏まえると、「放課後児童支援員等の賃金上昇」を成績指標することは一定の合理性が認められる。

ただし、現状、「放課後児童支援員等の賃金上昇」の実績値を算定するにあたって、県の調査結果を利用しているが、職員の平均賃金上昇が本事業の直接的効果といふかは疑問である。県の調査対象者には本事業による補助を受けない者も含まれるためである。補助金支出手先児童クラブの賃金がどれくらい上昇したかどうかについては、児童クラブごとに実績として給与増加額を算定しているので、児童クラブの処遇改善率又は処遇改善額は算定可能であるはずである。走って、補助金支出手先児童クラブの処遇改善率又は処遇改善額を成績指標とするべきである。

また、現状、「放課後児童支援員等の賃金上昇」という成果目標について具体的な目標値が設定されていない。具体的な数値を成果目標として設定しなければ、効果検証及び改善について検討することは困難であるから、例えば、補助金支出手先の処遇改善額の目標額を定めて、当該要件を満たした施設数の割合について成績指標として設定する等、具体的な数値による成績目標を設定すべきである。

(2) PDCAサイクル利用

① 効果検証 (C)

令和2年度に実施された本事業の効果については、那覇市子ども・子育て支援事業計画におけるPDCAサイクルにおいて検証されている。

令和2年度の事業実施の効果検証の結論においては、担当課あるることでも政策課においては成績目標が「児童クラブ数94人」であるに対し、実績は「児童クラブ数94人、登録者数4,919人」である。児童が十分に認められたと結論付けられていた。

もともと、上記(1)の通り、成績指標自体に改善の余地があるため、現状の成績目標に基づき効果検証をしても不十分であり、改善後の成績目標に基づき効果を測定する必要がある。

② 改善 (A)

令和2年度における那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン（検証）には、「放課後児童クラブの充実を図り、児童が安全安心に過ごせる環境の整備を維持するとともに、令和5年度までに特機児童の解消ができるよう取り組む」と記載されている。

繰り返しながら、成績指標自体に改善の余地があるため、現状の成績目標に基づき改善活動をしても不十分であり、改善後の成績目標に基づき改善活動を実施する必要がある。

(3) 予算の算策・執行

① 予算の算策

本事業に係る令和2年度の歳出が算内示書を查閱したところ、事業者に対する補助金の算定額については「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づき適切に算定されていた。

② 予算の執行
令和2年度の本事業当初予算が224,718千円であったのにに対し、予算執行額は209,552千円となり、執行残は15,166千円である。執行残の理由は、補助金の終付残である。

(4) 補助金

① 交付目的
上記1.(2)記載のとおりである。

② 申請、決定、交付の手続
放課後児童健全育成事業補助金に係る補助金交付要領、補助金交付申請書、補助金交付確定通知書、補助事業実績報告書、補助金交付確定通知書をサンプルで閲覧したところ、特に問題となる事項は発見されなかった。

③ 補助金の交付時期
補助金の交付時期について、特段指摘すべき点は発見されなかつた。

④ 事業実施後の実績報告
放課後児童健全育成事業補助金に係る補助事業実績報告書、補助対象経費に係る根拠資料及び市の検査調書をサンプルで閲覧したところ、以下の事項が発見された。

<意見②>

1. 資料の入手届がある

放課後児童健全育成事業実施要綱(厚生労働省)別添6 第1項によれば、放課後児童支援員等選択改善等事業の実施要件が記載されており、補助金の交付を希望する放課後児童クラブは当該実施要件に基づきクラブを選定する必要がある。ここで、市は、各児童クラブが実施要件に定める要件に則した運営をしているかどうかについて、実施要件を満たすために児童クラブ側が自己チェックリストを提出してもらうとともに、実施要件を満たすために児童クラブ側が作成しなければいけない資料のコピーを提出してもらうことで、実施要件の充足状況を確認している。
しかしながら、一部資料について児童クラブから資料を提出されないままで、検査を終えていた。具体的には、日記(児童クラブ全休の状況に加え、その日気になつた出来事や気になった児童の様子などを記入するもの)が提出されていない児童クラブが存在した。児童クラブが実施要件を満たしているかどうかを確認することは重要であるため、資料は漏れなく入手されたい。

<指摘①>

2. 資料の内容確認が不十分
補助対象経費となる賃金改善額は、1. (3)に記載のとおり、支援員毎に「[1:令和2年度における賃金支給額ーB:当該児童クラブで就事する支援員の平成25年度の賃金支給額]」の式により算定した額を合算することになっている。

しかしながら、監査人が賃金改善額資料の内容を確認したこところ、Aについて実際支給額ではなく支給予定額を適用している児童クラブが存在したが、市はこのような状況を検査で発見し修正を指導できていない。

また、Aについて、給与台帳上の給与支給額(=実際支給額)を大きく上回る金額となつており、賃金改善額が正しく算定されているとは判定できない資料となつていた児童クラブが存在したが、市はこのような状況を発見できておらず、当該資料に基づき補助金を交付してしまっている。

以上の状況を踏まえると、現状では賃金改善額が実際支給額に基づき適切に算定され、補助金交付額が適切に算定されることについて、市の検査において十分に確認できる状況とは言えず、那覇市補助金等交付規則第13条に規定されている補助金の検査義務を十分に果たしているとは言い難い。

市は、賃金改善額を実際支給額により算定することを徹底するよう児童クラブ側に指導するとともに、検査時においては、実際支給額であることを給与台帳等の根拠資料により確認することが必要である。

<意見③>

3. 賃金改善額の算定の根拠が不明確
前述のとおり、賃金改善額は「[1:令和2年度における賃金支給額ーB:当該児童クラブで従事する支援員の平成25年度の賃金支給額]」の式により算定される。
ここで、監査人がBの数値に関する根拠資料の提出を求めたところ、児童クラブにおける平成25年度の給与台帳が提出されたが、平成25年度当時に在籍していなかつた支援員に係るBの数値の根拠については、平成25年度の給与台帳を見ても不明確であった。Bの数値は、補助対象経費である賃金改善額が意味なままで、賃金改善額が合理的に算定されているかどうか判断することができず問題である。
市は、Bの数値の根拠を明確にするよう児童クラブに指導し、必要に応じて検査時に数値の根拠を確認すべきである。

なお、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業に係るQ&A(平成28年3月11日現在)」のNo.21によれば、平成25年度当時に在籍していなかつた支援員について、『平成25年度に同程度の経験や能力等を有する職員を雇用した場合の賃金水準』を B の数値として算定することが記載されているため、参考にされたい。

<指摘②>

4. 役員給与について
放課後児童健全育成事業実施要綱別添6第5項(2)によれば、「本事業の趣旨に鑑み、経営に携わる法人の役員である職員については、原則として、本事業の対象とならない」と

規定されている。

また、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業に係るQ&A（平成28年3月11日現在）」のNo.23によれば、役員が支援員を兼任している場合であっても、原則として本事業の対象にならず、本事業の対象となるのは、役員が実質的に給与決定権を持つ場合等に限定されることになる。

【放課後児童健全育成事業に係るQ&A（平成28年3月11日現在） No.23抜粋】

〈質問〉「5 対象事業の制限等」について、「（2）経営に携わる法人の役員である都員については本事業の対象とはならない」と記載があるが、法人の役員が、直接育成支援に携わる放課後児童支援員等を兼任している場合であっても対象となるのか。

〈回答〉

平成27年度は、役員（理事、幹事）は、給与規定や待遇等を決定する経営に携わる者であるため、放課後児童支援員等と兼任であっても、放課後児童支援員等が本事業の対象とはならない（役員報酬の有無を開かず）こととしていたところである。しかしながら、放課後児童クラブの運営実績に鑑み、平成28年度においては、原則としては、平成27年度の取扱いと同様としつつも、放課後児童支援員等が役員を兼ねており、かつ、放課後児童クラブの運営内容や放課後児童支援員等の賃金体系、処遇等について理事会等の合議制により決定している場合は、当該役員に実質的な給与決定権がないかたり、当該役員と他の役員ではない放課後児童支援員等が平等に給与決定権を有している場合は、当該役員である放課後児童支援員等は本事業の対象とする予定である。

しかしながら、単に役員と支援員を兼務していることをもって、役員給与の改収額について、本事業の補助対象経費に含めている児童クラブが存在した。市は、当該役員給与について、上記の放課後児童健全育成事業に係るQ&Aの趣旨に照らして、本事業の補助対象経費に含めて良いかなどを検討しておらず、那覇市行補助金等交付規則第13条に規定されている補助金の検査義務を十分に果たしているとは言ひ難い。

市は、上記の放課後児童健全育成事業に係るQ&Aの趣旨を十分に理解して、その趣旨を児童クラブへ指導するとともに、役員給与が本事業の補助対象経費に含まれている場合には、役員報酬決定時の監修役会又は株主総会等の監事報酬を入手する等して、当該役員に給与決定権が無いことを確かめる必要がある。

次に、放課後児童健全育成事業に係るQ&Aには明記されていないものの、その趣旨を踏まえた監査人の私見を記載するため、市でも検討いただきたい。

・ 法人の意思決定機関（取締役会、株主総会、理事会、等）の過半数が同族の者で占めら

れている場合には、意思決定機関は同族役員が支配していることになるため、同族役員の給与は実質的に自己が決定権を有している状況である。したがって、放課後児童健全育成事業に係るQ&Aの趣旨に照らすと、意思決定機関の過半数が同族の者で占められている法人においては、同族役員の給与について意思決定機関の合議で決定したとしても、本事業の補助対象経費に含めるべきではないと考える。

支援員の中に役員と生計を一にする同族者が存在する場合、当該支援員の給与は実質的に役員給与と同一であると考えられることから、役員と生計を一にする支援員に対する給与を本事業の補助対象経費に含むかどうかについては、慎重に判断する必要があると考える。例えば、役員の同族者たる支援員の賃金改善額は、役員の同族者ではない支援員の賃金改善額と同程度までしか本事業の補助対象経費とは認めない、等の取り扱いが考えられる。

〈指摘③〉

5. 事業者からの情報に誤りがある

4. で記載したどおり、役員給与は原則として本事業の補助対象経費に含まないため、賃金改善類に含まれる支援員が運営法人の従員であるかどうかを判断することは、本事業において重要なことである。

ここで、サンプルで資料を閲覧した児童クラブのうち、運営法人の代表取締役と同姓の支援員が3名存在し、当該支援員の給与改善額が本事業の補助対象経費に含まれていたため、当該支援員が役員なのが従業員なのが従業員なのかを判断し、「雇用契約を締結している従業員である」との回答を得た。しかしながら、監査人が運営法人の登記簿原本を入手して確認したところ、支援員3名中2名は取締役として登記されていることが判明した。

そのため、取締役である支援員2名の給与と同姓の支援員1名の給与とを併せてQ&Aに定める要件を確認することなく、役員給与を補助対象経費に含めてしまつており問題である。

このように、事業者から提供される情報は、残念ながら誤りが含まれることもある。したがって、市は検査時ににおいて、事業者から提供される情報が誤っている可能性を認識に置きながら慎重に検査を実施する必要がある。したがって、單に質問だけで検査を終わらせるのではなく、可能な限り資料を入手し、客観的な出題に基づいていて事実認定を行う必要がある。

また、中小法人においては役員を同族が役員である状況ではよくある状況ため、役員と同姓の支援員が存在する場合は、当該支援員が役員である可能性を念頭に置いていた上で検査すべきである。

<意見④>

6. 本事業実施上の課題及び課題解決の提案

前述の1~5.に記載のとおり、主に実績報告書の提出及び実績報告書に対する市の検査において、多数の課題が発見された。理由毎に大別すると、以下のように区分されると考えられる。

- イ) 担当課及び事業者が、関連する法令や厚生労働省からの通知を十分に理解していないことにより生じる問題
 - ・役員と使用人を兼務している支援員の給与改善額について、十分な確認及び検討を行うことなく補助対象経費に含めている。(4.)
 - ロ) 質の高い深度ある検査が実施されていないことにより生じる問題
 - ・資料の入手手續がある状態で、検査を完了してしまっている。(1.)
 - ・資料の内容確認が不十分なままで、検査を完了してしまっている。(2.)
 - ・資金改善額の算定の根拠が不明確な状態のまま、検査を完了してしまっている。(3.)
 - ・事業者からの情報に誤りがあることに気がかず、検査を完了してしまっている。(5.)
 - ハ) 担当課における人的リソースの不足
 - 上記のように、関連する法令等の理解不足や深度ある検査が実施されない根本原因の一つとして、担当課における人的リソースが不足していることが考えられる。この点、担当課に質問したこところ、「児童グラフ数が年々増加傾向にあるため、一人当たりの業務量が増加している」とのことであった。
 - これらの問題点を解消するためには、担当課及び事業者が、関連する法令や厚生労働省からの通知を十分に理解する必要があるとともに、担当課がより質の高い深度ある検査を実施する必要がある。
 - 具体的な提言は、「22. 児童クラブ運営補助金 9. (4) ④ 6.」に記載しているため、参照されたい。
- ⑤ 効果測定
 - 上記9. (2) 記載のとおりである。

49. 大道こども園増改築事業

1. 事業の概要
 - (1) 担当部署
こどもみらい部 こども政策課
- (2) 事業の目的
大道こども園については、従来、3歳児から5歳児の受入を行っていたが、近隣にあつた旧大道保育所が廃止となったことに伴う機能補完のため、令和3年度より0歳児から2歳児を新規受入できる施設とするために、関係法令で定められた基準に基づき保育室や調理室等の施設整備を行うものである。
- (3) 事業の内容
保育室及び調理室等の施設の増築及び改修工事について、外部委託により実施した。外部委託した業務は以下のとおりである。
 - ・指改築に係る工事請負
 - ・工事監理業務
 - ・棟気採査業務

5. 事業実施期間

合和元年度からの继续事業

6. 事業の実施形態

本事業は、大道こども園の増改築工事について委託により実施している。
財源は、主に県支出金及び地方債である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)			
	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	14,563	210,485	129,916
国庫支出金	—	—	0
県支払金	—	25,191	12,946
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	3,563	6,494	16,170
その他	11,000	178,800	100,800
予算執行額	13,382	80,567	—
予算執行率	91.9%	38.3%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)

部(予算科目)	金額	主な内容
職員手当等	157	
委託料	4,514	磁気探査業務に係る委託費
使用料及び賃借料	29	
工事計画費	75,866	増改築工事に係る計画費

8. 事業の成果指標

(目標)

真和志地区におけるフルセグメント型こども園(0歳児～5歳児の受入が可能なこども園)として、大道こども園の整備を行う。

(実績)

予定どおり、大道こども園の整備を実施した。

9. 署査結果及び意見

(1) 成果指標

本事業の成果指標は8.1に記載のとおり、真和志地区におけるフルセグメント型こども園(0歳児～5歳児の受入が可能なこども園)を整備することとしており、令和2年度において大道こども園の増改築整備を達成した。

なお、那霸市子ども・子育て支援事業計画において、市は、本庁地区、真和志地区、首里地区、小禄地区との4地区に区分した上で計画を策定しており、フルセグメント型の公立こども園を各地区に1施設ずつ設置することを目標としている。

(2) PDCAサイクル

① 効果検証 (C)

8.に記載のとおり、令和2年度において、当初予定通り大道こども園の整備を実施しており、特段指摘すべき点は発見されなかった。

② 改善 (A)

8.に記載のとおり、令和2年度において大道こども園の整備を実施しており、特段指摘すべき点は発見されなかった。なる。当初予定では令和2年度中に増改築工事が完成する予定であったが、磁気探査業務で異常点が発見されたことによって、等の理由により、工期が延長され、令和2年度中には工事が完成しなかった。しかしながら、工期延長はやむを得ない事情によるものであり、特段問題はない。

(3) 予算の概算・執行

① 予算の概算

令和2年度における本事業予算のうち、委託費(工事監理業務及び磁気探査業務)及び工事請負費(増改築工事)については、まちなみ創部建築工事課による積算により算定され、ており、特段指摘すべき点は発見されなかった。

② 予算の執行

令和2年度の予算執行率は38.3%と低水準になっているが、9.(2)②に記載したところ、やむを得ない理由による増改築工事の遅れが原因である。特段指摘すべき点は発見されなかつた。

(4) 委託
対象：増改築に係る工事請負、工事監理業務、磁気探査業務

③ 契約
委託契約の事等を閲覧したところ、特段指摘すべき点は発見されなかつた。

- ① 委託先選定方法
増改築に係る工事請負及び磁気探査業務については、制限付一般競争入札により委託先を選定していた。また、工事監理業務については、設計実施者と1社随意契約を締結していた。

＜指摘①＞随意契約の理由が不十分

工事監理業務について随意契約を締結する理由として、随意契約理由書には、「工事監理業務は、設計図書に基づき工事受注者からの説明、工事材料等の選定に係る検討、設計図書を補完する説明図、建築設計意図の伝達に係る施工図等の確認等、工事の円滑な進捗に必不可少な業務である。また、工事の進捗に伴い変化する現場の状況に応じ、迅速・的確な対応や確実かつ円滑な施工を確保するためには、当該工事に係る知識を有し、設計内容を熟知している当該工事の実施設計を行った者を契約の相手方とする必要がある。」と記載されている。

しかしながら、実施設計者と工事監理を兼ねて別にする方法（第三者監理方式）が存在するにもかかわらず、第三者監理方式の選択肢を十分に検討することなく、設計者を工事監理者として選定してしまっている。設計者と工事監理者を同一とする方法と区別する方法では、それなりのメリット・デメリットがあるが、少なからずも第三者監理方式を原則的な方法とする必要は無いかかもしれない。随意契約方式を選択せずして選定すべきではない。随意契約理由書に記載された内容は、工事監理業務全般に当てはまる内容であり、これをもつて随意契約の理由とするのは不十分であり、地方自治法施行令 167 条の2で定める随意契約が可能な要件を満たしていない可能性がある。

第三者監理方式を原則的な方法としている省庁（国土交通省）や地方公共団体（那覇市、北秋田市）が存在するため、これらの事例や、設計者と工事監理者を同一とする方法と区分する方法のそれぞれのメリット・デメリット等を検討の上、本事業における取扱いのみならず、全局的に工事監理を委託する場合の取扱いを検討されたい。

- ② 委託金額の決定方法
9. (3) ①に記載のとおり、委託業務に係る予定価格は適切に算定されており、特段指摘すべき点は発見されなかつた。

50. 保育士継続応援給付事業

1. 事業の概要
 (1) 所管部課
 こどもみらい部 こどもみらい課

(2) 事業の目的

保育所等で就労する保育士を確保し、保育体制の強化を促進することで保育の量の確保と質の向上を図るため、保育士の資格を有する者で保育士として勤務していないもの（専任保育士）、新卒者、永年勤続者等へ就労継続を応援することを目的とする。

(3) 事業の内容

- ▶ 対象施設
那覇市内の私立認可保育所、私立認定こども園、地域型事業所
 - ▶ 対象者及び給付額
 - ① 採用し6ヶ月以上勤務した潜在保育士：5万円支給
 - ② 採用し6ヶ月以上勤務した新卒保育士：5万円支給
 - ③ 当該年度4月1日前点で保育士経験年数が3年目及び6年目の保育士：5万円支給
 - ④ 新型コロナ禍で採用し3ヶ月以上勤務した保育士：5万円支給
- ※④は令和2年度補正により追加された。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
該当無し。

3. 那覇市総合計画上の位置付け
『施策21 すべてのこどものそれぞれの時期に適した居場所のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画
(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)
那覇市子ども・子育て支援事業計画

5. 事業実施期間
平成30年度からの継続事業

9. 監査結果及び意見
 (1) 成果指標
 <意見①>成果指標が設定されていない。
 本事業における成果指標は設定されていない。

6. 事業の実施形態
財源は、県支出金（待機児童津貼交付金）及び市の一般財源であり、負担割合は各1/2である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	(単位：千円)		
	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	3,950	18,650	16,400
国庫支出金	-	-	-
県支出金	-	9,325	8,200
うち、ソフト交付金	-	-	-
一般財源	3,950	9,325	8,200
その他	-	-	-
予算執行額	3,950	16,050	-
予算執行率	100.0%	90.3%	-

(2) 令和2年度予算執行額の内訳
(単位：千円)

節(予算科目)	金額	主な内容
会員金、補助金及び交付金	16,880	補助金

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値	特になし
※那覇市総合計画上は、関連施策の目標数値として「特需月童数0人」を掲げる。 ※令和2年度実績は、潜在保育士27人、新卒者78人、永年勤続者196人、コロナ禍採用33名である。	-	-	-

一方で市は、令和2年4月1日時点の保育士不足を要因とする定員割の人数は281人、不足する保育士数は69人と把握している。そこで、例えば「69人」を基準として今後の入所希望見込みを加味した数字を保育士確保の目標値とするなど、事業の実効性を高めるための成果指標を設定されたい。

(2) PDCAサイクル

① 効果検証 (C)

上記9.(1)のとおり、成果指標が設定されていないことから適切な効果検証がされているとは言い難い。

合理的な成果指標を設定したうえで、効果検証を実施すべきである。

<意見②>アンケートの集計方法及び活用方法

なお、那覇市は本事業の成果を測る一環として、補助金交付施設の施設長、事務担当者及び保育士に対するアンケートを令和元年度から実施しており、有意義な取り組みである。事業の実効性をより高めるため以下のような改善をされたい。

イ) アンケート方法

保育士確保は、那覇市のみならず県内市町村の多くが課題としている。したがって、保育士に対するアンケートは沖縄県と並んで共同実施することが効果的である。

共同実施により、保育士のアンケート回答の負担が軽減されるとともに、効果的なデータ収集に寄与することができる。また、回答者の負担感をより削減するため、スマートフォンなどICTを活用した回答方法を取り入れるなど、回答率アップを取り組みたい。

また、遺憾なく本音で回答してもらうため、所属する施設を介さず保育士から直接回答可能な方法で実施されたい。そのため情報の特定や懲戒されないよう施策を講じて取り扱うべきであることは言うまでもない。

ロ) 分析・評価

当該アンケート結果に併せて、那覇市は指導監査及び各種行政手続を通して処遇状況を把握するとともに、国の処遇改善事業で取りまどっているデータも参照し、本事業の前後の状況を把握・分析することで成果を測られた。

② 改善 (A)

<意見③>事業内容の合理性の根拠について

保育士登録生数が継続3年、6年目を支給対象とする根拠は、国の処遇改善事業で取りまとめているデータに基づき、3年目、6年目の離職率が高いという事実にもとづいて設定しており合理性が認められる。

一方で、「3年目」「6年目」の合理性を検証するため、今後も定期的（毎年度が望ましい）に離職率が高くなる勤務年数の傾向を調査・分析し、支給対象となる勤務年数に反映さ

ることで事業の実効性をより高められたい。

- (3) 予算の概算・執行
① 予算の概算
本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を査閲したところ、積算内容について特段指摘すべき事項は無かつた。

- ② 予算の執行
歳出執行状況表及び開通証明書を査閲したところ、執行状況について特段指摘すべき事項は無かつた。

(4) 補助金

- ① 交付目的
イ) 那覇市播磨保育士の保育料鑑定助成金補助金交付要綱
保育士等を確保し、保育体制を強化することで、保育の量の確保と質の向上を図ることを目的とする。

- ロ) 那覇市保育所等働き方改革支援事業補助金交付要綱
保育士等を確保し、保育体制を強化することで、保育の量の確保と質の向上及び保育士の就労環境の改善を図ることを目的とする。
なお、当該補助金については令和2年度の交付実績は無い。

- ② 申請、決定、交付の手續
交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

③ 補助金の交付時期

- 交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

④ 事業実施後の実績報告

- 交付要綱に基づき、適切に実施されていた。

⑤ 効果測定

上記9.(1)、(2)を参照されたい。

51. 観光協会運営補助金

1. 事業の概要
(1) 所担当課
経済観光部 観光課

(2) 事業の目的
市と連携して観光振興を図るために重要なパートナーとして位置づけられている一般社団法人那覇市観光協会に対し、運営費に係る財務的支援を行うことで、組織力の強化を図る。

(3) 事業の内容
那覇市観光協会に対する運営費に対して補助金を給付し、財政支援を行う。
補助対象経費は、那覇市観光協会の管理費の一部であり、人件費や消耗品費等となる。該当無し。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
該当無し。

3. 那覇市総合計画上の位置付け
『施策 31 那覇らしい観光資源の発掘・創造と魅力のあるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画
(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)

5. 事業実施期間
事業開始時期は不明。

6. 事業の実施形態
本事業では、那覇市観光協会運営費の一部に対し補助金を給付している(補助率は9/10以内)。財源は、市の一般財源である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	33,000	33,000	33,000
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	33,000	33,000	33,000
その他	—	—	—
予算執行額	33,000	33,000	33,000
予算執行率	100%	100%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

節(子算科目)	金額	主な内容
負担金、補助金及び交付金	33,000	運営費の補助

8. 事業の成果指標

数量目標は設定されていない。

9. 監査結果及び意見

- (1) 成果指標
<指摘①>成果指標が設定されていない。
8. に記載のとおり、本事業の成果指標は設定されていない。成果指標が設定されていないないと、『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPICAサイクルを適切に実施することが難しい。
また、本事業については、成果指標が設定されていないことに起因して、事業の成績が明確に測定されない状況であるにもかかわらず、複数年に渡って同額程度の補助金が交付され続けている実態があるが、このような状況では、補助金交付の必要性や合理性が「分に説明できている」とは言い難く、市が定める「那覇市」の補助金に関するガイドライン」3.(1)1の交付基準を十分に検討しているとは言えない。
したがって、適切な成果指標を設定する必要がある。本事業の目的が市と那覇市観光協会が協働して観光振興を行うことであることを踏まえると、例えば、「那覇市観光客数」や

「観光客からのアンケートによる満足度」等が考えられる。

- ② 改善 (A)
 9. (1) に記載のとおり、成果指標が設定されていないため、事業の効果が適切に評価されているとは言い難い。
 9. (1) に記載のとおり、成果指標が設定されていないため、事業の課題抽出や改善活動が十分に実施されているとは言い難い。

③ 予算の算定・執行

- ① 予算の算定
 9. (1) に記載のとおり、成果指標が設定されていないため、事業の課題抽出や改善活動が十分に実施されているとは言い難い。
- ② 予算の算定・執行
 9. (1) に記載のとおり、成果指標が設定されていないため、事業の課題抽出や改善活動が十分に実施されているとは言い難い。
- ③ 予算の算定・執行
 9. (1) に記載のとおり、成果指標が設定されていないため、事業の課題抽出や改善活動が十分に実施されているとは言い難い。
- この点、市の担当者及び那霸市觀光協会担当者に対し、協会自己負担予定額8,784千円について算定根拠を質問したところ、前期の実績に基づき算定されたとの回答を得たが、具体的な前期実績数値に基づく算定過程の回答は得られなかった。
- 協会自己負担予定額に基づく算定過程の説明が無く、かつ、補助金交付予算額が絶対的に複数年度に渡つて33,000千円の金額となっていることを踏まえると、現状、補助金交付予算額は、「補助対象盈余額=協会自己負担予定額」の算定過程により算定されているのではなく、33,000千円という金額でありますと言わざるを得ない。
- したがって、市は、補助金交付予算額の算定にあたって、補助対象経費予算額のみならず、協会自己負担予定額についても明確な根拠に基づき算定するよう、那霸市觀光協会へ指導する必要がある。

協会自己負担額は那霸市觀光協会法人会計の収益が財源となるが、協会の正味財産増減計算書内訳表によれば、法人会計の収益には受取会費・滞収益が該当するため、これらの勘定科目の予算額について過年度実績等を参考にして見掛けた上で、協会自己負担額予定額の算定根拠とする方法が考えられる。

④ 予算の執行
 詳細は9. (4) を参照。

④ 補助金

- ① 交付目的
 1. (2) に記載のとおり。
- ② 申請、決定、交付の手続
 總光協会運営補助金に係る補助金交付要綱、補助金交付要綱、補助金交付確定通知書を開発したところ、補助金交付決定通知書、補助事業実績報告書、補助金交付要綱に関する以下の事項が登記された。
- ③ 予算の算定・執行
 9. (1) に記載のとおり、成果指標が設定されていないため、事業の課題抽出や改善活動が十分に実施されているとは言い難い。
- この点、市の担当者及び那霸市觀光協会担当者に対し、協会自己負担予定額8,784千円について算定根拠を質問したところ、前期の実績に基づき算定されたとの回答を得たが、具体的な前期実績数値に基づく算定過程の回答は得られなかった。
- 協会自己負担予定額に基づく算定過程の説明が無く、かつ、補助金交付予算額が絶対的に複数年度に渡つて33,000千円の金額となっていることを踏まえると、現状、補助金交付予算額は、「補助対象盈余額=協会自己負担予定額」の算定過程により算定されているのではなく、33,000千円という金額でありますと言わざるを得ない。
- したがって、市は、補助金交付予算額の算定にあたって、補助対象経費予算額のみならず、協会自己負担予定額についても明確な根拠に基づき算定するよう、那霸市觀光協会へ指導する必要がある。
- 協会自己負担額は那霸市觀光協会法人会計の収益が財源となるが、協会の正味財産増減計算書内訳表によれば、法人会計の収益には受取会費・滞収益が該当するため、これらの勘定科目の予算額について過年度実績等を参考にして見掛けた上で、協会自己負担額予定額の算定根拠とする方法が考えられる。

⑤ 予算の執行
 詳細は9. (4) を参照。

⑥ 補助金

⑦ 交付目的
 1. (2) に記載のとおり。

⑧ 申請、決定、交付の手続
 總光協会運営補助金に係る補助金交付要綱、補助金交付要綱、補助金交付確定通知書を開発したところ、補助金交付決定通知書、補助事業実績報告書、補助金交付要綱に関する以下の事項が登記された。

⑨ 予算の算定・執行
 9. (1) に記載のとおり、成果指標が設定されていないため、事業の課題抽出や改善活動が十分に実施されているとは言い難い。

この点、市の担当者及び那霸市觀光協会担当者に対し、協会自己負担予定額8,784千円について算定根拠を質問したところ、前期の実績に基づき算定されたとの回答を得たが、具体的な前期実績数値に基づく算定過程の回答は得られなかった。

協会自己負担予定額に基づく算定過程の説明が無く、かつ、補助金交付予算額が絶対的に複数年度に渡つて33,000千円の金額となっていることを踏まえると、現状、補助金交付予算額は、「補助対象盈余額=協会自己負担予定額」の算定過程により算定されているのではなく、33,000千円という金額でありますと言わざるを得ない。

したがって、市は、補助金交付予算額の算定にあたって、補助対象経費予算額のみならず、協会自己負担予定額についても明確な根拠に基づき算定するよう、那霸市觀光協会へ指導する必要がある。

協会自己負担額は那霸市觀光協会法人会計の収益が財源となるが、協会の正味財産増減計算書内訳表によれば、法人会計の収益には受取会費・滞収益が該当するため、これらの勘定科目の予算額について過年度実績等を参考にして見掛けた上で、協会自己負担額予定額の算定根拠とする方法が考えられる。

- また、令和2年度の観光協会組織図では、雇用契約期間の定めが無い正職員のみをプロバーエ職員としているにも関わらず、補助対象経費算定上は雇用契約期間が有期である契約職員もプロバーエ職員に含めており、資料欄の整合が取れない状況である。
- この点、担当課へ質問したことところ、「組織図において事業の管理運営及び補佐を担う職員とは観光協会総務課及び事業課において正社員を指しているが、交付要領におけるプロバーエ職員とは正社員を指している。」とのことであったが、一般的なプロバーエ職員の定義は雇用契約期間の定めが無い正職員を指すと考えられるため、補助金交付要領における記載は誤解を生じさせる内容となっている。
- 補助金交付要領別表における記載内容を修正することを検討されたい。
- <意見④> 補助対象経費の範囲変更について
観光協会運営補助金交付要領は令和2年3月25日付で、補助対象経費の範囲について以下のとおり改正が行われていた。
- 改正前：事務局長及びプロバーエ職員に係る人件費
改正後：人件費のみならず、消耗品費、光熱水費、賃料費を含む運営経費
- このように、改正により補助対象経費の範囲が拡大されたものである。担当課の説明によれば、改正の理由は「事業運営には人件費のみならず消耗品費や光熱水費も必要不可欠な項目であることから、観光協会の運営を支援するため補助対象経費として含める内容に改訂した。」とのことです。
- 確かに本事業の目的を踏まえると、補助対象経費を人件費に限定する必要は無く、補助金交付要額の改訂内容に一定の合理性が認められる。
- 一方で、那霸市の補助金に関するガイドラインの趣旨を踏まえると、補助金の控除や補助対象経費の範囲拡大については、慎重に判断し、真にやむを得ない事情がある時に限定されるべきである。本事業については、令和2年度においてコロナウイルスの影響による那霸市観光協会の自己収入が減少したという事情等を踏まえると、市からの財政支援の拡大との観点から補助対象経費の範囲はやむを得ないと考えられるものの、補助金交付要額改訂前においては、補助対象経費が人件費に限定されていても法人の運営が可能であったという実績が存在するのであるから、観光協会の自己収入が回復した場合には、補助対象経費の範囲を人件費のみとする規定に戻すことを検討すべきである。
- また、補助対象経費の範囲を拡大しようとする場合、本来であれば那霸市観光協会がしつかりと成果を上げることを前提とすべきであるが、9.（1）に記載したとおり、現状、成果指標が設定されていないことにより、那霸市観光協会が実施した事業の成果を正確に測定できない状態である。那霸市観光協会が実施した事業の成果を測定できないにも関わらず、補助対象経費の範囲を拡大してしまっており問題である。
- ③ 補助金の交付時期
補助金の交付時期について、期限指摘すべき点は発見されなかつた。
- ④ 事業実施後の実績報告
観光協会運営補助金に係る補助対象事業実績報告書、補助対象経費に係る領収書等及び市の検査調査を閲覧したこところ、以下の事実が発見された。
- <意見⑥> 補助金交付額の算定期額が不明確
補助金交付額について、那霸市観光協会から提出される補助対象経費額に基づき算定期額が不明確されている。具体的には、「補助対象経費額=協助金交付額」との算定期額により算定期額であり、金額は以下のとおりであつた。
- | |
|---------------------|
| 補助対象経費額：36,667,628円 |
| 協会自己負担額：3,667,628円 |
| 補助金交付額：33,000,000円 |
- この点、市の担当者及び那霸市観光協会担当者に対し、協会自己負担額3,667千円について算定期額を質問したところ、明確な根拠は持たなかつた。
- 協会自己負担額について明確な算定期間の説明が無く、かつ、補助金交付額が結果的に複数年度に渡って33,000千円の金額となっていることを踏まえると、現状、補助金交付額は、「補助対象経費額=協会自己負担額」の算定期間により算定されているのではなく、33,000千円という金額ありきになつていても明確な根拠を得がない。
- したがつて、市は、補助金交付予算額の算定期にあたつて、補助対象経費額のみならず、協会自己負担額についても明確な根拠に基づき算定期するよう、那霸市観光協会へ指導する必要がある。
- ⑤ 効果測定
9.（2）①に記載のとおり、

52. 那覇大綱挽保存会補助金

1. 事業の概要

(1) 所担当課
経済観光部 観光課

(2) 事業の目的
伝統文化催事である「那覇大綱挽」の保存・継承を図り、那覇大綱挽の実施を支援することにより観光資源として活用し、観光振興・観光客を図る。

(3) 事業の内容

「那覇大綱挽」実施に係る経費の一部について、那覇大綱挽の運営主体である一般社団法人那覇大綱挽保存会に対して補助金を交付し、財政支援を行う。
なお、令和2年度は、コロナウイルスの影響で那覇大綱挽まつりが中止となつたため、経年劣化していた芯縄の制作作業について、当初3年程度をかけて実施する予定であったものを令和2年度の1年間で、前倒しで実施することになり、当該芯縄制作費に対して補助金を交付した。

2. 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
該当無し。

3. 那覇市総合計画上の位置付け

『施策 31 那覇らしい観光資源の発掘・創造と魅力のあるまちをつくる』における事業

に位置付けられている。

4. 関連する主な事業計画

(那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)
那覇市観光基本計画

5. 事業実施期間

昭和46年度からの継続事業

6. 事業の実施形態
本事業では、那覇大綱挽保存会に対して、那覇大綱挽実施経費の一部に対し補助金を交付している（補助率は8/10以内）。

財源は、沖縄振興特別進歩交付金（一括交付金）及び市の一時財源である。

7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	15,000	18,000	17,000
国庫支出金	—	—	—
県支出金	12,000	12,000	12,000
うち、ソフト交付金	12,000	12,000	12,000
一般財源	3,000	6,000	5,000
その他	—	—	—
予算執行額	15,000	18,000	—
予算執行率	100%	100%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

新(予算科目)	金額	主な内容
負担金、補助金及び交付金	18,000	芯縄製作費の補助

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
「那覇大綱挽」来場者数	272,000人	(コロナウイルスの影響により中止)

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

8. に記載のとおり、本事業の成果指標は「那覇大綱挽」来場者数であるが、事業の目的が、那覇大綱挽を観光資源として活用し観光振興・観光客を図ることである点を踏まえると、成果指標に一定の合理性が認められる。
なお、令和2年度はコロナウイルスの影響により那覇大綱挽まつりが中止となり、成果指標実績値が集計できなかつたが、やむを得ない事情によるものである。

- (2) PCIA サイクル
- ① 効果検証 (C)
9. (1) に記載のとおり、合理的な成果指標が設定されているため、適切に事業の効果を測定することが期待できる。
- <意見①>那覇大綱挽の経済効果試算について
ただし、事業の効果検証においては、「那覇大綱挽」来場者数に基づいて検証するに留まらず、「那覇大綱挽」つまりの経済効果を測定し事業の効果測定により適用すると、補助金1円当たりの経済効果金額により事業の効果が測定できるようになり、より適切である。
しがたって、「那覇大綱挽」つまりの経済効果を測定することを検討されたい。
- ② 改善 (A)
- 令和2年度は、「那覇大綱挽」つまりが実施されなかつたため、次年度以降の改善活動に繋がる課題抽出等は行われなかつた。
- (3) 予算の算定・執行
- ① 予算の算定
令和2年度における歳出予算内示書及び那覇大綱挽保存会から入手した見積額算定資料を閲覧したことろ、特段指摘すべき点は発見されなかつた。
- ② 予算の執行
詳細は9.(4)を参照。
- (4) 補助金
- ① 交付目的
1.(2)に記載のとおり。なお、那覇大綱挽保存会補助金交付要綱第3条2項によれば、那覇大綱挽の実施に関する費用のみならず、大綱の制作に関する費用も補助対象経費として認められている。
- ② 申請、決定、交付の手続
那覇大綱挽保存会補助金に係る補助金交付申請書、補助金交付決定通知書、補助事業実績報告書、補助金交付確定通知書を閲覧したところ、特段指摘すべき点は発見されなかつた。

53. 観光まちづくり整備補助事業
 7. 事業費の予算額及び執行額

(1) 予算額及び執行額

	(単位：千円)	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額		17,000	14,400	12,960
国庫支出金		—	—	—
県支出金		10,200	7,200	10,368
うち、ソフト交付金		10,200	7,200	10,368
一般財源		6,800	7,200	2,592
その他		—	—	—
予算執行額		13,687	13,404	—
予算執行率		80.5%	93.1%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳

(単位：千円)	新(予算科目)	金額	主な内容
	負担金・補助金及び交付金	13,404	補助金

8. 事業の成果指標

指標	目標値	実績値
参加者数	8,200人	2,452人

9. 監査結果及び意見

- (1) 成果指標
 本事業の成果指標は8.に記載のとおり、「那覇まちまーい」の参加者数である。本事業の目的は、那覇市観光協会が安定して運営を継続させることができるように支援を行うことであり、「那覇まちまーい」の参加者が増えれば、那覇市観光協会の自主財源が増加し自立化に繋がることから、上記成果指標は一定の合理性が認められる。
 成果目標8,200人の基準について、担当課によると、「令和元年度の目標値11,600人で、実績9,217人であったことを踏まえ、令和2年度の当初計画では11,200人を目標値としていたが、令和元年10月末の台風による豪雨災害に伴い、開催期間遅延により、実績値を8,200人とした」とのことである。

5. 事業実施期間

平成24年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

本事業は、那覇市観光協会が実施する「那覇まちまーい」の実施に要する費用を補助するものである。財源は、沖縄振興特別引当池交付金（一般財源）及び市一般財源である。

7. 事業の概要

(1) 所担当課
 経済観光部 観光課

(2) 事業の目的
 地元ガイドとのふれあいなどを通して那覇の観光地を紹介する「那覇まちまーい」が、着地型観光メニューとして本市の課題解決の実現に資する事業であるため、実施主体（一般社団法人 那覇市観光協会）が実施して運営を継続させることができるように支援を行う。

(3) 事業の内容
 「那覇まちまーい」の自走化に向けた支援のために、那覇市観光協会に補助金を給付する。

2. 那覇まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
 該当なし。

3. 那覇市総合計画面上の位置付け
 『施策 31 那覇らしい観光資源の発掘・創造と魅力あるまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 国連する主な事業計画
 (那覇まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那覇市総合計画を除く)
 那覇市観光基本計画

5. 事業実施期間

平成24年度からの継続事業

6. 事業の実施形態

本事業は、那覇市観光協会が実施する「那覇まちまーい」の実施に要する費用を補助するものである。財源は、沖縄振興特別引当池交付金（一般財源）及び市一般財源である。

あった。

<意見①>事業内容及び成果指標に改善の余地がある
ただし、本事業の趣旨を踏まえると、最終的には市からの補助金を受給しなくとも、那覇市觀光協会が自立して「那覇まちまーい」事業が実施できるような状況になることを目指すべきである。そのためには、市は、以下の施策の実行を那覇市觀光協会へ推奨すべきである。
・街歩きコースの整備（人気があり、利益が出ると見込まれるコースに絞り込む。）
・参加料の再検討（市からの補助金を受給しなくても那覇まちまーい事業で利益が生じるようにするために、参加料は幾らに設定すれば良いのか再検討する。）
・高付加価値で魅力的な街歩き商品の開発
・那覇まちまーい事業に関する費用の削減

※ なお、那覇市觀光協会によれば、高付加価値商品として、外国人向けの街歩き商品（Naha Walking Tours）の開発等を実施しているとのことであったので期待したい。
次に、上記施策を実行した上で、施策の効果を測定するために、那覇市觀光協会における「那覇まちまーい事業の事業収入額」及び「補助金収入額」を除く那覇まちまーい事業の収支額」を成果指標として設定することを検討されたい。
有能力な街歩き商品を開拓することにより「那覇まちまーい事業の事業収入額」をなるべく高まりさせつつ、街歩きコースの継り込みで利益率の高い高付加価値商品の開発・費用削減、等の施策によって「補助金収入額」を除く那覇まちまーい事業の収支額」が年々増加していく状況になつてれば、上面施策の効果が認められるものと考えられる。
そして、最終的に補助金収入額を除く収支額が黒字化することを目指すべきである。

【参考】過年度における「那覇まちまーい事業の事業収入額」及び「補助金収入額」を除く那覇まちまーい事業の収支額】

	(単位：千円)		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業収入額	18,129	15,587	11,908
補助金収入額を除く収支額	▲25,530	▲17,436	▲16,138
			▲13,682
			▲13,327

※那覇市觀光協会 正味財産増減計算書内訳書より

- (2) PDCAサイクル
① 効果検証 (C)
令和2年度に実施された本事業の効果については、令和2年度沖縄振興特別推進交付金

事業検証シートにおいて検証されている。

令和2年度の事業実施の取組検証として、まちまーい「推進上の留意点」として下記の記載がある。

- (コロナ禍前の課題)
・団体客の申し込みが減少傾向にある。
・旅行者は団体旅行から個人手配へ旅行形態がシフトしているが、周知不足等により集客不足である。
(コロナ禍の課題・要因)
・新型コロナウイルスの感染症拡大の影響により修学旅行をはじめとする団体客のキャンセル増加へと繋がり参加者が激減した。
・旅行客そのものの減少。
また、「改善余地の検証」として、下記の記載がある。
・修学旅行やMICE等の観光客を誘客するためにも、団体を扱う旅行会社などとの緊密な情報共有・連携等が必要である。
・個人手配による旅行者に対して、旅前での「那覇まちまーい」が選択される認知度向上の取り組みが必要である。
・感染症拡大防止対策を万全とした催行。
・新型コロナウイルス感染症収束期、旅行回復期において効果的な周知が必要となる。
参加者が激減した要因として、「周知不足」と「コロナ禍下での影響」と2点をあげており、上記検証自体に不適切な点はない。

ただし、9.(1)に記載のとおり、今後は「那覇まちまーい事業の事業収入額」及び「補助金収入額を除く那覇まちまーい事業の事業収入額」を成果指標に設定した上で成果を測定することを検討されたい。

<意見②>自治化までの目標年数の設定
なお、9.(1)に記載のとおり、最終的には市からの補助金を受給しなくとも、那覇市觀光協会が自立して「那覇まちまーい」事業が実施できるような状況になることを目指すべきであり、市は、自立に向けて施策の実行を那覇市觀光協会に指導すべきである。本事業は平成24年度からの継続事業であり令和2年度で9年目ということを踏まえると、今後も補助金を交付し続けるというのではなく、そろそろ自立化に向けて目途を付けるべき時期に来ているため、自立化までの目標年数を定めるべきである。

- ② 改善 (A)
検証シートの「今後の取り組み方針」には、「修学旅行フェアなどの機会を活用し、那覇まちま~いをPRする。」「自己の旅行スケジュールやガイド日程を調整できる『たひあわせ』の周知を強化し、個人手配の旅行者に対して利用促進を図る。」新規コロナウイルス感染症拡大の状況下では、感染動向に応じて市民・県民の利用、外国人観光客と段階的に利用を促進する。」と記載されている。上面のを踏まえた改善提案として適切である。

さらに、9.(1)に記載のとおり、「那覇まちま~い事業の事業収入額」及び「補助金収入を除く那覇まちま~い事業の販売額」を成果指標に設定した上で、成果を測定し、必要な改善策を実行することを検討されたい。

(3) 予算の算定・執行

① 予算の算定

本事業に係る令和2年度の歳出予算内示書を査閲したことから、事業者に対する補助金の積算額については「那覇まちま~い事業補助金交付要領」及び那覇市觀光協会からの予算書に基づき適切に算定された。

この点「那覇まちま~い事業補助金交付要領」第1条第2項では、補助対象額は、補助率は、補助対象額の「10分の6以内」とされており、これに基づき予算額が算出されていた。しかしながら、令和2年度終盤に、那覇市觀光協会と、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発出等により県外からの渡航制限やコース催行中止が相次ぎ、今年度の収支が非常に厳しい状況となっていることから、補助率の見直しについて要請があった。市側で、那覇市觀光協会が赤字となるない補助率を試算したところ、補助率を「10分の9以内」とする必要があったため、起案により補助率が「10分の9以内」に引き上げられた。なお、補助上限額は予算の範囲内でされた。今回は、コロナ情勢による一時的な盈虧悪化のため一時的に補助率を引き上げるものであるから要請前ではなく起案により対応していたが、それ自体は不適切とはいえない。

<意見③>コロナ禍における臨機応変な対応がもっとも、今回の要請の一因として、令和2年5月は、まちま~いは稼働していない(全コース催行中止)が、事務局スタッフは稼働していたため(予約管理業務、新コース立案及びそれにに関する調査、既存コースの見直し、移動コースの実施検査、10周年キャンペーンの企画などの業務をしていた。)、収入がないにもかかわらず人件費が発生していた、という点があげられる。スタッフが稼いでいるため、雇用調整助成金も活用できなかった。スタッフが令和2年5月に行ついた業務は急を要するものとはいえず、本来であれば、収入が見込めない月は休業し、雇用調整助成金を活用すべきであったのではないか。今後、同様の事

態が発生した場合、那覇市觀光協会は、収入がない月は休業し雇用調整助成金を活用すべきであり、市は那覇市觀光協会に休業するよう指導すべきである。

<意見④>将来的な補助率の引き下げについて
また、今回のようにコロナウイルスの影響というやむを得ない理由により、特別措置として補助率上昇を引き上げることには問題はないが、一方で、那覇市の補助金に関するガイドラインの趣旨を踏まえると、補助金の増額や補助率上昇の引上げについては、慎重に判断し、真にやむを得ない事情がある時に限定されるべきであると言える。
したがって、コロナウイルスの影響が収まった際には、起案による特別措置を止め、補助金交付要領における補助率上昇を適用すべきである。

② 予算の執行

令和2年度の本事業当初予算が14,400千円であったのに對し、予算執行額は13,404千円となり、執行率は93.1%となつた。執行率の理由は補助金の交付費である。

④ 補助金

① 交付目的

前記1.(2)と同様である。

② 申請、決定、交付の手続

特に問題となる点はなかつた。

③ 補助金の交付時期

特に問題となる点はなかつた。

④ 事業実施後の実績報告

適切に報告がなされていた。

⑤ 効果測定
前記9.(2)①と同様である。

(5) 令和元年度包括外部監査における指摘事項等への対応状況

① 意見1
1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等
「那覇市の補助金に関するガイドライン」によると、補助率は原則1/2を上限とするが本事業はそれを上回つている。補助率の削減に取り組むことされているが、人件費を安易

に削減することは好ましいことではない。

2. 令和2年度における改善状況

補助金の削減について、那霸市観光協会は、「人件費を始めとする経費削減のため、様々な工夫をしている」と述べていたが、令和2年度はコロナウイルスの流行というイレギュラーナ事態が生じたために、補助率が、1/2どころか、9/10となってしまっており、まだまだ、改善とは程遠い状況である。

したがって、前述の9.(1)に記載したような那霸まちまち事業の収支改善施策を検討し、補助金の削減に取り組まれたい。

② 意見2

1. 令和元年度包括外部監査における指摘事項等

平成30年度は参加者が大きく減っている。参加者のアンケート結果を踏まえながら魅力的なプログラムを絶えず創出し、参加者増に努めて頂きたい。

2. 令和2年度における改善状況

経費が減って、収入が増えれば（つまり参加者が増えれば）、事業の自立化に向け前進するが、令和2年度はコロナ禍の影響もあって参加者が激減してしまった。令和元年度の意見内容（魅力あるプログラムの創出）に加え、前記9.(2)のとおり、コロナ情勢からの周知不足という課題もあることから、引き続き、参加者増に向けて努めて頂きたい。

54. 観光案内所運営補助金

1. 事業の概要
 - (1) 所担当課
経済観光部 観光課
- (2) 事業の目的
那霸市観光協会による観光案内所事業を支援し、外国人観光客等への対応強化を図る。
- (3) 事業の内容
那霸市観光協会が運営する那霸市観光案内所の運営に係る経費に対して補助金を給付し、財政支援を行う。
また、那霸市観光案内所に隣接している土産物店（ショップなは）の運営に係る経費に対しても補助金を給付している。（那霸市の事業者が企画・開発した菓子等で、土産物として一般的な認知度があまり高くない製品について、観光協会が発掘し土産物販売試験的に販売することにより認知度向上を図るという公益的な事業も実施している。）
補助対象経費の主な費目は、人件費や消耗品費などである。

2. 那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
該当無し。

3. 那霸市総合計画上の位置付け
『施策 30 國際化に応じた観光環境の整備されたまちをつくる』における事業に位置付けられている。

4. 開進する主な事業計画
（那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び那霸市総合計画を除く）
那霸市観光基本計画

5. 事業実施期間

平成25年度からの継続事業。

6. 事業の実施形態
本事業では、那霸市観光協会が実施する観光案内所運営事業及び土産物販売事業に関する経費の一部に対し補助金を給付している（補助率は8/10以内）。
財源は、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）及び市の一般財源である。

7. 事業費の予算額及び執行額
(1) 予算額及び執行額

(単位：千円)			
	令和2年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	30,000	30,000	27,000
国庫支出金	—	—	—
県支出金	24,000	24,000	21,600
うち、ソフト交付金	24,000	24,000	21,600
一般財源	6,000	6,000	5,400
その他	—	—	—
予算執行額	30,000	30,000	—
予算執行率	100%	100%	—

(2) 令和2年度予算執行額の内訳
(単位：千円)

節(子等科目)	金額	主な内容
負担金、補助金及び交付金	30,000	観光案内所事業及び土産物店運営事業に対する補助

8. 事業の成果指標
(活動指標)

指標	目標値	実績値
英語、中国語、韓国語での観光案内の実施に必要なスタッフを配置する	実施する	実施した
アンケートの実施等により利用者の満足度及びニーズを把握し、サービスの更なる充実に努め、本市の観光イメージのアップ及び観光誘客を図る	実施する	実施した

(成果指標)

指標	目標値	実績値
観光案内所を訪れた外国人観光客へのアンケートによる満足度(利便性に関するアンケート)	80%以上	98%

9. 監査結果及び意見

(1) 成果指標

8. に記載のとおり、本事業の成果指標が観光案内所を訪れた外国人観光客へのアンケートによる満足度であるが、事業の目的が観光案内所事業を支援し、外国人観光客等への対応強化を図ることである点を踏まえると、一定の合理性が認められる。

しかしながら、成果指標に関して以下の事項が発見された。

<意見①>成果指標に改善の余地がある

本事業の目的を踏まえると、既述のことより、観光案内所を訪れた外国人観光客へのアンケートによる満足度を成果指標とすることは一定の合理性が認められる。

一方で、那覇市観光案内所は多數の日本人観光客からも利用されており、利用者数で言えば日本人観光客の方が外国人観光客よりも多い状況である。

【那覇市観光案内所の利用者数】

(単位：人)				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者総数	96,949	100,013	96,727	86,891
うち、外国人	16,115	16,885	13,720	10,789
うち、日本人	80,834	83,148	83,007	76,102
				283
				29,866

したがって、事業全体の効果を適切に測定するためには、外国人観光客の満足度だけではなく十分であり、日本人観光客の満足度についても成り立たるべきである。

<意見②>成果指標に改善の余地がある
観光案内所運営事業において、来所者数という指標は、事業実態を把握するため重要な指標であると考えられるが、本事業では、観光案内所来所者数を成果指標としても活動指標としても設定していない。

この点、那覇市観光協会に質問したところ、「観光協会では観光案内所来所者数を必ずしも重視していない。観光協会のホームページ内の光美等で旅行前に十分な情報が提供されれば、旅行時に観光案内所に来所する必要が無くなるからである。」との回答であった。

確かに、観光協会側の説明は一理あるが、それでもあるならば、「観光協会への電話やメールによる旅行者からの相談数」についても活動指標又は成果指標に設定することを検討すべきである。

観光案内所事業の予算額(市にとっては補助金交付予算額)は同事業の事業規模を測定するためには、なければ適切な金額を算定することは難しいが、同事業の事業規模を考慮し

「観光案内所への来所者数」、「那霸市觀光協会ホームページへのアクセス数」、「觀光協会への電話やメールによる旅行者からの相談数」、という指標が適切なのである。

このように、本事業に係る適切な予算額算定という観点からも、これらの指標を活動指標又は成果指標に設定することを検討すべきである。

<意見③> 成果指標が設定されていない

土産物店運営事業について、成果指標が設定されていない。適切な成果指標が設定されないと、「事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善」といった、いわゆる PDCAサイクルを適用することができない。事業を効果かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が必要になるため、事業目的や事業内容に合致した成果指標を設定する必要がある。

例えば、土産物店における売上高・利益額を成果指標とすることが考えられる。また、觀光協会が運営する土産物店では、那霸市の事業者が企画・開発した菓子等で、土産物として一般的な認知度があまり高くない製品について、觀光協会が発掘し土産物店で試験的に販売することにより認知度向上を図るという公益的な事業も一部実施しているため、「觀光協会が発掘した製品の件数及び店舗での売上高」についても成果指標に加えることが考えられる。

(2) PDCAサイクル

① 効果検証 (C)

9. (1) に記載のとおり、現状の成果指標は、事業全体のうち一部に適用するものであるため、事業全体の効果が適切に評価されているとは言い難い。

② 改善 (A)

9. (1) に記載のとおり、現状の成果指標は、事業全体のうち一部に適用するものであるため、事業全体の課題抽出や改善活動が、部分に実施されているとは言い難い。

<意見④> コロナ禍における事業内容の修正

また、令和2年度はコロナウイルスが社会に大きな影響を与えたが、このように事業環境が大きく変化した場合、事業を單に当初計画どおりに実施するのではなく、変化後の事業環境を鑑み、事業内容を適時に修正することが必要である。

この点、本事業においては、時短営業に切り替えた対応を行っていたものの、基本的には觀光案内所を開業していた。

しかしながら、緊急事態宣言中は県民への不要不急の外出自粛や県外から沖縄県への渡航自粛が求められていたことを踏まえ、觀光案内所を営業してしまうと觀光客等の呼び込みにも繋がってしまうため、觀光案内所を営業すること自体について、より慎重な意思

決定を行うべきであったとも考えられ、結果論ではなくが、觀光案内所を開鎖するという意図決定もあり得たと考える。その上で、觀光案内所閉鎖期間は、以下のようながらを取つていれば、補助金の無駄は生じなかつたと考えられる。

・ 職員を休業させた上で雇用調整助成金を受給することで、補助金支給額を正確する。

・ 他の事業アーリーストが必要な場合に、觀光案内所業務に従事している職員について、一時的に他の事業の業務を実施してもらう。

・ 觀光案内所業務に従事している職員に、コロナ禍後に向けた觀光案内所運営上の課題抽出や改善提案案を検討してもらう。

今後も、事業環境が大きく変化した場合には、変化後の事業環境を鑑み、事業内容を適時に修正していく対応力が求められる。

(3) 予算の算策・執行

① 予算の算策

<意見⑤> 予算算策の根拠が不明確
補助金交付予算額については、那霸市觀光協会から提出される補助対象経費予算額に基づき算定されている。具体的には、「補助対象経費予算額=収入予算額=補助金交付予算額」との算定式により算定されており、詳細は以下のとおりであった。

【補助対象経費予算額】

		(単位：円)
觀光案内所運営事業	36,280,000	
觀光案内所搬販販売事業	5,013,000	
土産物店運営事業	16,254,000	
計	57,547,000	

【収入予算額】

		(単位：円)
觀光案内所搬販販売事業	9,168,000	
土産物店運営事業	16,320,000	
觀光協会一般会員	2,059,000	
計	27,547,000	

【補助金交付予算額】

$$57,547,000 - 27,547,000 = 30,000,000 \text{ 円}$$

この点、那霸市觀光協会担当者に対し、収入予算額のうち觀光協会一般財源 2,059 千円について算定根拠を質問したところ、前期の実績に基づき算定されたとの回答を得たが、具体

的な実際数値に基づく算定過程の回答は得られなかつた。

観光協会一般財源予定額に基づく算定過程の説明が無く、かつ、補助金交付額が結果的に複数年度に亘って30,000千円の金額となつてゐることを踏まえると、現状、補助金交付予算額は、「補助対象経費額－収入額」の算定過程により算定されてゐるのではなく、30,000千円という金額になつてゐると言わざるを得ない。

したがつて、市は、補助金交付予算額の算定にあたつて、補助対象経費予算額のみならず、観光協会一般財源予定額についても明確な基準に基づき算定するよう、那霸市観光協会へ指導する必要がある。

観光協会一般財源予定額は、那霸市観光協会における他の事業で生じる利益額が財源になると考えられる。

② 予算の執行

詳細は9.(4)を参照。

(4) 補助金

① 交付目的

1. (2)に記載のとおり。

② 申請、決定、交付の手続

観光協会通常補助金取扱い規程、補助金交付要綱、補助金交付申請書、補助金交付決定通知書、補助事業実績報告書、補助金交付補助金通知書を閲覧したところ、以下の事項が発見された。

<指摘①>補助率が補助金交付要綱に定める上限を超えててしまっている
監査実施時（令和3年11月）においては、観光案内所運営補助金交付要綱第4条で補助率が60%以内と規定されていた。
しかしながら、令和2年度における補助率の実績は68.7%（※）と補助金交付要綱で規定されている上限率を超えてしまつた。
（※）補助金交付額：30,000千円÷補助対象経費：43,671,176円=68.7%

この理由について、担当課に質問したことところ、「コロナウイルスの影響により観光協会の収支状況が悪化し、本事業においても想定していた収入が確保できなかつたことから、交付要額の補助率を引き上げる方向で検討していたが、実際に交付要領を改訂する手続を失念していた。」とのことであつた。

補助率上限を一時的に引き上げることとはやむを得ない理由によるものと考えられるが、

補助金交付要額の改訂手続が実施されておらず、現状では、結果的に補助金交付要額にそぐわない補助金交付となつてしまつた。

また、補助率という補助金算定上基本となる要素について、補助金交付要額にそぐわない補助金額が申請されたにも関わらず、市の検査において何らの指摘もなされず、申請額をそのまま補助金として交付してしまつております、補助金の検査手続が適切に実施されていない言い難い状況であった。

なお、市は令和3年11月26日付で、令和2年度及び令和3年度中に交付する補助金について補助率の上限を8/10とする内容で補助金交付要綱を改正しており、現在では適切に対応済みである。

③ 補助金の交付時期

補助金の交付時期について、特段指摘すべき点は発見されなかつた。

④ 事業実施後の実績報告

観光協会運営補助金告書、補助対象経費に係る領収書等及び市の検査照書を開覧したこところ、以下の事項が発見された。

<発見⑥>補助金交付額の算定期間が不明確
補助金交付額について、那霸市観光協会から提出される補助対象経費額に基づき算定期間が不明確である。具体的には、「補助対象経費額＝収入額＝補助金交付額」との算定期間に算定期間を算定されており、詳細は以下のとおりであつた。

【補助対象経費額】

（単位：円）

観光案内所運営事業	34,344,994
観光案内所物販売店事業	1,033,793
土産物店運営事業	8,292,389
計	43,671,176

【収入額】

（単位：円）

観光案内所物販売高事業	1,867,596
土産物店運営事業	4,722,771
観光協会一般販賣	7,080,809
計	13,671,176

【補助金交付額】

43,671,176-13,671,176=30,000,000円

この点、那覇市観光協会は、收入額のうち観光協会一般財源7,080千円について算定根拠を新聞したこところ、明確な根拠は得られなかった。観光協会一般財源額について明確な算定期間の説明が無く、かつ、補助金交付額が結果的に遅れて30,000千円の金額となっていることを踏まえると、現状、補助金交付額は、「補助対象経費予算額-収入予算額」の算定過程により算定されているのではなく、30,000千円という金額が引ききになっており、補助金交付額のみならず、観光協会一般財源額についても明確な根拠に基づき算定するよう、那覇市観光協会へ指導する必要がある。

観光協会一般財源は、那覇市観光協会における他の事業で生じた利益額が財源になると考えられるため、観光協会全体の正味財産増減計算書及び事業別の正味財産増減計算書に記載に基づき算定されることになると考えられる。

⑤ 効果測定

9. (2) ①に記載のとおり。

(5) 土産物店運営事業への補助金交付

<意見⑦>土産物店の黒字化について

1. (3) に記載したとおり、本事業では、那覇市観光協会内所間に隣接している土産物店（シヨップなど）の運営に係る経費に対しても補助金を給付している。那覇市の補助金に関するガイドラインによれば、補助金給付の要件の一つに公益性を有していることが挙げられている。この点、担当課及び観光協会に対して、土産物店運営事業における公益性の有無について質問したところ、「観光協会が運営する土産物店では、那覇市の中の事業者が企画・開発した菓子等で、土産物として一般的な認知度があり高くない製品について、観光協会が発掘し土産物店で販売することにより認知度向上を図るという公益的な事業も実施している。」との回答を得た。

この回答は確かに新規である点もあるが、一方で、土産物店内で販売されている製品を実際に見てみると、試験的に販売している那覇市事業者が企画・開発した製品もあるものの、他の民間の土産物店で販売されているような製品も多く取り扱われていたため、土産物店運営業務の中で一部分については公益性が認められる、というのが実態であった。

したがって、土産物店運営経費の全てが本事業の補助対象経費となっている点について

は、那覇市の補助金に関するガイドラインの趣旨に照らして考えると異論と言わざるを得ない。

次に、土産物店運営において近年赤字が継続している点が、この問題を大きくしている。本事業の補助金給付額は「補助対象経費-収入額」で算定されたため、仮に土産物店が黒字である場合、結果として土産物店運営業務には補助金は交付されず、むしろ、土産物店運営により生じた黒字を観光協会内所運営業務の費用補填に充てられるため、本事業に係る補助金給付額は正確できることとなり、何ら問題は生じない。

しかしながら、土産物店の収支が赤字である場合、当該赤字を相殺するために本事業の補助金が給付されることになってしまいが、土産物店運営業務の全てに公益性が認められる証ではないにも関わらず、土産物店運営業務のみで補助金を交付することは異議であると指摘を得ない。

近年、土産物店の収支は赤字が継続しており、その赤字を補助金で相填するという状況が続いている。このような状況を将来に亘って継続することは問題であると言わざるを得ない。したがって、市は、観光協会に対し、土産物店の収支黒字化について期限を設けて取り組んでもらい、仮に期限までに黒字化が実現できなければ土産物店運営業務の規模縮小や廃止を含めて検討することを指導すべきである。

なお、土産物店の過去5年前の収支状況は以下のとおりであり、コロナ禍以前から赤字の状況が継続しており、かつ、収入は年々減少傾向にあることがわかる。

【土産物店の収支状況】

※観光協会作成の正味財産増減計算書外観書より (単位：千円)					
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収入	17,093	15,660	14,659	12,963	5,350
支出	19,601	16,119	15,808	12,972	9,419
収支	▲2,507	▲459	▲1,149	▲8	▲4,069

また、土産物店が入居している「那覇市ぶんかデンプス館」1階部分の区分スペースについても、那覇市が所有者となっているが、市は観光協会から資料を受け取っておらず、観光協会が無償で使用している。したがって、観光協会が運営する土産物店は、庄舎の資料が費用として発生していないにもかかわらず、庄舎が運営している状況である。民間土産物店では庄舎の資料を支払った上で黒字化しているであろうことを踏まえると、通常の営利事業としては全く成立していないものと認識すべきである。

市及び観光協会は、このような厳しい現状をしっかりと認識したことと、黒字化を実現することを期待している。

<意見③>

(6) 沖縄県が運営する観光案内所との協業

平成30年に、沖縄県が運営する観光案内所（沖縄觀光情報センター）が旭橋に開設された。牧志にある那霸市觀光協会が運営する観光案内所からの直線距離は1.3km程度である。沖縄県の観光案内所と那霸市觀光協会が運営する観光案内所は、前者が沖縄県全域の観光案内が中心であるのに於し、後者が那霸市の観光案内が中心であるという点で役割が異なっている。しかしながら、那霸市觀光協会の観光案内所においても、来所者の希望があれば可能な限り県全島の観光案内を実施しているとのことであり、また、那霸市以外の地域の観光パンフレットも置かれており、両者の役割分担が明確に綴りきされているわけではない。

また、9.(1)に記載のとおり、那霸市觀光協会の観光案内所の来所者数は平成30年から減少し始めており、市の担当課にすれば、平成30年に沖縄県の観光案内所が開業し、そちらに利用者が流れたのではないか、と分析していた。このように、那霸市觀光協会の観光案内所と沖縄県の観光案内所は、競合する関係にあるとも言える。このような状況を踏まえ、市及び那霸市觀光協会は、外縦県を含めた3者で、2つの観光案内所の役割分担を検討することもに、2つの観光案内所における業務の一元化や窓口業務担当者の相互派遣等、費用削減に繋がる施策の有無を検討いただきたい。

さらに、2つの観光案内所間で情報交換を行ったり、陳情事項ご合同で懇親会を実施する等し、お互いに協力し、切磋琢磨することができれば、両者の観光案内所の質が向上し、来所した観光客の満足度も向上するのではないか。以上のように、市は、那霸市觀光協会及び県と共に、2つの観光案内所の効果的かつ効率的な協業について取り組むことを検討させていたい。

55. 小口資金融資事業

1. 事業の概要

(1) 負担部門
経済観光部 商工農水課

(2) 事業の目的
市・銀行・信用保証協会の三者が協力し、資金調達能力や担保力の乏しい中小企業者の事業資金の融資円滑化を図ることにより、中小企業者の保護及び振興育成に寄与することを目的とする。

(3) 事業の内容

(ア) 融資

市が銀行に原資を預託し、その原資に銀行の手元資金を加えた上で中小企業者へ融資を実行する。また、本融資の場合、沖縄県信用保証協会が保証人となる。

※ 賃付金の範額は、般小口融資と特別小口融資があり、申込要件が異なっている。

(イ) 送済（銀行から市への償還）

融資実行された原資については、7年かけて銀行から市へ償還される。

(ウ) 送済不備

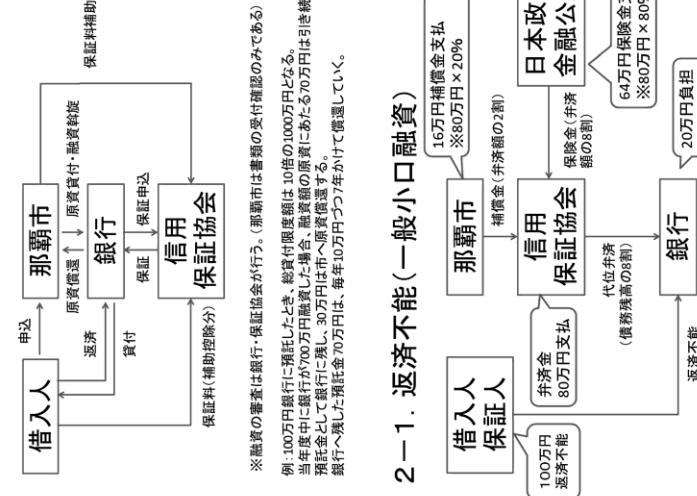
中小企業者が事故により返済不能に陥った際の銀行負担割合であるが、一般小口融資が2割、特別小口融資がゼロ、となる。

その上で、沖縄県信用保証協会が代位弁済を行い、代位弁済額のうち2割について、市が信用保証協会へ保証金を支払う。

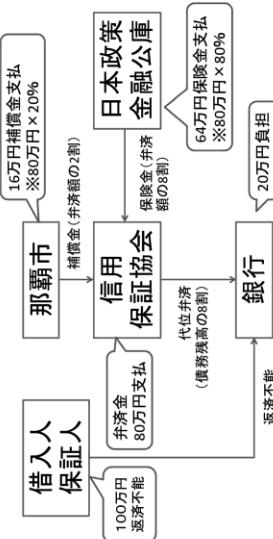
なお、令和2年度は、より条件の良いコロナ関連制度融資により事業者の資金借入需要が満たされたことから、本事業の新規融資実績は一件となつた。

【事業スキーム図】

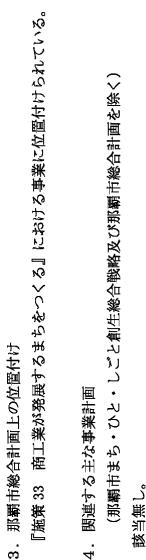
1. 融資実行、返済(償還)



2-1. 返済不能(一般小口融資)



2. 那霸市まち・ひと・しごと創生総合戦略上の位置付け
該当無し。



5. 事業実施期間
昭和52年度から継続事業

※融資の審査は銀行・保証協会が行う。(那霸市は書類の受け確認のみである)
例:100万円銀行に預託したとき、総貸付限度額は10倍の1000万円となる。
当年度中に銀行が100万円融資した場合、融資額の8割(80万円)は引き締め
預託金として銀行に残し、30万円は市へ返済義務ある。

銀行へ預託した預託金70万円は、毎年10万円づつ年少けて償還していく。

	令和元年度	令和2年度	(参考) 令和3年度
予算額	27,014	23,888	24,655
国庫支出金	—	—	—
県支出金	—	—	—
うち、ソフト交付金	—	—	—
一般財源	27,013	23,841	24,655
その他	—	—	—
予算執行額	27,013	23,841	—
予算執行率	100.0%	99.8%	—

(1) 予算額及び執行額
(単位:千円)

節(予算科目)	金額	主な内容
需用費	3	パンフレット用紙代
負担金、補助金及び 借用料	245	信用保証協会への保証料補助

(2) 令和2年度予算執行額の内訳
(単位:千円)

つて有利や条件へ内容が改正されており、県が実施する制度融資の利用が進んでいる影響とのことであった。

このような状況及び原因分析を踏まえ、市では本事業の融資利用件数を増加させるべく、融資申込場所の拡充、融資上限額の引き上げ、融資条件（融資希望者の要件）の緩和等を検討しているとのことであるが、平成29年度から數えると融資割合が低迷して既に4年以上経過しているため、早急に対応すべきだ。

なお、市は本事業の融資利用件数を増加させる施策を検討しているが、仮に県の制度融資により市内事業者のセーフティネット融資による借入需要が満たされたされいるのであれば、あえて市の制度融資の件数を扩充する必要はないとも言えるため、市の融資状況や銀行・商工会議所からの関連情報等を摸索し、市内におけるセーフティネット融資による借入総要量を見極めた上で、必要と判断した場合にのみ本事業の融資利用件数を増加させる施策を行なうべきである。

(3) 予算の算策・執行

① 予算の概算

令和2年度における歳出予算内示書及び関連資料を査閲したところ、特段指摘すべき点は発見されなかつた。

(4) 契約書の記載内容 <意見②>

契約書を与えかねない契約書上の文言について
9.(1) に記載のとおり、本事業の融資は市内の中小事業者に対するセーフティネットとしての位置付けであるため、単純に融資件数や融資金額を成る結果により事業の成績を測定する性質ではない。

一方、市と金融機関との間で締結される「那覇市小口資金融資の交付に関する契約書」において融資目標額が記載されており、目標額は市からの預託金の10倍の金額に設定されており、前述した本事業の性質と整合しない契約内容となつている。

この点、担当課に質問したところ、「契約書における融資目標額は、預託額に協賛倍率（10倍）を乗じることにより算定しているが、あくまでも融資可能な範囲（上限額）と捉えていい。本事業は収益目的ではなく、資金を必要とする事業者に行き渡るようにこいつ意味合い、で金融機関との契約書に記載しており、金融機関への目標達成を求めるわけではない」とのことであった。

そうであるならば、誤解を避けるために、契約書の文言について、「融資目標額」とするのではなく、「融資上限額」に改めるべきである。

交付金 貸付金	23,055	銀行への貸付金原資の拠出
保証、補償及び賃貸 金	537	代位弁済後に信用保証協会へ支払う補償金

8. 事業の成果指標 数値目標は設定されていない。

(1) 成果指標

本事業の成果指標は8.に記載のとおり、そもそも設定されていない。
一般的には、効果的かつ効率的に事業を実施するために、適切な成果指標を設定し、事業の効果を測定することが必要である。しかしながら、本事業の融資は市内の中小事業者に対するセーフティネットとしての位置付けであるため、単純に融資件数や融資金額を成る結果目標に設定し、その達成度により事業の成績を測定する性質の事業ではない。

(2) PDCAサイクル

① 効果検証 (C)

1.(3)に記載のとおり、本事業の令和2年度における新規融資実績は0件となつたが、より条件の良いコロナ関連制度融資により事業者の資金借入需要が満たされたことが原因であり、やすを得ない。

② 改善 (A)

<意見①>低迷する融資実績への対応策について
平成29年度以降の融資実施状況は、以下のとおり、融資割合が低迷している。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
A：市が地出する原資	25,000	25,000	25,000	23,055
B：融資枠 (A×10)	250,000	250,000	250,000	230,550
C：融資実行額	28,900	30,000	16,900	0
D：融資割合 (C/B) (%)	11.6%	12.0%	6.8%	0.0%

令和2年度は、既述のとおり条件の良いコロナ関連融資が存在したことが原因で融資割合が0%となつたものであるが、平成29年度～令和元年度の時点では既に融資割合は低迷していた。近年の融資割合低迷の理由について、市担当者に質問したところ、県が実施している類似の融資制度について、近年メニュー数の増加や融資上限の引上げ等、利用者にと

(5) 貸倒損失の把握

<意見③>貸倒損失の繰続的な把握

本事業の融資はセーフティーネット融資であるとはいって、市民の税金を財源としていることを踏まえると過度に貸倒損失が拡大する状況は避けるべきである。(市における貸倒とは、融資先事業者が返済不能に陥った際に信用保証協会が行った代位弁済に対する損失補償金が該当する。)

したがって、一定水準以上の貸倒損失や貸倒損失率が生じた場合には、その要因を分析し、融資した銀行とも情報共有の上で、次回以降の融資判断に役立てる、という業務フローの導入を検討されたい。

(参考資料)

那覇市の補助金に関するガイドライン(第2版)

那覇市

平成26年7月

このガイドラインは、法令等に定めがあるもののほか、本市の補助金について必要な事項を定めるものとする。

目次

1 はじめに	1
2 補助の根拠と課題	2
(1)補助金の根拠	2
(2)補助金の課題	2
3 補助金の交付・見直し基準	3
(1)基本的な視点	3
(2)財政的な視点	4
4 補助金の性質別分類ごとの交付・見直し基準	7
(1)補助金の性質別分類	7
(2)性質別分類ごとの交付基準	7
5 補助金の適正化	11
(1)適正化のイメージ	11
(2)見直しの方向性	12
6 その他	13

様式

- 補助金適正化チェックシート(No. 1)
- 補助金適正化チェックシート(No. 2)

2 極助金の根拠と課題

(1) 極助金の根拠

補助金は、地方自治法に基づき、地方公共団体が「公益上必要がある」と認めた場合において、支出するものである。「公益上必要があるのか否かは、個々の事例に即して認定するが、補助の目的・内容については、客観的に公益上必要であると認められるものでなければならぬ」。

【地方自治法(抜粋)】

第232条の2 (寄附又は補助)
普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合には、寄附又は補助をすることができる。

(関連法規)

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令
- ・那覇市補助金等交付規則(財政課)

(2) 極助金の課題

補助金の効果的な活用は、地域活性化や産業振興などの公共の課題解決のための有効な手段となるが、補助の長期化・既得権化や、補助金への過度の依存が交付団体の自立を阻害する等の課題がある。補助金の原資は、市民等から徴収された貴重な税金で構成されていることから、補助金の交付にあたっては、公益性の高さだけでなく、公平性や有効性等についても十分考慮する必要がある。

こうしたことから、補助金制度の今後のあるべき姿として、「公益性が高い、市民のニーズに応える事業に対する補助金制度」の継続を目指し、以下の観点を常に持つて適宜見直しを行うことが必要である。

- ①既存の補助金について検証し、公共の課題解決のための有効な手段として時代に合わせたスキル等による見直しを進めていく。
- ②補助團体の自立に資する方向性を見極め、推進していく。

3 極助金の交付・見直し基準

補助金の交付にあたっては、補助の必要性、公益性等の基本的な視点及び補助率の適正性等の財政的な視点からの検証が、継続して行われる必要がある。現行の補助金について、以下の視点でゼロベースから検証を行い、補助金の適正化を図ることとする。

(1) 基本的な視点

交付基準		チェック項目
1 必要性	①事業の目的・内容が時代に即した市民ニーズに応えていること。 ②市民協働の観点から真に補助すべき内容であること。 ③恒常的に交付している補助金については、同一事業(団体)へ継続して支援する必要性、合理性があること。	
2 公益性	①補助の効果が広く市民に浸透し、特定の者の利益などならぬこと。 ②補助金の交付が客觀的に公益上必要であると認められるものであり、行政が開示すべき範囲を超えていないこと。 ③採算性等により民間事業者では実施されない事業であること。	
3 有効性	①補助金額に見合った効果が十分に期待できるものであること。 また、今後も効果の向上が期待できるものであること。 ②補助によることが施設目的の実現にとって最適の手法であること。 ※行政が事業主体として行うべき事業については、補助金ではなく、他の経費への転換を検討すること。 ③内容の似た補助制度、同一事業(団体)への重複補助がある場合は、事業の整理統合、デマケ(区分け)をしっかりとすること。 ④他の団体等との間で公平性が保たれていること。 ※交付期間が長期で固定化・既得権化しているおそれがないか検証すること。	
4 公平性	②交付先は適正、公平に決定されていること。 ※公平性の観点から、真に公募に則りない場合を除き、公募制の導入を検討する。非公募で特定団体に対して補助を行う場合、補助事業課は当該団体への補助の必要性、合理性を十分説明できること。	

	①補助金額・補助率は、客観的に見て妥当性があること。 ※成果・実績が不十分な補助については、補助のあり方も含めて見直しを検討すること。 ②補助はあるまで支援であるという考え方から、補助率は、原則として補助対象経費の1／2を上限とすること。 ※補助率を定めない一定額の補助(予算の範囲など)は行わない。 ※補助金への依存度が高いため、見直しを図ること。 ただし、市長が政策的に必要と認める場合は、個別に補助率及び補助の限度額を設定するものとする。その場合においても、補助率1／2を超える補助を行う場合には、その妥当性が十分説明できるようにすること。 ※前年踏襲ではなく、最少の経費で最大の効果をあげるため、最も有効な補助率の設定に留意すること。 ③国や県との協調事業補助において、市が上乗せ補助を行う場合は、合理的な理由、政策上の必要性などを明確にすること。 ④補助金額 10 万円未満の少額補助金については、補助継続の必要性があるかを検証すること。
3 補助率等	
4 補助の終期	①任意的な補助事業について、原則として3年以内の終期とし、その終等について検討すること。なお、実施計画の策定作業を通して毎年度すべての補助事業の検証を行うこと。 ※終期の到来は補助事業の自動的な終了を意味するものではなく、補助効果を検証した上で継続の適否をゼロベースから見直す機会とする。 ②国や県との協調事業補助については、原則として制度終了時期を終期なし、制度が終了した時点で廃止すること基本すること。

1 会計処理	①交付先団体等における補助金の会計処理が適切であり、補助金の用途が明確であること。 ※補助金の支出根拠が不明確、会計処理・便益が不適切なものは、不正支出等を防止し、透明性を確保する観点からは正位置を求めるうこと。 ②交付先団体等が直接国・県補助事業に取り組むなど、交付先団体自らの収入財源確保に努めるよう促すこと。また、自立を促すため、直接的な財政支援から人的支援、制度支援などのスキームによる支援への転換を図っていくこと。 ③真に支援を必要とする補助団体に対するものであるること。 ※補助金額は、上回って翌年度への繰越金等が発生している団体への補助については、繰越内容も確認しながら、補助の必要性や補助金額の検討を行うこと。 ※本市の厳しい財政状況に鑑み、財政基盤が安定しておらず資金的に余裕のある団体等への補助については廃止を検討すること。 ④再補助がある場合は、その基準及びチェックシステムを、効率性などメリット・デメリットを明らかにした上で確立すること。 ※交付先からさらに再補助を行っている場合は、直接補助へ切り替えられるのか、事務負担軽減等のメリット・デメリットを考慮のうえ個別に判断すること。
2 補助金の対象 る経費	①補助対象経費と補助対象外経費の区分、補助金額の算算根拠(算定期準)を明確にし、補助金交付要綱等に明記すること。 ②客觀的に公益上必要性が高いと言えない以下の経費は、原則として補助対象外経費とすること。 ※謝費、慶弔費、飲食費、その他補助することが適当ないと認められる経費 ③団体運営費については、補助金の対象として適切ではないため、原則として目的・用途が明確な事業費補助への移行を図ること。

4 様助金の性質別分類ごとの交付・見直し基準

補助金は、補助対象や内容により性質が異なるため、性質別に分類した上で、その分類ごとに交付基準を定め、補助金の適正化を図ることとする。

- ①補助金の新設は、真にやむを得ないものに限ること。新規・拡充の際には、スクラップ・アンド・ビルトを徹底するため、他の補助金との統合や、現補助金の廃止・削減を行うこと。
- ②補助金の新設は、原則として事業費に対する補助金とすること。
※団体運営費補助は原則として認めない。
- ③補助金の新設については、制度開始3年以内の終期到来時に禁止を見据えた見直しを行うなど、補助金交付要綱に終期設定年度を明記すること。

5 補助の新設			①那覇市補助金等交付規則第15条に基づき、補助金額確定後(補助事業終了後)に補助金を交付することを基本とすること。 ②事前に概算交付した場合は、所管課長は、補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、速やかに清算を行い、期限を定めて、剰余金の返還を命じること。	

6 補助金の交付・返還			①補助金の執行について、補助の透明性を確保するため、情報公開について検討すること。 ※各課窓口での情報公開、交付先団体のホームページにおける活動報告等を検討すること。	

補助金の性質別分類	
義務的な補助	運営費・事業費補助
	① 義務的な補助
任意的な補助	運営費補助
	② 団体運営費補助
	③ イベント大会補助
事業費補助	④ 利子補給補助
	⑤ 建設事業補助
	⑥ その他事業費補助

(2)性質別分類ごとの交付基準

分類別基準	
定義	・法令や条例の定めにより、公益性の高い特定事業や活動を奨励又は育成するため、市の負担が義務づけられているもの ・債務負担行為の設定など、支出の意思決定が行われているものの 1)法令や条例の定めにより交付する。 ※法令や条例の定めにより、一定の補助割合や補助額が定められて いる場合、本市の裁量の余地がないため、法令等の改廃に応じた 見直しを行うものとする。
交付基準	①義務的な補助

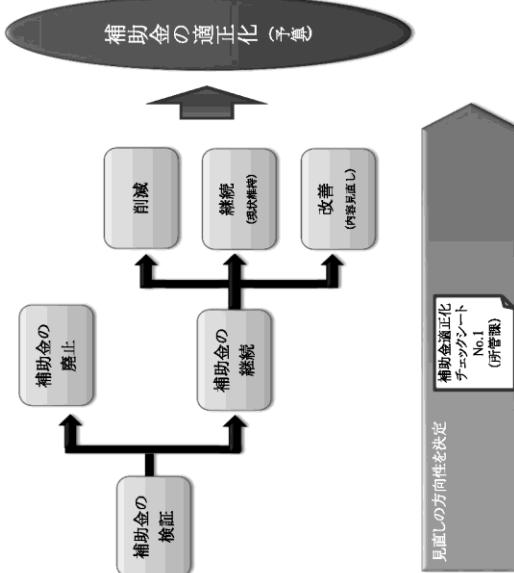
分類	分類別基準	分類別基準
定義	・広く市民への波及効果があるイベント・各種大会の実施経費や派遣費用に対して補助するもの	1)多くの市民に波及するイベント等、公益性があること。 ※補助が長期にわたる場合や、特定の相手への補助が常態化している場合がある。公益性や、他団体との公平性の観点に立ち、個別に事業内容等を精査する。 2)大会補助について、那覇市が開催会場であれば、市内宿泊者数等の財政的効果を重視し、次の額を補助する。 ア)市内宿泊予定人員が5人未満 5万円 イ) " 5人以上 10万円 ※ただし、市が実質的に共催する場合等、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。
交付基準 ③イベント・大会補助		

分類	分類別基準
定義	・市が公益上必要と認める団体に対して、その団体の設立・自立を支援するための、運営費に対して補助するもの
交付基準 ②団体運営費補助	<p>1)公共福祉の向上や地域経済の活性化に寄与するなど、特に公益性や地域特性等、団体の役割が明確に認められるものであること。 ※行政の代行的な役割が薄れているものは、補助目的・便益の明確化を図るため、運営費を除く事業費に対する補助へ移行する方向で検討する。</p> <p>2)団体が行う事業が、本来市が主体となつて行うべき行政の代替としての性質を有している場合には、補助金としての支出が適当であるか検証する。 ※団体が行っている特定の事業に着目して委託事業等へ切り替えることを検討する。</p> <p>3)会費収入等自主財源の確保や効率的な運営を行う努力が十分になされているか検証し、必要であれば団体の自立を促すため、団体の運営に対し、事業効果の向上に努力するよう指導、助言を行うこと。</p> <p>4)団体の自立性について検証し、補助金がなくとも運営できる団体等に対する補助は廃止の方向で見直しを行う。</p> <p>※繰越金が生じている団体、内部留保資金が有る団体については、団体の取支状況により支出の適否に十分留意すること。</p> <p>5)団体運営のための入会費は、その金額の適正性及び政策的な理由など補助の必要性・妥当性を十分説明できる場合に限り、補助対象経費として認める。</p>

5 様式の適正化

補助金の適正化に向けて、全ての補助金について、ガイドラインの交付基準を達成しているか検証を行う。補助事業を個別に精査した上で、廢止・削減・維持・改善の4つの方向性により見直しを図ることとする。

(1)適正化のイメージ



資料-11

分類	分類別基準
定義	・市が公益上必要と認める公的施設の建設事業及び施設整備事業に 対し、その事業費を補助するもの
交付基準	①特例な理由があるものを除き、原則として国、県補助制度関連の事業のみとする。 ※市の上乗せ補助は、原則として行わない。 ②相手方に對し多額の補助となる場合は、個別に費用対効果を十分検査し、補助率や補助額の適正性を個別に検証すること。 ※特に、補助単価についてはコスト縮減の考え方を踏まえて十分検査すること。 ③相手方の所有財産に対する補助であることを踏まえ、その補助が施策目的の実現にとって不可欠なものであること。 ※当初の補助目的どおり運用されているか定期的に監査し、違反がある場合は補助金の返還を求める。
定義	以下の事業を奨励・支援するために、事業費に対して補助するもの。 (前記①、③～⑤の特定の事業費補助以外) ・行政の代行的に実施されている事業に補助するもの ・政策として受取すべき事業に補助するもの ・団体等の行為ソフト事業の公益性を市が認識し、当該事業を援助する目的で補助するもの
交付基準	①本市が独自に行っている任意の補助事業については、その必要性が認められること。 ※国や県との協調補助や、任意であっても財源として国からの補助が入っている事業については、本市の自由度が比較的低いと思われる。しかし、本市が行う補助事業であることに違いはないため、主体性をもつて必要性を検査する。 ②単に事業費の補てんのための補助は行わないこと。 ③児童福祉施設や社会福祉施設の利用者負担を軽減するなど、扶助的性格が高い事業は、扶助費への転換を検討する。

(2) 見直しの方向性

6 その他

方向性	内容	備考
1 廃止	①次年度せき定 ②終期を定めて廃止	3年以内の終期を設定 補助率が1／2を超える事業について、補助率上限1／2へ適正化する。 ただし、行政の補完的な機能を果たしているものを除く。
	①補助率を1／2に削減し継続	(1)このガイドラインは、平成26年7月1日より施行する。 (2)補助金等に関する基本指針(平成16年度策定)は、廃止する。 (3)本ガイドラインについては、運用しながら、より実効性の伴うものとなるよう、隨時見直しを図ることとする。
2 削減	②内容に応じて削減	内容に応じて、個別に適正な補助率(額)に削減する。 ・長期固定化しているものの過大な繰越金・剰余金・内部留保資金があるもの ・補助の必要性があるため廃止と判断するには至らないもの 等
	①現行のまま補助を継続	・政策として奨励すべき補助事業 ・適切に執行されている補助事業
3 継続	①他の補助金と整理・統合 ②運営費補助から事業費補助に転換 ③委託料に転換 ④負担金に転換 ⑤公募制の導入を検討	内容の見直し
4 改善	①他の補助金と整理・統合 ②運営費補助から事業費補助に転換 ③委託料に転換 ④負担金に転換 ⑤公募制の導入を検討	内容の見直し

※ 義務的な補助(法令等によるもの)及び国・県の制度と連動しているもの(国・県補助事業、沖縄振興特別推進交付金事業等)、市単独補助のうち政策的なものについては、交付基準を念頭に、個別の事情を踏まえて検証するものとする。

※ 国や県などの制度と連動する補助制度において、市の上乗せ補助については、当該連動する補助制度が予定する市の責任を超えて市の単独補助として行うものであり、原則廃止とする。その際、必要な場合に限り、激変緩和措置を講ずる。

※ 補助金の適正化を推進する際に、補助金額の削減率が大きいため補助事業に多大な影響が出るおそれがあると想定される場合は、補助の妥当性に対し客観的な説明が可能であると判断が認めるとときに限り、段階的に削減する等の緩和措置を個別の事情に応じて検討する。

補助金適正化チェックシート(No.1)

作成者

1 補助金の概要		2 所管課としての考え方等	
事業コード 事業名 補助金名		明確な視点① 該当の視点②	
補助金の性質別分類 補助基準(法・要綱等) 補助開始年度 交付先 交付先の分類		理由と今後の改善(いいえ)の場合	
補助対象となる事業 補助の目的 期待される効果 種類、補助額 (補助額の算定方) 補助対象延長の内容 (長期に記入)		該当の視点① 該当の視点②	
交付方法 補助希望額① 今年度交付希望額 補助率(%) 参考データ (前年度実績)		該当の視点① 該当の視点②	
本市以外からの補助金等 備考		該当の視点① 該当の視点②	

2 所管課としての考え方等

明確な視点①		明確な視点②	
①事業の目的内容が市民一人一人へ及ぶべきものか 同一事業(団体)への繰り返しの必要性があるか	非常に高い やや高い やや低い 非常に低い	②公的不特定多数の料金への実現をもつものか 競争的機運に見合ふ効率化が十分に期待できるか 有効性評定が直接執行によりも斟酌によることが実現目的の実現につながるか	非常に高い やや高い やや低い 非常に低い やや高い やや低い
③公的の団体や市民との間公平性は確保されているか 交付先は適正・公平に決定されているか	非常に高い やや高い やや低い 非常に低い	④該当の視点① 該当の視点②	理由と今後の改善(いいえ)の場合
1 構造改革の会計処理・ 使途が透明である	はい いいえ	1 構造改革の会計処理・ 使途が透明である	はい いいえ
2 補助枠内が明確である	はい いいえ	2 補助枠内が明確である	はい いいえ
3 取得点と妥当である	はい いいえ	3 取得点と妥当である	はい いいえ
4 前年度からの継続 率、累積金及び内 部留保金(積立 金)が無い。	はい いいえ	4 前年度からの継続 率、累積金及び内 部留保金(積立 金)が無い。	はい いいえ
5 同様問題の補助利 用者が無い	はい いいえ	5 同様問題の補助利 用者が無い	はい いいえ
6 補助対象者の公事 柄を導きまとば候 付けている	はい いいえ	6 補助対象者の公事 柄を導きまとば候 付けている	はい いいえ
7 通常最もいたる 際への補助である	はい いいえ	7 通常最もいたる 際への補助である	はい いいえ
8 係官や監督官、 係組合等ではなく補 助金としての支出が 適している	はい いいえ	8 係官や監督官、 係組合等ではなく補 助金としての支出が 適している	はい いいえ
9 補助面から見てい ない	はい いいえ	9 補助面から見てい ない	はい いいえ
10 補助の終了(廃止) の予定がある	はい いいえ	10 補助の終了(廃止) の予定がある	はい いいえ
11 所管課としてののこ り(問題点、課題、 特記事項等)	□ 終期到来前に廃止を検討 □ 終期到来前に廃止	11 所管課としてののこ り(問題点、課題、 特記事項等)	□ 終期到来前に廃止を検討 □ 終期到来前に廃止

事業コード		部		課	
予算事業名					
補助金名					
補助金の性質別分類	<input type="checkbox"/> 総務的補助	<input type="checkbox"/> 団体運営補助	<input type="checkbox"/> イベント・大会補助	<input type="checkbox"/> その他事業費補助	
3 見直しの評価・判断					
検証の視点①		見直しの方向(点数①)※優先			
① 必要性	<input type="checkbox"/> 非常に高い <input type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 非常に低い <input type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> やや低い	0	△ 1 楽止(4~29)	□ 2 制減(20~39)	□ 3 改善(28~39) (見直すべき内容)
② 公益性	<input type="checkbox"/> 非常に高い <input type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 非常に低い <input type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> やや低い	40	□ 4 繼続(40)		
③ 有効性	<input type="checkbox"/> 非常に高い <input type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 非常に低い <input type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> やや低い				
④ 公平性	<input type="checkbox"/> 非常に高い <input type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> やや低い <input type="checkbox"/> 非常に低い <input type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> やや低い				
検証の視点②		見直しの方向(点数②)			
1 補助金の会計処理・帳送が遅切である	<input type="checkbox"/> はい いいえ	0	■ 1 楽止(0~19) (注)1,460~1,499 △ 2 制減(18~50) (注)1,460~1,499 □ 3 改善(28~48) (注)1,460~1,499 ○ 4 繼続(54~60) (注)1,460~1,499	60	□ 楽止
2 補助対象費の範囲・内容が明確である	<input type="checkbox"/> はい いいえ		△ 3 楽止(0~22) (注)1,460~1,499 □ 4 繼続(54~60) (注)1,460~1,499	0	□ 制減 (参考)
3 補助金額・補助率が現時点で妥当である	<input type="checkbox"/> はい いいえ	0	□ 1 楽止(0~19) (注)1,460~1,499 △ 2 制減(18~50) (注)1,460~1,499 □ 3 改善(28~48) (注)1,460~1,499 ○ 4 繼続(54~60) (注)1,460~1,499	100	□ 第一次判定(方針)
4 前年度からの繰越金・剰余金が無い及び内部留保資金・預り金がある	<input type="checkbox"/> はい いいえ	0	□ 1 楽止(0~19) (注)1,460~1,499 △ 2 制減(18~50) (注)1,460~1,499 □ 3 改善(28~48) (注)1,460~1,499 ○ 4 繼続(54~60) (注)1,460~1,499	0	□ 楽止
5 同様・同様の地盤形態が無い	<input type="checkbox"/> はい いいえ	0	□ 1 楽止(0~19) (注)1,460~1,499 △ 2 制減(18~50) (注)1,460~1,499 □ 3 改善(28~48) (注)1,460~1,499 ○ 4 繼続(54~60) (注)1,460~1,499	0	□ 制減
6 補助対象者の公募制を導入または採択している	<input type="checkbox"/> はい いいえ	0	□ 1 楽止(0~19) (注)1,460~1,499 △ 2 制減(18~50) (注)1,460~1,499 □ 3 改善(28~48) (注)1,460~1,499 ○ 4 繼続(54~60) (注)1,460~1,499	0	□ 内容に応じて削減
7 通常を越えた経費への補助である	<input type="checkbox"/> はい いいえ	0	□ 1 楽止(0~19) (注)1,460~1,499 △ 2 制減(18~50) (注)1,460~1,499 □ 3 改善(28~48) (注)1,460~1,499 ○ 4 繼続(54~60) (注)1,460~1,499	0	□ 他の補助と競争枠合
8 受託や監修執行・負担金等での支出が過している	<input type="checkbox"/> はい いいえ	0	□ 1 楽止(0~19) (注)1,460~1,499 △ 2 制減(18~50) (注)1,460~1,499 □ 3 改善(28~48) (注)1,460~1,499 ○ 4 繼続(54~60) (注)1,460~1,499	0	□ 通常費補助から事業費補助に転換
9 補助額はから別の団体へ再補助している	<input type="checkbox"/> はい いいえ	0	□ 1 楽止(0~19) (注)1,460~1,499 △ 2 制減(18~50) (注)1,460~1,499 □ 3 改善(28~48) (注)1,460~1,499 ○ 4 繼続(54~60) (注)1,460~1,499	0	□ 委託料に転換
10 補助の終了(廃止)の予定がある	<input type="checkbox"/> はい いいえ	0	□ 1 楽止(0~19) (注)1,460~1,499 △ 2 制減(18~50) (注)1,460~1,499 □ 3 改善(28~48) (注)1,460~1,499 ○ 4 繼続(54~60) (注)1,460~1,499	0	□ 財組合に正規
第一次判定結果		補助申請額	審査額	差額	割合
					#DIV/0!

(見直しの具体的な内容)

経過措置等の判断、考慮すべき特徴等		補助申請額			
最終判定	(判定結果及びコメント)	補助申請額	審査額	差額	割合
終期既定	→	□ 楽止	□ 楽止		
平成年度		□ 楽止	□ 楽止		

(終期に限り樂止) 楽止期間に限り樂止 (ただし、終期に限り樂止を再検討する場合) 年度改正化を図る)